

# クリーニング ハンドブック 2016



全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

## 発刊にあたって

都道府県組合役員・支部長を中心としたクリーニング業界指導者の皆様におかれましては、日頃よりクリーニング業界の健全な発展、組合の活性化並びに各般事業の推進に多大なご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会では、本冊子「クリーニングハンドブック 2016」を発刊する運びとなりました。

このハンドブックは、クリーニング業界の指導者必須のバイブルとして、必要な知識・情報をわかりやすく網羅し、なおかつ各種会合等に常に携帯できるようコンパクトに設計されたものですが、2008年版発行以来8年ぶりに厚生労働省補助金の活用により、全面リニューアルして発刊することができました。

クリーニング業界を取り巻く環境は厳しさを増す一方ですが、これは逆の見方をすれば、山積する課題を乗り越えるためにはクリーニング業界の一致団結が不可欠であり、だからこそ生活衛生同業組合という組織の存在が今まで以上に必要となってきた状況だとも言えます。

このハンドブックを活用いただくことで課題解決の一助となり、最終的にクリーニング業界並びに組合組織の発展に結びついていけるのであれば幸甚です。

平成 28 年 3 月

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会  
会長 小池 広昭



# クリーニングハンドブック 2016

<b>第1部 私たちの組合組織</b> .....	7
1-1. 生活衛生同業組合とは(法的根拠と役割・機能).....	8
1-1-1. 生衛法の目的と制定経緯.....	8
1-1-2. 生衛業に関する政策体系.....	10
1-1-3. 生衛法の仕組みと関係法令との関係.....	12
1-1-4. 振興指針・振興計画.....	14
1-1-5. 生活衛生営業指導センター.....	16
1-2. なぜ生衛組合は必要なのか(組合組織のメリット).....	18
1-2-1. クリーニング事業者に内在するリスク.....	18
1-2-2. クリーニング業の抱える課題とその背景.....	20
1-2-3. 生衛組合の役割と機能.....	22
1-2-4. 組合だからできること.....	24
1-3. 全ク連の組織と役割.....	26
1-3-1. 全ク連の組織.....	26
1-3-2. 全ク連の役割と具体的取り組み.....	28
1-3-3. クリーニング総合研究所.....	30
1-3-4. 全国クリーニング業政治連盟.....	32
1-3-5. 全国クリーニング会館/史料展示室.....	34
1-4. 加入促進の必要性とその進め方.....	36
1-4-1. なぜ加入促進(大同団結)が必要なのか.....	36
1-4-2. 加入促進に向けた準備と流れ.....	38
1-4-3. 具体的アプローチ方法.....	40
1-4-4. 加入勧奨時のアピールポイント.....	42
<b>第2部 クリーニング事業者の社会的責任</b> .....	45
2-1. クリーニング業法.....	46
2-2. 事業者に求められる「4つの安全・安心」.....	52
2-3. お客さまと品物に対する配慮(利用者利益の擁護と事故防止).....	60
2-3-1. 消費者基本法、消費者契約法等.....	60
2-3-2. クリーニング契約の意味合いと性格.....	62
2-3-3. クリーニング業の特異性と説明責任.....	64
2-3-4. 作業工程と検品.....	66

2-3-5. 苦情・事故対応の心得	68
2-3-6. クリーニング師研修・業務従事者講習	70
2-4. 従業員に対する配慮	72
2-4-1. 雇用条件の整備	72
2-4-2. 作業環境の安全対策、職場環境の改善対策	76
2-4-3. 社会保険、福利厚生への整備	80
2-5. 近隣住民に対する配慮	84
2-5-1. 公害防止対策	84
2-5-2. 火災発生防止対策（建築基準法 / 消防法等）	86
2-5-3. 集配車の交通安全対策	90
2-6. 地球環境に対する配慮	92
2-6-1. 大気汚染防止	92
2-6-2. 水質汚濁防止 / 地下水汚染防止	94
2-6-3. 土壌汚染防止	96
2-6-4. 廃棄物処理にかかる規制	98
2-6-5. 溶剤適正管理	100
2-7. 事業者から期待される取組み	102
2-7-1. エコロジカル・クリーンライフの推進	102
2-7-2. 省エネ・省資源化対策の推進	104
2-7-3. 消費者教育、学校教育	106
2-8. 各種届出申請等一覧	108

### **第3部 組合員の経営のヒント** 115

3-1. クリーニング業界ビジョン	116
3-1-1. クリーンライフ思想	116
3-1-2. クリーンライフビジョン 21	118
3-1-3. 第4次・クリーニング業界ビジョン	120
3-1-4. マシーンリング・システム	122
3-1-5. 洗太くんとカゴちゃん	124
3-2. クリーニング業の標準営業約款	126
3-3. 日本政策金融公庫の融資制度	128
3-4. 優遇税制	132
3-5. 各種あっせん事業	134
3-6. クリーニングニュース	136

<b>第4部 全ク連事業</b> .....	139
4-1. 需要拡大・消費者啓発 .....	140
4-1-1. クリーニングギフト券 .....	140
4-1-2. 全ク連のPR戦略 .....	144
4-1-3. クリーニングの日と消費者啓発活動 .....	146
4-1-4. 白ブレザー／みのりの箱募金 .....	148
4-2. 人材育成・技術力向上 .....	150
4-2-1. クリーニング技術部会 .....	150
4-2-2. 中央青年部会 .....	154
4-3. 福利厚生制度 .....	158
4-3-1. 全国生命共済制度 .....	158
4-3-2. 火災共助制度 .....	162
4-3-3. 災害見舞金制度 .....	164
4-3-4. 国民年金基金／企業年金基金 .....	166
4-3-5. 表彰制度 .....	170
4-4. クリーニング事故防止・消費者保護 .....	172
4-4-1. 事故品鑑定業務 .....	172
4-4-2. クリーニング総合賠償制度 .....	174
4-4-3. クリーニング事故賠償基準 .....	176
4-4-4. 公衆衛生の維持向上対策 .....	178
4-5. 業界環境向上対策 .....	180
4-5-1. クリーンライフ協会 .....	180
4-5-2. 日本クリーニング環境保全センター .....	182
4-5-3. 日本繊維製品・クリーニング協議会 .....	184
4-5-4. CLV (クリーンライフビジョン) 21 展示会 .....	186
<b>第5部 関連資料</b> .....	189
5-1. 洗濯表示 新旧対照表 .....	190
5-2. クリーニング業の振興指針 .....	196
5-3. クリーニング事故賠償基準 .....	204
5-4. 連合会の歩み .....	229
5-5. 関連データ (施設数、クリーニング需要等推移) .....	260
5-6. 都道府県クリーニング組合名簿 .....	264
5-7. 都道府県衛生主管課名簿 .....	266
5-8. 都道府県生活衛生営業指導センター名簿 .....	268
5-9. 関連官公庁・関連機関等電話帳 .....	270



# 第1部

## 私たちの組合組織

- 1-1. 生活衛生同業組合とは（法的根拠と役割・機能）
- 1-2. なぜ生衛組合は必要なのか（組合組織のメリット）
- 1-3. 全ク連の組織と役割
- 1-4. 加入促進の必要性とその進め方

## 1-1-1. 生衛法の目的と制定経緯

戦後の経済復興の中で第3次産業の就業者は著しく増加しましたが、中でも生活衛生関係営業（当時：環境衛生関係営業）は過当競争気味となり、中小零細事業者の多い業界の性格もあり、利潤を無視した低料金、低賃金、長時間労働が目立ち、正常な経営が阻止されるとともに、衛生措置の低下が憂慮されるようになりました。

また、生活衛生関係営業は、国民の日常生活にとって極めて密接な関係を有する重要な営業であることから、食品衛生法、クリーニング業法等それぞれの法規をもって施設水準の営業上遵守すべき基準を定め、主として公衆衛生の見地からの衛生規制が行われていましたが、組合員の強い要望で公衆衛生の一層の向上と増進に資するには直接的規制だけでは不十分であり、これら営業者の経営の安定のための措置を講ずることが必要とされました。

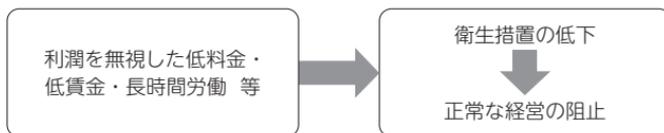
生衛法の目的は、生衛組合等の営業者の自主的活動を促進するとともに、料金等の規制、営業の振興、経営の健全化の指導、苦情の処理体制の整備、表示の適正化等により、経営の健全化と振興等を通じた衛生水準の確保・向上を図り、あわせて利用者及び消費者の利益を擁護することを目的としています。

その制定に当たっては、各団体の全国の組合員が結束し、総決起集会を開き、行政機関、国会等に対する運動を日夜繰り広げる等苦難を極めました。

営業者として、生衛法の制定経緯とこれまでの歩みが、今日の生衛業の礎（いしずえ）になっていることを忘れてはなりません。

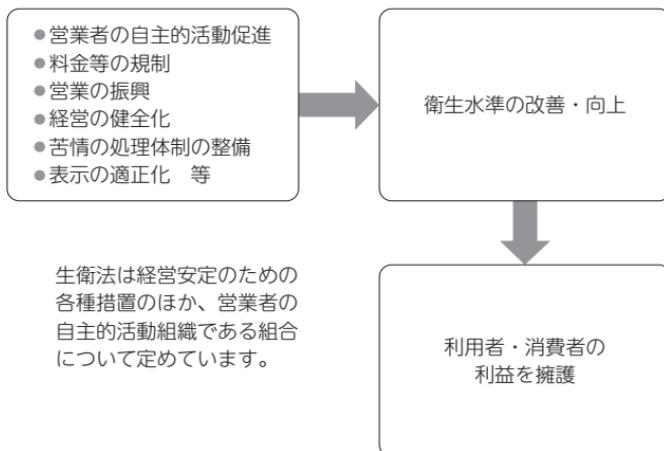
- ・昭和31年5月法案（旧名：「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」）が第24国会に議員立法で上程されるが、継続審査となる
- ・12月 第25国会でも継続審査となる
- ・昭和32年5月 第26国会にて成立  
6月3日 公布（法律第164号）  
9月2日 施行

## 制定の背景



零細事業者が多い業界でもあり、過当競争が生じ、衛生面に手が回らず、消費者・利用者の利権を守ることが困難となっていました。

## 法の目的



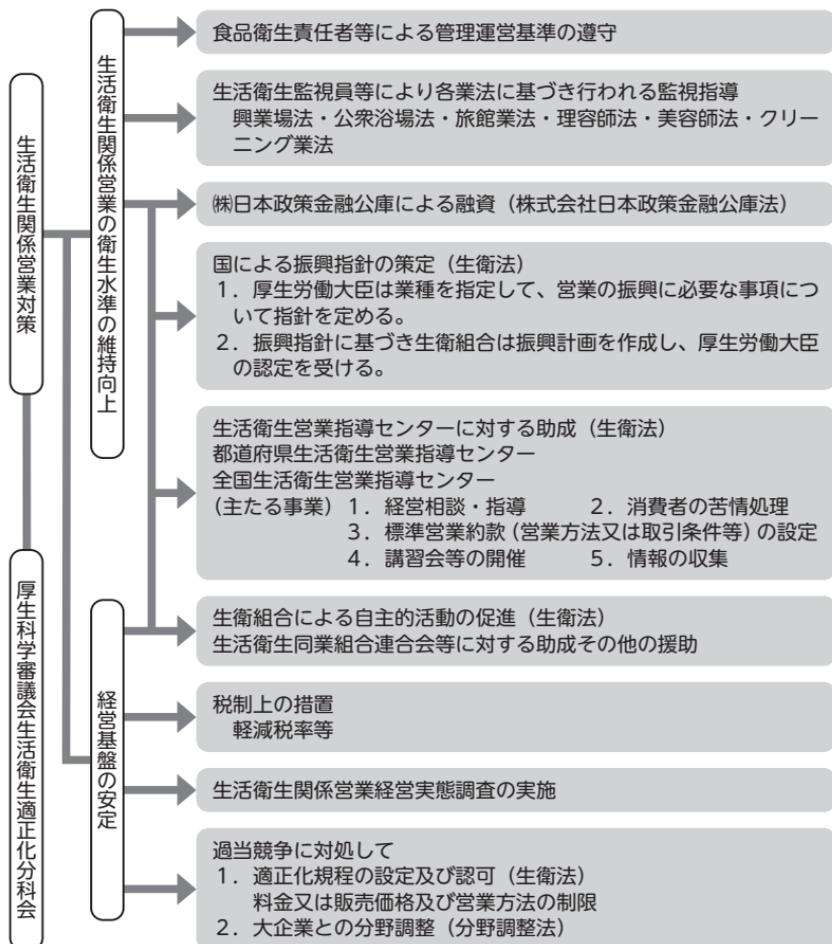
生衛法は経営安定のための各種措置のほか、営業者の自主的活動組織である組合について定めています。

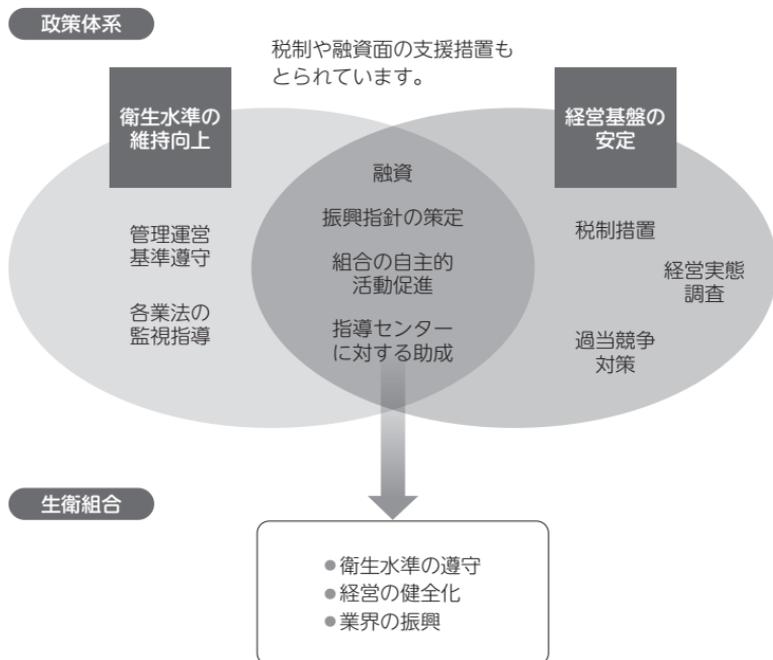
## 1-1-2. 生衛業に関する政策体系

生衛業については、生衛法を基本法として、「衛生水準の維持向上」と「経営基盤の安定」を図るため、次のような政策体系が構築されています。

生衛組合は、「衛生水準の維持向上」と「経営基盤の安定」の両面から、自主的活動を行います。そのために、各種の支援措置がとられています。

### 政策体系図





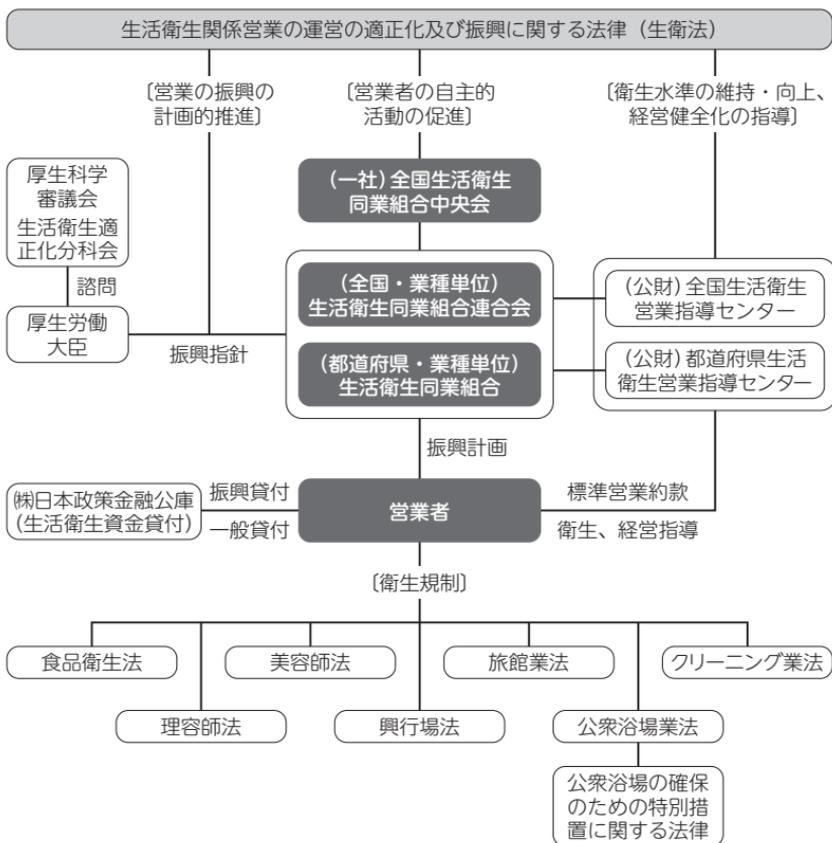
生衛組合は、生衛法に基づいて都道府県単位で設立された自主的な活動団体です。

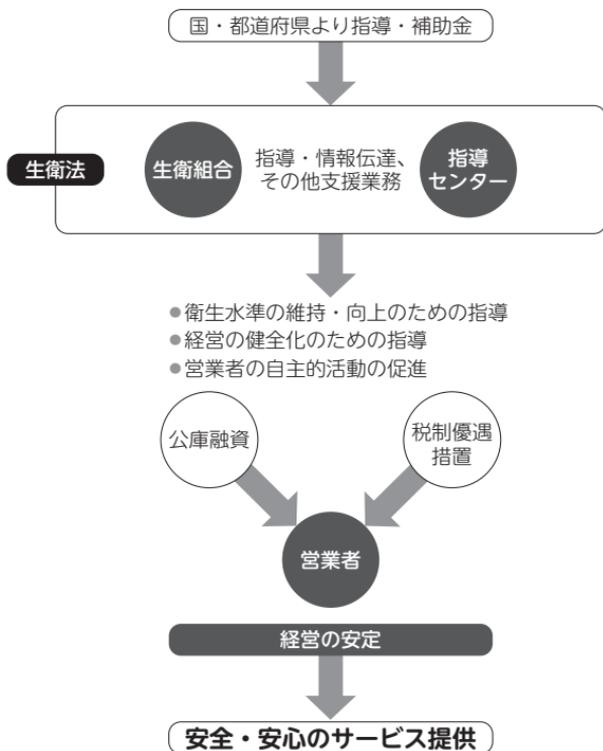
### 1-1-3. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)の仕組みと関係法令との関係

各生衛業種には、衛生規制に関する法律がありますが、生衛法は、各業種に共通する基本法です。

生衛組合は、営業者の自主的活動の促進を図る中核的な組織です。

#### 生活衛生関係諸法の体系





生衛組合と指導センターからの様々な指導・支援を通じて、営業者から消費者へ安全・安心のサービスを提供します。

## 1-1-4. 振興指針・振興計画

### 【振興指針】

- ◇振興指針は生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として設定するもので、都道府県組合が策定する振興計画の基準となるものです。
- ◇振興指針には、①営業の振興の目標に関する事項、②クリーニング業の振興の目標を達成するために必要な事項、③営業の振興に際し配慮すべき事項等が盛り込まれています。
- ◇なお、クリーニング業の振興指針は昭和57年に設定され、平成26年2月に7回目の改正がされています

### 【振興計画】

- ◇振興計画は、組合等が組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するもので、振興指針の内容を具体化したものといえます。
- ◇振興計画には、①振興事業の目標、②振興事業の内容及び実施時期、③振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法が記載されています。
- ◇この振興計画は、クリーニング業の場合、47都道府県全てで既に認定されています。
- ◇振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫の振興貸付の対象となり、融資が有利な条件で適用されます（⇒128p参照）。これは組合員だけの特典です。

### 【クリーニング業の振興指針のポイント】

#### ①振興の目標に関する事項

クリーニング業が、国民生活の向上に貢献できるよう、経営環境や国民ニーズ、衛生課題に適切に対応しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、専門性や技術力、地域密着、対面接客等の特性を活かし、事業の安定と活力ある発展を図る。

- 衣類の保全に係る総合的なサービス業としての情報ステーション
- サービスの質やこれに対応した価格に関する認知度の向上
- 事故等の防止、消費者の信頼の構築、環境保全

- 高齢者等のニーズへ対応、地域の高齢者等の買い物弱者から頼られる存在
- 衛生水準の向上、技術・サービスの向上、利用者への情報提供等

### ②目標を達成するために必要な事項

営業者は、衛生確保に適切に取り組むとともに、経営環境や市場を十分に把握・分析し、独自の強みを見出し、経営方針を明確化し、付加価値や独自性、顧客満足度を高めていくため、次のような取組を実施することが期待。

- 店のコンセプトの明確化とそれに対応した店づくり
- 重点サービスの明確化とサービスの充実（抗菌・UV加工等の付加価値加工、仕上がりの違いの体験のためのお試しサービス、衣類以外のクリーニング等のサービスの多様化等）
- 衣類の特徴にあった洗濯・保管に関する知識の提供
- 高齢者等への集配サービス等

### ③営業に際し配慮すべき事項

環境の保全・省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進、少子高齢化社会への対応、地域との共生（地域コミュニティの再生・強化、商店街の活性化）、東日本大震災への対応営業者に対する支援・行政施策・政策金融

- 組合・連合会  
営業者支援、研修会、相談・助言、消費者保護（賠償保険等）、情報提供、広報等
- 全国指導センター・都道府県指導センター  
指導・助言、情報提供、効果測定支援、政策提言等
- 国・都道府県・日本政策金融公庫  
政策支援（予算・金融・税制）、指導監督、相談、情報提供等

## 1-1-5. 生活衛生営業指導センター

### 【全国生活衛生営業指導センター】

〈指 定〉

厚生労働大臣が全国に1を限って指定した公益財団法人（昭和55年4月1日設置）

〈目 的〉

都道府県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から生活衛生関係営業全般の健全なる発達を図る。

〈事 業〉

- (1)生活衛生関係営業全般に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (2)生活衛生関係営業全般に関する調査研究を行うこと。
- (3)都道府県生活衛生営業指導センターの事業について、連絡調整を図り、及び指導すること。
- (4)生活衛生同業組合連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること。
- (5)標準営業約款を作成すること。
- (6)都道府県生活衛生営業指導センターの行う生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導又は苦情処理に係る業務を担当する者を養成すること。
- (7)生活衛生同業組合連合会の行う生活衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に関し技術指導を行うこと。
- (8)その他付帯する事業。

## 【都道府県生活衛生営業指導センター】

〈指 定〉

都道府県知事が都道府県に1を限って指定した公益財団法人(昭和55年度～昭和60年度にかけて47か所設置)

〈目 的〉

区域内の生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

〈事 業〉

- (1)生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うこと。
  - (2)生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び組合を指導すること。
  - (3)標準営業約款に関し営業者の登録を行うこと。
  - (4)生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
  - (5)生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
  - (6)その他付帯する事業。
- (住所等は268頁参照)

## 1-2-1. クリーニング事業者に内在するリスク

### 【クリーニング業の特性】

クリーニング業はサービス業に分類されているが、同時に製造（加工）業としての側面も持ち合わせています。したがってリスクの洗い出しにおいても、その両面から行うことが必要となります。

また、こうした業としての性格から、下記の通りクリーニング業は他のサービス業とは大きく異なる特性があります。これらはクリーニング業の強みであると同時に、「クレーム」をはじめとするクリーニング業独自のリスクを生み出す原因ともなっていることを理解しておく必要があります。

#### 【クリーニング業の特性】

- ◇利用者の所有物（財産）を預かって取引が成立する（リネンを除く）
- ◇サービスが利用者の目の前（リアルタイム）で行われない
- ◇一回の取引で2回の接触がある

他の一般的なサービス業においては、消費者（利用者）は現在進行形で直接サービスを受受するので、万が一トラブルやクレームが生じても、多くはその場で苦情処理は完結することができます。

一方、クリーニング業の場合、苦情は過去形で始まります。工程中に生じた明らかなミスは別にしても、事故ではないのに苦情となるケースも多く、これは利用者が期待していたサービス（汚れの落ち具合等）と、実際に提供されたサービス（仕上がり状態）が一致しないことが原因となっています。つまり、サービスに対する認識のズレが苦情、つまりリスクを生み出しているのです。

### 【地域密着性】

クリーニング業の大きな特徴として「地域密着性」が挙げられます。大半の店舗・工場は住宅又は商業地域に立地されていますが、このことから二つのリスクが内在されていることがわかります。

一つ目は、火災リスクや環境リスクが生じた場合、近隣住民に甚大な被害を及ぼす可能性があるということで、もう一つは、地域社会への貢献です。あまり、リスクという側面からは捉えにくいかもしれませんが、地域で根付いた商売であるがゆえに、仕事のみならず地域行事への参加状況などを含めて、どのような「評判（評価）」を得るかによって、大きな違いが生じます。

特に悪評が広がった場合、事業を継続していく上で致命的となる可能性を内在していると認識することが必要です。

### 想定されるリスク(例)

大分類	中分類	項目	主な事象等
外部環境 リスク	自然災害	大規模地震	家屋・工場の倒壊／機械設備の損壊／火災等
		台風・風水害	浸水／停電／看板等の飛散等
		雪害・雷害他	家屋・工場倒壊／落雷による火災等
		自然災害全般	ライフライン切断／預り品の滅失／溶剤流出等
		その他	
	火災	火災(内的要因)	ドライ機等の爆発／漏電／失火／賠償責任等
		火災(外的要因)	類焼／放火等
		その他	
	環境保全	排出規制	大気汚染／水質汚濁／地下水汚染
		廃棄物処理	適正管理／適正処理等
		土壌汚染	浄化費用／不動産価値の低下／風評被害等
		騒音・振動・臭気他	近隣住民からの苦情等
		省資源化対策	ハンガー等回収／エコバッグ導入等
		地球温暖化防止	クリーンエネルギーへの転換／エコドライブの実践等
その他		上乘せ条例／過剰報道等	
業務 リスク	従業員	雇用管理	雇用契約／就業規則／賃金／パート労働者等
		勤怠	欠勤・総休・遅刻／長期入院／流感等
		就業中トラブル	交通事故／労働災害／顧客とのトラブル等
		重大過失	横領／架空計上／使い込み／刑事事件等
		その他	冠婚葬祭(慶弔規程)／福利厚生等
	工場業務	作業環境	労働安全／衛生管理／休憩室／防火体制等
		機械設備	故障／老朽化／衛生管理／日常点検等
		溶剤管理	溶剤・シミ抜き剤等の適正管理／適正使用等
		品質管理	風合変化／溶剤残留(化学やけど)等
		品物管理	紛失誤配防止／適正処理／情報伝達等
		その他	
	接客業務	接客対応	接客マナー／苦情処理／クレーマー対策等
		受渡し業務	相互確認／説明責任／不在時の対応(集配時)等
		売上金管理	盗難／着服等
		その他	
	店舗管理	掲示物	苦情の申出先／料金表等
		防犯体制	盗難防止／火災警報器／消火設備／強盗対策等
		品物管理	紛失誤配防止／滞留品解消／
その他			
経営 リスク	事業継続	事業承継	後継者育成等
		経営戦略	資金繰り／設備投資／取引条件の改善／等
		売上確保	サービスの充実／競合店との差別化等
		トラブル対策	訴訟／賠償問題／風評被害／クレーム対応等
		雇用確保	適正労働力確保／緊急時(集団感染等)の対応等
	その他		
	社会的責務 (CSR)	利用者擁護	説明責任／情報開示等
法令遵守		届出／義務違反等	
情報管理		個人情報流出等	
その他			

## 1-2-2. クリーニング業の抱える課題とその背景

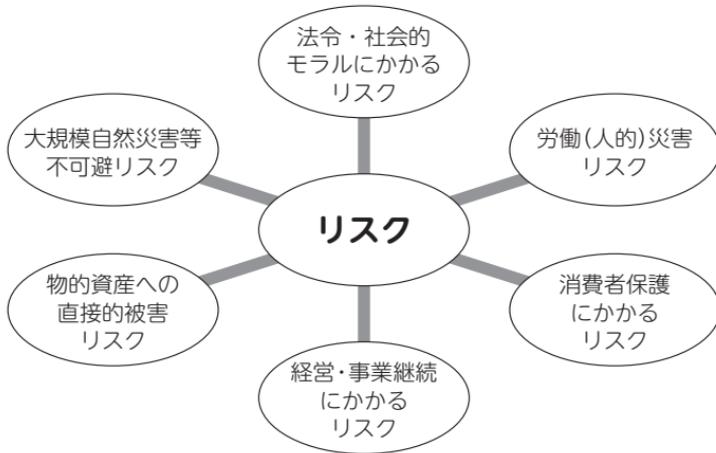
### 【クリーニング業を取り巻く環境】

クリーニング需要は平成4年をピークにほぼ毎年減少を続けており、経営環境は年々厳しさを増してきている。特にバブル崩壊後の景気の低迷、団塊の世代の定年退職が象徴する就労人口の低下、カジュアル化の進展、各種コストの上昇等、下表の通り幾多の要因が経営継続の困難化と結びついてきている。

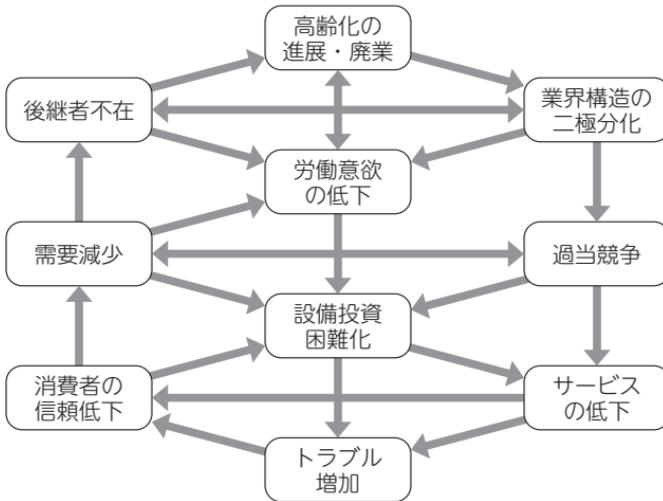
一方、いくつかの社会問題を背景に企業の社会的責務（CSR）やコンプライアンス（法令遵守）に対するハードルは年々高くなってきており、こうした責務が履行されているか否かが商品やサービスを選択する際の重要な要素になってきている。

内的要因	<ul style="list-style-type: none"><li>・需要減少＝過当競争の進展＝サービスの質の低下</li><li>・売上の減少＝コスト上昇＝設備投資意欲の減退</li><li>・経営者の高齢化＝後継者不在＝新規不参入（異業種を除く）＝廃業の進展</li><li>・IT化の立ち遅れ＝顧客管理・品物管理の不徹底＝紛失・誤配</li><li>・消費者保護対策の立ち遅れ＝事故防止対策の推進</li><li>・労働環境の改善＝人材確保困難化＝人件費の高騰（パート労働者）</li></ul>
外的要因	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様化するニーズ・利便性の追求への対応</li><li>・環境保全対策（VOC、土壌汚染、廃棄物処理等）</li><li>・省資源化・地球温暖化防止対策（ノー包装、エコ・ドライブ等）</li><li>・就労人口の減少＝高齢社会の到来</li><li>・原油価格変動の影響</li><li>・大規模自然災害リスク</li><li>・利用者のクリーニング離れの進展（節約対象／衣類のカジュアル化等）</li><li>・家庭用洗濯機・洗剤等の性能向上</li></ul>

クリーニング業におけるリスクの種別



クリーニング業界内の要因のマトリックス



## 1-2-3. 生衛組合の役割と機能

☆同業者組合であることの意義・目的

⇒「業にかかる共通の弊害を防止し、共同の利益を図ること」

### 都道府県組合の役割

#### 1. 公衆衛生の維持向上（組合設立根拠＝生衛法の理念）

- ①公衆衛生の維持向上にかかるサービスの低下を抑制するための適正化規程などの調整機能 等
- ②公衆衛生の維持向上という目的達成のために必要な経営の健全化に向けた機会づくり（講習会等）や指導 等
- ③衛生設備充実のための振興計画策定・融資制度（公庫） 等
- ④利用者擁護、事故防止のための講習会等の開催、必要な情報の受発信 等
- ⑤上記各目的達成のために必要な補完事業

#### 2. 業界（組合員）を守る・業界（組合員）をPRする

- ①外的要因等によりクリーニング業界、または組合員に悪影響が及ぶもの、あるいはその懸念が強いものへの対応
  - 1）経営環境悪化要因（環境規制の強化、増税等経営負担増加、風評被害等）
  - 2）大企業進出、共通弊害要素（コイン施設、新型感染症、消臭剤問題等）
- ②地域行政、関係機関との折衝、調整
- ③クリーニング業の信頼向上に向けた事故防止指導、利用者啓発事業、地域社会貢献促進（ボランティア、弱者支援）

#### 3. 組合員への利益還元

- ①需要拡大、消費者PR事業
- ②共同購入、資材あっせん事業
- ③サービス、技術向上促進事業（講習会の開催等）
- ④次世代育成事業（青年部、事業承継等）
- ⑤福利厚生事業

### 全ク連の役割

- ①全国的な展開が必要な事業
- ②複数地域にまたがる課題への対応
- ③中央官庁等との折衝、調整
- ④国会等への対応（法改正等）
- ⑤組合が行うよりスケールメリットが大きい事業
- ⑥組合が行う事業への支援、バックアップ
- ⑦クリーニング総合研究所の運営
- ⑧全国規模のイベント・調査等の実施
- ⑨情報の収集、発信
- ⑩その他、組合、業界に必要な事業

## 組合活性化の不可欠要素(組合員の三大義務)

◎組合費の納入(=納税)  
→組合運営、事業推進のための財政基盤

◎事業・組合活動への理解(=教育)  
→組合事業等を推進するための体制基盤

◎事業への協力・参加(=勤労)  
→スケールメリットを生み出すための実施基盤

◎組合費収入(組合員数)の減少  
・高齢化、後継者不在による廃業  
・売上げ減少、人間関係悪化等による脱退  
・会費値上げ困難(脱退加速懸念)  
→結果として組合財政基盤の弱体化

◎情報伝達の動脈硬化  
・時間的ロス(理事会→支部会経由)  
・伝達者の主観の介在  
・第三者(機材商、ネット等)からの誤った情報  
→結果として事業趣旨の不浸透→不信感

◎加入メリットの希薄化  
・組合員減少によるスケールメリットの低下  
・高齢化等による事業参画意識の低下  
・事業実施原資欠如(組合員負担の困難化)  
→結果として直接的メリットの低下

組合組織基盤の弱体化

現状・傾向・課題

## 1-2-4. 組合だからできること

### 【法定組合だからできること】

- ◇行政機関との太いパイプ／行政からの迅速かつ正確な情報の提供
- ◇各種協定（防犯・災害・レジ袋削減等）等の締結
- ◇インターンシップ等学校教育への貢献 等

### 【生活衛生（生衛）組合だからできること】

- ◇保健所との連携（新型コロナウイルス対策） 等
- ◇他の生衛業との連携によるスケールメリット  
→独自融資制度、独自政治連盟、法規制への対応 等
- ◇連携した地域キャンペーン等の実施（生衛フェスティバル） 等

### 【同業者組合だからできること】

- ◇資材、機材等の共同購入／共同宣伝／共同工場展開等による経営効率化、コスト削減
- ◇万が一の際の相互扶助（機械故障時、病気等の際の業務代行等）
- ◇共通の課題、悩みに関するセミナー等の開催 等

### 【地域密着型組合だからできること】

- ◇地域防犯活動（こども110番／高齢単身世帯への見回り） 等
- ◇各種ボランティア活動（老人ホームのふとんクリーニング） 等
- ◇地域イベントとの連携（クリーニングの日キャンペーンとの連動） 等

#### もし、生衛組合がなくなったら……

見えない傘に守られた経営リスクが直接降りかかったり、これまで実現できたことが実現しにくくなったりすることが考えられます。

法律改正など、個々の経営者では対応できない問題に直面した時、対応する窓口がなくなる可能性が高くなります。

## 組合がもつ3つの機能(加入のメリット)

### もしもの時の支えに…

近年、毎年のように発生する大規模自然災害。

思いもかけず突然降りかかってくる火災や事故、病気、機械の故障…  
最悪の場合、事業の継続が困難になってしまうような災害や災難にいつ見舞われてしまうかは誰にもわかりません。

万が一、そうした事態に陥った時、全国の同業の仲間が可能な限りの援助と支援を行っています。

**相互扶助の精神こそが組合の原点なのです**

### クリーニング業を守る…

環境や安全対策に係る規制強化は毎年のように行われています。

あるいは、大手流通業など、異業種による業界進出。

更には、アパレル、家電・洗剤メーカー等をめぐる各種対応…

こうしたクリーニング業界に次々と外部から押し寄せる諸問題に対し、皆様の経営に過度の負担や不利益が生じないように、国会や行政との調整、関連各業界との折衝、マスコミ対応等を行っています。

**組合は皆様の経営を守る見えない傘なのです**

### 経営をサポートする…

組合員だけが利用できる無担保融資制度や各種資材の共同購入による廉価での提供など、経営負担軽減化のサポートを行っています。

また、経営、技術、衛生等に係る講習会の開催や人材育成のための教育制度や次世代育成を目的とした青年部活動なども展開しています。

更には、一般消費者へのクリーニング知識普及のための啓発活動や需要拡大に向けた各種調査やキャンペーンなどを幅広く実施しています。

**多彩なメニューの中から必ずメリットが見つかります**

## 1-3-1. 全ク連の組織

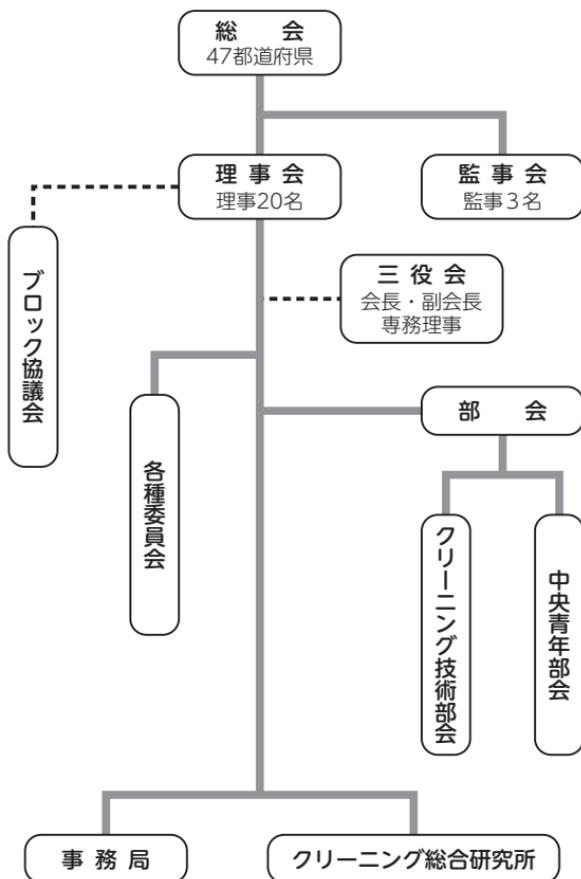
### 【全ク連経歴書】

- ◇名 称：全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
- ◇所 在 地：東京都新宿区若葉1-5 全国クリーニング会館
- ◇設 立：昭和33年4月18日
- ◇出 資 金：72,160,000円
- ◇取引銀行：三菱東京UFJ銀行 四谷支店／四谷三丁目支店
- ◇会 員 数：47都道府県組合
- ◇役職員数（平成28年3月31日現在）
  - ①役員数：理事20名（うち常勤役員3名） 監事3名
  - ②職員数 16名（うち兼務役員2名）
- ◇所管官庁：厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部  
生活衛生課
- ◇設立根拠：「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（昭和32年6月・法律第164号）に基づき設立された特殊法人
- ◇目 的：クリーニング業者の経営の健全化、安定化に資するための措置を講じ、その衛生水準の維持向上を図ることによって公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する
- ◇歩 み：229p～参照

### 【会 員】

- ◇全ク連の会員は組合です。また都道府県組合は全て全ク連に加入することが法律で義務付けられています。
- ◇会員たる組合は解散した場合のみ、脱退となります。
- ◇会員は、全ク連総会において、おのおの1個の平等の議決権を有しています。
- ◇会員は定款の定めに従い、会費を負担する義務を負います。また、使用料並びに手数料の支払も義務付けられています。
- ◇会員は、名称・所在地・役員氏名・組合員数等に変更があった場合は、遅滞なく全ク連に報告することも義務付けられています。

## 【全ク連組織図】



## 1-3-2. 全ク連の役割と具体的取り組み

### 【全ク連の役割】

#### ①全国展開が必要な事業

クリーニングギフト券の発行、クリーニング事故賠償基準の策定、公衆衛生・環境保全対策全般 等

#### ②複数地域にまたがる課題への対応

大規模自然災害への対応／建築基準法問題／廃棄物処理問題／コンビニ業界・JR各社等のクリーニング業進出への対応 等

#### ③中央官庁等との折衝、調整

厚生労働省、消費者庁、経済産業省、環境省、国土交通省等関係する中央官庁との協議・調整

#### ④国会等への対応（法改正等）

クリーニング業法・生衛法等関連法令改正、税制優遇措置、公庫融資拡充等、国会での審議・調整が必要な事項に対する折衝 等

#### ⑤組合が行うよりスケールメリットが大きい事業

共済・共助事業、年金基金等福利厚生事業全般、賠償保険制度、ポスター・チラシ等の作製、斡旋品 等

#### ⑥組合が行う事業への支援、バックアップ

- ・講師・役職員派遣、振興計画等書類作成補佐
- ・各種事業成果に対する報奨金・手数料等金銭的支援（成果報酬）
- ・IP電話導入による組合通信費の削減
- ・パソコン・FAX等支給による事務効率化、コスト削減
- ・加入促進パンフレットの作成・頒布等、組織強化対策への支援 等

#### ⑦クリーニング総合研究所の運営

技術力向上、事故防止、公衆衛生、環境保全 全般対応

#### ⑧全国規模のイベント・調査等の実施

CLV21展示会の主催、クリーニングの日キャンペーン、全国クリーニング大会、消費者アンケート、各種組合員実態調査 等

### ⑨情報の収集、発信

クリーニングニュース・技術情報の発行、ホームページの充実、マスコミ対応、各種情報の受発信 等

### ⑩その他、組合、業界に必要な事業

#### 【クリーニング業界を守る防波堤としての全ク連の主な取り組み】

##### ◇大企業等の業界進出への対応（進出阻止、覚書締結等）

鉄道関係…JR東日本、JR西日本、JR九州、東急電鉄、近鉄 等  
コンビニ関係…セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート 等  
その他…住友商事（マンションボックス）、コスモ石油、ヤマト運輸 等

##### ◇大企業等への対応（事故防止等）

ユニクロ（ダウン表示問題/2度）、P&G（ファブリーズ不当表示） 等

##### ◇行政・法律（立法）関係（反対陳情等）

環境規制関係…フロン全廃、廃掃法、地下水汚染、PRTR法、土壌汚染、VOC、グリーン購入法 等

各種規制関係…適正化存続、労働時間短縮、消費税改正、公庫統合等、厚生年金適用拡大 等

その他…建築基準法、事業仕分け 等

##### ◇大規模自然災害関係（環境規制等）

鹿児島水害、阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災 等

##### ◇公衆衛生関係

コイン施設管理要領、環境ホルモン問題、鳥インフルエンザ、O-157、セレウス菌、新型インフルエンザ 等

##### ◇その他の対応

ドライチェッカー、廃カートリッジ 等

### 1-3-3. クリーニング総合研究所

クリーニング総合研究所は、昭和38年の設立以来、常にクリーニング技術の拠点としての役割を担ってきました。平成10年、全国クリーニング会館取得に際して横浜市戸塚区の研究所施設を売却した際は、技術の拠点が失われるという危惧の声もありましたが、全国クリーニング会館内においてもその機能は全く損なわれておらず、むしろ「クリーニング技術の情報発信基地」として進化しつづけています。

- ◇クリーニング総合研究所の設立以来の一貫したテーマ（精神）は、「クリーニング事故防止」と「組合員の技術力の向上」です。
- ◇「クリーニング事故防止」については、設立当初から実施している事故品鑑定業務を核に、ここで蓄積したノウハウを基に、アパレル・繊維メーカーとの交渉も行い、必要に応じては「クリーニング不適衣料品」の指定・追放活動等も行ってきました。
- ◇「組合員の技術力向上」には、クリーニング技術部会（⇒150p参照）が大きな役割を果たしています。このクリーニング技術部会は研究所が中心となって運営をおこなっています。
- ◇更に研究所が担う大きな役割は「環境保全対策」と「公衆衛生の維持・向上」です。
- ◇環境保全に関しては、ドライ溶剤を中心に年々規制の厳しくなる環境規制に、組合員が適正に対応できるよう研究・指導を行っています。最近では、パークの土壌汚染や使用工場の作業環境濃度について規制強化の動きがあり、防波堤としての役割を担っています。
- ◇公衆衛生に関しては、新感染症と呼ばれる新型インフルエンザなどへの対応や、セレウス菌などに関する問題への対応を「クリーニングと公衆衛生に関する研究委員会」とのスクラムのもと、対応に尽力しています。
- ◇環境規制並びに公衆衛生への対応については、「組合員の経営の安定化」にも資する役割を担っていると言えます。

## 研究所機能の充実策について

### ①テストプラント機能の補完、代替えについて

- クリーニング処理基準に準拠した洗浄、乾燥、仕上げ処理……事故品鑑定に必要な再現試験、各種衣料品の耐クリーニング性を確認する試験など基本的にクリーニング処理基準に準拠して行っていた洗浄、乾燥、仕上げ処理については、近隣の組合員店に処理を委託しています。その試験結果に加えて、クリーニングの実務サイドからの意見、評価などを求めることで、より実態に即した試験鑑定結果を導くよう配慮しています。
- 例外的に特殊な条件設定を必要とする試験……過酷な条件での加速試験、特殊な器材、資材等を使用する試験など例外的に特殊な条件設定を必要とする試験については、各種試験検査機関、研究機関、機械メーカーなど対応可能な施設、設備を持つところに処理を委託し、その試験結果に加えて、委託機関に対しても試験についての意見、評価などを求めることで、信頼性のある試験結果を導くよう配慮しています。

### ②情報提供、収集体制の強化

四谷にある立地条件を活用して、アパレルメーカー、各種試験検査機関、研究機関などとの情報交換を密にし、事故品鑑定、事故防止対策などに役立てています。

更に各種試験・検査・研究機関、大学関係、機械資材、アパレル、テキスタイル等との連携を強化し、相互に交流を図ることで人的、物的情報を提供してもらうことにより、研究所機能の充実強化を図っています。



## 1-3-4. 全国クリーニング業政治連盟

### 【概要】

- ◇クリーニング業を営むための必要要件や、私たち組合の組織・役割などは、概ね2つの法律（『生活関係衛生営業の運営の適正化及び振興に関する法律』及び『クリーニング業法』）によって定められています。
- ◇めまぐるしく社会情勢が変貌を遂げる今日、クリーニング業の社会的使命である国民生活の公衆衛生向上のためには、時代の変化に即応して私たちクリーニング業界も進化していく必要があり、そのためには時には両法律を改正する必要もあります。
- ◇私たち自身の業界がもっと良くなるため、そしてそのことによって国民生活の衛生面の向上に貢献するため、その手段として、本政治連盟は設立されました。
- ◇特にクリーニング業界の発展に貢献され、また今後も寄与していただける方を、本連盟執行委員会の承認により政治顧問として任命しております。
- ◇なお、本政治連盟の会員は組合員の方々です。

### 【本政治連盟と関係の深い組織】

- 全国生活衛生同業組合中央会政治連盟
- 全国中小企業政治連盟
- 自由民主党生活衛生議員連盟
- 民進党生活衛生議員連盟
- 民進党クリーニング振興議員連盟

## 【なぜ政治連盟が必要なのか】

- ◇生衛法、クリーニング業法はともに議員立法と呼ばれる法律です。議員立法は文字通り、国会議員が立案提出する法律です。法改正等は全会一致が前提となっていることから、各国会議員等への幅広い陳情活動は重要なのです。
- ◇クリーニング業を含む生衛業16業種は、いずれも国民の公衆衛生の向上という高い社会的使命があるにもかかわらず、中小零細層が大半を占めているため、不当な扱いを受けてしまうこともあります。こうした状況を打破するため、生活衛生議員連盟との連携を密にし、様々な課題にスクラムを組んで対処していくことが求められています。一例をあげますと、環境衛生金融公庫の設立などは、この活動の成果のひとつなのです。
- ◇また、たとえば溶剤による環境問題や建築基準法への対応などについては、生衛業全体で取り組むべき課題ではなく、クリーニング業界独自の問題です。こうしたことから全ク連としても独自の政治活動を展開し、税制上の優遇措置やクリーニング事故防止に向けた取り組みなどを関係議員とスクラムを組みながら実現してきております。
- ◇こうした点を踏まえ、全国クリーニング業政治連盟は特定の政党とのみ交渉するのではなく、幅広くクリーニング業の発展に貢献し得る各党議員と折衝・陳情活動を展開しています。

### 1-3-5. 全国クリーニング会館／史料展示室

#### 【全国クリーニング会館】

- ◇全国のクリーニング業者の拠点となるべき全国クリーニング会館の取得は昭和33年の連合会設立以来の宿願でしたが、創立期はまず「クリーニング技術の拠点たる研究所」の設置に重点が置かれ、創立5年目の昭和38年に「クリーニング総合研究所」が設立されました。
- ◇技術の拠点が確保されたことを受け、いよいよ会館取得の機運が高まったのは創立10年目の昭和43年でした。しかし、その後約3年間にわたる関係者の努力は昭和45年の臨時総会において、賛成20、反対21という僅か1票差で否決されてしまったのです。
- ◇再び「自前の会館を」の声が高まりだしたのは、研究所テストプラント建設（昭和55年）が一段落した昭和58年頃からでした。しかしその後、日本社会がバブル時代に突入し、急激な地価高騰の影響により早期建設は困難な情勢との判断により、会館建設は再び継続審議扱いとなってしまうのです。
- ◇三度会館建設の機運が高まってきたのは、平成7年2月に組織強化対策委員会が「業界全体の財産ともなるクリーニング会館の建設について前向きに検討していくべきである」との内容を盛り込んだ答申書をまとめたことがきっかけとなりました。
- ◇そして平成10年4月20日、私たちは念願の全国クリーニング会館を取得しました。全ク連が設立認可された昭和33年4月18日から数えて丁度40年と2日後のことでした。
- ◇本会館の取得は、多くの先達による努力と苦難の歴史の礎があればこそその快挙であり、かつ全組合員の総有財産でもあるのです。

3 階	役員室／国民年金基金／企業年金基金事務室
2 階	全ク連事務室
1 階	会議室
地下1階	研究所／史料展示室／図書室

## 【クリーニング史料展示室】

- ◇昭和33年の全ク連創立以来、歴代役員並びに組合員の宿願であった全国クリーニング会館の取得に際しては全国の志ある同胞からの祝金が寄せられ、さらに平成11年7月、愛媛県松山市で開催された第20回全日本クリーニング関連業者大会・友の会において、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会顧問(当時)の中村壽一氏(第5代会長)が全国クリーニング会館取得のお祝いとして広く業界にお祝い金の協賛を呼びかけ、これに応じて賛同者は飛躍的に増加しました。
- ◇平成11年12月末で約920万円集まった浄財の使途について、会館取得借入金の返済及び会館運営費としては使用しないことを前提に全ク連理事会で検討した結果、中村顧問からのアドバイスもあり、クリーニング史料展示室開設に活用することを決定、併せて中村顧問に開設発起人代表への就任を要請しました。
- ◇「クリーニング業の先駆者たちの良きパートナーであったアイロンなどの資材・機材は業界人にとって歴史的文化遺産であるばかりでなく、日本の生活文化史の上でも貴重な財産です。これらが失われる前に収集・保存し後世に伝え残していくことがわれわれの重大な責務ではないでしょうか」との呼び掛けに、多くの組合員、業界関係者が賛同していただき、平成12年5月30日の第42回通常総会において寄せられた展示品を披露、クリーニング史料展示室が開設されたのです。



## 1-4-1. なぜ加入促進(大同団結)が必要なのか

### 【大同団結はなぜ必要か】

- ◇国民の公衆衛生の向上、地域社会における福祉貢献等に寄与すべき社会的使命を担っているクリーニング業界は、「消費者の時代」「環境の世紀」を迎えた今日、より一層高度なレベルでの社会的欲求、配慮が求められてきています。
- ◇また、社会全体が全ての業種、企業に対して『安全』『安心』をキーワードとした社会的責任を果たすことを強く求めてきており、これを実践できない、あるいは守らない企業、組織は社会から否定、排除される時代を迎えています。
- ◇クリーニング業界では、法令遵守はもとより、クリーニング契約の確実な実行、利用者擁護のための説明義務や万全の事故防止対策、環境保全対策等がこれに該当しますが、必ずしも充分これら責務が達成されているとは言い難い事例も散見しています。
- ◇こうしたクリーニング業界が直面する社会から求められている課題は、単に全ク連や組合員のみが対応すればよいというテーマではなく、業界が一丸となって取り組むことが必要不可欠といえます。
- ◇全ク連では、こうした背景を踏まえ、クリーニング業界が果たすべき社会的責任については、業界の一致団結が不可欠との考えから平成18年度に『業界の大同団結』を標榜し、これを具現化するべく各種検討や業界への呼びかけを進めてきています。
- ◇特に、大同団結には『錦の御旗』が必要であること、業界の閉塞感を打破し活性化させるための新たな具体的目標の提示が必要との認識から、第4次業界ビジョン(120p)の構築や、業界統一のシンボルマークとしての『洗太くんとカゴちゃん』の制定(124p)などに取り組んできています。
- ◇最近の事例では、平成21年に顕在化した建築基準法の用途規制地域の問題の際は、都道府県組合の動きがクリーニング業界全体にとって大きな防波堤となりました。
- ◇このように業界外からの大きなマイナス要因については、組合が果たす役割は従前よりますます大きくなってきている一方で、その肝心の組合そのものが弱体化してきている現状にあります。
- ◇自分たちを守る組合という存在そのものが危機的状況にあることを認識い

ただき、小異を捨て大同団結する必要があるのです。

☆いま、クリーニング業界には一人一人の事業者では対処しきれない問題が山積しています。

たとえば、

- 鉄道各社や大手流通業のクリーニング業界への進出
- 原油価格変動や増税等に伴う経営環境の悪化
- 環境対策、安全対策、消費者保護等に係る規制の強化
- アパレル、家電、消臭剤メーカー等との折衝
- 新感染症対策 等々

☆クリーニング生衛組合は、こうしたクリーニング経営リスク発生の未然防止、発生抑制、軽減化の役割を担っています。

☆もし、**組合という防波堤、緩衝材**がなくなってしまうたら…様々な経営リスクが直接クリーニング事業者に降りかかり、かつ個々に対処していかなければならなくなります。

☆組合に加入するメリットも大切ですが、むしろ**組合がなくなってしまう際に生じうるデメリットの大きさ**を考えていただくことが大切です。

☆現在も、組合に加盟していなくても**組合員と同等の恩恵（メリット）を多くの員外事業者の方は受けています**（たとえば、パート労働者に対する厚生年金適用拡大阻止など）。でも、それは組合という組織が存在し、それを支えている一部の同業者がいるからこそです。

☆繰り返します。組合は個々の事業者では対処できない問題に取り組み、『**クリーニング業界を守る**』ことがいま一番大切な役割です。

☆組合が今まで以上にその役割を果たしていくためには、**同業者の結集が不可欠**です。このままでは組合は存続が困難となり、結果として「業界を守る」機能が失われてしまいます。

## 1-4-2. 加入促進に向けた準備と流れ

### STEP 1

#### 理事会等での意思統一

- 加入促進の実施についての意思統一
- 理事会等での加入促進内容の確認 等

### STEP 2

#### 協力体制・受け入れ体制の構築

- 組合主催による衛生主管課、各保健所、指導センターとの事前協議
- 支部長合同会議等を通じての加入促進への理解促進、協力体制の構築
- 機材商・資材商への協力依頼
- 組合総会、支部会等を通じての組合員への取り組みの理解徹底 等
- 直轄組合員制度の導入

### STEP 3

#### 名簿の入手・整理・対象者の絞り込み

- 衛生主管課または県指導センターに依頼し事業所名簿を入手
- 対象者リストの整理（支部長、機材商等に依頼）
- 対象者の絞り込み

### STEP 4

#### 加入促進実施計画書の作成・事前準備

- 具体的アプローチスケジュール等の作成
- 経費等の算出・予算化
- 理事会等での計画書の承認
- 各種配布物等の作成・準備

### STEP 5

#### アプローチ（具体的行動）

- 個別アプローチ（戸別訪問）
- 集団アプローチ（講習会等での呼び掛け）
- 委託アプローチ（保健所、指導センター、公庫、機材商等）

### STEP 6

#### 結果検証・第二次計画の策定

- 加入促進結果に関する関係者意見交換会等の開催
- 検証結果を踏まえた第二次（次年度）実施計画書の策定

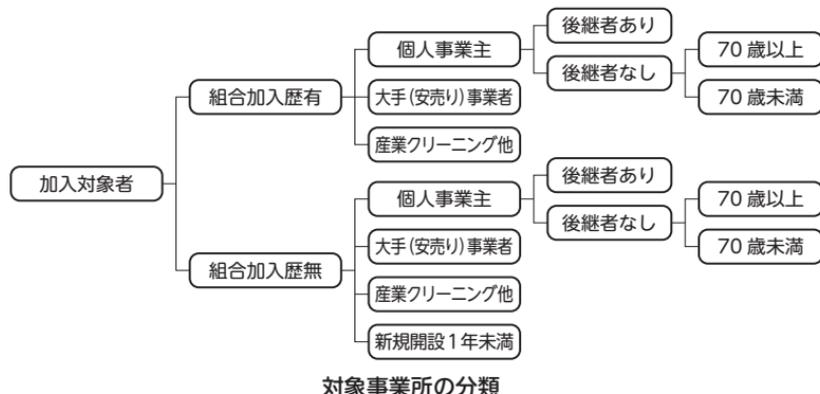
### 対象者リストの入手・作成・整理

#### ①対象者リストの入手

- 事業者リストは、衛生主管課もしくは指導センターから提供していただきます。事業所名簿は『個人情報』には該当しませんので基本的には提供いただけるはずですが。
- もし、提供していただけなければ、情報公開条例等に基づき資料の開示請求をすれば入手可能です。

## ②対象者リストの整理

- 廃業事業者が届出をしていないなどの理由で行政の持つ名簿は必ずしも実態を反映していません。支部長や機材商への調査依頼やヒアリングを通じて廃業事業者を削除しましょう。
- また、その際各対象事業所の経営概況（後継者の有無等）を把握できると、有力候補者の絞り込みに効果的です。
- 各事業者は概ね下図の通り分類することができます。作成するリストを、この分類ごとに整理するとよりターゲットを絞ったアプローチが可能となります。



## ③対象者の絞り込み

- 調査結果をベースに支部長等の意見を反映しながら（合同支部長会議が効果的）、アプローチ先を絞り込んでいきます。

- どの組合も設立当初は組織率は90%を超えていました。そして残念ながら昭和50年代からは新規開業は大きく減少したまま推移してきています。
- つまり、いまクリーニング業界の半数以上を占める（一番大きい）属性は、どのクリーニング関係団体にも所属していない「元組合員」ということになります。
- 脱退に至る経緯があり、かつ高齢化して後継者が不在の事業者も多いため、いまさら組合に戻ることは難しいかもしれません。
- でも、だからこそ、というアプローチもあると思います。（詳細は後述）
- どのような経緯、現況にあっても、必ず組合の必要性を感じていただく部分があると思います。

### 1-4-3. 具体的アプローチ方法

#### ①戸別訪問勧誘

- 対象者のお店に直接訪問し勧誘する方法は、相手の発言に応じて臨機応変なセールストークが可能となるなどもっとも効果的な勧誘方法です。ただし、闇雲に回るのではなく、ターゲットを絞り込んで回る方がベターです。
- 訪問の際は、単独ではなく3人程度でチームを組んでいきましょう。基本的には、理事長（または副理事長）、支部長、事務局（または理事）のチーム構成が良いと思います。
- 勧誘先に若手の後継者がいる場合は、青年部長などに同行してもらい活動紹介してもらうのも良いと思います。
- 過去に支部ともめた経緯があって本部直轄で勧奨しようという場合は、支部長同行が逆効果となる場合もありますので、事前のリサーチは不可欠で、かつ訪問時にも注意が必要です。
- 本来は事前に訪問日時をお伝えしておいた方が無駄足が少なく効率的ですが、逆に相手に逃げられてしまうこともありますので、事前に送付する資料に「近々お伺いします」と記載しておき、アポなしで訪問した方が成果に結びつきやすいようです。
- その場で、加入申込書をいただけることが理想ですが、中々そうはなりません。不在の場合を含めて、必ず訪問後あまり間をおかずにも再度訪問するか、電話連絡をすることが必要です。

訪問対象者の絞り込み

関連資料の  
事前送付

訪 問

再訪問(または  
電話確認)

加 入

訪問勧誘の基本的な流れ

#### ②合同勧誘

- クリーニング師研修や各種講習会等の際に加入勧誘を行う方法です。
- 配布資料の中に加入パンフレットを入れたり、説明時間を組み込むなどで勧誘を行うこととなります。
- ただし、この方法だとその場で申込書を提出いただいたり、はっきりとした意思表示をいただくことはほとんどありません。
- 対象者リストなどに基づき、会合後の戸別訪問などのフォローは欠かせません。

#### ③体験勧誘

- 組合や青年部が主催するセミナー、イベント等への参加を呼び掛け、その

活動を体験していただいた上で、勧誘する方法です。

- 加入のメリットを直接実感できますので、大きな効果が期待できます。
- 東京都組合青年部では、員外の若手事業者に対して、積極的に自分たちの主催する勉強会や事業への参加を呼び掛けており、実際に参加された方の中から組合加入に何件も結び付けています。
- 体験いただければ大きな効果はありますが、その土俵に上がっていただくのは容易ではありません。青年層の横のネットワークや地域の機材商さんに仲介していただくなども視野に入れる必要があります。
- アウトサイダーの方にあまり情報の入らない建築基準法の動向などをテーマに、組合と機材商の共催でアウトサイダーの方を対象とした講習会などを開くのも一つの方法です。

#### ④ 間接勧誘

- 第三者に組合加入勧奨をしていただく方法です。具体的には

##### 1) 保健所

開設届や変更届、相談などに訪れた員外事業者に加入案内等を手渡していただき、併せて勧奨いただければ効果的です。

##### 2) 日本政策金融公庫

保健所同様、加入案内等を常備していただき融資相談等に来訪された員外事業者に組合を紹介していただきましょう。公庫融資の場合、特に組合員だけの特典である振興事業貸付や生活衛生改善貸付（衛経）の優位性を積極的にアピールしていただけると効果的です。

##### 3) 生活衛生営業指導センター

クリーニング師研修の際やセンター主催のセミナー、相談業務等を通じて員外事業者と接触する機会も多いことを踏まえ、機会あるごとにPRしていただきましょう。

##### 4) 消費者団体等

直接員外事業者と接する機会は少なく、相談員等が直接勧奨することはあまりないと思われそうですが、各種広報活動、消費者教育活動の中で組合の優位性などを訴えていただければ一定の効果は期待できます。

##### 5) 機材商・資材商

イン・アウト関係なく地域の各店舗を回っている機材商・資材商の方々は各事業所の状況をよく把握しています。名簿整備の際にも不可欠の存在ですが、さらには加入勧奨にも一役買っていただければ心強い存在となります。勧奨にあたってインセンティブ（報酬）を設定することも一考に値します。

他に、組合が一括契約している廃棄物処理業者があれば、このルートも検討してみましょう。

## 1-4-4. 加入勧奨時のアピールポイント

※ここに記載されているアピールポイント（セールスポイント）は、あくまでも一例です。各対象事業者のおかれている状況、背景、地域支部とのこれまでの関係などを勘案し、最も適した勧誘をすることが必要です。

### ① 共通事項

- 建築基準法問題発生から5年以上経過しても、このことで営業停止や廃業に追い込まれた事業者がほとんどいない事例等を挙げ、組合がクリーニング業界を守る防波堤の役割を發揮してきていることを強くアピールして下さい。
- 同様に、たとえばすべての鉄道駅やコンビニに取次店が設置されていたら、いま私たちはどうなっているのかも訴えてください。
- 今までは、こうした組合の發揮してきた抑止力は組合に加入していない事業者も同等の恩恵を受けることができましたが、その防波堤そのものが崩壊しかけています。もし組合がなくなってしまうたら、こうした問題が起きても個々の事業者で対応しなければならなくなります。「組合に加入するメリット」よりも「組合がなくなった時のデメリット」を強調して下さい。
- いま、クリーニング業界の最大の課題は売り上げの減少です。様々な要因がありますが、いくら安売りやセールをやっても品物が集まらない背景には、消費者に「クリーニングに出す必要はない」という感覚が強く根付いてしまっているからです。
- こうした消費者のクリーニング離れを払しょくし、クリーニングすることの必要性、大切さを訴えていくためにはクリーニング業界が一丸とならなければなりません。目先の売上げも大切ですが、業界全体の需要拡大のためには消費者の意識改革が不可欠です。だからこそ、その実現に向けた取り組みを一緒にしてほしいということを強く訴えましょう。

### ② 組合脱退事業者（元組合員）

※元組合員といっても脱退に至る経緯、脱退後の状況の変化等により対応が異なります。

#### ● 全般

元組合員は、脱退時期にもよりますが、総じて脱退によって同業者との接点、組合からの情報等がなくなったことに対する一抹の寂しさは抱えています。また、脱退後もLDマーク入りの看板やステッカーが掲示された

ままのケースも見受けられます。確執が原因ではなく、売上げ低下や高齢化が脱退理由の場合は、こうした点に触れることも効果的です。

- 支部（員）との確執が原因で脱退したケース

感情的なシコリが残っているケースが多く、そのまま復帰というのは困難です。また、無理に戻すと既存の支部員の脱退という逆効果も懸念されます。再加入のアプローチをする際は、本部（組合）直轄組合員としてが妥当です。ただし、その場合も事前に支部（長）の了承を得ておきましょう。

- 既に代替わりしているケース

父親の時代に支部等での確執が原因で脱退している場合でも、後継者はそれほど過去の確執にこだわっていないこともあります。むしろ加入の可能性が高い対象者といってもいいかもしれません。時代も組合も変わったことを訴えるなど、積極的にアプローチしましょう。

### ③ 大手（安売り）事業者

- 元組合員以上に支部組合員の反発が強いことが想定されます。基本的には本部直轄組合員としてのアプローチが良いでしょう。
- 一方、大手事業者側はそれほど組合（員）に対して反感は抱いておらず、むしろ組合加入に対して大きな抵抗感はない場合が多いようです。組合の持つ情報力や調整力を評価していることも多く、支部の強い反発さえクリアすれば加入実現の可能性は高いといえます。
- ただし、事前に一般組合員より賦課金を高く設定するかどうかなど、組合内でルールを決めてからアプローチしましょう。
- 大手事業者はパート労働者等を多く雇用していますので、組合がパート労働者の厚生年金適用拡大を阻止し続けていることなどは大きなアピールポイントとなります。
- また、建築基準法や環境規制の絡みなどから、個人事業主の工場からドライ機の撤去が進み、近い将来マシンリングが具現化する可能性が高いこと、その際、大手事業者の工場に「洗い」の委託をする可能性があることなどもアピールポイントの一つです。
- なお、大手事業者の場合、外国人労働者の実習生への移行を加入の条件に上げてくる場合も想定されますが、これは実現が難しいのが現実です。過度の期待感を与える発言は控えてください。

#### ④産業クリーニング、その他

- 基本的には前項の大手事業者と同様ですが、むしろ料金競争などの確執がない分、ハードルは低いと思います。
- 産業クリーニングはあまり組合と関係ないと言われる可能性もありますが、前項同様、マシンリングの話なども効果があります。また、栃木県の自治医大で起きたセレウス菌の院内感染問題でも、全ク連が積極的に動き収束させたことなどもアピールして下さい。

#### ⑤個人事業主〈高齢・後継者無し〉

- 「あと数年で廃業する予定だし、いまさら組合に入っても…」というケースが大半だと思います。でも、だからこそ、というアピールポイントもあります。
- 組合や支部で体制を整えることが前提となりますが、病気や機械の故障の際に近隣の組合員が洗いや集荷を代行するサポート制度の導入をPRします。本当は体が続くうちは仕事を続けたいけど機械が壊れたら買い換えられないから廃業するというような方、病気や入院で1か月休業しなければならない、そんな時に組合に加入していれば周りがサポートします、というのは大きなアピールポイントになります。

#### ⑥個人事業主〈後継者有り〉

- 決定権は経営者が握っていると思いますが、ターゲットは後継者に絞りましょう。訪問の際は青年部長や地域の青年部員に同行してもらう方が効果が上がります。
- 青年部が主催する講習会やキャンペーン、レクリエーションなどがあれば参加を呼び掛けてください。また青年部ホームページやブログの紹介、中青会で展開するキャンペーングッズなども紹介しましょう。
- クリーニング業界の将来に向けて次世代が1つになって活動することの必要性もアピールポイントとなります。青年層向けの新業界ビジョンも重要なアイテムです。

## 第2部

# クリーニング事業者の 社会的責任

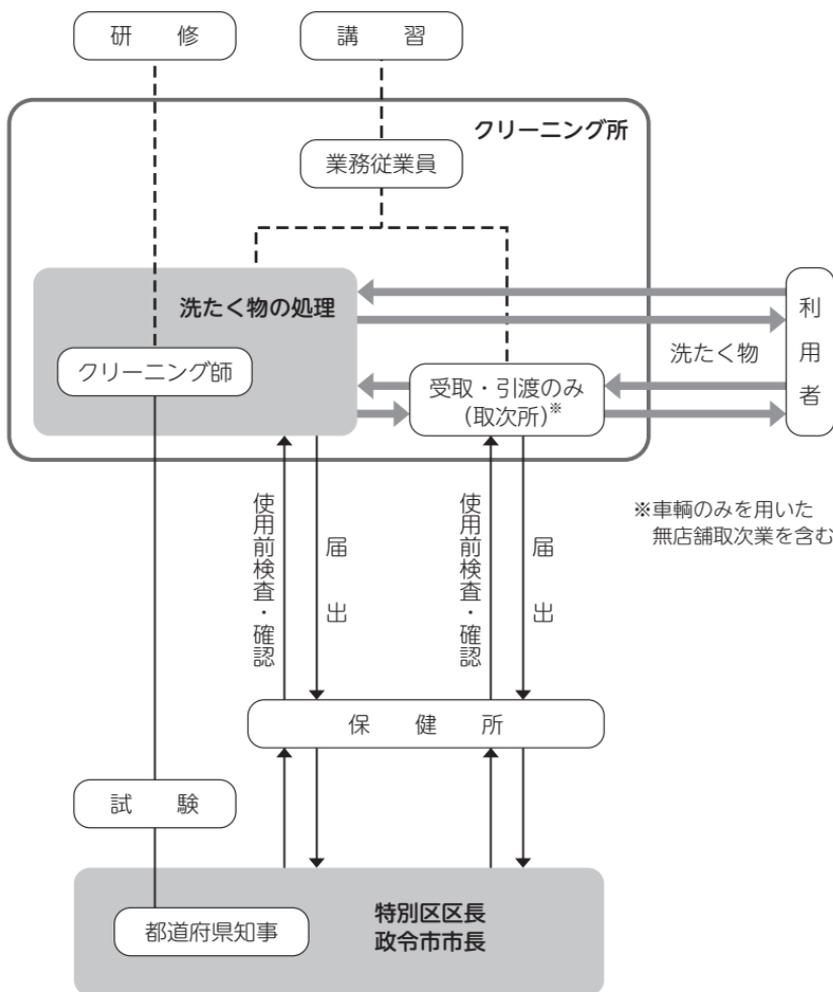
- 2-1. クリーニング業法
- 2-2. 事業者求められる「4つの安全・安心」
- 2-3. お客さまと品物に対する配慮  
〈利用者利益の擁護と事故防止〉
- 2-4. 従業員に対する配慮
- 2-5. 近隣住民に対する配慮
- 2-6. 地球環境に対する配慮
- 2-7. 事業者期待される取組み
- 2-8. 各種届出申請等一覧

## 2-1. クリーニング業法

- ◇クリーニング業法は、「クリーニング業に対して、公衆衛生の見地から必要な指導及び取締りを行い、もってその経営を公共の福祉に適合させることを目的」(法第1条)とした法律で、日本国憲法第25条の理念に基づく衛生法規に位置づけられます。
- ◇平成16年4月の改正により、利用者に対する説明義務等、「利用者の利益の擁護を図る」ことが法の目的に加えられました。

### 【クリーニング業】

- ◇クリーニング業とは、「溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること(繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。)を営業とすること」とされています(法第2条第1項)。
- ◇原型のまま洗たくすることが要件となっていますので、着物の洗い張りのようなものは含まれません。
- ◇また、クリーニング機械を貸与するだけのコインランドリー、コインドライ施設もクリーニング業には含まれず、この法律の適用は受けません。
- ◇クリーニング行為には水洗いやドライクリーニングのみでなく、受け取り、選別、プレス、染み抜き、乾燥、仕上げ、引渡し等といった一連の行為もクリーニング業に含まれます。
- ◇また、平成16年改正により、クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者(車両のみを用いた無店舗取次営業)も、クリーニング業者として明確に位置づけられ、必要な届出、衛生措置を講じることが定められています(法第3条第3項、第5条第2項関係)。



## 【営業者の責務等】

- ◇クリーニング所とは、「洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設」(法第2条第4項)を指し、「営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない」(法第3条第1項)と定められています。
- ◇クリーニング処理を行う一般クリーニング所には、業務用の洗たく機及び脱水機を少なくとも1台以上は備えるとともに(法第3条第2項)、1名以上のクリーニング師を置かなくてはなりません(法第4条)。
- ◇営業者は、「クリーニング所及び業務用の車両並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと」のほか、各般のクリーニング所における衛生措置を講じることが求められています(法第3条第3項関係)。
- ◇営業者は、クリーニング所(無店舗取次営業を含む)を開設・廃止する時及び届出事項に変更が生じた時は、都道府県知事に届出をしなければなりません(法第5条関係)。
- ◇クリーニング所の開設に当っては都道府県知事の使用前の検査確認を受けなければ、当該クリーニング所を使用してはなりません(法第5条の2)。

## 【事業承継】

- ◇既に届出をした営業者が相続又は合併をおこなった時は、営業者の地位は継承されることとなっています(法第5条の3)。
- ◇なお、ドライクリーニング工場の用途制限違反問題発覚以降、用途地域での新規のドライクリーニング工場開設は認められない方向となっていますが、経営者が変更されても建築基準法上は関係ありません。
- ◇しかし、事業承継に伴う「新規開業届」と建築基準法の「新規開設は認めない」という部分で誤解が生じ、保健所で開業届を受理しないという事例が発生しました。
- ◇これを受け、平成24年11月5日付で、事業承継に伴う「新規開設届」は建築基準法上の新規開業には当たらないので、この点については問題ないという趣旨の厚生労働省健康局生活衛生課長(名称:当時)通知(次頁参照)が発出されました。

## 《課長通知》

○クリーニング所の届出に係る留意事項について

(平成24年11月5日)(健衛発1105第1号)  
(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて  
厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

クリーニング業法に基づく届出等については、新たに引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取組を進めるため、「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に対する関係部局間の連携について」(平成22年10月5日健衛発1005第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)において建築指導部局等との連携に努めるようお願いしていますが、既存のクリーニング所に係るクリーニング業法の取扱いに関しては、営業者が病気や高齢等のために親族等の後継者へ地位を承継するために同法第5条の規定に基づく新たな届出が行われた場合は、相続によって同法第5条の3の規定に基づき地位の承継が行われる場合に準じて、事業に切れ目が生じないように同法に基づく手続きが円滑に行われるよう、配慮をお願いします。

## 《個人事業主の事業承継について》

- ◇クリーニング業に限らず、全ての個人企業の事業承継は、株式会社などの法人企業の場合とは手続きの方法が異なります。
- ◇事業を承継し、同じ顧客に同じ屋号を用いて同じ商品やサービスを販売する場合でも、現在の事業主の「廃業届」と承継する事業主の「開業届」が必要になります。
- ◇その理由は、所得税法、消費税法等の税法上の理由に拠ります。  
法人企業は、法律によって「人」としての権利能力を与えられた団体で、あくまでも法人を≪一個人≫とみなして納税義務を課しているのので、経営者や株主が変わっても人格は同一とみなされます。
- ◇一方、個人企業では、納税義務者は会社組織ではなく経営者「個人」です。つまり、現経営者、後継者それぞれが元々納税義務を負っているのので、同じ顧客に同じ屋号を用いて同じ商品やサービスを販売する場合でも人格は別です。「廃業」「開業」それぞれの手続き、届出が必要と定められています。

## 【利用者に対する説明義務等（第3条の2関係）】

- ◇営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとする時は、あらかじめ利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければなりません。
- ◇営業者は、洗濯物の受取及び引渡しの際には、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対して、苦情の申出先を明示しなければなりません。

## 【クリーニング師研修・従事者講習】

- ◇クリーニング師の免許は、中学校を卒業したものを対象にした都道府県知事の試験（①衛生法規に関する知識、②公衆衛生に関する知識、③洗濯物の知識に関する知識及び技能）に合格したものに与えられることとなっています（法第6条）。
- ◇クリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに都道府県知事の指定した研修を受けなくてはならないことになっています（法第8条の2）。
- ◇営業者は、そのクリーニング所（無店舗取次営業を含む）の業務に従事する者（クリーニング所の従業員5人に1人以上）に対し、クリーニング所の開設後1年以内に業務に関する知識の習得・技術の向上に関する都道府県知事の指定した講習会を受講させ、又、3年を超えない期間ごとに同様に受講させなければならないことになっています（法第8条の3）。

## 【閉鎖命令等】

- ◇都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長または区長）は、必要に応じ、従業員等に対する業務停止、生活衛生監視員による立ち入り検査、営業停止・閉鎖命令（業務用車両の営業のための使用の停止を含む）、クリーニング師の免許停止処分をすることができます（法第9条～同第12条）。

## 【営業を営むものの特例】

◇クリーニング業法の附則で、組合員資格の法的根拠となっている生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の附則を改正し、改正法施行日（平成16年4月16日）現在で一般クリーニング所（クリーニング工場）を営んでいた者は、その後、取次業へ業態転換してもなお、継続してクリーニング生活衛生同業組合員資格を維持することができることとなりました。

### 《改正の理由・メリット》

- ①クリーニング工場の大半が住宅地域、商業地域等に立地する中、ドライ溶剤等にかかる環境規制は年々強化され、また近隣住民の環境問題意識も高まってきており、市中での工場稼動が次第に困難化してきている。こうした状況から、今後は一般クリーニング店の取次店への業態転換が進むことが予想されていること。
- ②同様に、組合員の高齢化・後継者不在の進展により、新たな設備投資が困難となり、結果として機械の故障などを契機に工場を閉鎖し、取次ぎのみを継続する事例が増加してきていること。
- ③振興指針にも盛り込まれた、新たな共同化システムである「マシンリング」の普及が進むと、機械を撤去して取次ぎに特化する営業者が増えていくことが推測されること。
- ④上記各理由などにより、取次店に業態転換すると、組合員資格を維持できず、長年享受してきた共済・相互扶助等のメリットを喪失してしまうこと。
- ⑤本改正により、前述の各ケースにおいても組合員資格を失うことがなくなり、高齢化時の取次店への業態転換やマシンリングシステムの導入など、経営戦略の幅が広がるばかりでなく、ひいては組合組織の安定化にもつながることとなる。

## 2-2. 事業者求められる「4つの安全・安心」

### 【お客様（＝お預かり品）に対する配慮】

クリーニングで一番大切なことは、最終的に適正な状態の品物をお渡しすることであり、そのことが利用者からの信頼を得るための最も重要な要素といえます。

#### ①クリーニング契約

クリーニング店が利用者から信頼されるにはどうすればよいか。それには第一にクリーニング契約を正しく履行することです。

クリーニング契約は、利用者から衣類をお預かりしてクリーニング処理を施し、これを利用者へ引き渡すことで成り立っています。この一連の作業には、クリーニング業者が仕事の完成を約束し、利用者がその完成した仕事に対して報酬を支払う「請負契約」と、物の保管契約である「寄託契約」の2種類の契約が組み合わさっていると解釈されています。

この仕事の完成のためには、受付から返却までの一連の作業の中で、お客様への説明やクリーニング事故防止に努め、万が一事故が起こった時の苦情・事故対応を適切に行うことが大切となります。

#### ②説明責任

利用者の利益を守るためにも、クリーニング業者はクリーニングサービスの内容や契約についての必要事項を説明することが求められています。これは、クリーニング業法をはじめとする各法にも定められた、事業者の義務なのです。

#### ③クリーニング事故防止

前述のとおり、クリーニングで一番大切なことは、最終的に適正な状態の品物をお客様へ引き渡すことです。このためにも、自店の検品体制を確立させ、クリーニングの各工程で事故を防止するための取組みが求められます。

#### ④クリーニングに関する苦情・事故対応

クリーニング業者には、利用者との間にトラブルが起こった時のために苦情の申し出先を明示することや、トラブル時には適切に対応することが求められています。

#### ⑤教育体制

事故防止には、クリーニング師研修・業務従事者講習などのクリーニング業に従事する者の教育もさることながら、利用者の教育を行い、クリーニン

グを正しく理解してもらうことも重要です。そのためには、利用者に対してチラシやホームページを通じた情報提供を行うことも必要となります。

## ⑥ サービスメニューの強化

お客様の利便性を配慮しニーズに応じたサービスを提供することも、利用者の支持につながるとともに、クリーニング業の必要性を高め、需要拡大へのきっかけとなります。

### 1 クリーミング契約

- クリーミング＝「請負契約」＋「寄託契約」
- クリーミング事業者の義務
  1. 洗濯物の状態把握義務
  2. 適正クリーニング処理方法選択義務
  3. 処理方法等説明義務
  4. クリーミング完全実施義務
  5. 受寄物返還義務

### 6 サービスメニューの強化

- 特殊品クリーニングの受付
- クリーミング品の長期保管業務
- リフォーム
- 業者間でのマシーンリング等

### 2 説明責任

- クリーミング業法
- 消費者基本法
- 消費者契約法
- クリーミング事故賠償基準

### 5 教育体制

- クリーミング師研修・業務従事者講習の受講
- 消費者教育  
(チラシやホームページなどを活用した情報発信)

### 3 クリーミング事故防止

- クリーミング処理基準
- 自社での検品体制の確立
- クリーミング所における衛生管理要領

### 4 クリーミングに関する苦情・事故対応

- クリーミング業法
- 民法(第709条以下、不法行為責任)
- 消費者基本法
- 標準営業約款
- クリーミング事故賠償基準
- 事故品鑑定

## 【従業員に対する配慮】

安心して働ける職場環境の整備は、従業員を守り、長期にわたって働いてもらうためにも大切です。そのため、事業主に求められる労務コンプライアンスはますます厳格となっています。

従業員が安心して生き生きと働ける職場にするためには、労働契約や雇用・賃金に関する契約、雇用保険や各社会保険などの保障や福利厚生、労働災害防止のための職場環境の整備が必要です。

### ①労働契約

事業主と労働者間のトラブル防止等の観点から、雇用にあたってあらかじめ労働条件等について合意を得るための契約を行わなければなりません。労働基準法や労働契約法、パートタイム労働法など、複数の法令が関わってくるので、その中から自店の規模や雇用形態に合わせた契約が必要となります。

### ②雇用・賃金

各都道府県の労働局では、最低賃金法に基づき国が定めた地域別最低賃金額を公表しています。労働者保護のためにも、自店に適用される最低賃金額を確認する必要があります。

また、高齢者や若年者、障害者雇用など各種雇用に対する支援や助成金を活用することができます。

### ③保 障

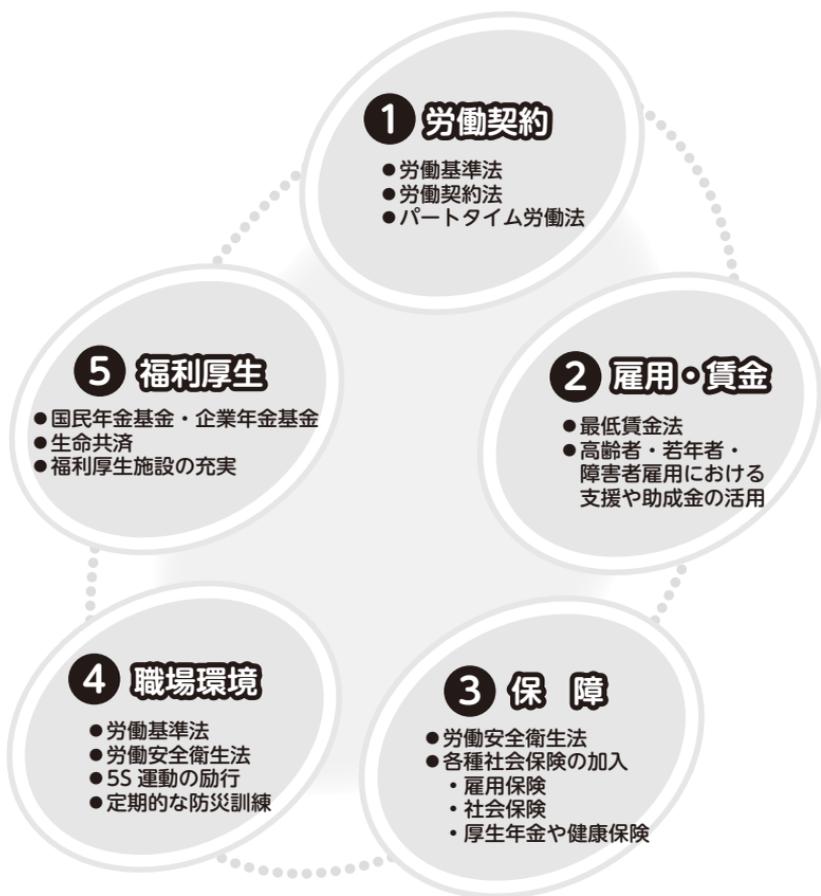
従業員を雇用する際には、事業主が雇用保険や労災保険の申請をしなければなりません。また、健康保険や厚生年金など、法人である場合に加入が必要となるものがあるので注意が必要です。

### ④職場環境

労働災害を防止するために、クリーニング機械や有害物質の取扱いなど危険性のある作業従事者の安全対策を行わなければなりません。代表的な法律として労働安全衛生法がありますが、その他にも職場環境の整備や「整理・整頓・清掃・清潔・躰」の5つを実践する5S運動、日頃気付いた注意点（ヒヤリ・ハット等）を社員全員で話し合うことなどが重要です。

### ⑤福利厚生

国民年金基金や企業年金基金、生命共済への加入で、基本的な保障に上乗せした形で従業員の福利厚生を充実させることもご検討ください。



## 【近隣住民に対する配慮】

地域密着型の事業であるクリーニング業にとって、近隣住民との関係には細心の配慮が必要不可欠です。

安全対策として建築基準法への適合はもとより、振動・騒音・臭気等の近隣環境への配慮がまず挙げられます。その上で、AED（自動体外式除細動器／心臓の動きを戻すために電気ショックを与える機器）の設置や防犯活動促進といった地域社会貢献および地域弱者支援策の推進にも取り組むべきであると言えます。

### ①公害防止関係

地域住民の生活環境を守るために、公害を防止するための各種法律が定められています。また、都道府県条例によって区域や時間帯などの上乗せ規制が決められているので、自店の地域にはどのような規制があるのかを確認することが必要です。

### ②安全対策

火災予防や自然災害発生時における被害の軽減のため、各法に基づく機械設備の点検や消火設備の設置などの対策が必要です。

### ③集配車関連

外交（集配）や営業時における移動手段として車は必須ですが、業務時間内の運転は、特に社名を背負ったものとなるため安全運転を心がけることが大切となります。また、外交先もしくは利用者が来店した時の駐車も周辺への配慮が必要です。

### ④弱者支援・地域社会への貢献

外交時に得る地域の情報は、自店が地元の防犯活動や在宅高齢者の安否確認などに協力する際に重要です（当然、個人情報保護の観点から取扱いには注意を要する）。また、クリーニング店舗を子ども110番の家といった地域の防犯拠点にすることもできます。

加えて、地元自治体で開催される防災訓練や防犯活動、清掃活動への協力など、地域活動に参加することがクリーニング業への理解と信頼につながりますので積極的に取り組みましょう。

## 1 公害防止関係

- 騒音防止法
- 振動規制法
- 悪臭防止法
- 早朝や深夜の過剰な照明の停止

## 4 弱者支援・地域社会への貢献

- 子ども 110 番の家
- 高齢者世帯への配慮、各種ボランティア
- 認知症サポーター
- 地元自治体の防災・防犯活動への参加
- AED の設置

## 2 安全対策

- 建築基準法
- 消防法
- クリーニング所における衛生管理要領

## 3 集配車関連

- 道路交通法
- 交通事故防止対策
- エコドライブ

## 【地球環境に対する配慮】

環境保護意識の高まりを受け各種環境規制が定められており、今後も規制が強化されていく可能性が高いと言えます。

クリーニング業は各種溶剤・薬剤を使用することから環境保護に関する法律とも関わりが深く、代表的なものとしては、水質汚濁防止法や土壌汚染対策法、大気汚染防止法などが挙げられます。また、使用済みの溶剤等の処分は廃棄物処理法によって定められています。

この他にも、揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制や、化学物質の自主的な管理と使用量の削減を図るPRTR制度など、多岐にわたる規制が存在しています。

なお全ク連では、クリーニング業界が顧客および環境への配慮ある行動を積極的に実践していく「エコロジカル・クリーンライフ」（→102p参照）を平成14年に提唱しています。

これは、「企業の社会的責任（CSR）：環境への責任と社会貢献」、「価値提案：ライフスタイルサポート」、「自主規制、積極的対応とコスト削減の仕組みづくり」の3つの考えのもと、3R＝リデュース（省資源）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を積極的に推進することを目的としています。具体的には、ハンガーリサイクルやエコバッグの利用推進、リサイクルハンガーの使用などが考えられます。

加えて、グリーン購入法にも定められているエコドライブの実践（→91p参照）やクリーンエネルギーの利用、節電など、将来を見据えて地球温暖化防止や省資源化への取組みを推進することが強く求められています。

```
graph LR; A((環境対策)) --- B[1 環境規制]; A --- C[2 省資源化]
```

## 環境対策

### 1 環境規制

- 水質汚濁防止法
- 土壌汚染対策法
- 廃棄物処理法
- 大気汚染防止法
- オゾン層保護法
- 水道法、下水道法
- 地球温暖化防止対策の推進に関する法律（VOC 排出規制）
- 化学物質審査規制法
- PRTR 制度
- 廃棄物対策（ドレン回収）
- 溶剤回収装置の設置 等

### 2 省資源化

- 各種リサイクル法
- グリーン購入法
- クリーンエネルギー
- ゴミ減量化、節電 等

## 2-3-1. 消費者基本法、消費者契約法等

### 【消費者基本法】

消費者政策の基本となる事項を定めた法律で、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を基本理念としています。

消費者と事業者の間には情報や交渉力の差があることから、消費者の安全や商品・サービスを選択する機会の確保、必要な情報や教育の機会が提供されるために、事業者が必要な情報等を提供することを定めています。同時に、消費者自身にも自ら必要な知識や情報を習得するために行動することを求めています。

消費者の権利を守るために、消費者の立場に立って必要な情報を明確で判りやすく提供することを事業者の責務としています。

併せて、もし消費者との間に苦情が生じた場合は迅速かつ適切に処理することも定められています。 **【第5条】**

### 【消費者契約法】

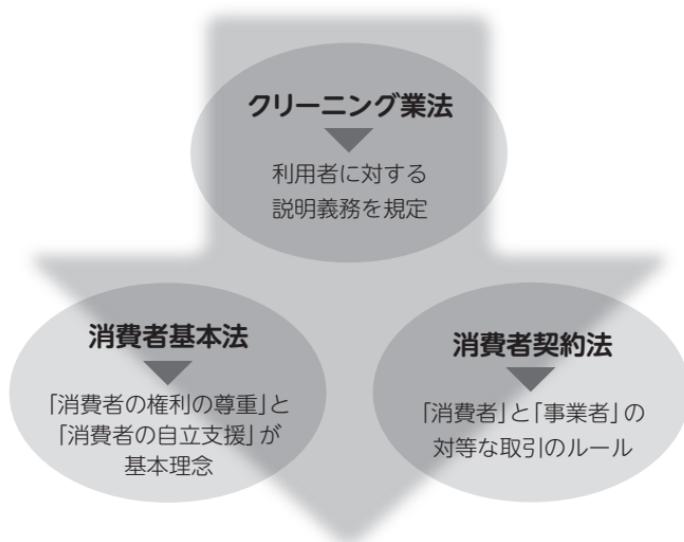
消費者と事業者が対等に取引をするためのルールを定めた法律です。

消費者と事業者との間の全ての契約に適用されます。

事業者は、契約の内容を消費者にとって明確で分かりやすいものになるよう配慮しなければなりません。また、消費者が契約内容を理解するための必要な情報を提供しなければなりません。 **【第3条】**

**説明責任**は全てのクリーニング事業者に！

→すべては**お客様**のために



### お客様への説明責任

企業のコンプライアンス（法令遵守）に加え、利用者利益の擁護や利用者からの信頼確保のための取組みは、今や社会全体で当たり前に行うべきこととして捉えられています。クリーニング業についても、クリーニング業法でお客様の利益を守るためにサービスの内容や契約についての必要事項を説明することが求められているほか、消費者基本法や消費者契約法などでも利用者利益の擁護が図られています。

## 2-3-2. クリーニング契約の意味合いと性格

### 【契約の性質】

クリーニング契約は、利用者から衣類をお預かりしてクリーニング処理を施し、これを利用者に引き渡すことで成り立っています。この一連の作業には、「請負契約」と「寄託契約」の2種類の契約が組み合わさっています。

#### 【請負契約】

請負人が仕事を完成させることを約束し、注文者がその仕事の成果に対して報酬を支払うことを約束することで効力が発生する契約のことです。

この契約は仕事をしてもらうことではなく、仕事の完成を目的とした契約のため、請負人は仕事の完成義務を負うことになります。また、注文者についても完成した仕事に対して報酬を支払う義務があります。

【民法第632条】

#### 【寄託契約】

保管する人（受寄者）と保管してもらう人（寄託者）の間に交わされる物の保管契約のことです。当然、受寄者は保管義務を負うことになります。また寄託契約は受寄者が保管を約束するだけでは成立せず、実際に寄託物を受け取ることによって成立します。

【民法第657条】

### 【クリーニング業者の5つの義務】

クリーニング業者が利用者からお預かりした洗たく物の処理または受取および引渡し業務を遂行するにあたって、「職務上相当な注意を怠ったこと」により洗たく物を滅失破損した場合は損害賠償責任を負うことになります。

このクリーニング業者に必要とされる職務上必要とされる注意義務として、「洗濯物の状態把握義務」「適正クリーニング処理方法選択義務」「処理方法等説明義務」「クリーニング完全実施義務」「受寄物返還義務」の5つの義務が挙げられます。

【クリーニング事故賠償基準】

#### ①「洗濯物の状態把握義務」

利用者からクリーニングの依頼を受けた洗たく物の機能、汚れの質と量、汚れの放置期間、染色の堅牢度などを的確に把握すること

## ②「適正クリーニング処理方法選択義務」

①を尽くした上で、その洗たく物についてクリーニングの処理が不可能な場合にはクリーニングの引受けを断り、クリーニング処理が可能な場合には、最も適切なクリーニング処理方法を選択すること

## ③「処理方法等説明義務」

利用者と品質の状態について可能な限り相互確認し、①・②の履行に必要な説明を行うこと

## ④「クリーニング完全実施義務」

③で選択したクリーニング処理方法を完全に実施すること

## ⑤「受寄物返還義務」

利用者からお預かりした洗たく物を適正な状態で引き渡すこと

## 2つのクリーニング契約

## クリーニング契約

=利用者（お客様）から衣類をお預かりして、クリーニングを行い返却する

## 請負契約

- クリーニング業者
- ➔ クリーニング処理を完成させることを約束。完成義務が生じる
- 利用者（お客様）
- ➔ 完成した仕事に対して代金を支払うことを約束



## 寄託契約

- クリーニング業者
- ➔ 利用者の衣類を受け取ることで成立
- ➔ クリーニング業者には、衣類の保管義務が生じる

## クリーニング業者の5つの義務

- ① 洗濯物の状態把握義務
- ② 適正クリーニング処理方法選択義務
- ③ 処理方法等説明義務
- ④ クリーニング完全実施義務
- ⑤ 受寄物返還義務

### 2-3-3. クリーニング業の特異性と説明責任

#### 【クリーニング業の特異性】

- ◇苦情が多い理由の一つに、他のサービス業ではほとんどない、クリーニング業の持つ特異性があります。それは「サービスが消費者の目の前で行われない」ということです。
- ◇他のサービス業ではサービスの提供は消費者の目の前でリアルタイムに行われます。したがって何らかの事故が発生しても、その場でクレーム処理はほぼ完結できます。
- ◇ところが、クリーニング業の場合、苦情発生はほとんどが過去形となります。明らかな事故は別にして、事故ではないのに結果として苦情となっているケースは非常に多い現実があります。
- ◇これは、消費者が期待するサービスと、店が提供できるサービスがもともと一致していないことに原因があります。極端な言い方をすれば、消費者はクリーニング店に出せば新品同様になって戻ってくると誤認していますし、店側はこの汚れは技術的には完全には落ちないことを認識しながらクリーニングを行っていることもあるからです。
- ◇つまり、サービスに対する認識にズレがあるままサービスが行われる結果、事故ではない苦情に結びついてしまうのです。
- ◇苦情を発生させないためにはどうするのか？答えは、サービス提供に先立ち、双方の認識のズレをなくすことです。
- ◇つまり、品物をお預かりするときに品物の状態をしっかりと把握した上での相互確認と、品物の特性に基づく洗濯方法の説明など、十分なコミュニケーションを図ることなのです。

#### 【説明義務の程度】

- ◇クリーニング業法並びにクリーニング事故賠償基準では、いずれも「営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するように努めなければならない」と規定しています。
- ◇これに対して、「1日に何百点も扱っているのに1点1点全部説明しなければいけないのか」「繁忙期にお客さんが並んでいても、ひとつひとつ確認して説明するのか」といった疑問の声があがります。

- ◇そうすることは消費者保護の観点から言えば理想ですが、現実的には不可能に近い。改正法並びに賠償基準が求めているのはあくまでも《クリーニング事故防止＝消費者利益の擁護》であって、日常的で扱いなれているワイシャツ1点1点に対してまで、ちゃんと説明しろといっているわけではありません。
- ◇扱ったことのない素材や取扱い絵表示のない海外製品、事故が頻発している素材を用いた衣類、完全に落ちるかどうか不明な汚れのついた衣類など、プロの目から見てリスクを伴う可能性がある品物については、あらかじめその内容等をしっかり説明し、理解を得た上でお預かりしましょう、というのが主旨なのです。
- ◇その上で、しっかりした検品を行い、万が一、事故が生じてしまった時は原因を究明した上で、できるだけ早く消費者に連絡し、必要な説明を行い、また必要な対処を行うことも重要となります。

### 【十分な説明のために】

- ◇リスクを伴う品物かどうか瞬時に見分けるためには、受付や外交の担当者は繊維や洗淨、仕上げに関する十分な知識と情報収集が今まで以上に必要となります。
- ◇次々と新しい繊維素材や製品が開発されている現在、これらを実行していくことは大変なことです。消費者保護や企業の説明責任、PL法など、社会全体が消費者の視点を重視している昨今、クリーニング業にとって例外ではなく、むしろ消費者の財産の一部を扱っているが故に、他の業種以上に消費者の目は厳しいと認識することが必要です。
- ◇クリーニング師研修・従事者講習は、もともと上記主旨に基づき、つくられた制度です。しっかり研修・講習を受講して基本的知識を身につけることが必要です。
- ◇また最新の事件事例や新素材の洗淨方法等は、クリーニングニュースや技術情報等を活用し、また、近隣の仲間との勉強会や情報交換を行うなどして、常に最新情報をキャッチすることが望めます。

## 2-3-4. 作業工程と検品

### 【事故防止対策】

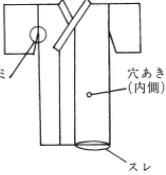
クリーニングで一番大切なことは、最終的に適正な状態の品物をお渡しすることであり、そのことが利用者からの信頼を得るための最も重要な要素となります。

しかし、クリーニングのトラブルでは、返却後に利用者から事故を指摘されたケースも多く、そのうち受付時から返却時までの工程中に的確な検品を行っていれば防止できたと推定される事例が相当な数になっています。

このことから、クリーニング作業における検品体制の確立や利用者へ品物をお渡しする際の相互確認の徹底など、クリーニング事故を防止するための取組みが求められています。

### 【検品体制の確立】

利用者から預かった洗たく物を適正な状態で引き渡すためには、自店での検品体制を確立させ、受付から引渡しまでの間の工程ごとに検品を繰り返して行い、異常がないことを確認することが必要です。特に、引渡し前の最終点検や引渡し時におけるクリーニング業者と利用者の相互確認の徹底が大切です。

受付 年 月 日				納品 年 月 日				受付No	担当者				
お客様名				連絡先 TEL				クリーニング 代 金	円				
前				後	前				後	前 (記入例)			
寸 法	身丈:	肩幅:	袖丈:	袖口幅:	その他:								
品 名	男	高級品	(品物の金額)		処	1. 石油系、ふっ素系、パーフルオロエチレン							
組合	上	三	点	特	理	2. ウエットクリーニング							
せ 品	下	ツ	数	殊	理	3. 自然、タンブラー(℃)							
付	点	点	点	品	方	4. アイロン、ドライプレス 整形(人体) スチーム禁、プレス禁							
属	点	点	点	品	法	5. その他							
客	クリーニング方 法			備									
の	1. 単品洗い			考									
申	2. デラックス洗い												
し	3. 特殊洗い												
出	4. 一般洗い												

## 利用者信頼確保のための標準的な検品・検査工程

(作成：クリーニング技術部会)

## 1 受付・検品

預かり証  
(診断カルテ)  
3枚複写式



- ポケットの中や、大きなシミやキズなどがないか確認
- 仕上げやシミ抜きなどの要望を確認し、預かり証(診断カルテ)に記入
- 利用者、店舗、処理工程内で、それぞれ預かり証(診断カルテ)を持つ(利用者には預かり証として渡す)

## 処理工程内

## 2 検品



- ボタンの数やシミ、キズがないか細部まで点検
- 異常があれば利用者に連絡、預かり証(診断カルテ)に記入



店舗



利用者

## 3 工程内での検品



- 各工程内の処理前後で検品し、結果を預かり証(診断カルテ)に記入する
- 異常があれば利用者に連絡、または前工程に戻すなど必要な対応を考える

- 品物添付の預かり証(診断カルテ)の内容と品物の状態をつき合わせて確認する
- 問題がある場合は対応を考える



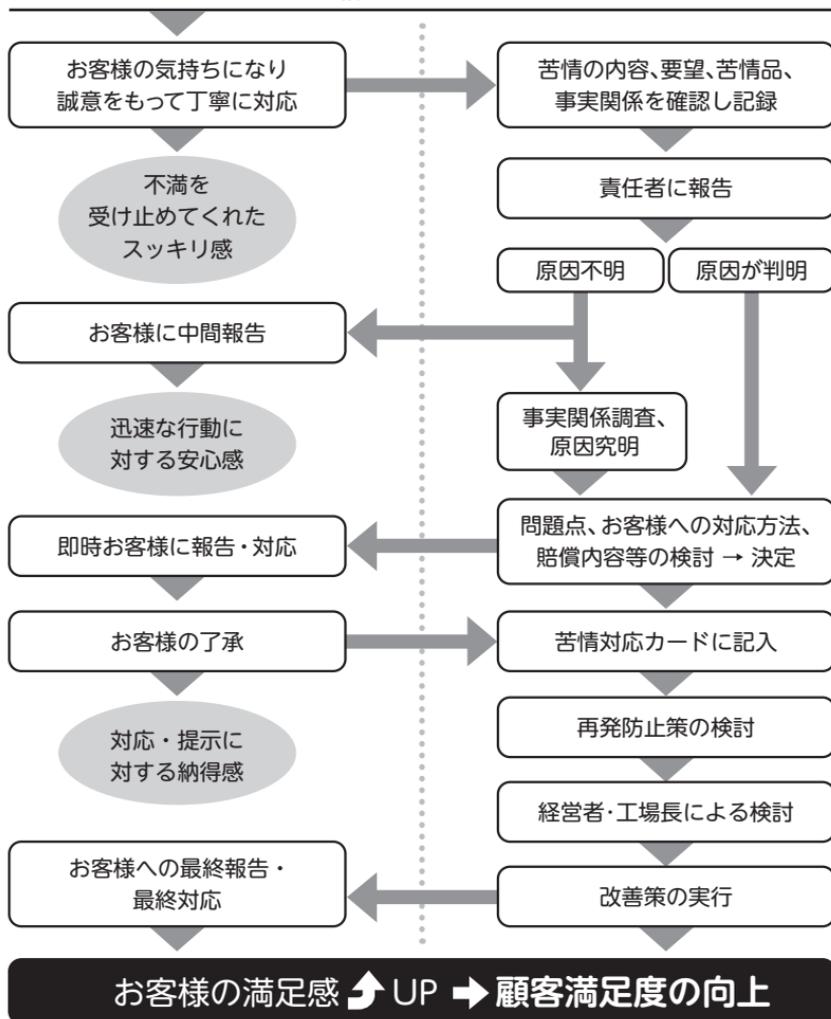
## 4 確認・返却



- 利用者の預かり証を確認
- 同じ場合は適正な状態であることを相互で確認する
- 相違がある場合はその理由を説明し、了承を得る
- 利用者の預かり証を受取り、店舗の受付控え(診断カルテ)を引き渡す

## 2-3-5. 苦情・事故対応の心得

### 苦情が発生したら



## 〈苦情対応の基本9原則〉

出典：「フリーニング業の苦情対応の手引き」公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

### ①公開性

- 苦情受付窓口を広告、店内掲示、預り証、会員証等で明らかにする。
- 苦情を積極的に受け入れる。
- 苦情の申し出の方法をわかりやすくし、広く情報提供する。

### ②アクセスの容易性

- 苦情受付窓口にて全ての申し出者が容易にアクセスできるようにする。
- 外国語での申し出者、高齢者、ハンディキャップ者に対しても配慮する。

### ③応答性

- 苦情を郵便やメールで受け付けた際、直ちに受理した旨を申し出者に通知する。
- 苦情はその緊急度に応じて迅速に対応する。
- 申し出者には丁寧な対応をし、苦情対応の進捗状況を適時知らせる。

### ④客観性

- 苦情に対し公平で客観的かつ偏見のない態度で対応する。
- 苦情解決事例を定期的に監視し客観性を確実にする。
- 苦情申し出者に対し客観的対応であったかを確認する。

### ⑤無償対応

- 苦情対応は無償で行い、その調査にかかる費用についても苦情申し出者とよく話し合う。

### ⑥機密保持

- 苦情申し出者の個人情報、苦情対応の目的に限り利用するものとし、適切な管理を行う。
- 苦情申し出者が情報の公開に明確に同意しない限り、情報を公開しないよう積極的に保護する。
- 苦情の詳細は直接関係者だけに知らせる。
- 苦情対応をしない理由に機密保持を使わない。

### ⑦顧客重視のアプローチ

- 顧客重視の苦情対応方針を明確な目標とし、その内容について従業員が十分理解するように努め、お客様にもお知らせする。
- 効果的、効率的な苦情対応に積極的に取り組む。

### ⑧説明責任

- 苦情に対する対応や決定についての説明責任および報告の実行について明確に確立する。

### ⑨継続的改善

- 苦情対応の過程及びサービスの質の継続的改善を永続的な目的とする。
- お客様の苦情、要望を適切に経営に反映させる。
- 再発防止のために現存する問題、潜在的な問題の原因を除去する処置を行う。

## 2-3-6. クリーニング師研修・業務従事者講習

- ◇クリーニング師研修・従事者講習は、クリーニング業法で定められたクリーニング師並びに営業者の義務です。
- ◇実際にクリーニング業に従事しているクリーニング師は、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した研修を受ける義務があります。
- ◇研修の受講義務があるのは、保健所に届出ている業務従事クリーニング師です。高齢等により既に従事していない場合は、保健所に変更届を出すことで受講義務はなくなります。
- ◇なお、上記手続きは、クリーニング師免許を失効させるものではありません。
- ◇クリーニング師研修は、業務に従事するようになってから1年以内に、またその後は3年に1回ごとに研修を受け、受講後は保健所に受講終了の届出を行うことになっています。
- ◇研修受講の際、申込申請により特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得のための講習を受講することが出来ます。一般に資格取得するよりはるかに短時間・廉価で取得できます。
- ◇営業者は、クリーニング所開設後1年以内に従業員の5分の1以上を、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した講習を受けさせなければなりません。また、その後も3年以内に再度受講させ、受講後は保健所に受講終了の届出を行うことになっています。
- ◇第5クールより、研修・講習を前回受講より3年以内に受講する者については、当該受講者の申請により、研修・講習の総時間数を、その3分の1を超えない範囲で省略できることとなっています。
- ◇研修・講習日程、手続き等については所属組合、もしくは都道府県指導センター（⇒268p参照）にご確認ください。

## 研修・講習制度は、クリーニング業界の防波堤です 業界の健全な発展のため必ず受講しましょう

### 何故、受講が必要か

- ◇クリーニング師研修・従事者講習制度は、業務に関する知識、技能を向上することで事故を防止し、消費者利益の保護とクリーニング業の経営の健全化を図るため、業界の総意を持って、特に組合員の切望によりクリーニング業法を改正して成立した制度です。
- ◇経済・社会構造、消費者意識の変化、衣料素材の多様化、ファッション化や加工技術の複雑化、環境保全対策への対応、化学物質の適正管理、廃棄物の減量化など業界に要求される課題は尽きることなく、常に知識と技能の向上を求められており、研修・講習制度の必要性は今日でも変わることはありません。
- ◇しかしながら、その受講率は低迷しており、そのことが原因で民主党政権下で行われた「事業仕分け」で一度は廃止判定を受けるなど、存続を危惧する声もささやかれている現状にあります。
- ◇しかし、仮にこの制度が廃止になった場合、様々な分野で規制緩和が進行している社会状況の中で、クリーニング業の根幹であるクリーニング師制度までが規制緩和の対象となり、これまで築き上げた組合組織と業界秩序が根本から崩れてしまう可能性があります。
- ◇クリーニング業が存続する基盤であるクリーニング師制度を維持し、制度の目的である消費者利益の保護とクリーニング業の経営の健全化を図り、業界に対しての信頼を確立するために、全ク連組織の総力を挙げてクリーニング師研修・講習への受講促進を図ることが必要です。

## 2-4-1. 雇用条件の整備

一人でも労働者を雇用していれば「労働基準法」に基づき労働契約を締結しなければなりません。また労働形態の多様化等を踏まえ平成20年3月に「労働契約法」が施行されています。

使用者が賃金を得て働く労働者を雇用する際には、労働条件等を示した上で労働契約を締結しなければなりません。雇用後に条件変更をする場合についても同様です。ただし同居する家族従業員及び家事使用人は労働契約の対象外です。**【労働契約法第3条・20条】**

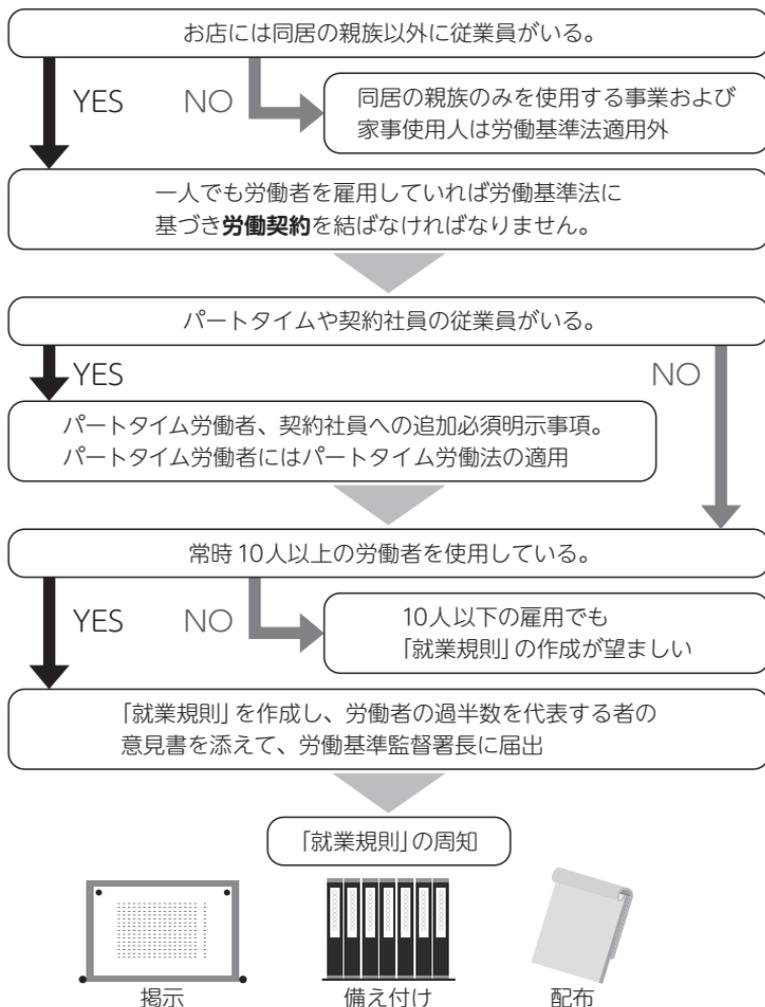
### 【労働契約の締結】

- 労働契約締結に当たっては、下記の事項について書面にて労働者に明示しなければなりません。**【労働基準法施行規則第5条】**  
①労働契約期間 ②就業の場所、従事すべき業務 ③始業、終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇等 ④賃金の決定、計算・支払方法、賃金の締切、支払時期、昇給に関する事項 ⑤退職に関する事項 等
- パート労働者に関しては前項の①～④に加えて、昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無について明示しなければなりません。
- 事業者は、パート労働者に対してパートから正社員への転換の機会を整え、与えなければいけません。**【労働契約法第8条】**
- パート労働者が正社員と同一労働条件の場合、賃金や待遇に関して差別をしてはいけません。**【労働契約法第20条】**
- 雇用期間を定めて雇用する有期契約労働者の場合は、契約期間満了後の更新の有無や更新条件についても明示が必要です。**【労働契約法第4条】**
- なお上記各項が記載された就業規則がある場合は、就業規則の交付でもよいとされていますが、個別条件がある場合はそのことについて明示された書面が必要となります。
- 従業員（パート労働者を含む）を常時10人以上雇用している事業者は必ず就業規則を作成して労働基準監督署に届け出ることが義務付けられています。**【労働基準法第89条】**

- 労働契約や就業規則は労働者の合意なく変更できません。また変更によって労働者に大きな不利益が生じる場合は認められません。

【労働契約法第9条、10条】

## 労働契約を結べ！ 就業規則はあるか？



## 労働条件・就業規則・36協定

### 労働契約や就業規則 5つの労働条件がポイント



#### 【賃 金】

賃金は原則、毎月1回以上、一定の期日に、通貨で、直接労働者に、全額支払われなければなりません（口座振込でも可）。また国が定める最低賃金を下回ってはいけません。 【労働基準法第24条・28条】

#### 【労働時間】

1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。1日の労働時間が休憩時間を除き8時間を超えてはいけません。 【労働基準法第32条】

**【休憩時間】**

労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません。

【労働基準法第34条】

**【休日・休暇】**

使用者は労働者に対し少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の休日を与えなければなりません。

【労働基準法第35条】

また雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者に10日（継続または分割）の有給休暇を与えなければなりません。6ヶ月の継続勤務以降は、6ヶ月経過日から起算して継続勤務1年ごとに1日ずつ、通算継続勤務3年6ヶ月以降は2日ずつ増加した日数（最高20日）を与えなければなりません。

【労働基準法第39条】

**【時間外・休日労働】**

法定労働時間を超える労働や法定休日の労働を命じる場合、労使協定（36協定）を締結して労働基準監督署長へ届出をしなければいけません。またその場合下記に基づいた割増賃金を加算しなければいけません。

【労働基準法第36条・37条】

割増賃金の 割増率	時間外労働	深夜労働 (午後10時～午前5時)	休日労働
	2割5分以上	2割5分以上	3割5分以上

## 2-4-2. 作業環境の安全対策、職場環境の改善対策

- ◇労働安全衛生法は労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化や防止対策の推進により、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成することを目的としています。

### 【第1条】

- ◇事業者は単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保し、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力しなければなりません。また一定規模以上の事業場については、安全衛生管理者、安全衛生委員会の設置、産業医等の選任を義務付けています。

### 【健康診断（第66条）】

- ◇事業者は労働者の雇い入れ時および常時使用する労働者に対して1年以内に1回（深夜業労働者等は6ヶ月毎に1回）定期的に健康診断を実施しなければなりません。
- ◇有機溶剤中毒予防規則により、パークは第2種有機溶剤、石油系溶剤は第3種有機溶剤に指定されています。パークを使用する業務に常時従事する労働者に対しては、雇い入れの際及び6ヶ月以内毎に1回定期的に有機溶剤健康診断を実施しなければなりません。
- ◇健康診断結果は記録のうえ5年間保存しなければなりません。

### 【作業環境測定（第65条）】

- ◇パーク又はエタンドライ機を所有し従業員を雇用している施設は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従い、法で定める作業環境測定機関に委託するか、厚生労働大臣の登録を受けた作業環境測定士により作業環境測定を実施しなければなりません。
- ◇作業環境測定は半年以内毎に1回定期に実施し、その結果を記録・保存（3年間）しなければなりません。 【有機溶剤中毒予防規則 第28条】  
※「テトラクロルエチレン（別名：パークロルエチレン）による健康障害を防止するための指針について」（平成7年9月22日／労働省労働基準局長発出）では30年の保存を求めています。

**【安全衛生教育 (第59条)】**

◇事業者は労働者を雇い入れた際、また作業内容変更時に取扱い方法や事故時の応急措置等の安全衛生教育を実施しなければなりません。

**職場の健康と安全は  
労働安全衛生法で守る**

日常の安全を守る**5S**を実践しよう

整理

整頓

清掃

清潔

躰

5S活動に加え、日常気付いた注意点やヒヤリ・ハットを社員全員で話し合うことも大切です。

## 【熱中症の症状】

熱中症は暑熱障害による症状の総称であり、次の4つの症状の分類され、症状4が最も重い症状となります。

### 症状1 熱失神

立ちくらみやめまいがしたりする。高温や直射日光によって血管が拡張し、血圧が下がることにより生ずる。

### 症状2 熱けいれん

痛みを伴った筋肉のけいれん（こむら返り）が起き、脚や腹部の筋肉に発生しやすい。汗をかき血液中の塩分が低くなりすぎて起こる症状。水分補給なしで活動を続けた時だけでなく、水分だけを補給し、塩分を補給しないときにも発生しやすい。

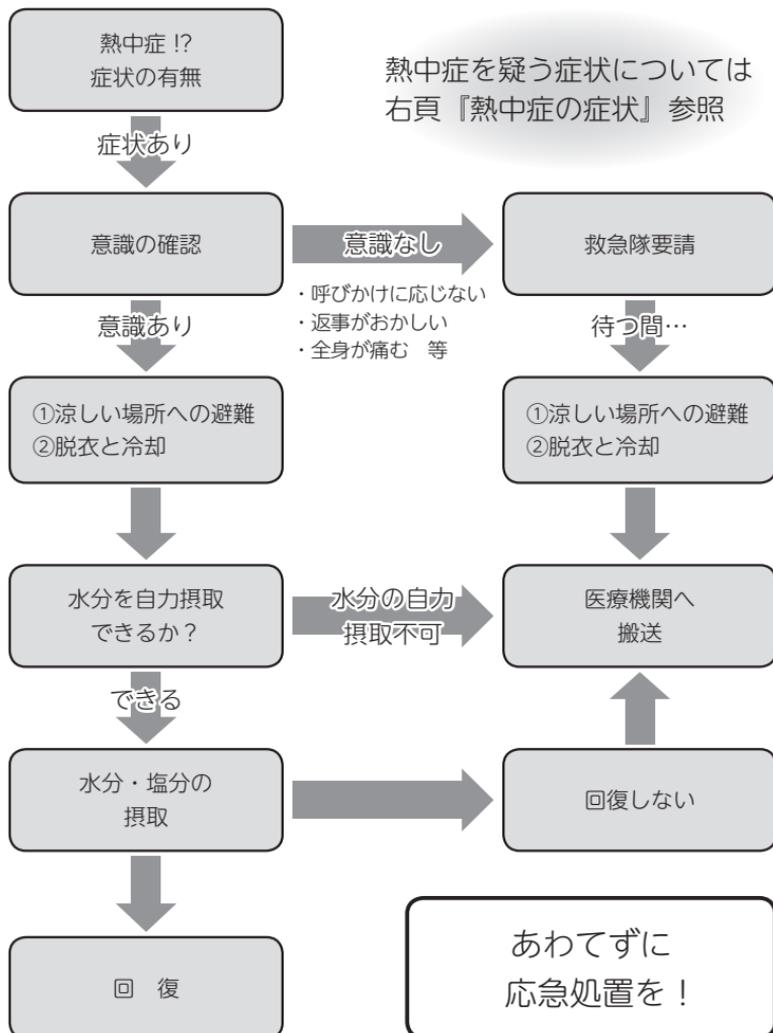
### 症状3 熱疲労

汗を多くかき、皮膚は青白く、体温は正常かやや高め。めまい、頭痛、吐き気、倦怠感を伴い体がぐったりする症状。体内の水分・塩分不足、いわゆる脱水症状によるもの。

### 症状4 熱射病

汗をかかず、皮膚は赤く熱っぽく39℃を超えることが多い。めまい、吐き気、頭痛の他、意識障害、錯乱、昏睡、全身けいれんを伴うこともある。水分・塩分の不足で体温調節機能が異常をきたして起こる症状で、死に至ることもある。極めて緊急に対処し救急車の手配が必要。

## 熱中症!? その時に（現場での応急処置）



出典：「職場における熱中症予防対策マニュアル」  
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課物理班

## 2-4-3. 社会保険、福利厚生の整備

### 【医療保険】

- ◇国民健康保険
- ◇全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）
- ◇組合管掌健康保険（組合健保）

### 【年金保険】

- ◇国民年金（基礎年金／公的年金〔義務〕）
- ◇国民年金基金（個人〔任意加入〕）  
⇒全国クリーニング業国民年金基金（→166p参照）
- ◇厚生年金保険（公的年金〔義務〕）
- ◇企業年金基金（企業・団体〔任意加入〕）  
⇒全国クリーニング業企業年金基金（→168p参照）

### 【雇用保険】

- ◇失業等給付事業、雇用安定事業、能力開発事業を行う。
- ◇労働者を雇用する事業所は〔適用事業所〕となる。
- ◇保険料率は1.35%（負担割合は事業主0.85%、被保険者0.5%）

### 【介護保険】

- ◇満40歳以上の者が被保険者。（65歳以上→第1号被保険者、40歳～65歳未満の医療保険加入者→第2号被保険者）
- ◇介護給付費の財源は公費（50%）と保険料（50%）。第1号被保険者は原則、年金から特別徴収。第2号被保険者は加入の医療保険の保険料と併せて徴収される。

### 【労働基準法における労災・補償のポイント】

- ◇業務上の負傷や疾病（労災）に対し、使用者は労働者に対して下記の補償をしなければならない。【労働基準法第75・76・77・79・80条】
  - 病院に入院したり通院する場合の療養補償
  - 労働者の療養中、平均賃金の100分の60の休業補償
  - 障害の残った場合、その障害の程度に応じて算定された障害補償

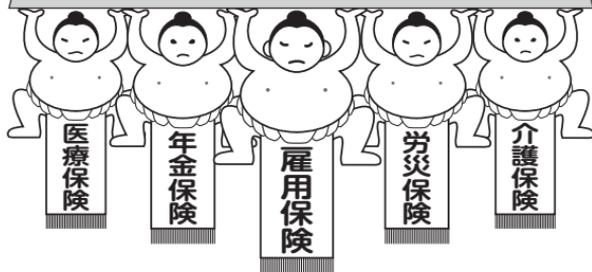
- 労災で死亡した場合、平均賃金の1000日分の遺族補償。また葬祭を行うものに対する平均賃金60日分の葬祭料
- ◇ 労働者災害補償保険法を適用し給付を受ける場合、使用者は上記の補償の責務を免れる。 【労働基準法第84条】
- ◇ 使用者はその労働者を雇用した日から10日以内に「保険関係成立届」を労働基準監督署長または公共職業安定所長に提出しなければなりません。また保険関係の成立した日から50日以内に「概算保険料申請書」を提出し、申告・納付手続きをしなければなりません。

## 社会保険

### 国民生活を支える 5つの柱

# 国民の生活

生活を保障する相互扶助制度



さらに国民年金基金や、生命共済で安心の老後を

社会保険（横綱）を支える、太刀持ちや露払いのような存在です。

従業員のモチベーションアップには  
**福利厚生や教育研修**がとても大切。  
定期的な実践を！

休暇制度



健康診断  
労災補償



心のケア



ロッカー  
更衣室



5S



教育研修  
職場内教育 (OJT)



定期的な  
防災訓練

レクリエーション



育児休業  
介護休業



Cleaning



休憩室



雇用契約  
最低賃金  
高齢者・若年者・  
障害者雇用



安全  
安心



職場の  
安全管理・  
衛生管理

社会保険  
退職金制度  
生命共済

従業員が利用したい

**クリーニング**を実践していますか？

▶ 誇りを持って働ける職場作りも重要です

## 2-5-1. 公害防止対策

住民の生活環境を守るための法律として、騒音規制法や振動規制法、悪臭防止法が制定されています。これらの法律は都道府県条例により区域や時間帯等について上乘せ規制が定められている場合があります。

### 【騒音規制法／振動規制法】

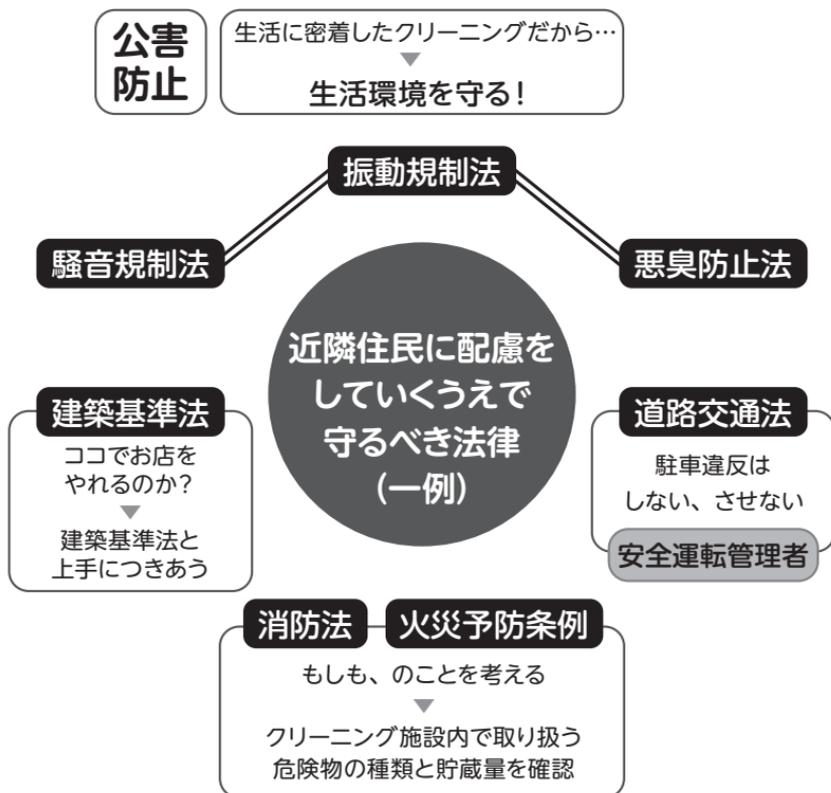
- 都道府県知事によって、騒音／振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域が指定され、この指定地域内での騒音／振動が規制対象となります。(騒音規制法第3条／振動規制法第3条)
- 都道府県条例によって、区域や時間帯ごとの規制基準が定められ、騒音を発生する特定施設（政令で種類・規模を指定、クリーニングの場合、プレス機や送風機等）を設置したものはこの基準を遵守しなければなりません。また、これらの施設の設置の際には事前に市町村長への届出が必要となります。市町村長は規制基準違反などで周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、改善の勧告や命令を行います。

### 【悪臭防止法】

- 都道府県知事（政令市長）の指定する地域が対象になります。規制地域内の事業所は悪臭を伴う事故の発生があった場合ただちに市町村長に通報し応急措置を講じる等の義務を負います。

さらに…照明等についても注意が必要です。

- 早朝や深夜の過剰な点灯は周辺住民への迷惑となる場合があります。



## 2-5-2. 火災発生防止対策〈建築基準法／消防法等〉

### 【建築基準法】

#### 建築基準法と上手につきあう。

#### お店（工場）の用途地域区分を知っていますか？

建築基準法第48条で各用途地域による建築の制限が定められており、クリーニング工場も住居、商業系の用途地域内で規制・制限があります。

原動機を使用する工場	作業場面積	・ランドリー機 ・引火性なし 溶剤ドライ機	引火性あり 溶剤ドライ機
第一種低層住居 専用地域	×  原動機を 使用する工場 自体不可	×	×
第二種低層住居 専用地域			
第一種中高層 住居専用地域			
第二種中高層 住居専用地域			
第一種住居地域	50㎡以下	○	×
第二種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	150㎡以下	○	
商業地域			
準工業地域	制限なし	○	○
工業地域			
工業専用地域			

※準工業地域・工業地域・工業専用地域であっても、地区計画等により区市町村が別途、用途制限を行っていることがあります。

建築基準法は建物と土地利用規制に関する法律。建物を建築したり、大規模修繕を行う場合の届出や『用途地域』の規制がポイントになります。

### 用途規制の適用除外により 工場建築／営業を継続するために

平成22年9月10日に国土交通省より発出された技術的助言の内容のクリアを前提として、建築基準法第48条の但し書き規定に基づく申請を特定行政庁（都道府県知事等）が許可した場合、引火性溶剤を引き続き使用することができますとしています。

つまり

↓  
特定行政庁に申請するために…

技術的助言の内容をクリアする。  
またはクリア前提の計画書を作成。

火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準

そして

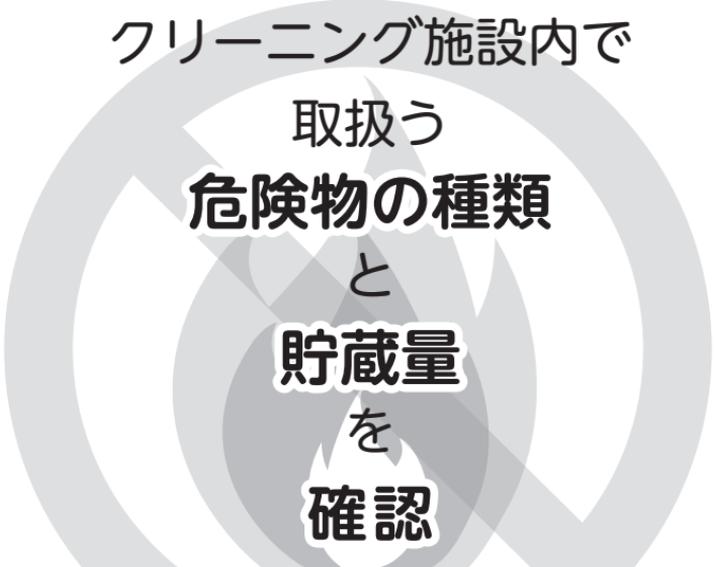
↓  
特定行政庁の許可をうけるために…

利害関係人の出頭を求めて公開による意見の  
聴取を行い、かつ建築審査会の同意を得る。

↓  
最終的に特定行政庁が…

住居の環境を害するおそれ、商業、工業の  
利便を害するおそれがない等と認めて許可。

→工場建築／営業継続へ



クリーニング施設内で  
取扱う  
危険物の種類  
と  
貯蔵量  
を  
確認

クリーニング施設で扱う危険物は主に引火性液体  
(危険物第4類/石油系溶剤・灯油・重油)と  
シミ抜き用の各薬品等が考えられます。

- 火災予防条例等は各自治体で制定する条例です。自治体により様々な基準・規制があります。必ず最寄りの消防署に確認してください。

消防法は火災・災害を予防し、国民の生命や財産を火災・災害から守ることを目的とした法律です。火災予防条例は各自治体ごとに消防法に基づく火災予防の詳細を定めた条例です。

## 危険物の貯蔵または取扱い

危険物の指定数量以上の貯蔵、取扱いには許可【設置許可書・変更許可書・完成検査済証／消防法第10条・11条】が必要です。また指定数量未満でも火災予防条例により少量危険物として取扱いに基準が設けられています。

【消防法第9条4の②】

**危険物の指定数量** 危険物の規制に関する政令別表第三より抜粋

	品名	例	性質	指定数量
第四類危険物（引火性液体）	特殊引火物			50ℓ
	第一石油類 引火点21℃未満	ガソリン・シンナー等	非水溶性	200ℓ
			水溶性	400ℓ
	アルコール類			400ℓ
	第二石油類 引火点21℃～70℃未満	灯油・洗浄油・軽油等	非水溶性	1,000ℓ
			水溶性	2,000ℓ
	第三石油類 引火点70℃～200℃未満	重油等	非水溶性	2,000ℓ
水溶性			4,000ℓ	
第四石油類 引火点200℃以上	潤滑油（タービン油等）		6,000ℓ	
動植物油類	ヤシ油・ナタネ油等		10,000ℓ	

### 危険物取扱者制度【消防法第13条】

※危険物を取り扱う場合、一般財団法人消防試験研究センターで実施される甲種危険物取扱者又はその類を取り扱える乙種危険物取扱者の免状を取得した者が行うか立ち会わなければなりません。

※危険物取扱者は定められた期間ごとに都道府県知事が行う保安講習を受講しなければなりません。

## その他のポイント

消防設備の維持【消防法第17条】や防火・防災管理者の設置【消防法第8条・第36条】は火災や災害を予防する事業者の責任として求められています。また乾燥設備やボイラー等を設置する場合【火を使用する設備等の設置（変更）届】の届出が必要になります。

【火災予防条例】

## 2-5-3. 集配車の交通安全対策

### 【交通ルールを守ることは基本です】

- 外交や営業先で近くに駐車場が見当たらず玄関付近を借りたり、住宅地の細い路地や通学路に停める時は、たとえ駐車違反にならない場所でも、隣近所や周囲に一声断りの挨拶を入れるなど、ちょっとした配慮で印象が随分変わります。

### 安全運転管理者

自動車の安全運転を守るため、事業所に一定台数以上の車を持っている事業者は、安全運転管理者やそれを補助する副安全運転管理者を選任し、公安委員会に届出をしなければなりません。

安全運転管理者 乗車人数が11人以上の車では1台、それ以外では5台以上で1人を選任

副安全運転管理者 自動車の台数が20台以上で1人を選任（20台ごとに1人を追加）

### エコドライブの実践

集配中は右頁のエコドライブの実践を心がけましょう。

### 【外交・集配時にできること】

#### ※地元防犯パトロール ※在宅高齢者安否確認

- クリーニングの外交時に得る地域の情報は地元の防犯活動や在宅高齢者の安否を確認する際に強みとなります。
  - ※個人情報保護の観点から、取扱いには注意を要します。
- 安否確認の声掛けや「母さん助けて詐欺」（振り込み詐欺）への注意喚起といった防犯活動を行うことが地域の安全を守るとともにクリーニング業への信頼を増すことにもつながります。

## エコ・ドライブ10のすすめ

- 1 ふんわりアクセル『eスタート』**  
やさしい発進を心がけましょう
- 2 加減速の少ない運転**  
安全な定速走法に努めましょう
- 3 早めのアクセル・オフ**  
エンジnbrakeを積極的に使いましょう
- 4 エアコンの使用を控えめに**  
車内を冷やし過ぎないようにしましょう
- 5 アイドリング・ストップ**  
無用なアイドリングをやめましょう
- 6 暖気運転は適切に**  
エンジンをかけたらすぐ出発しよう
- 7 道路交通情報の活用**  
渋滞や道路障害等の情報をチェック
- 8 タイヤの空気圧をこまめにチェック**  
空気圧など、点検・整備を実施しましょう
- 9 不要な荷物は積まずに走行**  
不要な荷物を積まないようにしましょう
- 10 駐車場所に注意**  
渋滞の原因となる違法駐車はやめましょう

データ出典：エコドライブ普及連絡会

## 2-6-1. 大気汚染防止

### 【大気汚染防止法】

事業場における事業活動などに伴うばい煙、揮発性有機化合物 (VOC) などの排出等を規制し、国民の健康を保護することを目的とする法律。

無過失であっても健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任を定めることにより、被害者保護を図ることも規定しています。 【第25条】

### ばい煙 (クリーニング業に用いられる施設関連)

- ・ ボイラー／伝熱面積 10㎡以上、燃焼能力 50 ℓ /時以上

### 揮発性有機化合物 (VOC)

ドライクリーニングに使用するテトラクロロエチレン (パーク) や石油系溶剤が該当。[自主的取組み] による [大気中への排出・飛散の削減努力] が求められています。

### テトラクロロエチレン (パーク) の指定物質排出施設・指定物質抑制基準

テトラクロロエチレン (パーク) によるドライクリーニング機 (排気工程のないクローズドシステムは除く) で処理能力が、1台1回につき30kg以上のもを扱う施設は指定物質排出施設として以下の指定物質抑制基準を守らなければなりません。

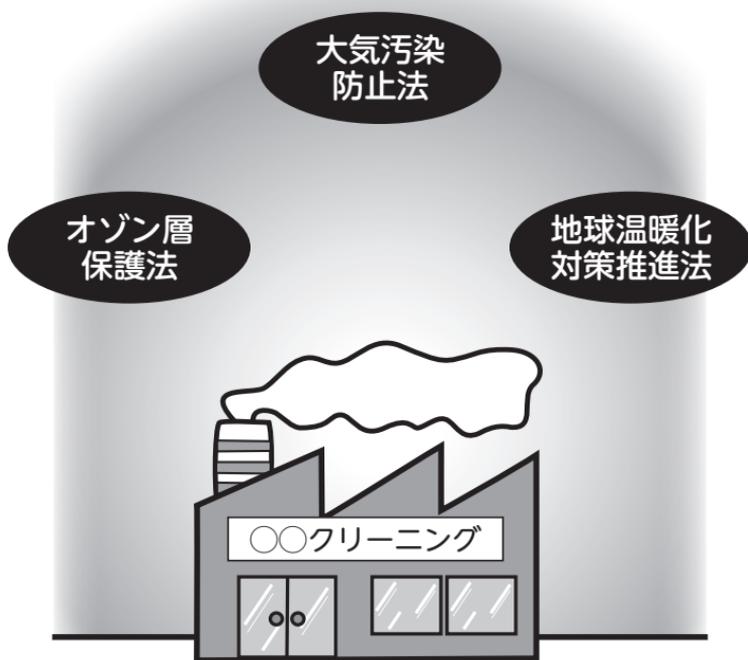
- ・ 平成9年4月1日以前に設置：500mg/m<sup>3</sup>N
- ・ 平成9年4月2日以降に設置：300mg/m<sup>3</sup>N

### 【オゾン層保護法】

国際的に協力してオゾン層を破壊する物質からオゾン層を保護し、人の健康の保護及び生活環境の保全を目的とする法律。ドライクリーニング溶剤として使用されていたCFC-113、1,1,1-トリクロロエタンなどが全廃されました。

**【地球温暖化対策推進法】**

京都議定書の目標達成のために地球温暖化対策の推進を図るための法律。設置しているすべての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kℓ以上となる事業者は、特定事業所排出者として温室効果ガス算定排出量等を国（事業所管大臣）に報告しなければなりません（実際には各自治体へ届出を行います）。



## 2-6-2. 水質汚濁防止／地下水汚染防止

### 【水質汚濁防止法による規制】

水質汚濁防止法は「工場、事業場から公共用水域（河川、湖沼等とこれに接続する水路）に排出される水の排出、地下に浸透する水の浸透を規制し、生活排水対策の実施を推進する等により、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること」、「工場、事業場から排出される汚水や廃液で、人の健康被害が生じた場合に事業者の損害賠償の責任について定め、被害者の保護を図ること」を目的としています。

水質汚濁防止法による排水規制の対象は政令で定める特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水であり、有害物質に係る排水基準と生活環境に係る排出基準が定められています。ただし、これは国が定める全国一律の基準であり、原則としてすべての特定施設に対し適用されています。さらに都道府県は、国の基準より厳しい上乗せ基準を条例で設定することが認められています。

### 特定施設

クリーニングは、「洗たく業の用に供する洗浄施設」として政令で定める特定施設となっています。

### テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンは、水質汚濁防止法の有害物質に指定され、公共用水域への排水基準0.1mg/ℓ以下の排水基準が定められています（公共下水道及び流域下水道への排水基準にあつては下水道法により0.1mg/ℓ以下）。また、地下浸透の禁止等の規定が適用され、排液処理装置による適正処理、ドライ機への受け皿の敷設などの措置が必要となっています。

さらに、地下浸透による地下水汚染で健康被害が生じ又は生じるおそれがあると認められるとき（環境省告示に定める環境基準0.01mg/ℓ以下）は、都道府県知事はクリーニング所の設置者に対して、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができることになっています。

## ランドリー排水

ランドリー排水については、生活環境に被害を生じるおそれがある程度の排水水（生活排水項目）として次の排出基準が定められています。法律では、1日の排水量50m<sup>3</sup>以下の施設にはこの基準を適用しないとしています。ただし、特定水域や都道府県条例によって、排水量50m<sup>3</sup>以下の施設にも基準を適用する地域もあります。

### 【下水道法による規制】

下水道法は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項、ならびに下水道の設置や管理の基準等を定めて下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質を保全することを目的としています。

なお、下水とは、生活あるいは事業に起因し、付随する廃水又は雨水を指し、雨水以外の下水を汚水といいます。

水質汚濁防止法に定められる特定施設が終末処理施設のある下水道に排水する場合はすべて下水道法が適用され、地域の下水道管理者への利用届け及び排水量と定期的な水質調査の届出が義務付けられています。また、排水にあたっては、下水道法による排水基準を守らなくてはなりません。

排水基準には、国が定める全国一律の基準と都道府県が条例で定める上乘せ基準があり、全国一律の基準は、水質汚濁防止法の排水基準にほぼ一致します。

## 2-6-3. 土壌汚染防止

### 【土壌汚染対策法による規制】

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。

土壌汚染対策法では、有害物質を取り扱っている工場等が、土壌汚染の有無が不明なまま放置され、住宅・公園のような不特定多数の人が立ち入るような土地として利用されるようなとき、人の健康への悪影響を防ぐため、汚染の可能性の高い土地について、有害物質を取り扱う施設の廃止時などに調査を実施すること、土壌汚染が判明し、汚染によって人の健康にかかる被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること、などを定めています。

### 土地汚染対策法とクリーニング

クリーニング業として、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地として調査義務のある対象物質は、テトラクロロエチレン、1.1.1.トリクロロエタン、ふっ素系溶剤及びそれらの分解生成物が該当します。

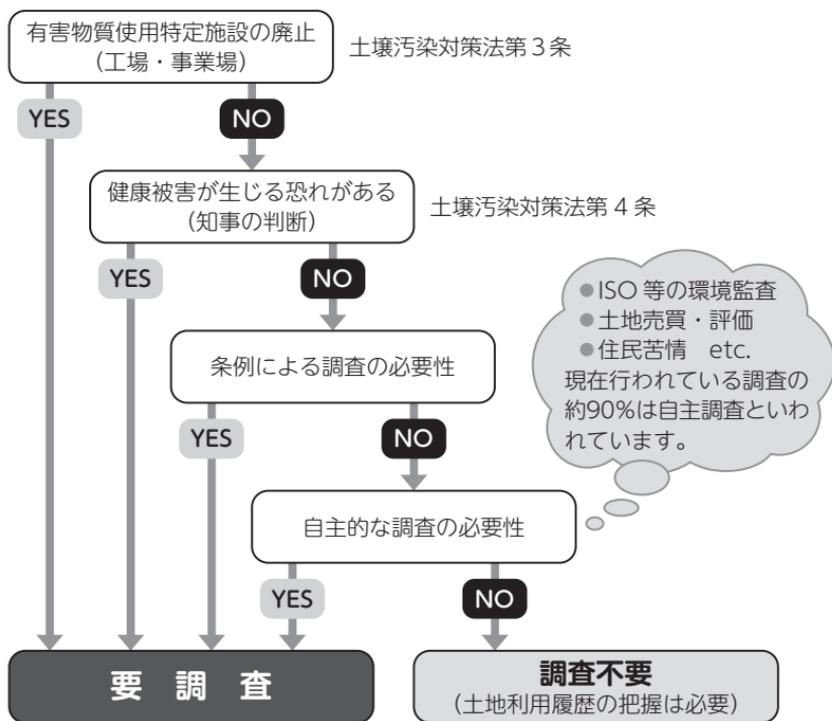
現在は使用していなくても、過去にテトラクロロエチレン等を使用していた施設は、すべて調査の対象となります。また、水質汚濁防止法や特定有害物質で規制される以前の、いわゆる「過去の負の遺産」といわれているものに対しても、さかのぼって調査及び汚染除去の対象としています。ただし、操業中の施設については調査の義務はありません。

### 調査の猶予

有害物質を使用している工場や施設等が廃止された場合でも、その土地について予定されている利用方法が次のいずれかの要件を満たすことで土壌汚染による人の健康への影響が生ずるおそれがないと都道府県知事が確認した場合、申請により、調査の実施が猶予されることがあります。

- ①引き続き操業する工場・事業場の敷地として利用される場合
- ②事業主の住居と兼用する小規模な工場・事業所であって、事業主が居住を続ける場合

## 土壌汚染対策法の概要と仕組み



## 2-6-4. 廃棄物処理にかかる規制

### 【廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）】

廃棄物処理法は、「廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的としています。

廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じる産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物として区分し、排出の段階から処理されるまでの間、その他の産業廃棄物とは異なる処理のシステムを次のように定めています。

- ①特別管理産業廃棄物排出事業者は、資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を事業場に設置しなければならない。
- ②当該特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間は、特別管理産業廃棄物保管基準に従って当該特別管理産業廃棄物を保管しなければならない。
- ③当該特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生を含む。）に当たっては特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う。
- ④処理の委託に際しては特別管理産業廃棄物の処理の委託基準に従って行う。
- ⑤運搬については特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他厚生省令に定める者に委託する。
- ⑥処分（再生を含む）については特別管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令に定める者に委託する。
- ⑦処理委託に当たっては特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する。

### 【スラッジ等】

クリーニング業により排出される廃棄物のうち、「テトラクロロエチレンを含むスラッジ等」、「トリクロロエタンを含むスラッジ等」、「石油系溶剤を含むスラッジ等」が廃棄物処理法での「特別管理産業廃棄物」に該当します。「スラッジ等」とは、ドライ溶剤を含む廃棄物で次がその具体例となります。

- ①蒸留スラッジ（蒸留残渣）
- ②パウダースラッジ（パウダーフィルターから排出するスラッジ）

- ③使用済カートリッジ・エレメント（カートリッジ・フィルターから排出される使用済みエレメント）
- ④使用済み清浄剤（ドライ溶剤中の色素等を吸着するための粒状活性炭等の使用済みのスラッジ）
- ⑤使用済み溶剤回収用活性炭（脱臭時等に使用する溶剤蒸気吸着用活性炭及び排液中の溶剤吸着用活性炭の使用済みスラッジ）
- ⑥空ドラム、空缶（ドライ溶剤、ドライ洗剤等の使用済み容器）
- ⑦テトラクロロエチレンが0.1mg/lを超えて含まれる水分離器排液（排液処理装置により処理されていないもの）
- ⑧その他（ドライ溶剤を含む使用済ウェス等）

## 【クリーニング事業者の責務】

### ①事業者の排出責任の原則

法律では、事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら処理しなければならないことが明記されており、これは事業者の排出責任の原則に基づくものです。

ただし、その際の処理行為を自ら行う以外に、法が許可する「産業廃棄物処理業者」及び「特別管理産業廃棄物処理業者」に委託して処理することができる、となっていて、クリーニング業の場合は、大半が委託処理されています。

- ②「クリーニング事業者の責務」は、この全工程に責任を持つことであり、「委託処理」する場合でも自らの廃棄物が最終処分されるまでの責任を持たねばならない、ことになっています。
- ③近年、使用済カートリッジ等を「有価物」として取り扱われるケースが増えてきています。「有価物」として認定されれば廃棄物処理法の適用外となりますが、その判断は各自治体が行います。また有価物と認定されても、不法投棄等があった場合、排出者責任が問われる可能性もあります。
- ④マニフェストを交付したすべての排出事業者に対して前年度1年間（4月から3月まで）の交付等の状況を報告書にまとめて都道府県知事に提出することが義務付けられています。

## 2-6-5. 溶剤適正管理

### 【毒物及び劇物取締法】

毒物および劇物について保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする法律です。

シミ抜きに使用される薬品の中には毒物・劇物に該当する非常に危険な薬品もあり、取扱いには身体的にも経営的にもリスクを伴います。

### 【PRTR制度】

人の健康や生態系に有害な恐れがある特定の化学物質について、環境中に排出する量及び廃棄物に含まれて移動する量を事業者自らが把握して行政庁に報告することにより、化学物質の自主的な管理と使用量の削減を図る制度。

従業員21名以上の事業所でパークなど第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上ある事業者等は、事業所ごとに毎年度その前年度の第一種指定化学物質ごとの排出量（環境中に排出する量）および移動量（廃棄物として事業所の外に移動する量）を把握し【第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書】を毎年4月1日から6月30日までに都道府県知事をとおして国に提出しなければなりません。 【第5条】

### 【化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）】

人の健康及び生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律。

テトラクロロエチレン（パーク）は、【第二種特定化学物質】の規制区分に該当し、人の健康や生活環境、動植物に影響を及ぼす化学物質として製造・輸入実績数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等の規制を受けます。 【第2条、施行令第2条】

テトラクロロエチレン（パーク）の取扱いにあたっては、【環境汚染防止措置に関する技術上の指針】を把握し、これを遵守しなければいけません。

【第36条】

**【テトラクロロエチレン溶剤の活性炭吸着回収装置の設置について】**

テトラクロロエチレン（パーク）による大気汚染防止の観点からテトラクロロエチレン（パーク）を使用するドライクリーニング機の処理能力の合計が30kg以上のクリーニング所においては活性炭吸着回収装置の設置が求められています。

【平成元年7月10日 厚生省生活衛生局長通知 衛指第114号】

【平成5年4月9日 厚生省生活衛生局長通知 衛指第74号】

## 2-7-1. エコロジカル・クリーンライフの推進

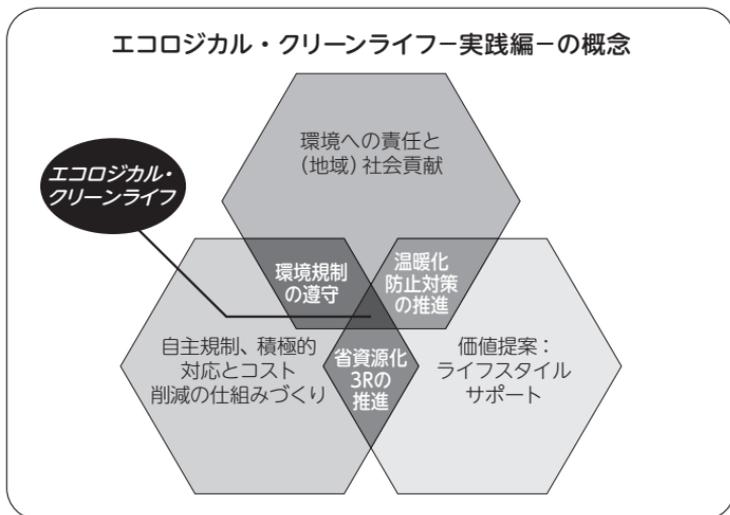
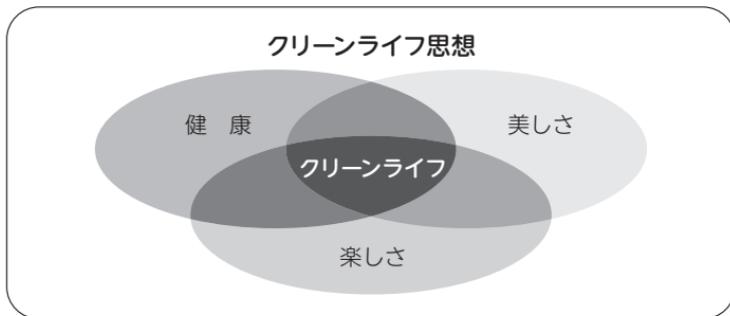
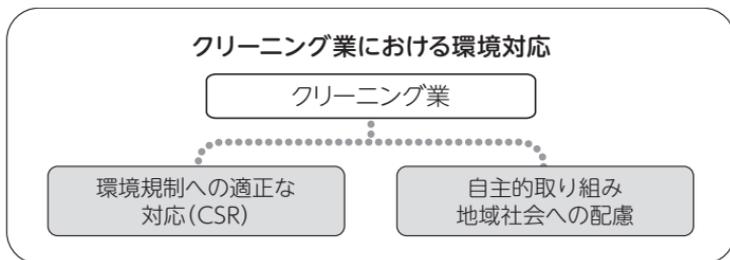
現在、地球規模で進められている環境保全対策。わが国においても行政、企業、国民を問わず、あらゆる分野、シーンで環境への配慮が進められています。当然、クリーニング業も例外ではありません。むしろ、クリーニング業は地域に密着して成り立つサービス業であり、また溶剤等の化学物質を扱うことから、環境面に特段の取り組みが求められています。

クリーニング業界が取り組むべき環境対策は、主に各種環境法規を遵守することと、地域社会等に配慮しつつ、できることから実行していく自主的な取り組みに大別できます。環境法規の遵守はクリーニング業を営む上で当然の責務ですが、省資源化やCO<sub>2</sub>削減などについても、積極的に取り組まないと社会から淘汰される可能性もあります。

クリーニング業界では、平成14年に「健康・楽しさ・美しさ」をキーワードとするクリーンライフ思想に、主に省資源化のための3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を中心とした『環境への配慮』を加えた「エコロジカル・クリーンライフ」を提唱し、その後平成18年に「エコロジカル・クリーンライフ―実践編―」に発展させてきました。

繰り返しとなりますが、環境に対する国民意識が一層高まりを見せてきている現在、環境への配慮、支援は企業存続のキーワードとなりつつあります。

いまこそ「エコロジカル・クリーンライフ」を単なるビジョンで終わらせることなく、実践するときなのです。



## 2-7-2. 省エネ・省資源化対策の推進

多発化する大規模自然災害の大きな要因といわれる地球温暖化。エネルギーの大量消費に伴って排出されるCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）が主原因です。省エネの実践によりCO<sub>2</sub>排出量を減らす取り組みは地球環境への配慮のみならず、経営コスト削減にも結び付きます。

### 「見える化」と教育、実践

- 省エネの第一歩はエネルギーコストの見える化。現状の光熱費などのリストを作成し、目標値を定め、削減効果も常に「見える化」を図りましょう。
- 省エネ意識、コストへの影響について常日頃から従業員に説明し、省エネ目標もはっきりと明確に打ち出しましょう。
- 職場内の5S運動（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）を徹底し、定期的に機器の点検・保守を行う体制を作りましょう。

### 省エネ実践による具体的効果（例）

- 昼休みに1時間一斉消灯を行うと、年間約14,000円の節約に。
- 蒸気ボイラーの適正な空気比で年間30,000円以上の節約に。
- 蒸気ボイラーの使用時間を1時間削減すれば、年間約50,000円の節約に。
- コンプレッサーの吐出圧0.1Mpa低下で年間約9,000円の節約に。
- ドレン回収システム導入で年間100,000円以上の節約に。
- 旧型の蛍光灯を高効率型に変更すると年間約27,000円の節約に。
- プラスチックハンガーを月100本回収すると年間約7,000円の節約に。

### 集配車のエコドライブの推進

- アイドリングストップ、適正な空気圧、不要な荷物の排除、効率的な配送ルートの見直し（反時計回りが効率的）などの実践。

（→91p参照）



## 省エネのためのチェックリスト

あなたのお店では、どの程度、実践されているでしょうか？試してみてください。

## エネルギーデータ管理

- Q.01 毎月、消費電力・燃料の使用量を管理している  YES  
 Q.02 定期的に、上水道・井水の使用量を管理している  YES  
 Q.03 電力・燃料・用水の使用量が異常値の場合にはすぐに原因を調査している  YES

## 照明設備

- Q.04 作業場を適正な照度としている  YES  
 Q.05 離席など不必要な場合には照明を消している  YES  
 Q.06 明るい窓際は昼光を利用している  YES  
 Q.07 作業場は、天井照明を減らし手元の照明を利用している  YES  
 Q.08 定期的に照明器具の清掃をしている  YES  
 Q.09 始業前、終業後など不必要時には照明を消している  YES  
 Q.10 高効率の照明器具 (Hf 型蛍光灯、LED、メタルハライド、電球型蛍光灯 など) を導入している  YES

## 空調設備

- Q.11 空調の設定温度を夏は 28℃、冬は 20℃程度にしている  YES  
 Q.12 フィルターを定期的に清掃している  YES  
 Q.13 始業前、終業後など不必要時には運転を止めている  YES  
 Q.14 中間期には、空調せずに外気を利用している  YES  
 Q.15 高効率の空調機器を導入している  YES

## クリーニング機器

- Q.16 洗濯物の投入は適量にしている  YES  
 Q.17 クリーニング機器の休止時には、ボイラー・コンプレッサーを止めている  YES  
 Q.18 蒸気、圧縮空気は機器に適した最低限の圧力にしている  YES  
 Q.19 機器ごとに蒸気、エア어의バルブをつけ不使用時に遮断している  YES

## ボイラー

- Q.20 蒸気圧をできるだけ低くしている  YES  
 Q.21 蒸気配管およびバルブの保温をしている  YES  
 Q.22 トラップから蒸気が漏れないように保守している  YES  
 Q.23 ドレンの回収をしている  YES  
 Q.24 定期的に保守点検している  YES

## コンプレッサー

- Q.25 吐出圧をできるだけ低くしている  YES  
 Q.26 配管、機器からエア어가漏れないように保守している  YES  
 Q.27 吸気温度が高ならないようにしている  YES  
 Q.28 吸気フィルターを定期的に清掃している  YES

## 水道、井水などの給水設備

- Q.29 漏水が起きないように点検している  YES  
 Q.30 流量、圧力の管理をしている  YES

## 地域連携など

- Q.31 ハンガーリサイクル (リユース)、持ち帰り袋の削減などを行っている  YES

## 2-7-3. 消費者教育・学校教育

### 【学校教育】

- ◇クリーニング需要低迷の要因の一つとして、消費者のクリーニング知識の希薄化が挙げられますが、その遠因を辿っていくと学校教育における家庭科（特に被服関係）の授業の大幅な減少があります。
- ◇その原因としては、いわゆる「ゆとり教育」による授業の減少や、近年多発化している「食」「住」に関する社会問題（食品表示偽装や耐震強度偽装など、命にかかわる問題）への対応教育が優先されているなどが指摘されています。
- ◇いずれにしても、消費者に正しいクリーニング知識を身につけていただくことは、クリーニングトラブルの防止に結びつくばかりか、需要拡大のためにも不可欠なことです。
- ◇こうした観点から、全ク連および各組合ではマスコミや消費者団体を通じての啓発活動に取り組む一方、小学生から大学生、専門学校生徒等を対象に、組合員が学校を訪問して授業を行う「出前授業」や、組合員店で生徒が職業体験を行う「インターンシップ」を実施しています。
- ◇多くは都道府県生活衛生営業指導センターが主催する後継者育成支援事業に組合が協力する形で実施されており、出前授業やインターンシップを通じて生徒に働くことの喜びや厳しさを体験してもらうことを目的としています。
- ◇授業を依頼する学校側の意図としては、働くために必要な心構えを学び、様々な職業に触れることで自分の興味の幅を広げ、将来の職業選択に役立てること、組合および指導センター側の意図としては「後継者並びに従事者確保」や「正しいクリーニング知識の普及による需要拡大」、「クリーニング事故防止」が挙げられ、双方にとって有益な事業と言えます。

### 【学校教育に関するクリーニング総合研究所の取組み】

- ◇クリーニング総合研究所では、学校教育の現場の先生方との交流を日常的に行うとともに、被服系専門学校等に講師を派遣しています。
- ◇また、一方で衣料管理士（テキスタイル・アドバイザー）資格取得を目指す在京の被服学科等専攻の女子大生を対象に、毎年1週間ほど研究所が受け入れ、事故品鑑定等の実習を通じて正しいクリーニング知識を取得していただく衣料管理実習を行っています。

### 【マスコミに対しての情報発信】

- ◇各種マスコミ等からの取材に随時対応し、その都度、信頼できるお店の基準としてLDマークもしくはSマーク掲示店を紹介しています。
- ◇一方、全ク連では毎月定例の記者発表を開催し、業界紙のみならず、必要に応じて全国紙の記者に対して、消費者に向けての業界情報等の発表を行っています。

### 【各種消費者団体との懇談】

- ◇全ク連並びに各都道府県組合では、定期的に各消費者団体等との懇談会を開催し、コミュニケーションを深めています。
- ◇また各自治体の消費生活相談室等とも、クリーニング事故への対応等を通じて緊密な関係にあり、トラブル解決に向けてスクラムを組んでいます。
- ◇平成27年のクリーニング事故賠償基準の大幅改訂にあたっては、各地域の消費生活相談員の方々を対象に多くの説明会等を開催し、理解を深めていただきました。



## 2-8. 各種届出申請等一覧

### 主な各種届出・報告義務関係届出・申請一覧

項 目	書 類 名	概 要／問合せ先・届出先	法 令
クリーニング所の開設	開設届等届出書	クリーニング所（取次店含）の開設や無店舗取次所の届出。所在地・構造設備・従業員数・クリーニング師の氏名を保健所に提出する。	クリーニング業法
上記届出事項の変更 ●クリーニング所の廃業	変更届／廃業届	『開設届等届出書』の内容に変更が起きた場合は『変更届』、営業をやめた場合は『廃業届』を保健所に提出する。	
クリーニング営業の承継	クリーニング営業者地位承継届（相続） クリーニング営業者地位承継届（合併／分割）	営業者の地位を承継した者は保健所に提出する。個人の場合は地位承継届（相続）、法人の場合は地位承継届（合併／分割）	
建築物の建築等に関する申請及び確認	建築確認申請書	建物の着工前又は大規模な修繕・模様替えを行う前に役所または民間の指定確認検査機関に提出。	建築基準法
建築物に関する中間検査	中間検査申請書	着工後または大規模な修繕・模様替中に特定行政庁が定める工程を終えた段階で提出する。	
建築物に関する完了検査	完了検査申請書	建物の完成、または大規模な修繕・模様替えが完了した際に提出する。	
48条ただし書き許可	違反是正計画書、48条ただし書き許可申請書	86ページをご確認ください。	

項目	書類名	概要/問合せ先・届出先	法令
危険物の貯蔵・取扱	危険物取扱所設置許可申請書	指定数量以上の危険物を貯蔵、取り扱う場合は、営業所在地最寄の消防署に申請する。(許可内容に変更が生じた場合は変更届)	消防法
	少量危険物貯蔵取扱いの設置届	指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いは、火災予防条例による少量危険物として最寄の消防署に届出。	火災予防条例
ボイラーを設置する際の計画の届出	ボイラー設置届 ボイラー明細書 ボイラー設置報告書 ボイラー検査証 小型ボイラー設置報告書 小型ボイラー明細書	労働基準監督署へ下記をそれぞれ提出。 ●ボイラーの設置 →[ボイラー設置届]、[ボイラー明細書] ●移動式ボイラーの設置 →[ボイラー設置報告書]、[ボイラー明細書]、[ボイラー検査証] ●小型ボイラーの設置 →[小型ボイラー設置報告書]、[小型ボイラー明細書]、[機械等検定規則の規定による構造図]、[設置場所の図面]	労働安全衛生法
PRTR制度 化学物質の排出量等の把握と届出	第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	従業員21名以上の事業所でパークなど第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上ある事業者が都道府県環境担当部署に提出する。	PRTR制度
産業廃棄物管理票(マニフェスト)	産業廃棄物管理票交付等状況報告書	産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託した排出事業者が対象。排出事業者が前年度1年間に交付したマニフェストの交付状況について事業所ごとにまとめて毎年4月1日～6月30日に各自治体に提出。	廃棄物処理法

項 目	書 類 名	概 要／問合せ先・届出先	法 令
有害物質使用特定施設を廃止する場合	土壤汚染状況調査結果報告書 土壤汚染対策法第3条第1項 ただし書きの確認申請書 承継届出書 土地利用方法変更届出書	水質汚濁防止法に基づき「特定施設設置届」を提出している施設のうち、パーク等特定有害物質を使用または処理する施設を廃止し、工場・事業所を閉鎖した場合、土壤汚染調査を実施し各自治体に報告する。	土壤汚染対策法
一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更を行う場合	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 土壤汚染状況調査結果報告書	96～97ページ参照 問合せ先： 都道府県環境担当部署	
土壤汚染に対する任意による指定区域の申請	指定の申請書		
汚染土壤の搬出等に関する規制	汚染土壤の区域外搬出届出書 汚染土壤管理票 搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書 搬出汚染土壤の運搬・処理状況確認書		
土壤汚染が確認され、形質変更時要届出区域の指定を受けた土地の形質を変更する場合	形質変更時要届出区域における土地の形質の変更届出書		
土壤汚染区域の指定解除	措置完了報告書		
火を使用する設備（ボイラーや乾燥設備等）の設置・変更	火を使用する設備等の設置（変更）届		

## 主な管理者等必置義務関係届出・申請一覧

項目	試験・資格書類名	概要／問合せ先・届出先	法令
クリーニング師	クリーニング師試験 クリーニング師免許申請書 クリーニング師免許	都道府県が行うクリーニング師試験に合格した者。取次店を除くクリーニング所に1名以上必要。試験合格後免許の申請は各保健所へ。	クリーニング業法
特別管理産業廃棄物管理責任者	特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書	(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習または(公財)全国生活衛生営業指導センターが実施するクリーニング師研修での特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得のための講習を受講し、その修了試験に合格した者。特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は事業場ごとに上記の資格をもった特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し各自治体に報告。	廃棄物処理法
乾燥設備作業主任者	乾燥設備作業主任者技能講習修了証	熱源として一定量以上の燃料または電力を使用する乾燥設備で作業する事業者は左記の講習修了者から主任者を選任。	問合せ先 (公社) 全国労働基準関係団体連合会
有機溶剤作業主任者	有機溶剤作業主任者技能講習修了証	ドライ溶剤を使用する事業者は、左記の講習修了者から主任者を選任。	
ボイラー取扱作業主任者	ボイラー取扱い作業主任者技能講習修了証	ボイラー(小型ボイラー)を使用する事業者は、ボイラーの能力に応じ免許(特級・一級・二級)を受けた者または左記の講習修了者から主任者を選任 問合せ先:(一財)日本ボイラ協会	労働安全衛生法 労働基準法の対象となる事業所が対象
危険物取扱者(甲種・乙種)	甲種/乙種危険物取扱者試験 危険物取扱者免状交付申請書	危険物を取り扱う場合必要。 問合せ先:(一財)消防試験研究センター	消防法

項 目	試験・資格 書類名	概 要／問合せ先・届出先	法 令
防火・防災 管理者	甲種／乙種防火 管理者、防災管 理者	事業者は防火・防災管理上必要な業 務の推進責任者として防火・防災管 理者を選任し、所轄の消防署長に 届出。	消防法
毒物劇物取扱 責任者 ※クリーニング 業の場合、こ の資格は義務 ではなく自主 的な設置が望 ましいとする 位置づけです。	毒物劇物取扱者 試験	毒物または劇物を取り扱う事業者は 事業所ごとに薬剤師または大学等で 応用化学に関する学課を修了した者 または都道府県知事が行う毒物劇物 取扱者試験に合格した者から選任。 問合せ先： 都道府県薬務担当（主管）課	毒物及び 劇物 取締法

### 主な設置・常備義務関係届出・申請一覧

項 目	書類名／必要資格	概 要／問合せ先・届出先	法 令
テトラクロロエチ レン溶剤の活性炭 吸着回収装置	溶剤回収装置	テトラクロロエチレン（パーク） を使用するドライクリーニング 機の処理能力の合計が、30kg 以上のクリーニング所	厚生省 （当時） 生活衛生 局長 衛指通知
消防用施設の設 置・維持	消防用設備等設置 届出書	防火対象物の関係者が、消防用 設備等の設置工事の完了から4 日以内に事業所所在地最寄の消 防署へ提出。	消防法

## 主な衛生措置義務関係届出・申請一覧

項 目	書類名／必要資格	概 要／問合せ先・届出先	法 令
下水を公共下水道に流す工場または事業所に特定施設を設置	特定施設設置届出書	事業者が各自治体の下水部署に提出。	下水道法
公共用水域に水を排出する工業または事業所が特定施設を設置	特定施設設置届出書	公共用水域に排水（分流下水道地域での雨水を雨水管に排水している場合も含む）している事業者が各自治体に提出。	水質汚濁防止法

## 主な雇用義務関係届出・申請一覧

項 目	書類名／必要資格	概 要／問合せ先・届出先	法 令
就業規則	就業規則(変更)届	常時 10 人以上の労働者を使用している事業所が作成し、労働者の過半数を代表する者の意見書を添えて労働基準監督署長に届出。	労働基準法
時間外・休日労働	時間外労働・休日労働に関する協定届	法定労働時間を超える労働や法定休日の労働を命じる場合に労使協定（＝36 協定）を締結して労働基準監督署長に届出。	
労災保険（労働者災害補償保険）	労働保険の保険関係成立届	労働者を雇用したその日から 10 日以内に、労働基準監督署長又は公共職業安定所長に提出。	
	労働保険の概算保険料申請書	保険関係が成立したその日から 50 日以内に、労働基準監督署に提出。	

## 消費者保護に関する責務

項 目	概要／問合せ先・届出先	法 令
クリーニング所における苦情の申し出先の明示	苦情の申し出先は店頭掲示および預り証などの書面で発行、配布する。	
クリーニング師研修業務従事者講習	<p>クリーニング師は業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに都道府県知事の指定したクリーニング師講習を受講しなければならない。</p> <p>営業者は、そのクリーニング所（無店舗取次業を含む）の業務に従事する者（クリーニング所の従業員5人に1人以上）に対し、クリーニング所の開設後1年以内、その後は3年を超えない期間ごとに都道府県知事の指定した業務従事者講習を受講させなければならない。</p>	クリーニング業法

※このガイドブックに掲載している項目等は主要なもので、全てを網羅しているわけではありません。

※地域によっては、自治体による上乘せ条例が定められております。  
詳細については所管庁にご照会ください。

## 第3部

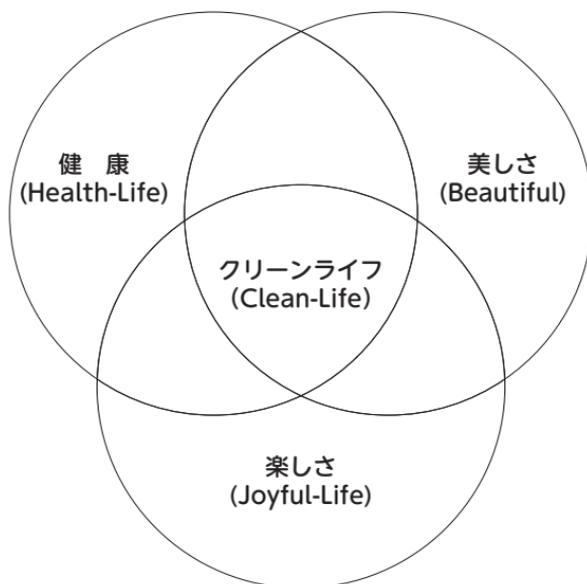
# 組合員の経営のヒント

- 3-1. クリーニング業界ビジョン
- 3-2. クリーニング業の標準営業約款
- 3-3. 日本政策金融公庫の融資制度
- 3-4. 優遇税制
- 3-5. 各種あっせん事業
- 3-6. クリーニングニュース

### 3-1-1. クリーンライフ思想

- ◇日本の高度成長が成熟しだした昭和50年代後半以降、社会は「量」から「質」への転換が始まりました。それはすなわち国民の求めるものが「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ移行しはじめたことにほかなりません。
- ◇クリーンライフ協会（⇒180p）は、クリーニング業を通じて国民一人一人にいかにして「心の豊かさ」を提供できるかを考え、それを取りまとめたのが「クリーンライフ思想」なのです。
- ◇クリーンライフの定義とは、すなわち「快適でゆとりのある生活の志向」です。
- ◇クリーンライフは、快適な生活のための三要素、すなわち「健康」「美しさ」「楽しさ」の交わるところにあります（右頁概念図参照）。
- ◇クリーニング業は元来、人々の健康の一部である衛生面で、また美しさの一部である清潔面で貢献してきています。
- ◇クリーンライフは、それを一歩進めて、心の美しさややさしさ、ゆとりといった、目に見えない内面にまで踏み込んでいきましょう、ということです。
- ◇つまり、多様化する衣類に対応した技術の高度化はもちろんですが、同時にサービス業として人々の心の美しさ、やさしさ、楽しさにも触れていただくように心がけていこうという考えなのです。
- ◇この「クリーンライフ思想」は昭和60年に同協会より提唱されて以来、業界ビジョンとして広く定着し、今日も変わることない「理念」として位置付けられているのです。

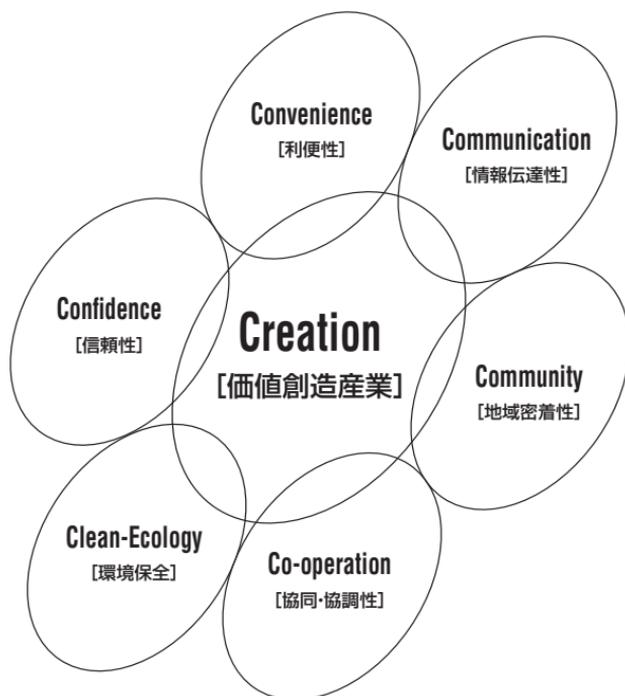
## クリーンライフ 3つの輪 (概念図)



### 3-1-2. クリーンライフビジョン21 (CLV21)

- ◇前節で見た「クリーンライフ思想」はクリーニング業を営む上で根幹となる「経営理念」であるのに対し、この「クリーンライフビジョン21」は「経営目標」といえるものです。そこで語られるものは決して難しいものではなく、いわゆる「顧客満足経営」を実践していこうということに他なりません。
- ◇クリーニング業界は、1976年に初めての業界ビジョンを発表しました。それは、クリーニング業を単なる衣類洗浄業の位置付けから、衣生活の豊かさや保全という再生・保全産業として脱皮していこうとする付加価値論でした。
- ◇その10年後の1986年に提示された「クリーンライフ思想」は第二次業界ビジョンと呼べるべきものでした。
- ◇それから、更に10年後の1996年に打ち出されたのがこの「クリーンライフビジョン21」です。
- ◇21世紀を目前に控えていたこの時期、業界として始めて経験する不況、消費者のクリーニング離れ、環境規制の強化など多くの深刻な問題を抱えており、21世紀に向かって、新たに業界が一丸となれるような目標（ビジョン作成）が望まれていたという背景があります。
- ◇この新ビジョンで打ち出された「6つのC」と呼ばれる「利便性・信頼性・情報伝達性・地域密着性・環境保全・共同協調性」は、いずれもクリーニング経営上の不可欠な要素として位置付けられており、それらを実現することが「顧客満足経営」となり、クリーニング業は「価値創造産業 (Creation)」としての地位を確立できる、という内容のビジョンです。

## CLV21 6つの輪 (概念図)

**利便性 (Convenience)**

…時間的・空間的利便性、営業の専門化・多様化

**信頼性 (Confidence)**

…カウンターサービスの改善、技術の向上

**情報伝達性 (Communication)**

…情報伝達システムの充実・利用、消費者ニーズの把握

**地域密着性 (Community)**

…地域密着型店舗、地域社会への貢献

**環境保全 (Clean-Ecology)**

…環境保全対策、リサイクル

**協同・協調性 (Co-operation)**

…共同化の推進

### 3-1-3. 第4次・クリーニング業界ビジョン

- ◇第3次業界ビジョンである「クリーンライフビジョン21」構築から12年が経過し、この間、日本社会は「規制緩和」「少子高齢化」「地球環境問題」など大きな変貌を遂げてきています。
- ◇こうした変革の波はクリーニング業界にも無関係ではなく、むしろ多大な影響を受けています。特に格差社会進展や原油価格高騰により各営業者の経営が圧迫される一方、利用者擁護、環境保全対策の推進など社会から求められているハードルはますます高くなってきている状況です。
- ◇これら対外的に求められる要求に応え、CSR（企業の社会的責任）を充分果たしていくためには、単に個々の営業者の努力だけでは解決できない側面も多く、クリーニング業界が一致団結して対応していかなければならないといえます。
- ◇こうした状況を踏まえ、全ク連では平成20年度に前述の考えを業界全体に浸透させ、かつ実現していくための動機付けとなる新ビジョンを構築しました。
- ◇この新ビジョン完成を受けて、翌年度から中央青年部会では、その具現化に向けた取り組みを推進しています。

#### クリーニング業のあるべき姿の定義

クリーニング業は、利用者に『安心』『安全』を約束し、誠実かつ確実に業務を履行し、さらに『地域社会への貢献』『法令順守』を果たすことによって、国民から『信頼』を獲得し、初めて成り立つ商売である。

#### クリーニング事業者ビジョン

定性ビジョン：人に教えたくなる信頼の店、またお願いと言われる店

定量ビジョン：仲間のネットワーク活用で売上高2,000万円

#### スローガン〈キャッチコピー〉

『継ぎたくなる、嫁ぎたくなる クリーニング業界へ』

## 【クリーニング事業者ビジョン骨子】

### (1)商品・技術

#### ◇プロとしての期待に応える

- ・プロにしかできない技術とサービスを提供する
- ・納期に対して正確さ、誠実さを示す

#### ◇料金と技術力のバランスを取る

### (2)オペレーション (接客対応)

#### ◇安心・安全、信頼の接客を心がける

- ・要望を聴き取るコミュニケーション力をつける
- ・リスクを積極的に開示することで安心感や信頼感を醸成する

#### ◇思いがこめられた品物を扱う意識を再度認識する

### (3)店 舗

#### ◇利用者が気持ちよく足を運べる清潔な店舗にする

- ・利用者が心理的に入りにくい店のイメージを一掃する

#### ◇お客をひきつけ続けられる魅力的な店舗を模索する

- ・店先でお店の存在感を出す、客層にあった店舗訴求をする

### (4)プロモーション (宣伝・PR)

#### ◇多くの店舗から自店を見つけて選んでもらう

- ・自身の持つ経営資源を最大限PRしていくことを考える
- ・ネットへの露出を高める

#### ◇顧客の知的好奇心をくすぐり、口コミを喚起する

- ・クリーニング知識などを顧客に与えて代わりに宣伝してもらう
- ・お得なサービスの導入も検討してみる

### (5)ライフスタイルの変化

#### ◇利用者の価値観の変化やライフスタイルの変化に対応する

- ・「着たから洗う」への利用者の価値観の変化
- ・利用者の生活スタイルに対応した定休日、営業時間を検討する
- ・安心・安全、環境対応

#### ◇顧客が求めるサービス品質を元に自社の方向性を検討する

- ・顧客の生活スタイルに合ったメニュー開発の提案や取扱い品目の拡大
- ・高齢化に対応したサービスを提供する

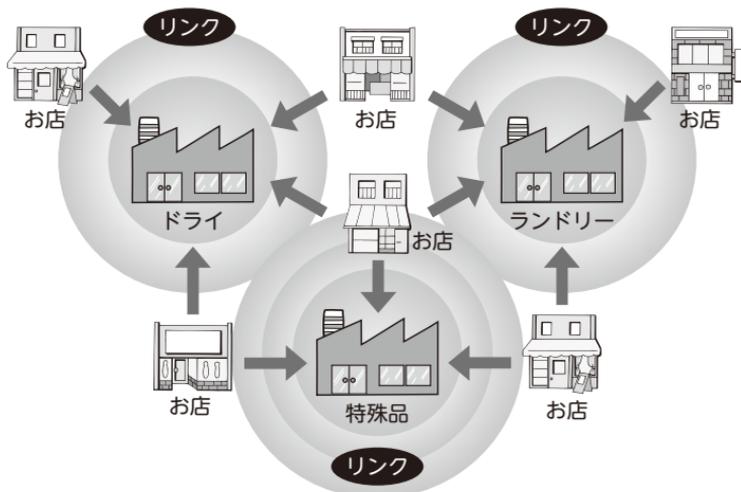
### 3-1-4. マシンリング・システム

マシンリング・システムは、クリーンライフビジョン21で提唱された6Cの中の『協同・協調性』を具現化する方策として、平成11年に提唱されました。

環境規制が年々強化されており、いずれ市中でのドライ機の使用が困難となる可能性が強いこと、後継者難を含めた人手不足状態であることなどの現状から、近い将来「洗い」の部分の共同化（集中工場）が必要となる可能性は高いといわれています。しかしクリーニング業界は以前に共同化を推進し結果その多くが失敗に終わった経緯があり、共同化に対するアレルギー反応が強いことから、従来の共同化とは異なる新たなシステムの構築が望まれていました。こうした前提を踏まえた上で、新たに提唱されたのが『マシンリングシステム』なのです。

- ◇マシンリングは、元来、ドイツの農業分野で発生したもので、ハード（機械）を資本力のある一人の経営者が所有し、近隣の同業者が一定の契約のもと、同機械を共同利用するというもので、従来の共同化が機械を共同所有していた点と大きく異なります。
- ◇また、全ての機械設備を破棄し、取次店化する必要もありません。つまり、個々のクリーニング業者が全ての機械設備を保有するのではなく、得意分野にだけ設備投資を集中させ、それ以外の品目についてはこのシステムに基づき、提携する業者に委託していこうという考え方なのです。
- ◇これは『所有』から『利用』へ経営を転換することで、既存のホールセール形式を個々のクリーニング業者相互で進めていこうということなのです。

マシーンリング・システム概念図



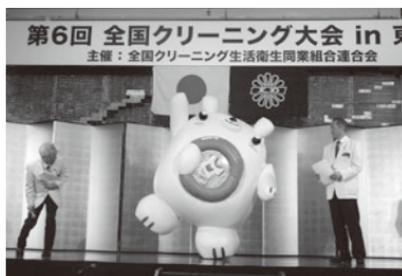
### 『所有』の時代から『利用』の時代へ

- ☆企業はかつてのようにヒト、モノ、カネ、何でも抱え込み、その量を誇っていたのでは環境変化に適応できずに消滅してしまう。
- ☆企業は自らの最も得意とし他者が真似できないところに注力し、そうでない部分は外部の専門企業を活用（アウトソーシング）する方向に変わりつつある。
- ☆「所有」を最小限にとどめて身軽になり、他の企業と相互に「利用」し合うことであらゆるリスクを分散することが経営の基本戦略であり、かつデフレ時代を生き残る方策となる。
- ☆他社より優れている自社の核となる分野に経営資源を集中することで他社が追随することのできない「強み」を持つ企業となり、その他の部分はできるだけアウトソーシングし事業をスリム化することで「競争力」を高めることとなる。
- ☆その結果、優れた企業同士が結びつく「ネットワーク経営」が志向される。

『所有』から『利用』へ 日本経済新世紀』（大野剛義著）

### 3-1-5. 洗太くんとカゴちゃん

- ◇クリーニング業界では、これまで全ク連のLDマークや組合マーク、クリーンライフ協会で使用してきたコアラのイラストなどはあったものの、これらはクリーニング業全体を示すものではありませんでした。理容業の白・青・赤の統一デザインのマークなどは、誰もが一目で理容店だと分かるもので、利用者の利便性を図る上でも統一的なマーク制定が望まれていました。
- ◇消費者啓発や各種環境保全対策、事故防止対策の推進など、クリーニング業界が一丸となって取り組むべき課題については、その意識の統一を図る上でもこうしたキャラクターの存在は効果的です。また利用者側から見ても、統一のシンボルマークを使用することで、だれにでもわかりやすく、かつ業界全体のイメージアップにも結びつくでしょう。
- ◇こうした中、平成17年に、講談社フェーマススクールズとタイアップしたコンテストを実施、応募された作品を同年のCLV21大阪展示会で来場者に投票していただいた結果、右記の「洗太くんとカゴちゃん」が業界の統一シンボルマーク（キャラクター）に決定しました。（作者：大分市在住・吉崎ゆみ氏）
- ◇その後は、クリーニングニュースに毎号4コマ漫画などイラストが掲載されていることに加え、関連グッズとしてバッヂや風船、ポスターなど、様々な形で消費者の方々へのアピールに活躍しています。さらに平成26年には、全国クリーニング大会in東京で『着ぐるみ洗太くん』がお披露目されるなど、ますますその活動範囲を広げてきています。
- ◇この『洗太くんとカゴちゃん』のイラストデザインは商標登録されており、勝手に使用することはできませんが、組合員の方が自社の販促チラシや名刺に使用したい場合、組合を通じて申請いただければ利用が可能です。

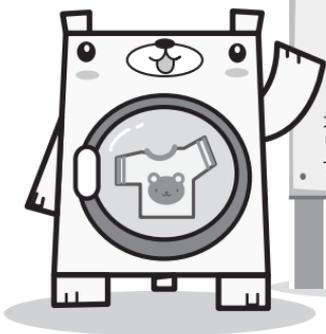


## せんた 洗太くん

クリーニング店「しろくま〜」の店長  
せんたくまっ科 最新式超軽量工コ型ロボット

- 誕生日 9月29日
- 性別 ♂
- 身長 150cm
- 体重 0.1t
- 性格 おっちょこちょいだけど、とても優しい。嫌いなものはシミ、しわ、汚れ(見ると放っておけない)。好きなものは「白いもの」。
- 特技 ダンスしながら洗濯すること(ハードダンス、ソフトダンスで洗い分けられる)。実はしっぽが伸びてコンセントになるらしいが、いつもはダンスの自家発電で動く。いざという時は、空気中の水分を集め「フルパワーチェイスイ!」で、困っている人を助けることができる。

カゴちゃんのことが好きだけど、空回り気味。ある発明家&クリーニング業界の極秘プロジェクトチームが洗太くんを誕生させたとか…?



## カゴちゃん

クリーニング店「しろくま〜」のカウンター担当  
カゴくまっ科 最新式カゴ型ロボット

- 性別 ♀
- 身長 約40cm
- 体重 ひみつ!
- 性格 かなりのしっかりもの。洗太くんに接する態度は厳しいが、しっかりとサポートしている。影の社長ではないかと噂がある。
- 特技 カウンターチェック。カゴに洋服を入れただけで、素材、汚れ具合などがわかり、お客様も絶大な信頼をよせる。カゴちゃんのカゴに入らないものではなく、かなりの大容量。



## 3-2. クリーニング業の標準営業約款

### 【目的】

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものです。

### 【設定】

標準営業約款は、生衛法に基づき厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の認可を受けて設定します。現在クリーニング業（昭和58年3月26日認可）、理容業、美容業、飲食業、めん業の5業種に設定されています。

### 【内容】

- ①役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ②施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③損害賠償の実施の確保に関する事項

### Sマーク

厚生労働大臣認可  
標準営業約款



Standard (安心)

Safety (安全)

Sanitation (清潔)

## クリーニング業に関する標準営業約款（抜粋）

### 役務の内容の表示適正化に関する事項

営業者及び営業者の登録に係る取次所を営む者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示。

#### ①提供する役務の種別

営業者等は、役務を提供するに当たっては、全国指導センターが別途定めるクリーニング処理基準に従う。

#### ②従事者の氏名

次に掲げる従事者の氏名を、アについては必ず表示し、イ及びウについては該当する者がいる場合は表示することができる。

ア クリーニング師

イ クリーニング業法による研修及び講習修了者

ウ クリーニングアカデミー技術者資格保有者

### 施設又は設備の表示の適正化に関する事項

営業者等は、全国指導センターが別途定めるクリーニング処理基準に従い、営業施設の構造・設備を維持し、及びその管理を行う。

### 損害賠償の実施の確保に関する事項

- 1 営業者等は、役務を提供するに当たっては、必要な内容を掲げる事項を記載した預り証を発行する。
- 2 営業者等は、自ら受取りを行った洗濯物について、事故が発生した場合は、クリーニング事故賠償基準に基づき、利用者に対してその賠償を速やかに行うものとする。
- 3 営業者等は、全国指導センターが別途定める損害賠償保険に加入しなければならない。

### 3-3. 日本政策金融公庫の融資制度

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付には、様々な融資があり、組合員としての特典も数多くあります。以下に主な融資制度の概要を記載しますが、詳細、直近の利率等についてはお近くの日本政策金融公庫各支店にお問い合わせ下さい。

#### 【融資対象規模】

クリーニング業＝資本金3億円以下もしくは従業員数300人以下

※生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度…従業員5人以下

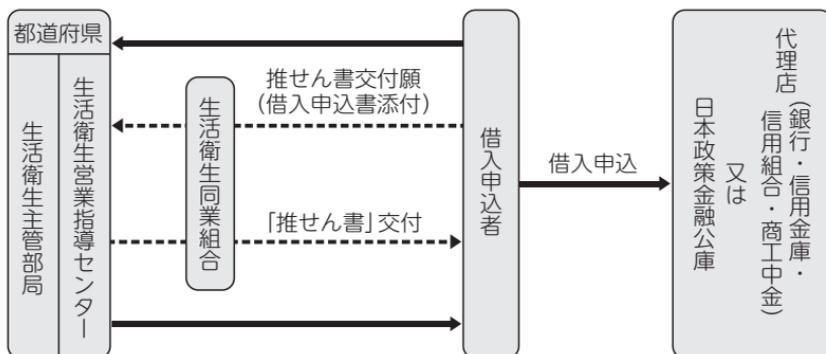
※平成16年4月16日現在でクリーニング業を営んでいた者で、同日以降取次業に業態転換したものを含む。

#### 【一般貸付】

衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な設備資金貸付です。借入れ申込額が300万円を超える場合には原則として知事の「推薦書」の添付が必要です。

貸付限度額	貸付期間	おもな対象設備等
1億2,000万円	13年以内	換気設備／溶剤排出防止設備／産業廃棄物共同集積施設／引火性溶剤対策設備／省エネ設備／機器及び建築材料／クリーンエネルギー自動車等

※平成16年4月16日現在でクリーニング業を営んでいた者で、同日以降取次業に業態転換したものの貸付限度額は4,800万円



## 【振興事業貸付】

振興計画（⇒14p参照）の認定を受けている生活衛生同業組合（クリーニング業は全組合が認定済）の組合員である会社又は個人を対象とする貸付。振興事業設備資金貸付と振興運転資金貸付とがあり、借り入れ申込の際は、組合理事長が発行する「振興事業にかかる資金証明書」の添付が必要となります。

なお、組合員以外であっても「クリーニング業の標準営業約款」登録者であれば、振興事業貸付（運転資金）の借り入れが可能です。

### 振興事業設備資金貸付

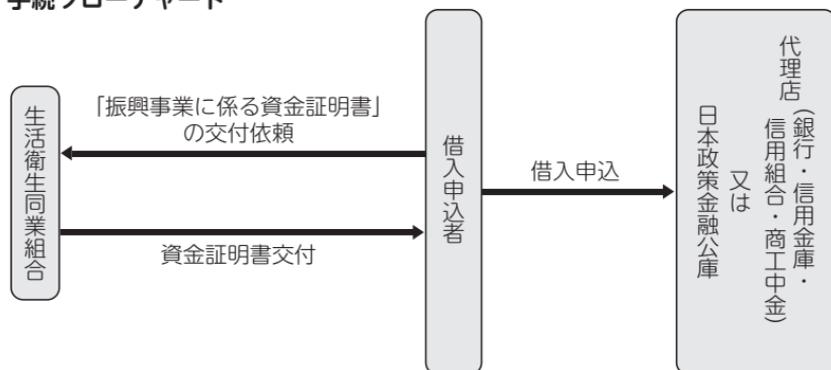
貸付限度額	貸付期間	おもな対象設備等
3億円	20年以内	店舗等／診断用カウンター／洗濯物診断店表示設備／洗濯脱液乾燥機／ランドリー用乾燥機／ドライ用乾燥機／有気圧ポイラー／プレス機／配送用車両／ベルトコンベア／コンプレッサー／洗濯・脱水（液）機／空調和設備／溶剤清浄装置／包装機／情報近代化設備／省電力機器／防犯設備／AED／換気設備 等 〈組合〉共同工場／研修施設／共同保管庫／共同購入資材配送車／研究施設 等

### 振興事業運転資金貸付

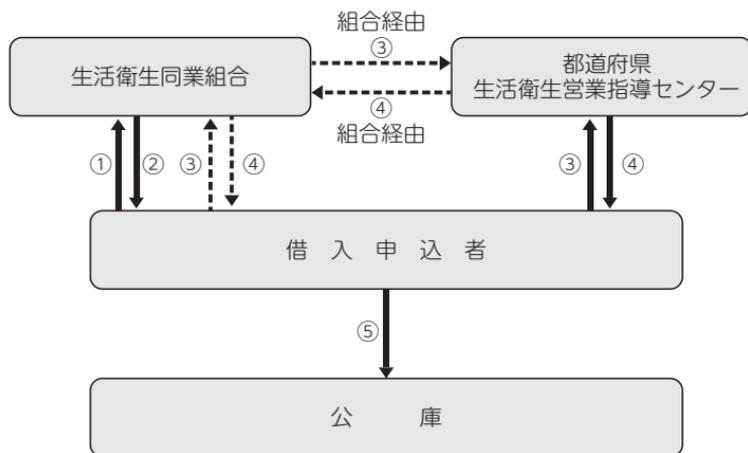
貸付限度額	貸付期間	おもな対象設備等
5,700万円	5年以内	※設備資金とは別枠 ※特に必要な場合は、貸付期間7年以内

※平成16年4月16日現在でクリーニング業を営んでいた者で、同日以降取次業に業態転換したものの貸付限度額は、設備資金及び運転資金の通算で4,800万円。

## 手続フローチャート



## 標準営業約款登録業者が振興事業貸付(運転資金)の借入を行う場合の申込手続の流れ



- ①「振興事業に係る資金証明書」の交付申請（注）
  - ②「振興事業に係る資金証明書」の交付
  - ③「標準営業約款登録業者であることの証明書」の交付申請
  - ④「標準営業約款登録業者であることの証明書」の交付
  - ⑤借入申込（「振興事業に係る資金証明書」「標準営業約款登録業者であることの証明書」等添付）
- （注）事業計画書を策定している場合は、「資金証明書」の交付申請とあわせて事業計画書の確認を依頼する。

## 【特例貸付】

政策的な必要性から、施設又は設備などに要する資金に対して貸付条件の特例を設けた制度です。

区 分	貸付限度額	貸付期間	おもな対象設備等
防災・環境 対策資金	上乗せ 3,000万円	(設備) 15年以内 (運転) 5年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防関連 消防法令に規定する防災対象物品、 消火設備、警報設備、避難設備等</li> <li>● アスベスト対策関連</li> <li>● 耐震改修関連</li> </ul>
雇用安定 資金	上乗せ 3,000万円	(設備) 15年以内	新たに2人以上、もしくは一定の条件に 基づく1名以上の人材を確保するために 必要な設備資金
生活衛生関 係営業新企 業育成資金	一般貸し付 け、振興事 業貸付の貸 付限度額	(設備) 15年以内 (運転) 5年以内	創業しようとする者、または創業後おお むね7年以内の者が必要とする設備資金 及び運転資金
福祉増進 資金	上乗せ 3,000万円	(設備) 15年以内	厚生労働省の定める高齢者等に配慮した 施設設備基準に合致するしせせ又は設備

## 【生活衛生改善貸付】

生活衛生改善貸付（生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付）は、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者（常勤従業員5人以下）の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

貸付限度額	貸付期間	担保・保証人
2,000万円	(設備) 10年以内 (運転) 7年以内	不 要

### 3-4. 優遇税制

- ◇一般的な中小企業向けの優遇措置だけでなく、クリーニング業独自にも様々な税制上の優遇措置があります。是非、ご活用ください。
- ◇なお、記載以外にも多くの優遇税制等がありますが、いずれも適用期間、制限等があります。詳細については法人会、税務署等関係機関に問合せ下さい。

#### 【平成27年度税制改正】

- ①生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長【法人税】

生活衛生同業組合（出資組合に限る）が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却（特別償却率6%）制度について、取得価額要件（100万円以上）を設定した上で、2年間延長する。
- ②生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長【法人税】

生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置（割増償却112%）の適用期限を2年延長する。

※地方税の法人住民税、事業税にも適用
- ③商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長【所得税、法人税】

特定中小企業者等が経営革新設備を取得した場合の30%の特別償却または7%の税額控除制度について、一部対象の見直しを行った上で、2年間延長する。

※地方税の法人住民税、事業税にも適用

## 【平成28年度税制改正】

### ①交際費課税の特例措置の延長〔法人税〕

中小法人の交際費課税の特例について、1) 飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入できることとするとともに、2) 中小法人に係る交際費の損金算入の特例（800万円まで全額損金算入）の適用期限を2年間延長する。

※地方税の法人住民税、事業税にも適用

### ②公害防止用設備に係る特例措置の延長〔所得税、法人税、固定資産税〕

公害防止用設備の特別償却制度（8%）について、所得税・法人税については対象設備からフッ素系溶剤に係る活性炭吸着装置を含むドライクリーニング機を除外した上、その適用期限を1年間延長する。

また、固定資産税の課税標準の特例措置（地方税）については、適用対象者を中小企業者等に限定した上で、2年間延長する。

### ③少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

対象となる法人から、常時使用する従業員数が1,000人を超える法人を除外した上、その適用期限を2年間延長する。

## 《個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設》

### 〔検討事項〕

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継にあたっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その継承の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることを留意し、既存の特例措置の在り方を含め、引き続き検討する。

## 3-5. 各種あっせん事業

全ク連の各種利用料金、斡旋品等は以下の通りです。  
組合員のメリット、特典を活かして有効にご活用下さい。

### 全国クリーニング会館

#### ①会議室利用

全国クリーニング会館の会議室を利用する場合は、事前に組合経由で連合会までお申込みください。

**基本利用料金…… 1時間 9,524円 (税別)**

#### ②会館見学

組合支部単位等、団体による見学は事前に組合経由でお申込みください。  
なお、原則として土日・祭日は休館となっておりますのでご遠慮ください  
(見学は原則無料)。

### 講師派遣

組合等が主催する研修会等に、ご要望に応じて講師又は連合会職員等を派遣いたします。詳細については連合会にお問い合わせください。なお、派遣者の特定は申し受けませんのでご了承ください。

**基本料金……往復交通費実費+**

**講演 1時間あたり 組合…10,286円 (税込) / 外部…20,572円 (税込)**

### 研究所関係

#### ①事故品鑑定 ⇒172p

#### ②事故品・パネル等貸し出し

研究所で所有する事故品、各種パネル等は、組合(員)には、無料で貸し出ししております。ご利用希望の場合は所属組合経由でお申込みください。

#### ③洗浄評価試験

**基本料金…… 1評価あたり…5,143円**

#### ④各種製品試験等

各種の製品試験等については、個別に対応いたしますので、お問い合わせください。

## 斡旋品関係

平成28年10月1日現在

項目	金額(税込)円		備考
	組員	定価	
書籍			
改訂・クリーニング技術の手引	1,543	2,057	2016.9.30完売
改訂版・クリーニング事故賠償基準	540	864	送料実費
テトラクロロエチレン適正使用マニュアル	1,028	1,028	
事故防止・技術向上 斡旋品			
シミ抜き入門DVD	10,286	15,429	代引き手数料納品先負担(定価販売の場合は全ク連負担)
シミ抜き入門DVD実践編	8,229	10,286	代引き手数料納品先負担(定価販売の場合は全ク連負担)
ソープ濃度測定セット	6,171	6,171	代引きのみ
ドライチェッカー用ACアダプター *在庫限り	2,057	3,240	送料実費・代引き可 (手数料全ク連負担)
その他斡旋品			
白ブレザー(春夏用・秋冬用/エンブレム・ネーム入れ付き)	25,715	—	ネクタイ付きは4,115円増し
ネクタイ	4,115	—	
エンブレム(金)	1,028	—	
特金バッチ	2,057	—	
七宝バッチ・青年部バッチ	823	—	
LDマークステッカー(表裏のセット)	309	—	送料実費
ギフト券取扱いステッカー(A4縦型)	52	—	送料実費
洗太くんグッズ			
洗太くんピンバッチ	組合にて設定	309	送料実費(代引き可)
洗太くん風船(ひも下げタイプ)	組合にて設定	309	送料実費(代引き可)
各種ポスター			
プロの水洗いポスター	205	205	送料実費(代引き可)
2012秋ポスター(キレイ200%)	205	205	送料実費(代引き可)
2013春ポスター(Vライン)	205	205	送料実費(代引き可)
2014春ポスター(ジーンズ)	205	205	送料実費(代引き可)
6ヶ月賠償基準ポスター	205	205	送料実費(代引き可)
ギフト券関係			
クリーニングギフト券	470	500	100枚以上送料保険料無料
クリーニングギフト券用封筒	8	8	
クリーニング券用チラシ	6	6	2016.8.29より両面印刷@12円

- あっせん商品の申込先は所属組合となります。
- 在庫等の都合により、大量のご注文の場合は事前にご連絡賜りますようお願い申し上げます。

## 3-6. クリーニングニュース

### 【歩み】

- ◇クリーニングニュースの第1号が創刊されたのは、昭和24年（1949年）2月10日のことです。終戦間もない昭和23年に誕生した全国クリーニング協会が「クリーナー・ランドリー」を発行したのが始まりでした。
- ◇当時の発刊の辞には、「全国一萬五千業者の眞に集結されたる輿論（よろん）を代表して文化的に内外に是れを發揚する機関とすると共に業者相互が内醒し向上發展に資するを主張として當（とう）『クリーナー＆ランドリー』紙を廣（ひろ）く業界に贈る次第である」とあります。
- ◇それから66年余り…「クリーナー・ランドリー」は「クリーニングニュース」と名を変えながらも、「時代を映す鏡」として業界内外の情報を組合員の皆様に伝え続け、平成27(2015)年12月号でとうとう800号を迎えました。
- ◇クリーニングニュースに綴られているその時々 の出来事、組合員に向けたメッセージ、さらには広告として掲載されている各種クリーニング機器・資材に至るまで、その全てが戦後クリーニング史、組合史を彩る貴重な史料といえるものばかりです。
- ◇体裁も、当初のタブロイド紙からB5判冊子、A4判冊子等の変遷を経て、平成28（2016）年4月号から全面カラーページに生まれ変わります。クリーニングニュースは今でも組合員のニーズにこたえて進化を続けているのです。

### 【クリーニングニュース概要】

発行日：毎月1回、1日発行

体 裁：A4判32ページ、オールマット紙、オフセット印刷  
フルカラーページ（平成28年4月発行号より）

発行部数：11,000部

読 者 層：全組合員、各地域衛生主管課、関連機関、消費者団体等

## 【編集方針】

- ◇各組合から選任されたクリーニングニュース広報委員47名と、全ク連並びに近隣組合から推薦された6名のニュース編集委員が、それぞれの視点からクリーニングニュースの編集にたずさわるとともに、様々な提案を行っています。
- ◇これらを踏まえ、下記の編集方針に基づき特性を活かした誌面作りを行っています。
  - 1) 厚生労働省をはじめとする中央官庁との太いパイプを活かし、環境対策などクリーニング業に必要な不可欠な法令の解説や対応策などの情報を、迅速かつ正確にお届けします。
  - 2) 消費者アンケートなど各種統計や、アパレル・流通などの関連業界の情報まで、経営に役立つ情報を幅広くタイムリーに取り上げていきます。
  - 3) クリーニング業を営む上で不可欠なクリーニング事故防止対策のために必要な、事故品情報や事故防止に結びつくクリーニング師研修の開催情報などの提供に力を入れています。
  - 4) 「安全・安心」をキーワードに、お客様（品物）のみならず、従業員、近隣住民、さらには地球環境に対しての安全・安心面から必要となる配慮についても逐次情報提供を心がけています。
  - 5) 全国組織である特性と各組合広報委員とのネットワークを最大限に活用し、組合やクリーニングに関する情報のみならず、各地の景勝地や見どころ等も紹介しています。



[創刊号]



[800号]



## 第4部

# 全ク連事業

- 4-1. 需要拡大・消費者啓発
- 4-2. 人材育成・技術力向上
- 4-3. 福利厚生制度
- 4-4. クリーニング事故防止・消費者保護
- 4-5. 業界環境向上対策

## 4-1-1. クリーニングギフト券

### 【制度の概要】

- ◇発行元：全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
- ◇発行額面：500円（1種類）
- ◇累計発行枚数：6,235,125枚（平成28年3月31日現在）
- ◇法律：資金決済に関する法律
- ◇所管：財務省関東財務局

### 【目的・狙い】

#### ①アウトサイダーとの差別化（組合加入メリットの増大）

クリーニングギフト券は、組合員店でしか使えません。従来、アウトサイダー店を利用していた消費者も、ギフト券を手に入れば必ず組合員店を利用します。このチャンスをうまく生かして常連客に結び付けていくことが本来の大きな目的です。

#### ②クリーニング需要の喚起・拡大

昨今の不況などの影響により「出し控え」が進み需要が大幅に減退していますが、クリーニングギフト券を手に入することで、クリーニングに出すことをためらっていた消費者も組合員店に品物を持ち込むこととなります。

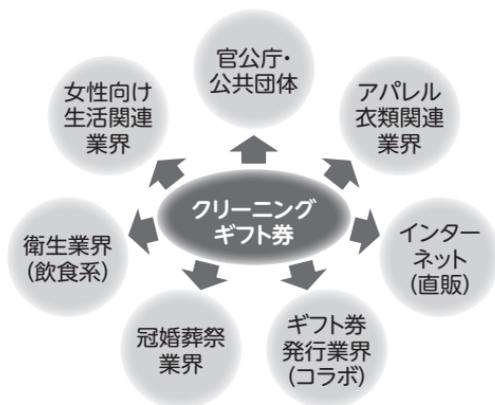
実際、平成22年度から25年度にかけて政府が導入したエコポイント制度により累計で15,000件、14万枚をそれぞれ超える申し込みがあるなど、効果を発揮しています。

#### ③ギフト券市場への参入（潜在需要）

商品券・ビール券等を含めた各種ギフト券の市場は1兆円規模。

ビール券のように嗜好性の高いものやデパート券のように最寄性の低いものより汎用性が高いクリーニングギフト券は利便性やニーズが非常に高く、この市場に入り込む余地は十分あるのです。

こうした背景を踏まえ、平成27年度からはクリーニングギフト券専用のホームページを開設し、インターネット直販方式も導入しております。



### 【これまでの主な販売実績－全ク連れ合い分－】

- 百貨店・小売店（ギフト券再販）  
西武百貨店／ユニード／そごう有楽町店／藤丸（札幌）等
- ギフト販売業者・カタログ業者（ギフト券再販）  
郵便局（ゆうめ〜）／シャディ／ハリカ／JTBベネフィット／イーウェル 等
- アパレル関係（販売商品添付サービス）  
レナウン／オンワード（自由区）／カネタシャツ 等
- 運輸・交通関係  
日本エアシステム（JAS）（お詫びの品としてすべての国内線機内に常備）、  
ヤマトロジスティック（海外からの引越成約者に贈呈） 等
- メディア関係（懸賞用）  
産経新聞（販促用）／文化放送／小学館／扶桑社／白夜書房 等
- 化粧品業界（福利厚生用）  
エスティローダ／ディオール・ジャポン 等
- 生活関連（ノベルティ）  
フマキラー／白元／日本曹達（入浴剤） 等
- 飲食関連（ノベルティ）  
アサヒ飲料／マルハ／はごろもフーズ 等
- 国（行政庁）（交換商品）  
家電エコポイント／住宅エコポイント／省エネ住宅エコポイント
- その他（ノベルティ）  
寺田倉庫／しんきんカード／ロッテ 等

## 【ギフト券のしくみ】

### ①ギフト券は損をする!?

クリーニングギフト券は、1枚当たり500円分の仕事をしたのに対し460円で換金されます。このため「ギフト券は損をする」とおっしゃる方もいます。確かに常連客が持ち込めば不要な値引きかも知れません。でも、ギフト券は「アウトサイダーの顧客を組合員店に誘引し需要拡大を図るため」の手段です。新規顧客獲得のための費用として40円(8%引)の値引きは高いでしょうか? 外交員や取次店のマージン、あるいはセールでの値引率と比較してみてください。

### ②換金差額はどう利用されているのか!?

換金差額で全ク連は儲けているのでは? と勘違いされている方もいるようですが、そのようなことはありません。現在、ギフト券は組合に465円で販売し、そのほとんどは同じ465円で換金しています。つまり換金差額は0円です。全ク連が一般企業等に直接、額面どおりの500円等で販売している場合に差額が生じています。これらの換金差額は、ギフト券の印刷代、チラシ・封筒作成費、ギフト券発送費、管理費等に使用されています。

また、換金に充当する費用(@465円)については、消費者保護のため法律で厳しく規制されており、これを他に流用することはできません。

### ③なぜ500円で換金できないのか!?

465円で販売している以上、500円で換金することは逆ザヤとなるのでできません。また、全てを500円で販売して同じ500円で換金した場合、前述の通りギフト券印刷代等の管理費用を拠出することができなくなります。

また、ギフト券を広く流通させるためには第三者(デパート等での販売、一般企業による大量購入等)に積極的に取扱っていただくことも有効ですが、その場合、取扱い手数料なり、値引きなりが必要となります。

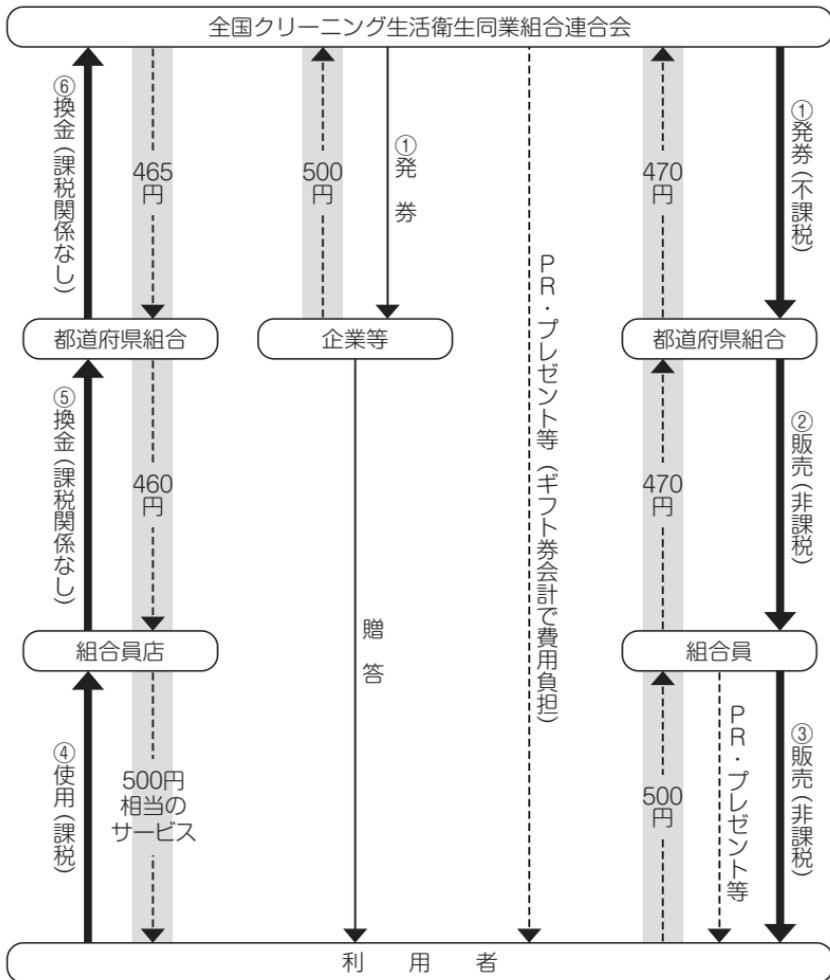
### ④有効期限の設定について

まず第一に「ギフト券を手にしたお客様にすぐに使っていただきたいからです」。それこそがギフト券本来の目的、つまりクリーニングに出そうかどうかどうしようか迷っている人の誘引(しかも組合員店限定!)に結びつくからです。繰り返しとなりますが、「そのうち使おう」より「今すぐ使おう」のほうが確実に需要拡大に結びつくということです。

また、税法上の理由から無期限だと損金が増大する問題点があり、最近は無効期限付きのギフト券が増えてきております。

ギフト券フロー図

——▶ クリーニングギフト券の流れ  
 - - -▶ お金の流れ



## 4-1-2. 全ク連のPR戦略

### 【クリーニング需要拡大に向けたPR戦略の考え方】

訴求方法	手 法	長 所 / 短 所
広告 (CM)	お金の力で情報を流す 自らがお金を出して自分の主張 に振り向かせる	長所：確実にメディアに露出される 短所：膨大な経費が必要となる (費用対効果が計りにくい)
PR 戦略	アイデアで世論を喚起する お金ではなくアイデアを出して メディアに記事や番組の中で取り 上げてもらうように仕掛ける	長所：経費はあまりかからない 短所：取り上げられるかどうかは 不確定(アイデア、企画次第)

- ◇「全ク連(都道府県組合)ではCM費用捻出は困難であり、効果的なPR戦略を構築していくべき」との方針が、平成25年度に実施された全国理事長会議、各ブロック会議等での協議を経て打ち出されました。
- ◇これを受け下記の通り、平成26年度以降の全ク連PR戦略の方向性が取りまとめられました。

#### 全ク連PR戦略の方向性

- 全国展開と併せて都道府県単位でも取り込めるものがよい  
⇒地域の活性化、地方メディアとのタイアップ企画 等
- クリーニングギフト券は組合が持つ需要拡大のための最大の武器である  
⇒エコ・ポイントで142,000枚(7000万円相当)の需要掘り起こしの実績  
⇒出し控え衣料を引き出す等の効果があるが、受け入れ態勢の再構築は必要
- ゆるキャラである「洗太くんとカゴちゃん」を有効に活用する  
⇒ゆるキャラブームに乗る!!  
⇒洗太くんは子供や女性に人気が高く露出を高めることでブーム化を図れる  
可能性が高い
- 全ク連単独ではなく、他とのタイアップ、コラボレーションを図る  
⇒単独では話題性が弱い、コストがかかる等 アピール度が弱い部分を解消

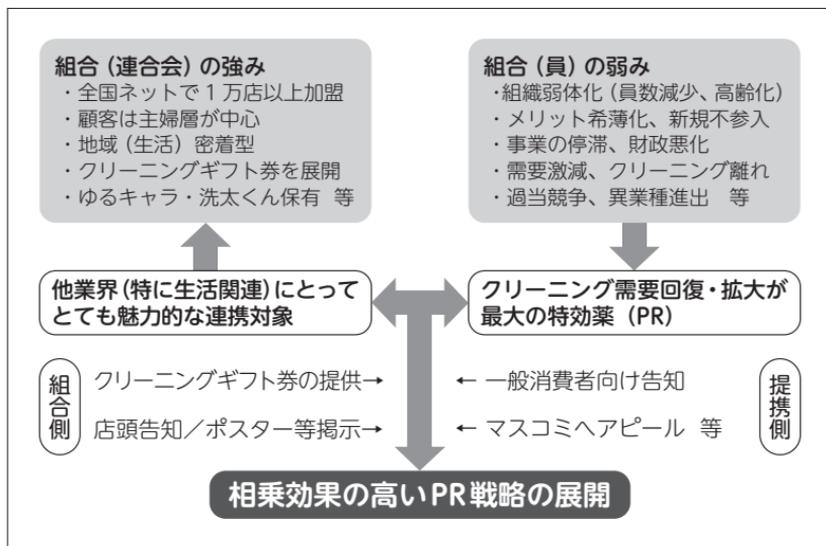
①地域社会との連携による  
メディア露出

感謝状贈呈セレモニー

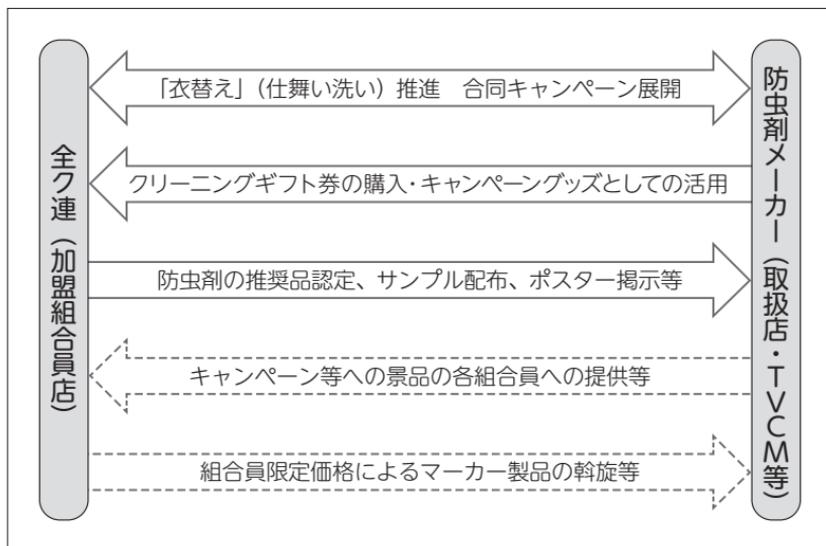
②防虫剤メーカーとの  
タイアップによる啓発活動

エステーとのコラボ事業

## 方向性①



## 方向性②



### 4-1-3. クリーニングの日と消費者啓発活動

#### 【クリーニングの日】

- ◇9月29日は「クリーニングの日」です。
- ◇語呂合わせですが、この日がクリーニングの日に制定されたのは昭和57年。以来、既に定着しており、毎年この時期になると様々なマスコミに「クリーニングの日」を取り上げていただいております。
- ◇この日に併せて全ク連がクリーンライフ協会と共催で実施しているのが、東京・池袋のサンシャインシティでのキャンペーンです。
- ◇このイベントは、厚生労働省、東京都豊島区並びに同教育委員会が後援し、文化放送（ラジオ局）、日本バルーン協会、NHKなどとタイアップしてイベントを開催し、クリーニングについての消費者啓発や「クリーンライフ思想（⇒116p参照）」の普及に取り組んでいます。
- ◇平成26年度からは、9月29日を『ありがとうを伝える日』と位置づけ、都道府県組合が地元の活性化に貢献している対象者（26・27年度は「ご当地キャラ」が対象）に感謝状とクリーニングギフト券を贈呈するセレモニーを実施しています。



## 【クリーニングギフト券キャンペーン】

- ◇都道府県組合がそれぞれ独自性を出し展開しているのがクリーニングギフト券普及キャンペーンです。
- ◇開催時期は、各組合によって若干の違いはありますが、おおむね「クリーニングの日」に連動して、その前後の期間が中心です。
- ◇キャンペーンの内容も、各組合様で、ラジオや新聞などの媒体を活用したPRや、街頭でのキャンペーン展開など様々です。
- ◇いずれもクリーニングギフト券をプレゼントする等ギフト券並びに組合員店のPR普及活動が中心です。
- ◇なお、全ク連はこのキャンペーンに対し、必要な助成を行っています。

## 【需要拡大ポスターの作成・頒布】

- ◇全ク連では、組合員の需要拡大のために毎年秋・春の繁忙期前にポスターを作成し、すべての組合員に頒布して好評をいただいております。



#### 4-1-4. 白ブレザー／みのりの箱募金

##### 【白ブレザー】

- ◇昭和57年、全ク連は重点事業として需要拡大運動を掲げ、その目玉として「白服着用テスト」を打ち出しました。
- ◇ダーク系が多い背広もいかに汚れるかを調査し、結果に基づき消費者に背広をもっとクリーニングするよう、訴えようというものでした。
- ◇具体的には3名のサラリーマンに、30日間白服を着用していただき、汚れ具合を調べようという方法でした。
- ◇結果は、着用1週間前後で既に汚れがかなり目立つことが明らかになりました。その時、着用者の一人から「クリーニング屋さん自らが着用して消費者に汚れ具合をアピールすべきだ」との提案を頂戴しました。
- ◇これに即座に反応したのが、中央青年部会（小笠原進部会長・当時）でした。昭和58年度の首長会議において、需要開発の実践として「青年部員全員が白服を着用し、汚れ具合を直接消費者にアピールする」ことを決議したのです。
- ◇すぐさま、1,000人を超える青年部員が賛同し、一大キャンペーンとして業界に広がり、日本経済新聞等も取り上げるなど大きな成果を発揮しました。
- ◇翌昭和59年9月、全ク連はクリーニング衛生運動推進協議会（現クリーンライフ協会）を発足させ、渡部恒三厚生大臣（当時）らに、白ブレザーを贈呈します。
- ◇渡部厚生大臣は、これを着用されて閣議に出席、その場で白ブレザーの意義、クリーニング業の大切さをアピールして下さいました。このことは、翌日一般紙が大きく取り上げたのです。
- ◇これを契機に、全ク連及び衛生運動推進協議会は白ブレザーを業界のユニフォームとして積極的に推進することを決め、翌60年から斡旋開始、現在に至っています。

## 【クリーンライフみのりの箱募金】

クリーンライフみのりの箱募金活動は、文化放送（放送エリア首都圏のラジオ放送局）が昭和52年より実施していた「みのりの箱募金」活動に、全ク連並びに関東一都六県（東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県）の組合がタイアップして昭和60年からスタートした厚生労働大臣認可の募金活動です。これまで33年間で、1億7千万円を超える浄財が寄せられています。

- ◇関東一都六県の組合員店に募金箱を設置し、文化放送のラジオ番組等を通じて趣旨を説明し、賛同者から寄付を募っています。
- ◇また、全ク連の主催する各種イベント（展示会、全国クリーニング会議、各種キャンペーン）等を通じて全国の組合員の方にも募金を呼びかけております。
- ◇集められた浄財は文化放送内に設置された「クリーンライフみのりの箱委員会」で管理され、配分委員会の決議を経て、募金額が確定、贈呈されます。
- ◇募金された浄財は、厚生労働大臣を通じて社会福祉法人「中央共同募金会」を通じて、関東圏を中心とした養護施設・障害者福祉作業所・母子寮・特別老人ホーム等に寄贈されています。
- ◇現在は関東一都六県だけのエリアですが、この募金活動を全国に広げるべく関係者との折衝を続けています。

## 4-2-1. クリーニング技術部会

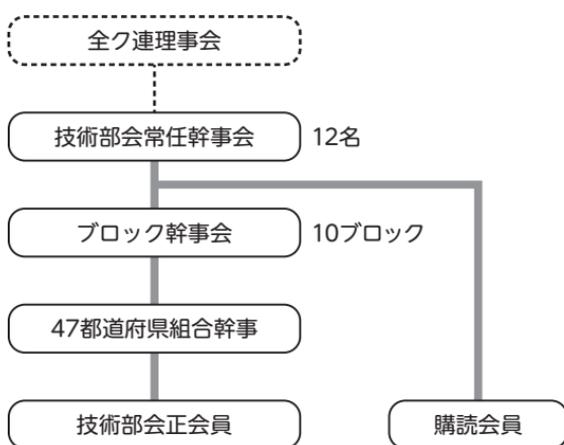
「クリーニングを営む上でのより高度な知識と技術を学びたい」、組合員からのこうした要望に応えるためクリーニング技術部会は昭和46年3月に設立されました。

- ◇クリーニング総合研究所が行っている最新の研究内容や盛りだくさんの最新の情報を直接提供します。
- ◇クリーニング技術部会の会員になれるのは、都道府県組合の組合員の方だけです（購読会員を除く）。
- ◇会員は直接クリーニング総合研究所の技術相談が受けられるなどの特典が多数あります。
- ◇毎月の定期刊行物「技術情報」などを通して新素材の取扱い方法、クリーニング機械・資材の性能、環境保全対策などクリーニング業界が直面する様々な問題について、最新情報をレポートします。

### 歴代部会長

初代	山口 三幸	第8代	村瀬 健一
第2代	森 貫一	第9代	沖 隆義
第3代	宮坂 功	第10代	若子 鈴雄
第4代	吉田 米造	第11代	皆本 政常
第5代	後上庄一郎	第12代	角田 行雄
第6代	柴田 力男	第13代	古谷 一
第7代	富田 茂吉	第14代	溝口 悦夫

## 技術部会組織図



## 組 織

## 【技術部会幹事】

都道府県組合ごとに技術部会幹事を1名設置することとなっています。

- ◇組合技術部会幹事は、技術部会会員の中から理事長が推薦し、部会長が任命します。
- ◇組合技術部会幹事は、組合技術部会の運営（結成）、会員の加入促進につとめるほか、ブロック幹事会議へ出席し、その内容の周知等を行います。
- ◇また脱退希望者の慰留、『技術情報』のモニターなどを行います。

## 【常任幹事（会）】

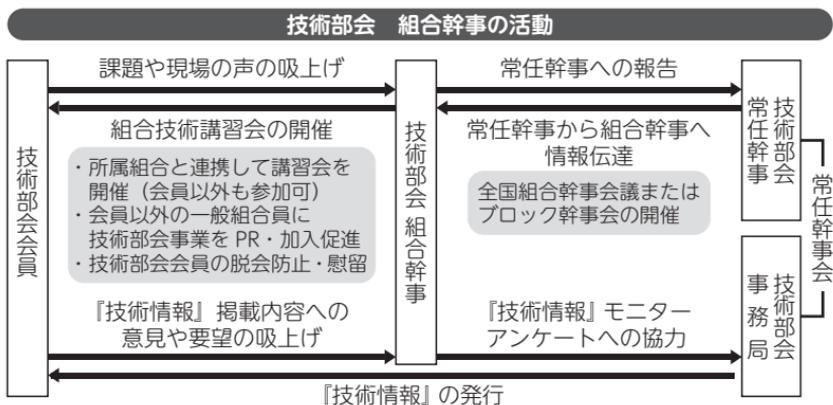
- ◇技術部会には12名の常任幹事を置き、部会の運営に必要な業務を執行することとなっています。
- ◇常任幹事は、各ブロックよりの推薦者各1名、全ク連理事会推薦者2名を会長が任命します。任期は2年。
- ◇常任幹事会は、規則の改正、事業の計画等を決議し、全ク連理事会と調整の上、決定する機関です。
- ◇ブロック推薦の常任幹事は、必要に応じてブロック幹事会議を招集し、常任幹事会の決定事項に基づく事業趣旨の徹底と理解を図ることとなっております。

ります。

- ◇常任幹事会は、このブロック幹事会議がスムーズに開催され、もって技術部会の発展を図ることを目的にブロック幹事会議に対して必要な助成を行っています。

### 【組合幹事】

- ◇技術部会では、都道府県ごとに組合幹事1名を置くことになっています。
- ◇組合幹事の主な役割は次のとおりです。①技術部会会員の加入促進、②技術部会会員の脱退防止・慰留、③全国組合幹事会議または技術部会ブロック幹事会への出席、④組合技術講習会の開催、⑤技術情報に対するモニターアンケート、⑥その他、技術部会より要請された事項を遂行すること、です。
- ◇組合幹事の皆様には「技術部会事業（成果）の伝達」や「加入促進・脱会防止」など、精力的にご活動いただいております。



## 会 員

### 【資 格】

- ◇技術部会の会員には、正会員と購読会員があります。正会員は組合が推薦された方（原則、組合員のみ）が加入できます。
- ◇購読会員は、文字通り『技術情報』の購読だけの会員で、それ以外の特典はありません。購読会員の有資格者は、官公庁・学校関係者、アパレル・繊維・流通関係者、クリーニング機械資材関係者のみとなっています。

**【部会費】**

- ◇技術部会の部会費は年会費制となっております。期は毎年4月1日から翌年3月31日までです。
- ◇部会費は年間、24,000円です。
- ◇現在は2回分納制となっており、それぞれ5月(4～9月分)、11月(10～3月分)に12,000円ずつ、お支払いいただいております。
- ◇部会費は原則として銀行引き落としとさせていただきます。引き落とし日は5月6日並びに11月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)となっております。
- ◇残高不足等により引落し不能の場合は、技術情報6月号または、12月号をお届けする際に送料、手数料を含めた代金引換により会費をお支払い頂きます。
- ◇部会費が滞納された場合は、『技術情報』の発送等、各種事業活動を停止いたします。
- ◇期の途中で脱会された場合、払いただいた年会費の払戻しは一切行いませんので、ご注意ください。

**【加入・脱退】**

- ◇技術部会の正会員の申込は、所定の加入申込用紙で組合にお申し込まさせていただきます。入会金(2,000円)と年会費半期分(12,000円)は、初回技術情報をお届けする際に代金引換によりお支払い頂きます。
- ◇なお、期の途中入会の場合、初年度初回会費は3月末日もしくは9月末日までの残月数に2,000円を乗じた額となります。
- ◇組合を脱退した場合、もしくは自ら脱退を申し出たとき、技術部会から脱退となります。ただし、自己都合の場合は、原則として期の途中退会は認められません(年度末のみ)。
- ◇また、自己都合による脱退申出は所属組合(技術部会幹事)に対して行うこととなっています。
- ◇入会者には、店頭に表示できる技術部会会員章を差し上げています。
- ◇技術部会退会后、1年以上を経過して再度加入される場合は、新たに入会金が必要となります。

## 4-2-2. 中央青年部会

ウェブサイト <http://www.cleaning-seinenbu.net>

### 【設 立】

昭和46年9月16日

### 【目的及び役割】

『青年の思考と行動力を結集して組合組織の強化及び組合員の経営体制の確立に関する自主的な研究及び活動を推進する』ために中青会は設置されています(第1条後段)。つまり、その事業はあくまでも組合界のためであることを認識し、青年部会だからこそできることに全力を注ぐことが肝要です。

### 【位置付け】

- ◇中央青年部会は全ク連の予算において運営されており、あくまでも全ク連組織内の一部会として位置付けられます。
- ◇したがって、①規則の改正、②毎事業年度の事業計画、③その他必要な事項の決定については、あらかじめ全ク連と協議することが必要です。
- ◇また、首長会議、常任委員会において、必要に応じて全ク連役員及び職員が意見を具申できることとなっています。
- ◇なお、中央青年部会の事務は、全ク連の職員が行う事となっています。

### 【会 員】

- ◇中青会の会員は所属組合より正式に承認された単青組です。当然、全ク連同様単青組は全て中青会に加入するのが前提となります。
- ◇会員である単青組は解散以外の理由で中青会を脱退しようとする時は所属組合と協議する必要があります。
- ◇全組合での青年部会結成は設立以来の悲願であり、全ク連第31回通常総会においても全組合での青年部会結成が決議されているものの、いまだ実現しておりません。早期の実現が望まれるところです。

### 【単青組首長会議】

- ◇単青組首長会議は、中央青年部会の総会です。
- ◇首長会議の議事、運営は原則として全ク連に準拠する形で行われます。

◇次に掲げる事項は首長会議の議決が必要です。

- ①規則の改正、②毎事業年度の事業計画及び連合会の予算外の収支予算、③毎事業年度の事業報告及び連合会の予算外の収支決算、④単青組に対する会費の賦課及び徴収の方法、⑤常任委員と監事の選挙又は選任、⑥その他重要な事項

◇首長会議は会員の過半数の出席（委任状出席を含む）により成立します。

### 【役員】

◇中青会の常任委員定数は16人以内、監事2人と定められています。

◇常任委員16名のうち14名は、各ブロックが割り当て数に応じて候補者を推薦します。

◇また上記以外に常任委員会の決議に基づき、必要に応じて2名以内を独自に推薦することが出来ます。

◇常任委員のうち、1人を部会長、3人を副部会長として、それぞれ常任委員の互選により選任します。

◇監事は、常任委員会の議決により2人をブロックに割り当てます。なお、監事は、常任委員が兼任することはできません。

◇役員（常任委員・監事）の任期は2年です。また補欠役員の任期は残任期間となります。

◇中青会は、部会長の任命により相談役を置くことが出来ます。

### 【常任委員会】

◇常任委員会の議決事項は下記のとおりです。

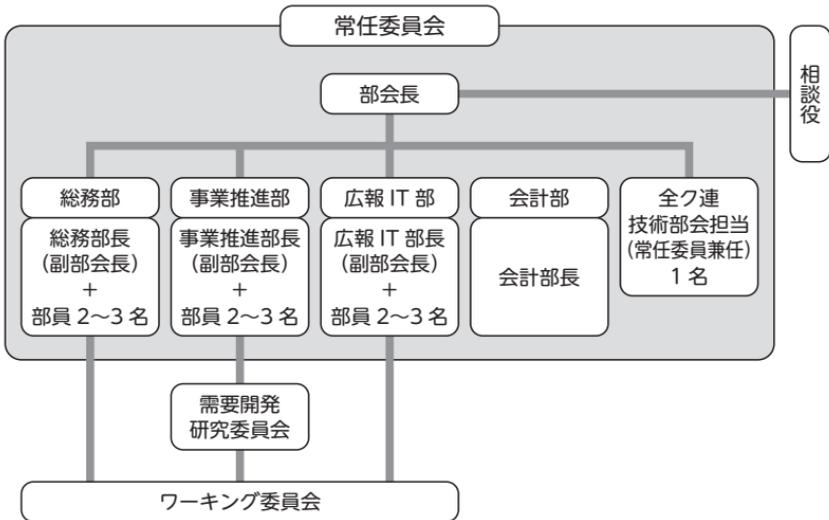
- ①単青組首長会議に付託する議案、②単青組首長会議において付託した事項、③その他業務執行にかかわる重要な事項。

◇常任委員会の議事は、常任委員の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数の場合は議長の採決によります。

◇常任委員は欠席する場合、書面により常任委員会に参加することは出来ませんが、代理を立てることは出来ません。

◇常任委員の大半は、ブロックより常任委員候補者として推薦されていますが、決してブロックの利益代表者ではなく、首長会議において選任された全国の代表者なのです。

## 組織図



総務部…部長会・常任委員会設営・進行、事業計画、スケジュール管理、各部間調整、全ク連・他団体調整、CLV21展示会担当、組織強化（青年部員増員）

事業推進部…クリーニングサービスに関する利用者意識調査、生命共済、その他全ク連事業協力調整、クリーニングの日、需要開発研究委員会統括

広報IT部…クリーニングニュース、ホームページ、メールマガジン、ブログ管理、活動白書作成、IT事業全般

会計部…一般会計事務全般、会計監査実施、予算立案、決算報告

## 中青会主体の各種事業

### 【青年部掘り起こし事業】

平成21年度から取り組んでいる「新規青年部員の掘り起こし」のためのアクションです。今後も引き続き、様々な方法を駆使して取り組んでまいりますので、全国の仲間と一緒に進んでいきたいと考えています。

### 【クリーニングサービスに関する利用者意識調査】

すでに20回以上実施している本調査は、企画・解析は需要開発研究委員会が行いますが、全青年部員が一斉に参加できる唯一の事業としてその意味は深いものがあります。また、その調査結果は我々の業界内のみならず、一般マスコミ、ひいては消費者団体等も常に注目しているところです。

### 【中青会ウェブサイト [cleaning-seinenbu.net](http://cleaning-seinenbu.net)】

中青会ウェブサイトは、青年部員、組合員、利用者を主な閲覧対象者として位置付けています。

### 【メールマガジン・SNSの活用】

メールマガジンでは業界への緊急呼び掛け、中青会事業の案内、中青会ホームページ更新情報等の様々な情報を発信しております。メールマガジンの他、Twitter、Facebookの活用などホームページとの連携でITによる情報提供に取り組んでいます。

### 【業界ビジョン推進事業】

全ク連では平成21年度に第4次クリーニング業界新ビジョン策定事業を構築しました。テーマは「継ぎなくなる、嫁ぎなくなる、クリーニング業界へ」でビジョンの報告書に書かれているクリーニング事業者ビジョンについて、研究、実践しています。

### 【展示会でのPR】

本業界の最大イベントでもあります、クリーンライフビジョン21展示会において中青会がセミナー等のイベント、PRブースを出展する意義は計り知れません。目的としては、全国の各青年部の活動をPRするとともに、新規部員獲得のため加入案内を行っています。

### 4-3-1. 全国生命共済制度

全ク連が(一財)全国中小企業共済財団と提携して実施している生命共済制度は、組合員並びにその家族・従業員等の福利厚生並びに組合の組織強化を目的としております。前記の目的実現に向け、また本制度は、都道府県の行う共済や他の団体共済にない独自の特典も多いことから、平成元年度並びに平成9年度の全ク連通常総会において、組合員の全員加入が決議されております。

- ◇60歳を過ぎても保障額が下がったり、掛金が上昇することなく、**75歳まで継続して加入できます**。また、75歳満了時には**長寿祝金が支給**されます。
- ◇**掛金は掛け捨てではありません**。年齢に応じて生命保障分と積立分に分かれています(右頁図参照)、積立分は脱退時に支給されます。**掛け捨てでない団体保険は全ク連の生命共済だけです**。
- ◇**ケガをした場合の通院保障があります**。通院保障は一般の生命保険にはなく、またほとんどの共済にもみられないメリットです。
- ◇小さなケガでも5日以上通院した場合、**通院保障とは別に診断書代として5,000円を支給**します。これもクリーニング生命共済だけの特典です。
- ◇就業中だけでなく**日常生活でのケガや事故についても全額保障**いたします。
- ◇より多くの組合員・家族・従業員の方々が加入されることにより、**都道府県組合並びに全ク連組織の安定**につながります。

#### 【加入資格】

- ①都道府県クリーニング組合加入組合員並びに同居家族、及び従業員
- ②満15歳以上～65歳未満の方(平成30年1月1日加入分まで69歳まで加入可能)
- ③加入時に健康であること。

#### 【掛 金】

- ①年齢に関係なく、1口・月額1,000円で、4口まで加入できます。  
(※ただし平成30年1月1日増口分以降は、55～64才の方は2Aコースが上限)
- ③掛金は3か月分を一括して前納します。
- ④掛金はすべて、組合が代行して集金します。
- ⑤加入後の増口、減口も可能です。

## 【保障内容】

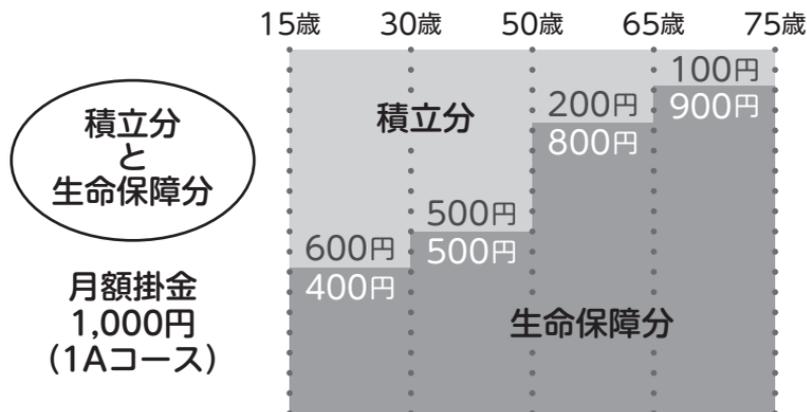
## 1Aコースの保障内容

- ① 病気死亡 ..... 50万円
- ② 災害死亡 ..... 100万円
- ③ ケガによる障害共済金 ..... 35～5万円
- ④ ケガによる5日以上入院共済金 ..... 1日 750円
- ⑤ ケガによる5日以上通院共済金 ..... 1日 375円

※入院・通院共済請求時諸経費……診断書一通ごとに一律 5,000円

※75歳満了脱退長寿祝金 ..... 18,000円  
(積立金に加算されます!)

## 【積立部分と生命保障部分】



上記の図に基づく振り分けで計算された積立額の合計が、脱退時に特別給付金として支給されます。加入年齢、加入期間等により個々に給付金額が異なります。

## 平成28年度 全国生命共済制度特別キャンペーン並びに基本方針

全国中小企業共済財団創立50周年を期に、平成30年1月1日加入分まで特別加入キャンペーンが実施展開されることを踏まえ、この機会を逸することなく加入促進が進むよう都道府県組合と連携して加入促進、増口勧奨を強力に展開する。

### 基本方針

- 平成29年度末までに全組合が加入率で80%以上を達成させること
- 80%以上到達組合にあっても、年度末に期首の加入員数を下回らないこと
- 既加入者の保障内容拡充のための口数増加促進

### 特別キャンペーン概要

- 加入年齢64歳 ⇒ 69歳まで引き上げ
- 55歳～64歳増口は2Aまでのみ ⇒ ～69歳4口まで増口可能

### 実施概要

- 特に組合員の事業所に就労する従業員（家族を含む）の方々が多数加入いただけるよう、強力にキャンペーンを展開する。
- 加入率80%未満の組合は、全国中小企業共済財団、全ク連と協議し、同行募集を実施すること。
- キャンペーン期間限定措置として、加入奨励金を従来の倍額と設定する。  
新規加入者1名獲得につき3,000円（同行募集時は2,000円）  
既加入者の増口についても同額とする。

## 生命共済の加入に関する規約

### (目的)

第1条 この規約は現在、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会（以下「全ク連」という）が定款第5条8号の規定に基づき、実施している生命共済に会員たる組合（以下「組合」という）の組合員が加入することにより、組合員等の福利厚生の充実並びに組合の組織強化を図ることを目的とする。

### (加入資格)

第2条 この生命共済の加入資格は、組合員及びその家族又は従業員のうち、15才以上55才未満までの者とする。

### (当然加入)

第3条 組合員は全て、当然にこの生命共済に加入（Aコース1口以上）するものとする。ただし、前条の規定により組合員が生命共済の加入資格がないとき、該当する家族又は従業員を加入させるものとする。

### (加入に関する特例)

第4条 禪定の規定にかかわらず、組合員は次の各号に掲げる事由があるときは、生命共済に加入しない事ができる。

(1)組合員、家族、従業員の全てに第2条の規定に基づく加入資格がないとき。

(2)その他特別の事由があるとき。

2. 組合員は、前項の各号の事由があるときは、組合にその旨を届出、理事長の承認を得るものとする。

### (施行期日)

この規約の施行期日は平成3年4月1日からとする。

### (注釈)

この規約第4条第1項第2号の「その他特別の事由」の範囲は、当分の間は、各理事長の判断に一切を委ねるものとする。

## 4-3-2. 火災共助制度

全ク連火災共助制度は、火災による営業上の損害を補うために発足した制度で、加入者の相互扶助により共助金を贈って罹災者の営業を援護するものです。

火災共助制度に加入すると加入者のうちで火災が発生した場合に、火災の損害状況に応じて加入者全員から、その都度1件につき全焼で500円～、2割未満損焼で100円を拠出し、これをまとめて「火災共助金」として罹災者に贈与するものです。

- ◇他の火災保険会社から給付される火災保険金に関係なく、共助金として贈られます。
- ◇一人一人の拠出金は僅かですが、罹災者には多額の共助金となって贈られます。
- ◇火災発生の時だけ拠出するので、発生しなかった場合は拠出金の必要はありません。
- ◇全て組合を窓口にして連合会で運営されていますので、手続きが簡単です。

### 共助料(拠出金)

等級	罹災内容	拠出金
第1級	共助対象物が全体の10割罹災	500円
第2級	共助対象物が全体の7割以上罹災	400円
第3級	共助対象物が全体の5割以上罹災	300円
第4級	共助対象物が全体の2割以上罹災	200円
第5級	共助対象物が全体の2割未満罹災	100円
見舞金	査定率が第5級であって、損害総額が規約に定める共助金額より下回る場合 ⇒火災共助会計見舞準備金より拠出	0円

## 加入時拠出金 (3,000円)

火災共助制度に加入する時は、加入時のみ所定の申込書類とともに下記の金額を拠出いただきます。

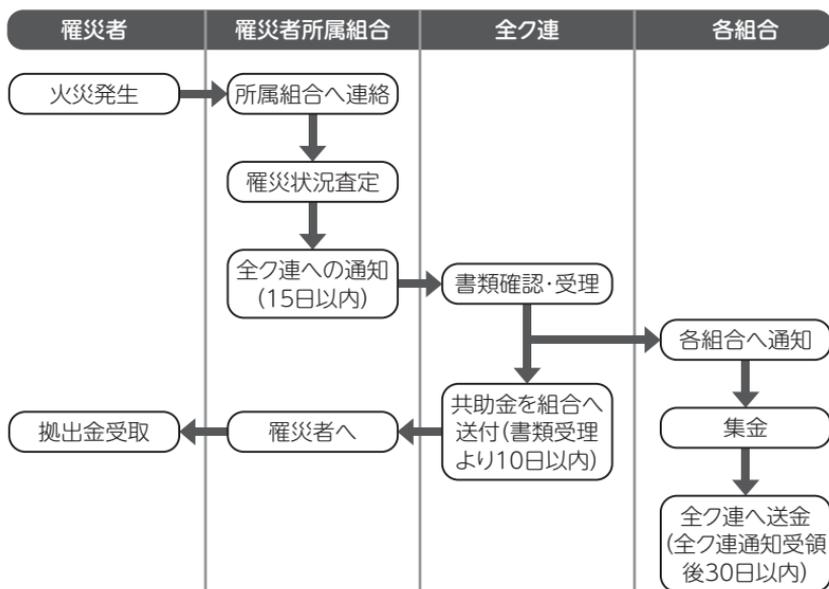
- 加入 (運営) 金 2,000円

火災発生時における査定に掛かる事務費として、1件につき、2,000円を組合・連合会に交付する費用として充当します (規約第8条、第26条、第27条)。

- 見舞準備金 1,000円

罹災者に迅速に拠出金を送金するための一時立替金として活用するほか (規約第15条)、第5級以下の罹災時の見舞金として充当します (規約第12条)。

## フローチャート



### 4-3-3. 災害見舞金制度

災害見舞金制度は、台風、風水害、地震等により、組合地域内において被災した組合員に災害見舞金を贈遺する制度です。なお、1) 火災による被災、2) 人間、動物に関する損害、3) 物件の損壊又は損傷以外の営業上の被災、4) 前各号を除く一組合の損害額が30万円未満である被災については、見舞金贈遺の対象となりません。

◇組合員相互扶助の精神に基づき、被災された組合員へのお見舞いを迅速かつ確実にを行うための制度です。

◇組合は被害があった組合員の被災状況を調査報告し、連合会はこれを査定し、下記の基準に従って贈遺します。

連合会査定額	贈遺金額
30万円以上 50万円未満	30,000円
50万円以上 100万円未満	50,000円
100万円以上	80,000円

◇被災組合員所属組合が独自に見舞金を拠出させ、贈遺する場合は、連合会は当該組合に対し見舞金拠出依頼は行わないこととなっています。

◇災害見舞金制度は特別会計となっており、被災者に迅速に見舞金を贈遺する観点から、毎年拠出をお願いします。

◇なお、組合が行う査定については、災害発生から短期間で行うには制約が多く、また明確な基準もないことから、平成17年度より被災組合員が所定様式による申告書を査定する方法をとっています。

## 【大規模自然災害発生時における義援金の拠出について】

被害が広範囲にわたり、かつ甚大な被害を及ぼした大規模自然災害が発生した際は、本災害見舞金制度は適用せず、理事会決議に基づき義援金の拠出を求めることがあります。

### 義援金拠出の目安

- 政府による激甚災害の指定がなされた大規模自然災害
- 被災された組合員が広範かつ多数で大規模自然災害
- 被害総額が大きく、災害見舞金会計で賄い切れない、あるいは贈遺額が適切でないと判断された場合 等

### 過去のおもな義援金拠出例

- 平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火 計 25,732,031 円 (2,000円～)
- 平成 7 年 阪神・淡路大震災 計 120,501,001 円 (5,000円～)
- 平成 23年 東日本大震災 計 54,880,659 円 (5,000円～)

### 贈遺基準の目安－東日本大震災の場合

- 組合員又はその家族の逝去・行方不明…30万円
- 店舗・工場・自宅 全壊…30万円 半壊…15万円 一部損壊…3万円

## 4-3-4. 国民年金基金／企業年金基金

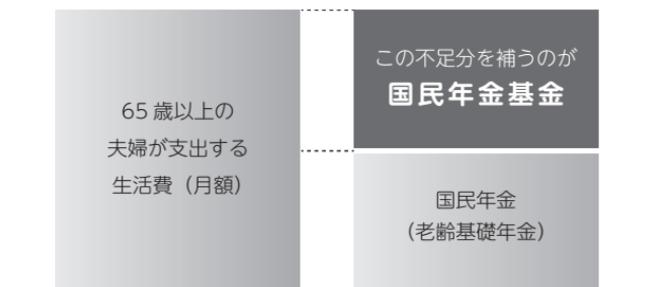
### 【全国クリーニング業国民年金基金】

国民年金基金とは、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする公的な年金制度です。

全国クリーニング業国民年金基金の特長

- クリーニング業界独自の職能型基金として、クリーニング従事者の老後生活の安定に大きく貢献する制度です。
- 終身年金が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。
- □数単位での加入のため、バリエーション豊富な給付の型を組み合わせることで、ご自分の希望に合った年金を設計できます。
- 掛金は、全額社会保険料控除の対象となりますので、所得税や住民税が軽減されます。また、受取る年金には公的年金等控除が受けられるなどのメリットが多数あります。

◇65歳以上の夫婦が1カ月に必要とする生活費は、夫婦2人の国民年金を合わせても足りません。この不足分を補うのが国民年金基金です。



◇全国クリーニング業国民年金基金には、クリーニング業に従事していて国民年金保険料を納付している方が加入できます。

◇掛金は口座引落としですので、面倒な振込み手続きは不要です。

◇一部の型以外は保証期間があり、保証期間内に亡くなられた場合は遺族一時金をご遺族にお支払いいたします。

**明治安田生命「法人メリック」**は  
「全国クリーニング業国民年金基金」  
の募集を受託しております。

**法人メリック**とは  
国民年金基金募集の専門家集団です

- お電話のご案内
- 詳細についてのご説明
- ご加入のお手続き 等

**「国民年金基金」**のご用命は

明治安田生命 総合法人第五部  
**法人メリック** へどうぞ

電 話：03-3283-8529

受付時間：月曜日から金曜日（休日を除く）  
10時～15時

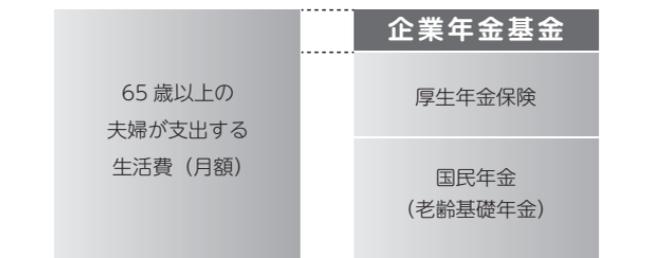
## 【全国クリーニング業企業年金基金】

企業年金基金は、会社単位で加入する上乘せの年金（一時金）制度です。退職一時金制度の一部として活用できます。

### 全国クリーニング業企業年金基金の特長

- 掛金は全員一律 月額4,000円（新規加入の場合）です。（平成28年6月現在、変更になる場合もあります）
- 給付額は加入年数に応じて算出されます。
- 年金受給期間は「5年確定年金・10年確定年金・20年確定年金」から希望により選択できます。一時金で受取することも可能です。
- 安定的に運営でき、メリットも感じていただける予定利率・給付利率（1.5%）を採用しています。
- 掛金は全額が事業主負担ですが、損金算入されますので税負担が軽減され、さらに退職金の支払いに備える資金負担を平準化できます。また、受取る年金や一時金にも税制優遇があります。

◇厚生年金の支給開始年齢の引上げ等により、老後の生活に不安を抱く人が多く存在します。退職一時金制度を年金給付とする選択肢があるのが、企業年金基金です。



◇企業年金基金は会社全体で加入する制度です。厚生年金の被保険者かつ65歳未満の方は全員が対象になるので、従業員だけでなく、事業主・役員も掛けることができます。

◇ライフスタイルに合わせて受給方法や受給期間を選択することができる便利な制度です。

**全国クリーニング業国民年金基金・全国クリーニング業企業年金基金設立経緯**

- ◇来るべき高齢化社会に備え、国は豊かな老後生活実現に向け公的諸制度の整備充実策に乗り出しました。その一環で、国民年金の上乗せ制度として、地域型と職能型のいずれかを選択することができる国民年金基金制度が平成元年12月に誕生しました。
- ◇これを受け全ク連では、クリーニング業界はその大半が国民年金対象者であること、業界独自に基金を持つことによる社会的地位向上等のメリットがあることから、平成3年度の通常総会で職能型の基金を持つことを決議しました。
- ◇その後、平成4年2月4日に厚生省（当時）から加入者募集開始の許可が下り、目標の6,000名の加入者達成による年内設立に向けて活動を開始、同年10月1日には創立総会を挙行し、同10月8日に厚生省から正式に基金認可書が授与されたのです。
- ◇さらに全ク連は平成5年、法人事業所を持つ組合員が対象となるもう一方の年金制度である厚生年金についてもクリーニング業界独自の基金を設立することを決議し、その準備に着手します。
- ◇各組合役員を始めとする関係者の努力により、平成6年9月に厚生省より本募集開始の許可が下り、全国の理事長等を集め基金設立推進委員会を開催して早期設立に向けての決議を行いました。
- ◇その僅か数ヵ月後、突然襲った阪神・淡路大震災の影響で準備は大幅に遅れましたが、平成8年7月1日、当厚生年金基金は設立認可されました。
- ◇これにより、国民年金基金、厚生年金基金の「両輪」が完備され、クリーニング業界に従事する組合員・従業員など全ての層に対する老後の更なる保障が確保されたのです。
- ◇その後、世界経済の低迷等を背景に多くの厚生年金基金の運用が赤字に転落し、制度の維持や加入員への給付等が困難化する恐れがあること等を理由に、国は平成26年4月の法改正により厚生年金基金制度の原則廃止を決めました。
- ◇当厚生年金基金は、強制解散に結びつく、いわゆる「代行割れ」状態ではなかったこと、加入事業所及び加入員のメリットを堅持する観点から、法律で認められている確定給付企業年金制度への移行手続きを進めました。そして、平成27年10月1日付で厚生労働省より認可を得て、企業年金基金へ移行しました。

### 4-3-5. 表彰制度

組合組織活動を通じてクリーニング業界に顕著な功績のあった方には、下記の要件に基づき各種表彰等が行われます。

なお、申請にあたっては表彰ごとに異なった書類・手続き等が必要となりますので、ご注意ください。

#### 【公的機関表彰】

\* 下記要件は、全て中央推薦の場合のものです。地方推薦の場合は要件が異なる場合がありますのでご注意ください。

表彰の種類	推薦基準			
	年齢	功績に関わる従事年数	全ク連推薦枠	その他
厚生労働大臣表彰	50歳以上	①組合役員10年以上＋全ク連（全国規模団体）役員2年以上 ②組合役員15年以上＋全ク連（全国規模団体）委員2年以上 ⇒副理事長以上の経験があること	2名	都道府県知事表彰または生衛中央会理事長表彰を受けていること 勲章・褒章を受けていないこと。 健康局長表彰を受けた場合は、2年以上経過していること。
全国生衛中央会理事長表彰	45歳以上	①組合役員12年以上 組合職員15年以上（内、事務局長2年以上） ②組合役員8年以上＋全ク連（全国規模団体）役員2年以上 ③組合役員9年以上＋全ク連（全国規模団体）委員2年以上	5名	全ク連会長表彰を受けていること。 厚生（労働）大臣表彰を受けていないこと。
厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰	45歳以上	①組合または全ク連役員8年以上	15名	全ク連会長表彰を受けていること。 厚生（労働）大臣表彰を受けていないこと。

\* 年齢・従事年数は、当該年の4月1日による

\* 「役員歴」には、監事は含まない。ただし、厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰は「役員歴」に監事を含む。

## 【全ク連会長表彰】

表彰名		適用要件	
組織表彰	組合表彰	組合員増加組合表彰	組合員数が前年度を上回った場合
		クリーニングギフト券優良販売組合表彰	①クリーニングギフト券販売枚数上位5組合 ②クリーニングギフト券販売率上位5組合
		全国生命共済加入優良組合感謝状	全国生命共済加入率100%等達成組合
		技術部会員増加組合表彰	技術部会員数が前年度を上回った組合
		特別表彰	必要に応じ、その都度全ク連理事会で決定 (*クリーンライフみのりの箱表彰 等)
支部表彰	支部員増加支部表彰	支部員数が前年度を上回った支部	
個人表彰	役員表彰	永年勤続役員表彰	通算年数10年以上、組合役員在職者(10・15・20…45 隔5年)
		退任役員感謝状	退任役員(組合理事長、全ク連理事・監事)
	支部長表彰	永年勤続支部長表彰	通算年数10年以上、支部長在職者(10・15・20…45 隔5年)
		優良支部長感謝状	支部長の通算在職年数が10年未満であっても、その活動に特に顕著な働きが認められた者
	組合員表彰	優良組合員表彰	継続して20年以上同一組合の組合員で、模範的な者
		技術部会永年加入部会員表彰	継続して20年間または40年間、技術部会の部会者である者
	従業員表彰	永年勤続従業員表彰	継続して10年以上、同一組合員のクリーニング所に勤続している者(10・15・20…45 隔5年)
	技能表彰	クリーニング技術競技優良者表彰	全ク連が主催した当該協議会において優秀な成績を収めた者
		コンテスト表彰	全ク連が主催した当該コンテストにおいて優秀な成績を収めた者
	特別表彰	特別表彰	必要に応じ、その都度全ク連理事会で決定
		特別感謝状	必要に応じ、その都度全ク連理事会で決定

## 4-4-1. 事故品鑑定業務

クリーニング衣料品の事故は、世の中の流行とともに繰り返し発生する傾向にあります。クリーニング総合研究所が昭和37年の設立以来蓄積してきた事故品鑑定による事故衣料品データ（年間200件程度）は、こうした以前問題となった事故が再び頻発しだしたとき、素早くて確かな事故防止対策を打ち出すのに役立っています。

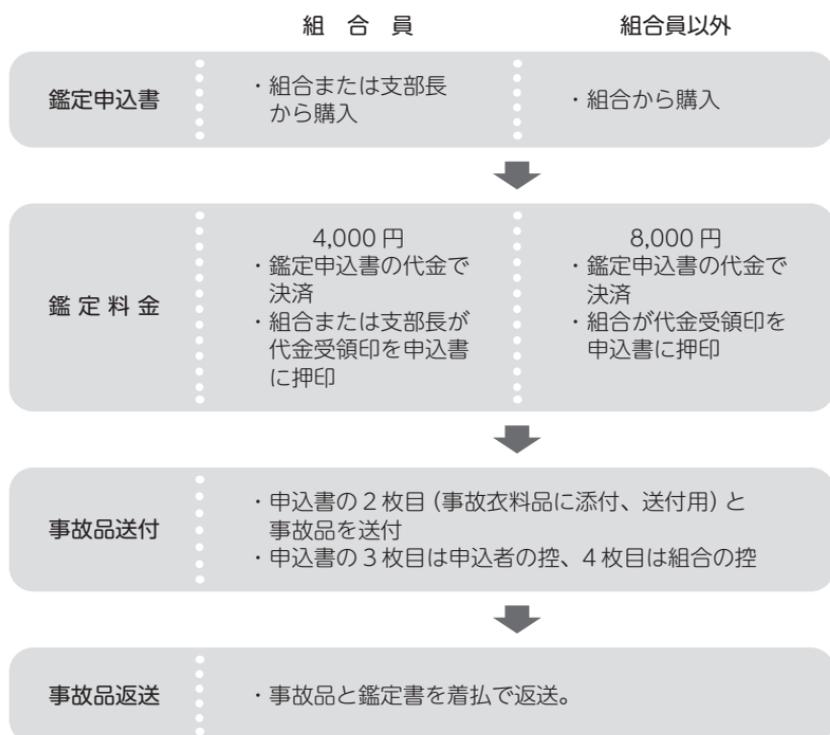
### 【鑑定の目的と範囲について】

- ◇通常の鑑定は、科学的根拠に基づく事故原因の推論までで、事故原因を明確にできれば鑑定として十分とされています。
- ◇そのため、鑑定の目的は、責任所在の推定に必要な事故原因を科学的根拠に基づいて推論することであり、責任所在の判断は行いません。
- ◇事故の原因がクリーニング以外にあると推定される場合には、クリーニングに責任がない旨を記述し、原則として過去の事例等の資料を添付して補足します。
- ◇また、利用者が十分に理解できるよう、できるだけ専門用語を用いずに平易な記述とします。

### 【申込方法】

- ◇鑑定書は、組合員専用のもものと、員外用のもものと2種類あります。組合員の方は、組合又は支部長から申込用紙をお取り寄せ下さい。
- ◇組合員外は、組合で員外専用の申込用紙を購入いただくこととなります。
- ◇鑑定料金は、組合員が4,000円、その他が8,000円となっています。
- ◇申込等の流れは次ページの通りです。

## 事故品鑑定フローチャート



## 4-4-2. クリーニング総合補償制度（総合賠償責任保険）

- ◇クリーニング事故に対する賠償責任保険については、従来、都道府県組合単位でそれぞれ損害保険会社と契約する等、取り組んできたところですが、組合員数の減少に伴い加入員も減少し、契約する団体保険が成り立たない組合が約2割にも及んできました。
- ◇こうした複数の組合からの要望を踏まえ、これら各組合の賠償保険に加入していた組合員の受け皿として、全ク連が保険契約者となった「クリーニング総合補償制度」が平成23年12月1日より導入されました。
- ◇この賠償責任制度は、加入申込みや請求の手続きの一切を取扱代理店（㈱日栄サービス）が行い、後日、組合に成果等状況が報告されるシステムとなっています。

### 【制度の概要】

〔保険契約者〕 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

〔加入対象者〕 都道府県生衛組合の組合員

〔保険期間〕 毎年12月1日（午後4時）から1年間

### 〔基本補償〕

お客様からお預かりした洗濯物を汚したり、盗まれたことにより、お客様に対して契約者が負担される法律上の損害賠償責任に関する〈受寄物（洗濯物）リスク〉について補償されます。

### 〔オプション補償〕

契約者が所有、使用、または管理する施設・店舗にかかる損害賠償責任やクリーニング業務遂行にかかる損害賠償責任に関する〈施設リスク〉と、契約者がお客様に引き渡した後の洗濯物にかかる損害賠償責任に関する〈生産物リスク〉について補償します。

### 〔洗濯物の範囲〕

加入依頼書の住所欄に記載されている保管施設内または業務の通常の過程として一時的にクリーニングのために預かる衣類その他の繊維製品または皮革、毛皮製品。

※原形を崩して洗濯する「洗張り」は含まれません。

### 〔補償内容－基本補償分〕

お客様からお預かりした洗濯物に次の損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。

- ・作業場の過失による破損・汚損事故
- ・火災・破裂・爆発による焼損・汚損事故
- ・保管中の過失による損傷事故
- ・盗難・搾取事故（警察への届出のあるもの）
- ・紛失・誤配事故（1事故5万円限度、保険期間中5回まで）
- ・近隣からの類焼事故
- ・落雷による火災事故 等

保険金をお支払いできない場合の要件、保険金額等詳細は、組合経由でパンフレットを取寄せるか、取扱代理店にご照会下さい。

### 4-4-3. クリーニング事故賠償基準

◇クリーニング事故賠償基準は、国民生活審議会からのクリーニング事故にかかる消費者保護の推進に向けての要請（昭和48年）を受け、学識経験者、各消費者団体、弁護士、流通販売業者、繊維・アパレル業界、保険業界、行政機関、クリーニング業界の各代表者が一堂に会して協議を重ね、昭和54年に制定されました。

◇以来、30年以上の長きにわたり、クリーニングトラブルの紛争解決の有効手段として苦情相談現場等で活用され、既に一般的な商慣習、あるいはクリーニング約款として市民権を得、定着しています。

◇平成27年には、16年ぶりとなる大規模な改正が行われました。

その主なポイントは以下の通りです。

#### ①説明義務規定／相互確認義務規定の追加

- ・第2条の2（説明責任）を追加
- ・クリーニング業者が果たすべき職務上の注意義務に新たに「処理方法等説明義務」を追加（第1条マニュアル）

#### ②クリーニング業者の定義の改訂、クリーニング業務の範囲の明確化

- ・クリーニング業者の定義を「利用者とクリーニング契約を結んだもの」と定義し、賠償義務当事者を明確化した（第2条）
- ・宅配業者、下請け業者、保管業者等は全てクリーニング業者の支配圏にある履行補助者であることを明確にした（第1条、第2条）

#### ③クリーニング業者の証明の範囲、責任範囲等についての整理

- ・「挙証の転換」「過失の推定」の考え方に関し、無過失責任と誤認されたり、実態とかい離している部分について整理を行い、条文、マニュアルともに全面改訂を行った（第3条、第6条）

#### ④その他の改訂ポイント

- ・平成28年12月に洗濯表示が改正されることを踏まえ、必要な対応を行った（第5条）
- ・大規模自然災害による預り品が滅失・損傷した際の対応について明記した（第7条）
- ・カバン、靴等、新たな取扱い品目が増えたことから商品別平均使用年数表を改訂した

※賠償基準の条文・マニュアルについては204p～参照

## クリーニング賠償問題協議会 委員名簿

	氏名	所属
会長	杉野 修平	杉野法律事務所
副会長	田山 輝明	早稲田大学名誉教授/ 一般社団法人比較後見法制研究所理事長
	牛嶋 勉	牛嶋・寺前・和田法律事務所
	長見万里野	一般財団法人日本消費者協会理事長
学識経験者	水野 紀子	東北大学法学部教授
	原田 一郎	東海大学特任教授
	大塚 英明	早稲田大学法務研究科教授
	芳賀 康浩	青山学院大学経営学部教授
	小野 雅啓	クリーニング総合研究所所長
日本弁護士連合会代表	金澤 賢一	金澤法律事務所
	松村真理子	真和総合法律事務所
消費者代表	倉田るみ子	一般財団法人日本消費者協会
	佐藤 寿美	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会
クリーニング 業界代表	小村 由明	株式会社白洋舎取締役
	伊澤 勝令	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会副会長
	小倉 正基	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会理事
	金子 征実	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 理事・事務局長
関連業界代表	藤吉 一隆	一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会
	吉里 信哉	一般財団法人日本繊維製品品質技術センター
	工藤 尚一	日本百貨店協会
保険業界代表	竹内 淳博	一般社団法人日本損害保険協会業務企画部 グループリーダー
行政機関等	小宮山健彦	公益財団法人全国生活衛生営業指導センター専務理事
	杉本 公枝	独立行政法人国民生活センター商品テスト部 企画管理課 課長補佐
行政機関 オブザーバー	稲川 武宣	厚生労働省健康局生活衛生課課長
	水野 紀子	経済産業省製造産業局繊維課
	小俣 元美	消費者庁消費者政策課政策企画専門官

平成27年3月31日現在

#### 4-4-4. 公衆衛生の維持向上対策

公衆衛生に関する問題に関しては、下記クリーニングと公衆衛生に関する研究委員会を通じて対応策の協議を逐次行っています。

##### 【クリーニングと公衆衛生に関する研究委員会】

- ◇昭和46年末、クリーニング業界に一大衝撃が走りました。一般紙に突然「洗濯済み衣類に細菌ウヨウヨ」の記事が掲載されたのです。
- ◇これを受け「ドライクリーニングと細菌問題」は大きく業界に広がり、全ク連も昭和47年年頭より各研究機関と提携しながらこの問題に対する調査・研究をスタートさせます。
- ◇しかし、国民生活に密着度が高くクリーニングを通じて公衆衛生の向上に寄与すべき立場ではあったものの、これまでこうしたテーマに取り組んでいなかったため、研究は思うように進みませんでした。
- ◇翌昭和48年、大阪大学微生物病研究所細菌血清学部教授（当時）の三輪谷俊夫先生（故人）のご助言により、「クリーニングと公衆衛生、特に当面はドライクリーニングと細菌問題」をテーマに、全国的な研究公募を開始したのです。
- ◇その後、三輪谷先生には「公募研究審査委員会」の委員長にご就任いただき、全国レベルで2年間にわたる公募研究を行った結果、「日常行われているクリーニングによる微生物の逆汚染はありえない」との結論を得たのです。
- ◇その後、審査委員会は「クリーニングと公衆衛生に関する研究委員会」と名称を改め、今日まで継続しています。
- ◇この間、「クリーニング作業環境」、「コインランドリー」、「O-157問題」、「院内感染」、「新型インフルエンザ」など、多くのクリーニングに係る問題が発生するたびにテーマとして取り上げ、貴重な研究成果を挙げているとともに、クリーニング業界に必要な情報発信を続けています。

**【平成27年度研究テーマ】**

- ◇繊維素材9種によるカビの易汚染性比較－微視的観察による評価－  
NPO法人カビ相談センター 高鳥浩介理事長
- ◇ドライクリーニング用液体洗剤の抗病原性細菌作用の解析  
杏林大学医学部感染症学講座 神谷茂教授
- ◇クリーニング用洗剤あるいは溶剤に対して抵抗性を示す環境微生物の  
解析  
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 三好伸一教授
- ◇ドライクリーニング用石油系溶剤及びテトラクロロエチレンのヒト不死  
化皮膚細胞HaCaTを用いた炎症の発症に関する検討  
北里大学医学部衛生学 角田正史准教授
- ◇クリーニング業従事者の悪性新生物による過剰死亡の検討  
北里大学医学部公衆衛生学 堤明純教授
- ◇Bacillus属芽胞に対する微酸性次亜塩素酸水（混和水）による殺芽胞効  
果の検討  
北里大学医療衛生学部微生物学研究室 北里英郎教授

## 4-5-1. クリーンライフ協会

- ◇クリーンライフ協会は、国民の「健康で、美しく、楽しい」生活実現に向けて、クリーニング業界が積極的に貢献して行こうという「クリーンライフ思想」(⇒116p参照)に賛同した、クリーニング業者並びに関連業界の団体・企業によって構成されております。
- ◇平成28年3月現在の加盟は、下記17団体(社)です。
- ◇クリーンライフ協会は、常にクリーニング業界の将来を見据え、必要に応じて委員会等を構成して、業界ビジョンの構築・普及に努めてきております。
- ◇主な活動として、クリーンライフ思想を消費者に普及・PRするために、毎年クリーニングの日キャンペーン(⇒146p参照)、CLV21展示会等を共催するとともに、「クリーンライフみのりの箱募金(⇒149p参照)」、「消費者意識調査」などの活動も積極的に展開しています。
- ◇こうした活動状況は、年4回発行の機関紙「クリーンライフニュース」を通じて会員に提供しています。

### クリーンライフ協会会員一覧(平成28年3月31日現在)

1	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
2	全国ダイパーリース協同組合連合会
3	全国おしぼり協同組合連合会
4	全国クリーニング協議会
5	日本クリーニング生産性協議会
6	一般財団法人洗濯科学協会
7	日本ファー・スエードライフ協会
8	一般社団法人日本産業機械工業会 業務用洗濯機部会
9	日本クリーニング用洗剤同業会
10	全日本クリーニング機材商協議会
11	全国機材商経営同友会
12	クリーニング情報ネットワーク協議会
13	株式会社白洋舎
14	東京ホールセール株式会社
15	東日本ホールセール株式会社
16	株式会社エンパイアー
17	株式会社東京洗染機械製作所

## 【経緯と活動】

- ◇昭和50年代半ばの世界同時不況と貿易摩擦問題の最中、全ク連は需要喚起のためのイベントを精力的に展開していたものの、消費者ニーズの変化等により飛躍的な拡大には結びつかない現状にありました。
- ◇そうした折、もっと長期的・将来的展望にたって需要拡大運動を展開すべきとして、昭和58年に「カラフル運動キャンペーン」を提唱したのが東京ホールセルの国友正氏でした。
- ◇日本国民のクリーニング意欲の増大と衛生思想の普及、そのためには生活習慣を変革してもらおうという10年先を見据えた遠大な計画に全ク連を始めとする業界関係者はすぐに賛同、準備委員会を発足させたのです。
- ◇国友委員長の指導のもと、国民生活における衛生思想（クリーンライフ）の普及を図り「着たら洗う」という認識を全ての国民に持ってもらうことを目的に、翌59年4月4日、クリーニング衛生運動推進協議会の名称で設立総会が開催されました。
- ◇同協議会は発足とともに全ク連のクリーニングの日キャンペーンに連動して需要拡大運動を展開するとともに、独自に専門委員会（委員長・中村賢北里大学教授）を設け、いかにして衛生思想を普及させるかの検討を進めました。そして昭和60年に提唱されたのが第二次業界ビジョンとも言えるクリーンライフ思想なのです。
- ◇同協議会は、昭和62年度の事業計画でクリーニング業界以外の家庭洗濯機メーカーや衣料品業界等へも運動の和を広げることを打ち出し、これに伴い会の名称をクリーンライフ協会と改名、現在に至っています。
- ◇近年は、原油価格高騰問題、建築基準法問題、東日本大震災など、クリーニング業界全体に掛かる諸問題に際しては先頭に立って対応を行っており、任意団体ながら所管官庁からも不可欠な業界横断組織として認知されています。

## 4-5-2. 日本クリーニング環境保全センター

- ◇地球的規模で推進される環境保護施策に対し、私たちクリーニング業界も積極的に遵守すべきですが、中には個々の営業者の自助努力の範疇を超えるもの、業界全体で取組むべき課題も山積しています。
- ◇こうした、年々厳しさを増す環境規制に、クリーニング業界全体で横断的に対応するために組織されているが、日本クリーニング環境保全センターです。
- ◇特に、21世紀は「環境の世紀」と呼ばれ、他方で地球温暖化の進展による地球規模での大規模自然災害の多発化等を背景に、各種環境規制は強化され、さらに事業者の責務として省資源化、省エネルギー化への取り組みが強く求められてきています。
- ◇平成27年度は、パークの土壌汚染対策や作業環境濃度の規制強化が顕在化し、その対応にあたるなど、日本クリーニング環境保全センターの役割はますます高まってきています。

### 日本クリーニング環境保全センター会員一覧（平成28年3月31日現在）

1	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
2	全国ダイアパーリース協同組合連合会
3	全国おしぼり協同組合連合会
4	全国クリーニング協議会
5	日本クリーニング生産性協議会
6	一般財団法人洗濯科学協会
7	一般社団法人日本ダストコントロール協会
8	一般社団法人日本産業機械工業会 業務用洗濯機部会
9	日本クリーニング用洗剤同業会
10	全日本クリーニング機材商協議会
11	全国機材商経営同友会
12	クロロカーボン衛生協会
13	株式会社白洋舎
14	東京ホールセール株式会社
15	株式会社東京洗染機械製作所
16	株式会社エンバイオ・ホールディングス

**【経緯】**

- ◇昭和40年代の半ば頃から高度成長の副産物として公害問題が大きな社会問題化し始め、昭和45年末には公害14法が成立し、クリーニング業も指定業種に組み込まれていました。
- ◇特に水質汚濁防止法に規定された排水の扱いが喫急の課題となり、実質的規制が施行される昭和47年6月、全ク連はまず研究所を中心としたプロジェクトチームを発足させ、さらに7月に開催された理事会において、水質汚濁のみならず大気汚染、騒音、振動、廃棄物処理等について各界が横断的に幅広く対応を研究するための機関として『日本クリーニング公害対策センター（仮称）』構想が提案、了承されたのです。
- ◇その後厚生省、環境庁等との協議を重ね、8月には準備会を開催、11月の臨時総会承認を経て、この年12月18日に無公害クリーニング体制確立を目標に10社5団体の結集のもと、日本クリーニング公害予防センターが発足しました。
- ◇その後、同センターは会員を増やしながら各部会を中心に積極的に研究を行い、各種のマニュアルの作成や普及講習会の開催を通じて公害防止対策を広く業界に啓蒙し続けたのです。
- ◇しかし、公害規制も年々強化されていく状況にありました。特に90年代に入るとドライクリーニング溶剤の地下水汚染問題等一層厳しさを増し、しかもフロンのオゾン層破壊問題など地球規模での対応が迫られました。
- ◇そこで同センターでは平成3年5月22日に名称を『日本クリーニング環境保全センター』と改称するとともに、厚生省の後援でクリーニング環境保全推進大会を開催したのです。
- ◇この大会では各加盟団体がそれぞれ今後の対応等について意見発表を行った後、「環境保全のための研究並びに情報ネットワークを確立し、業界を挙げて環境保全に取り組む体制を確立する」ことを決議・採択したのです。

### 4-5-3. 日本繊維製品・クリーニング協議会 ウェブサイト <http://nichisenku.jp>

- ◇日本繊維製品・クリーニング協議会（略称：日織ク協）は、クリーニングによる衣料品事故防止を目的に、日本の主要なクリーニング団体のほとんどが参画しているのみならず、関連する繊維・縫製・アパレル・流通業界、並びに関係研究・検査機関等が参画する組織です。
- ◇現在、会の代表者（会長）には文化学園大学名誉教授・角田光雄氏をお迎えしております。また、理事には各業界団体の中から選出されるほか、学識経験者も交えて構成されております。
- ◇また、クリーニング、アパレル、検査機関及び流通業界から2人ずつの専門委員で構成された情報分析委員会が、ホームページ上で公開しているクリーニング事故情報の検討とトラブル防止のための情報を発信しつづけています。
- ◇展開する事業項目は下記の通りです。
  - ・製品の品質及びクリーニング技術の向上に関する情報の収集
  - ・製品の品質情報及びクリーニングに関わる事故情報の収集・開示等
  - ・製品及びクリーニングに関する情報交換及びクリーニング事故防止策の検討
  - ・新製品の紹介とクリーニング処理方法の検討 等
- ◇主な具体的実施事業（平成27年度現在）は下記の通りです。
  - ①日織ク協交流会議（過去9回開催）
  - ②繊維製品に関わるクリーニング事故防止のためのセミナー等の実施
  - ③専門委員会「情報分析委員会」による事故情報等の検討  
並びホームページ等を通じての情報発信
  - ④各種セミナー（クリーニングの基礎講座、百貨店の品質管理について等開催）
  - ⑤業界交流見学会（アパレル研究所、検査機関、クリーニング工場等を見学）
  - ⑥その他、クリーニング事故防止に関する各種事業の推進

**【経緯】**

- ◇日本繊維製品・クリーニング協議会は、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会と素材メーカーの業界団体である日本化学繊維協会、日本紡績協会により昭和39年に設立された「日本クリーニング性研究協議会」を母体としています。
- ◇日本クリーニング性研究協議会は、定期刊行物の発行、セミナーの開催などにより繊維製品のクリーニング事故の防止に貢献してきました。
- ◇日本クリーニング性研究協議会が昭和46年に発表した「クリーニング処理基準」は、製品、素材別にクリーニング処理の標準的方法を示したもので、現在でも標準営業約款に引用されています。
- ◇その後、アパレルメーカーなどの台頭により繊維製品の勢力構成が変化したことから日本クリーニング性研究協議会を発展的に解消して「日本繊維製品クリーニング問題連絡会議」が昭和52年に発足されました。
- ◇日本繊維製品クリーニング問題連絡会議では、「クリーニング処理基準」を改訂したほか、収縮、変退色、移染・色泣き、合成皮革の経時劣化、各々についての責任所在の判断基準を作成するなどの活動を行ってきました。
- ◇さらに、クリーニングの問題に限定せず、繊維製品の品質情報をはじめ幅広い情報交換のための会議であることを明確にするため、平成3年に名称を「日本繊維製品クリーニング連絡会議」と改称されました。これが、現在の日本繊維製品・クリーニング協議会の前身となります。
- ◇ITの普及を背景にインターネット「クリーニング事故防止システム」が平成13年度に構築されたことから、日本繊維製品クリーニング連絡会議を発展的に解散し、その運営・管理として「日本繊維製品・クリーニング協議会」が平成14年10月に発足されました。
- ◇平成24年3月末で、システム運用上の理由から「クリーニング事故防止システム」は終了となりましたが、その後もクリーニング事故防止に向けて活発な活動を展開しています。

## 4-5-4. CLV21 展示会 (全日本クリーニング研究大会・機械資材展示会)

### 【経緯】

- ◇昭和29年1月に設立された日本ドライクリーニング協会（理事長・五十嵐丈夫氏）は、その事業目的に米国に習い「ドライクリーニング業者大会」の開催を掲げ、設立と同時に広く全国の同業者に大会の開催を呼びかけました。
- ◇米国の業界団体が毎年開催している大会は、研究発表や技術の研鑽を行い、また機械資材を展示しており業界の発展に大きな役割を演じていることから。日本でも同様の大会を開催して業界発展に結びつけようという狙いがありました。
- ◇この呼び掛けに、全ク連の前身である全国クリーニング協同組合連合会並びに東京都クリーニング商工業協同組合がいち早く賛同し、さらには多くの機械・資材メーカーからも出品申し込みが相次いだのです。
- ◇そして同協会設立から僅か半年後の昭和29年6月16日～18日の3日間（機械器具材料展示会は同6月15日～20日の6日間）にかけて、主催者の予想を大きく上回る盛会裏のうちに記念すべき第1回全日本ドライクリーニング研究大会が開催されたのです。
- ◇以後、本研究大会・展示会は幾多の変遷を経て、現在はCLV21展の名称のもと、変わらずクリーニング業界最大のイベントとして位置付けられています。
- ◇昭和62年の第25回大会（愛知県）からは、全国ワイシャツ仕上げ競技大会が始まりました。これは、クリーニング業の振興指針に盛り込まれた「技術の研さんの場としての競技大会」を具現化したもので、以降、毎回展示会期間中の最も盛り上がるイベントとして継続して開催されています。
- ◇平成8年の第34回大会から、大会名称が現在の「クリーンライフビジョン（CLV）21－国際総合展示会」となりました。

## 【世界三大展示会】

- ◇CLV21展示会はアジア最大のクリーニング展示会として位置付けられています。
- ◇そして、ドイツ・テックスケア展、アメリカ・クリーン展とともに世界三大クリーニング展示会と称されています。
- ◇この3つの展示会は、それぞれ交換ブースを出し合い、情報交換を通じて親睦を深めながら、クリーニング業の発展を国際的な視野から展開しています。
- ◇更にこのネットワークは、中国、台湾、香港といったアジア各国にも広がりを見せ始めています。まさに、世界を結ぶ展示会であるといえます。





# 第5部

## 関連資料

- 5-1. 洗濯表示 新旧対照表
- 5-2. クリーニング業の振興指針
- 5-3. クリーニング事故賠償基準
- 5-4. 連合会の歩み
- 5-5. 関連データ（施設数、クリーニング需要等推移）
- 5-6. 都道府県クリーニング組合名簿
- 5-7. 都道府県衛生主管課名簿
- 5-8. 都道府県生活衛生営業指導センター名簿
- 5-9. 関連官公庁・関連機関等電話帳

## 5-1. 洗濯表示 新旧対照表

### JIS L 0001 表示記号に対するクリーニング業界の対応

2015年10月

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 生活衛生課  
 経済産業省 産業技術環境局 国際標準課  
 消費者庁 表示対策課

繊維製品に付けられる洗濯処理のための表示記号は、平成28年12月1日以降も、クリーニングの現状では、JIS L 0217の表示の繊維製品が持ち込まれることが想定されることに伴い、以下の通り、JIS L 0001とJIS L 0217による記号をグループ化した対比表を作成しましたのでご活用ください。

#### 洗濯処理のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
101		液温は、95℃を限度とし、洗濯ができる	190		液温は、95℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
JIS L 0217には対応する記号なし JIS L 0001を参照して処理する			170		液温は、70℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
102		液温は、60℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる	160		液温は、60℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
			161		液温は、60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
JIS L 0217 には対応する記号なし JIS L 0001 を参照して処理する			150		液温は、50°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
			151		液温は、50°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
103		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機による洗濯ができる	140		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
104		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい	141		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
			142		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
JIS L 0217 には対応する記号なし JIS L 0001 を参照して処理する			130		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
105		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい	131		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
			132		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
106		液温は、30°Cを限度とし、弱い手洗いがよい。洗濯機は使用できない	110		液温は、40°Cを限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる
107		水洗いはできない	100		洗濯処理はできない

## 漂白処理のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
201		塩素系漂白剤による漂白ができる	220		塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる
JIS L 0217には対応する記号なし JIS L 0001を参照して処理する			210		酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない
202		塩素系漂白剤による漂白はできない	200		漂白処理はできない

## 乾燥のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
JIS L 0217には対応する記号なし JIS L 0001を参照して処理する			320		洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる 高温乾燥：排気温度の上限は最高80℃
			310		洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる 低温乾燥：排気温度の上限は最高60℃
			300		洗濯処理後のタンブル乾燥処理はできない
601		つり干しがよい	440		つり干し乾燥がよい
			430		ぬれつり干し乾燥がよい

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
603		平干しがよい	420		平干し乾燥がよい
			410		ぬれ平干し乾燥がよい
602		日陰のつり干しがよい	445		日陰でのつり干し乾燥がよい
			435		日陰でのぬれつり干し乾燥がよい
604		日陰の平干しがよい	425		日陰での平干し乾燥がよい
			415		日陰でのぬれ平干し乾燥がよい

### アイロン処理のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
301		アイロンは210℃を限度とし、高い温度(180～210℃まで)で掛けるのがよい	530		底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる
302		アイロンは160℃を限度とし、中程度の温度(140～160℃まで)で掛けるのがよい	520		底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
303		アイロンは120℃を限度とし、低い温度(80～120℃まで)で掛けるのがよい	510		底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げ処理ができる
304		アイロン掛けはできない	500		アイロン仕上げ処理はできない

### ドライクリーニングのための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
401		ドライクリーニングができる。溶剤は、パークロロエチレン又は石油系のものを使用する	620		パークロロエチレン及び記号Ⓔの欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理*ができる 通常の処理
			621		パークロロエチレン及び記号Ⓔの欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理*ができる 弱い処理
402		ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系のものを使用する	610		石油系溶剤(蒸留温度150℃～210℃、引火点38℃～)でのドライクリーニング処理*ができる 通常の処理
			611		石油系溶剤(蒸留温度150℃～210℃、引火点38℃～)でのドライクリーニング処理*ができる 弱い処理

注\*)：ドライクリーニング処理は、タンブル乾燥を含む。

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
403		ドライクリーニング はできない	600		ドライクリーニング 処理ができない

### ウエットクリーニングのための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
JIS L 0217には対応する記号なし JIS L 0001を参照して処理する			710		ウエットクリーニング 処理ができる 通常の処理
			711		ウエットクリーニング 処理ができる 弱い処理
			712		ウエットクリーニング 処理ができる 非常に弱い処理
			700		ウエットクリーニング 処理はできない

## 5-2. クリーニング業の振興指針

(平成 26 年 3 月 13 日)  
(厚生労働省告示第 75 号)

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 56 条の第 2 第 1 項の規定に基づき、クリーニング業の振興指針（平成 21 年厚生労働省告示第 39 号）の全部を次のように改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

クリーニング業の営業者が、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「生衛法」という。）第 56 条の第 2 第 1 項に基づき、クリーニング業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に至るよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に指針を改定するものとする。

### 第一 クリーニング業を取り巻く状況

#### 一 クリーニング業の事業者の動向

クリーニング業は、国民の衛生的で快適な衣料及び住環境を確保するとともに、家事労働の代替サービスを提供することにより、国民生活の向上に大いに寄与してきたところである。しかし、近年、家庭用洗濯機及び洗剤の進歩、コインランドリーの普及、形態安定素材を使用した衣料の普及、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業との競争の激化など、クリーニング業を取り巻く経営環境は大きく変化している。

クリーニング業の施設数は 118,188 施設（平成 24 年度末）であり、10 年前と比較して 38,924 施設の減となっている。従業クリーニング師数は 51,190 人であり、10 年前と比較して 14,102 人の減となっている（厚生労働省「衛生行政報告例」による）。従業者数 5 人未満の事業

者が 70.6%で、経営者の年齢については、60 歳から 69 歳の者の割合が 38.0%、70 歳以上の者の割合が 35.4%となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による）。

経営上の課題としては（複数回答）、「客数の減少」を最も多くあげており、次に多い問題点としては、「客単価の減少」、「材料費の上昇」、「燃料費の上昇」、「施設・設備の老朽化」等となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による）。

#### 二 消費動向

平成 24 年の 1 世帯（2 人以上の世帯）の洗濯代の支出額は 7,372 円で前年比 91 円の増で、平成 14 年の支出額を 100 とした場合、平成 24 年の支出額は 68.8 となっている（総務省「家計調査報告」による）。

#### 三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」28.6%、「廃業」26.3%、「価格の見直し」15.1%、「広告・宣伝等の強化」12.9%、「専門店化・高級店化」12.0%となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による）。

### 第二 前期の振興計画の実施状況

都道府県別に設立されたクリーニング業の組合（平成 25 年 12 月末現在で 47 都道府県で設立）においては、前期のクリーニング業の振興指針（平成 21 年厚生労働省告示第 39 号）を踏まえ、振興計画を策定、実施しているところであるが、当該振興計画について、全 5 年のうち 4 年終了時である平成 24 年度末に実施した自己評価は次表のとおりである。

なお、国による予算措置（補助金）については、政策目的の達成状況の検証及び事業の適切かつ効果的な実施の観点から、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」の下に設けられた「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会」において、審査から評価まで一貫して行う等、必要な見直し措置を講じている。

このため、組合及び生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）等においても、振興計画に基づき事業を実施する際は、成果目標及び事業目標を可能な限り明確化した上で、達成状況につ

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

(単位：%)

	事業名	達成	概ね達成	主な事業
1	衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	11%	35%	・衛生管理等に関する講習会の開催 ・衛生管理マニュアルの作成・配布 ・ドライチェッカーの普及
2	施設及び設備の改善に関する事業	0%	17%	・店舗特性を踏まえた改装や設備の導入投資が見られる
3	利用者の利益の増進に関する事業	20%	59%	・講習会の開催 ・消費者意識調査の実施 ・ホームページの開設 ・苦情相談窓口の開設 ・標準営業約款の登録促進
4	経営管理の合理化及び効率化に関する事業	33%	41%	・経営講習会、各種研修会の開催
5	営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事業	22%	48%	・技術講習会の開催 ・ワイシャツ仕上げ競技大会の開催
6	事業の共同化及び協業化に関する事業	15%	24%	・共同購入の実施 ・共同宣伝の実施
7	取引関係の改善に関する事業	26%	28%	・関係業界等との情報交換会の開催
8	従業者の福祉の充実に関する事業	6%	33%	・共済制度の加入促進 ・定期健康診断の実施
9	事業の承継及び後継者支援に関する事業	22%	50%	・後継者育成支援のための研修会等の開催 ・青年部の育成
10	環境の保全に関する事業	13%	28%	・講習会の開催 ・VOC 対策の実施
11	少子・高齢化社会への対応に関する事業	13%	13%	・高齢者住宅向け訪問サービスの研究
12	地域との共生に関する事業	20%	48%	・地域イベントへの参加 ・各種ボランティア事業への協力

いても評価を行う必要がある。

当該振興計画等の実現に向けて、組合及び連合会においては、振興指針、振興計画の内容について広く広報を図り、組合未加入営業者への加入勧誘を図ることが期待されている。

組合への加入、非加入は営業者の任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等の営業者がいることも考えられるため、都道府県、保健所設置市への営業の許可申請、届出等の際に、営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について情報提供等の取組の実施が求められる。

### 第三 クリーニング業の振興の目標に関する事項

#### 一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

クリーニング業は、国民の衛生的で快適な衣料及び住環境を確保するとともに、家事労働の代替サービスを提供することにより、国民生活の向上に大いに寄与してきた。こうした重要な役割をクリーニング業が引き続き担い、国民生活の向上に貢献できるよう、経営環境や国民のニーズ、衛生

課題に適切に対応しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、その特性を活かし、事業の安定と活力ある発展を図ることが求められる。

また、新たな素材による繊維製品の普及等により、クリーニング事故や苦情は多いため、事故等の防止のための取組みを推進し、利用者の信頼を得る営業を目指すことが必要である。さらに、環境保全についての国民の関心は一層高くなっており、ドライクリーニング溶剤等の化学物質を使用する機会が多いクリーニング業にとっては、ドライクリーニング溶剤等の化学物質に対する環境規制の強化も踏まえ、臭気、騒音等のクリーニング所の環境面での配慮、環境保全対策に積極的に取り組んでいくことが重要である。また、住居地域等において引火性溶剤を用いるクリーニング所については建築基準法（昭和25年法律第201号）への対応が求められている。

あわせて、高齢者や障害者等のニーズに的確に即応することで、クリーニング業の営業者の地域住民が日常生活を送るために必要なセーフティネットとしての役割や地域における重要な構成員としての位置づけが強化され、生活者の安心を支える役割を担うことが期待される。社会全体の少

子高齢化の中で、営業者自身の高齢化による後継者問題に加え、従業員等への育児支援等も課題となっている。

ISOへの整合化を図るための繊維製品の取扱いに関するJIS表示の見直しの動向に、適切に対応していく必要がある。

各営業者は、これらを十分に認識し、衛生水準の向上、技術及びサービスの向上、クリーニング事故の防止及び利用者への情報提供、環境保全の推進等、各般の安全安心対策に積極的に取り組むことにより、クリーニング業に対する利用者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

## 二 今後5年間(平成26年度から平成30年度末まで)における営業の振興の目標

### 1 衛生問題への対応

クリーニング業は、人体の分泌物、ほこり、微生物等により汚染された衣料等を処理する営業であり、病原微生物に汚染されたおそれのある衣料等を洗濯することによる公衆衛生上の危害の発生を防止するため、その取扱い及び処理を衛生的かつ適正に行うことは、営業者の責務である。

また、石油系溶剤等の残留による健康被害が生じないように留意することが必要である。衛生課題と、営業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。また、こうした衛生問題は、個々の営業者の問題にとどまらず、業界全体に対する信頼を損ねることにもつながることから、組合及び連合会には、組合員、非組合員双方の営業者が自覚と責任感を持ち、衛生水準の向上が図られるよう、継続的に知識及び意識向上に資する普及啓発や適切な指導及び支援に努めることが求められる。

とりわけ、零細な営業者は重要な公衆衛生情報の把握が困難となる場合が考えられるため、これら営業者に対する組合加入の促進や公衆衛生情報の提供が円滑に行われることが期待される。

さらに、クリーニング師研修については、営業者のニーズを踏まえ、研修内容の充実や受講しや

すい環境を図りながら、受講率の向上に向けた取組をさらに進めていく必要がある。

## 2 経営方針の決定と消費者・地域社会への貢献

家庭用洗濯機及び洗剤の進歩、コインランドリーの普及、形態安定素材を使用した衣料の普及等により利用者の家計支出に占めるクリーニングに関する支出も減少している。また、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化が見られるとともに、原材料価格が高騰するなど、営業者を取り巻く経営環境は厳しいものとなっている。

こうした中で、営業者は、消費者のニーズや世帯動向等を的確に把握し、専門性や地域密着、対面販売等の特性を活かし、競争軸となる強みを見出し、独自性を十分に発揮し、経営展開を行っていくことが求められる。

特に、利用者のニーズも高度化する中で、専門性や技術力を活かし、利用者の立場に立って付加価値を高めるとともに、仕上げ等のサービスの質やこれに対応した価格に関する認知度を高め、サービスの違いを明確に打ち出すことによって、差別化を図り、顧客を増やしていくことが重要である。

また、衣類の素材が多様化する中で、衣類等の保全に係る総合的なサービス業として、地域の衣類に関する情報ステーションとしての役割を担い、衣類以外の洗濯物の取扱いや保管サービスなどサービスの多様化を図ることも重要である。

安定した経営のためには、組合等が推進する共同事業やマシン・リング方式の活用による経営の効率化に努めることも重要である。

さらに、消費者の苦情や事故を防ぐために、受付を行う従業員の知識や説明の水準の向上、事故が生じた後の苦情処理の適正化、責任賠償保険への加入促進に業界をあげて取り組んでいくことが期待される。

他方、人口減少、少子高齢化及び過疎化の進展は、営業者の経営環境を厳しくする一方、買い物の場所や移動手段など日常生活に不可欠な生活インフラそのものを弱体化させる側面があることから、高齢者や障害者、子育て・共働き世帯等が身近な買い物に不便・不安を感じさせる、いわゆる「買い物弱者」の問題を顕在化させる。地域に身近な営業者の存在は、買い物弱者になりがちな高齢者等から頼られる位置づけを確立し、中長期的な経営基盤の強化につながることを期待される。

特に、高齢化が進展する中で、来店することが困難な高齢者が増加していくことが予想されるこ

とから、これらの者に対する集配サービスを推進していくことが期待される。こうしたシニア層向けのサービスの提供は、単に売上げを伸ばすだけでなく、地域社会が抱える問題の課題解決や地域経済の活性化にも貢献するものであり、これら取組を通じた経営基盤の強化により、大手資本によるチェーン店との差別化にもつながるものと期待できる。

### 3 税制及び融資の支援措置

クリーニング業の組合又は組合員には、税制優遇措置及び日本政策金融公庫を通した低利融資を受ける仕組みがある。

税制措置については、組合が共同利用施設を取得した場合の特別償却制度が設けられており、組合において共同配送用車輛及び共同蓄電設備の購入時や組合の会館を建て替える際などに活用することができる。

融資については、対象設備及び運転資金について、振興計画を策定している組合の組合員（営業者）が借りた場合に、対象設備については、日本政策金融公庫の基準金利よりも低率の融資を受けることができる。また、各都道府県の組合が作成した振興計画に基づき、一定の会計書類を備えている営業者が所定の事業計画を作成して設備資金及び運転資金を借りた場合、より低い低利融資の仕組み（振興事業促進支援融資制度）が設けられており、特に設備投資を検討する営業者には、積極的な活用が期待される。

### 3 関係機関に期待される役割

#### 1 組合及び連合会に期待される役割

組合及び連合会には、独自の財源や国から受ける生活衛生関係営業対策事業費補助金を活用して、営業者の直面する衛生問題及び経営課題に対する適切な支援事業を実施することが期待される。

事業の実施に際しては、有効性及び効率性（費用対効果）の観点から、計画期間に得られる成果目標を明確にしなが事業の企画立案・実施を行い、得られた成果については適切に効果測定する等、事業の適切かつ効果的な実施に努めることが求められる。

また、事業効果を最大限発揮し事業成果を広く国民や社会に還元できるように、都道府県指導センター、保健所等衛生関係機関、日本政策金融公庫支店等との連携及び調整を行うことが期待される。

#### 2 都道府県指導センター及び日本政策金融公庫に期待される役割

多くの営業者が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であることに鑑み、都道府県指導センター及び日本政策金融公庫において、営業者へのきめ細か

な相談・指導その他必要な支援を行うなどし、予算措置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置等の有効的な活用を図ることが期待される。

とりわけ、金融措置（融資）については、審査・決定を行う日本政策金融公庫において営業者が利用しやすい融資の実施、生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握及び分析に努め、関係団体に情報提供するとともに、日本政策金融公庫と都道府県指導センターが協力して、手続きや計画作成に不慣れな営業者への支援の観点から、融資に係るきめ細かな相談及び融資手続きの簡素化を行うことが期待される。低利融資制度については、各営業者の事業計画作成が前提とされることから、本指針の内容を踏まえ、営業者の戦略性を引き出す形での指導を行うことが求められる。

#### 3 国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センターに期待される役割

国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）は、公衆衛生の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、都道府県及び連合会と適切に連携を図り、信頼性の高い情報の発信、的確な政策ニーズの把握等を行う必要がある。また、予算措置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置を中心とする政策支援措置については、営業者の衛生水準の確保、経営の安定に最大限の効果が発揮できるよう、安定的に所要の措置を講じるとともに、制度の活性化に向けた不断の改革の取組が必要である。

また、全国指導センターにおいては、地域で孤立する小規模営業者のほか、大規模チェーン店に対しても、組合加入の働きかけや公衆衛生情報の提供機能の強化を行うため、関係の組合及び連合会との連携を促すための取組が求められる。

### 第四 クリーニング業の振興の目標を達成するために必要な事項

クリーニング業の目標を達成するために必要な事項としては、次に掲げるように多岐にわたるが、営業者においては、衛生水準の向上等のために必須で取り組むべき事項と、戦略的経営を推進するために選択的に取り組むべき事項の区別を行うことで、課題解決と継続的な成長を可能にし、国民生活の向上に貢献することが期待される。

また、組合及び連合会においては、組合員である営業者等に対する指導・支援、消費者のクリーニング業への信頼向上に資する事業の計画的な推進が求められる。

このために必要となる具体的取組としては、次に掲げるとおりである。

## 一 業者の取組

### 1 衛生水準の向上に関する事項

#### (1) 日常の衛生管理に関する事項

近年のセレウス菌、ノロウイルス等の感染症の発生状況を踏まえ、クリーニング業においても、公衆衛生の見地から感染症対策の充実を図ることが要請されている。このため、洗濯前の衣料と洗濯後の衣料の適切な区分け、消毒等の処理、施設及び設備の清潔保持と従業員への衛生教育の徹底や健康管理を行うべきである。また、石油系溶剤の残留による化学やけどの防止のため、ドライチェッカー(石油系溶剤残留測定機)による溶剤の乾燥状態の確認の励行にも取り組むべきである。

#### (2) 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項

営業者は、店舗の内外装を美しく、かつ、衛生的にすることが基本であり、取次所や洗濯物の集配車を含めて、洗濯前の衣料と洗濯後の衣料を区分するなど、一定の衛生水準を保つ構造設備にするよう留意するとともに、石油系溶剤の残留による健康被害が生じないような設備の点検及び整備に努めるものとする。

### 2 経営課題への対処に関する事項

個別の経営課題への対処については、営業者の自立的な取組が前提であるが、多様な消費者の要望に対応する良質なサービスを提供し、国民生活の向上に貢献する観点から、営業者においては、経営改革に積極的に取り組むことが期待される。特に、家族経営等の小規模店は、営業者や従業員が変わることはほとんどないため、経営手法が固定的になりやすい面があるが、経営意識の改革を図り、以下の事項を選択的に取り組んでいくことが期待される。

#### (1) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

現在置かれている経営環境や市場を十分に把握、分析し、専門性や技術力、立地条件等の特性を踏まえ、強みを見出し、経営方針を明確化し、自店の付加価値や独自性を高めていくとともに、経営管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。

- ア 自店の立地条件、顧客層、資本金、経営能力、技術力等の経営上の特質の把握
- イ 周辺競合店に関する情報収集と比較
- ウ ターゲットとする顧客層の特定
- エ 重点サービスの明確化
- オ 店のコンセプトの明確化
- カ 経営手法、熟練技能、専門的知識の習得・伝承や後継者の育成

キ 若手人材の活用による経営手法の開拓

ク 共同仕入れや共同配送等の共同事業の推進

ケ 都道府県指導センター等の経営指導機関による経営診断の積極的活用

#### (2) サービスの見直し及び向上に関する事項

多様化する消費者のニーズやライフスタイル、世帯構造の変化に適確に対応し、消費者が安心して利用できるよう、サービスや店づくりの充実や情報提供の推進に努め、消費者の満足度を向上させることが重要であることから、以下の事項を選択的に取り組むことが期待される。

ア 「技術」と「こだわり」による独自サービスの提供

イ 仕上りの違いの体験のためのお試しサービス

ウ 特殊なシミ抜き、丁寧な仕上げ等のサービスの見直し

エ 抗菌・UV加工等付加価値加工

オ 和服のクリーニング

カ 衣類以外のクリーニングサービスの提供

キ 季節外衣料の有料保管の実施

ク リフォーム

ケ 集配サービス

コ 衣料の特徴に合った洗濯・保管に関する知識の消費者への情報提供

サ マニュアルを超えた「おもてなしの心(気配り・目配り・心配り)」による温もりのあるサービスの提供

シ 顧客との信頼関係の構築

ス 立地条件及び経営方針に照らした営業日及び営業時間の見直し

#### (3) 施設及び設備の改善に関する事項

営業者は、施設及び設備の改善のため、以下の事項に取り組むことが期待される。

ア 定期的な内外装の改裝

イ 各店舗の特性を踏まえた清潔な雰囲気との醸成

ウ 高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー対策の実施

エ サービスの高付加価値化、生産性の向上

オ 従業員の安全衛生の確保、労働条件の改善

カ 環境保全の推進

キ 節電・省エネルギーの推進

ク 建築基準法への対応

#### (4) 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項

営業者は、情報セキュリティの管理に留意しつつ、インターネット等の情報通信技術を効果的に活用する等、以下の事項に選択的に取り組むこと

が期待される。

- ア インターネット等の活用による割引サービスの実施、異業種との提携
- イ ホームページの開設等、積極的な情報発信によるプロモーションの促進
- ウ 顧客情報のデータベース化等による適切な管理
- エ ダイレクトメールの郵送や広報チラシの配布
- オ フレジットカード決済、電子決済、クリーニングギフト券の導入・普及

#### (5) 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項

営業者は、店外を始めとして、利用者の見やすい場所にサービスの項目及び料金並びに苦情の申出先を明示するものとする。

また、営業者は、全国指導センターが定めるサービスの内容並びに施設及び設備の表示の適正化に関する事項等を内容とするクリーニング業の標準営業約款に従って営業を行う旨の登録をし、標識及び当該登録に係る約款の要旨を掲示するよう努めるものとする。さらに、クリーニング師研修及び業務従事者講習の修了の店頭表示に努めるものとする。クリーニング業は、受託した衣料の破損、仕上がりへの不満等事故や苦情が生じやすい業態である。このため、洗濯物の受取及び引渡しの際には、処理方法等について利用者に対する十分な説明に努めなければならない。そのため、新たな衣料に関する知識の取得等により、事故の未然防止に努めるとともに、事故が生じた場合には、適切かつ誠実な苦情処理と賠償責任保険等を活用した損害の補填により、利用者との信頼関係の維持向上に努めるものとする。

#### (6) 従業員の資質の向上に関する事項

クリーニング業の新たな発展を期するためには、技術力、情報収集力、人的能力等の質的な経営資源を充実し、経営力の強化を図る必要があるが、特に人材の育成は、経営上の重要な点である。

したがって、営業者は、従業員の資質の向上に関する情報を収集し、繊維製品に関する知識を習得するなど、進んで自己研さんに努め、従業員が衣料の受取時に利用者に対して行う素材、色、デザイン、仕上がりに関する事前説明を徹底するなど、職場内指導を充実するとともに、自治体、都道府県指導センター、組合等の実施するクリーニング師研修会への積極的参加や講習会等あらゆる機会を活用して従業員の資質の向上を図り、その能力を効果的に発揮できるよう努めるとともに、適正な労働条件の確保に努めるものとする。

## 二 営業者に対する支援に関する事項

### 1 組合及び連合会による営業者の支援

組合及び連合会においては、営業者の自立的な経営改革を支援する都道府県指導センター等の関係機関との連携を密にし、次に掲げる事項を中心に積極的な支援に努めることが期待される。

#### (1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項

営業者に対して衛生管理を徹底するための研修会及び講習会の開催、営業者及びクリーニング師の衛生管理の手引の作成等による普及啓発、基礎的技術の改善、感染症、化学やけど等の新たな健康被害に関する研究の推進及び新技術の研究開発並びに衛生管理体制の整備充実に努めるものとする。

#### (2) 施設及び設備の改善に関する事項

衛生水準の向上、経営マネジメントの合理化及び効率化、消費者の利益の増進、建築基準法への対応等に資するための、施設及び設備の改善に関する指導、助言、情報提供等、必要な支援に努めること。

#### (3) 消費者利益の増進に関する事項

サービスの適正表示や苦情処理の対応に関するマニュアルの作成による普及啓発、クリーニング物の誤配防止のための取組の推進に努めるものとする。

また、時代の変化を踏まえた「クリーニング事故賠償基準」の見直しを適宜行うとともに、クリーニング製品の安全・安心に係る危機管理マニュアルの作成、賠償責任保険への加入促進、利用者の意見等に関する情報の収集及び提供並びに消費者教育支援センター等との連携による利用者のクリーニング業者に対する正しい知識の啓発普及に努めるものとする。

#### (4) 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項

先駆的な経営事例等経営管理の合理化及び効率化に必要な情報、立地条件等経営環境に関する情報並びにクリーニング業界の将来の展望に関する情報の収集及び整理並びに営業者に対するこれらの情報提供に努めるものとする。

#### (5) 営業者及び従業員の技能の向上に関する事項

クリーニング師等の資質の改善向上を図るための研修会、講習会及び技能コンテストの開催等教育研修制度の充実強化に努めるものとする。また、自治体が主催するクリーニング師研修会の受講の支援及び受講促進に努めるものとする。

#### (6) 事業の共同化及び協業化に関する事項

事業の共同化及び協業化の企画立案並びに実

施に係る指導に努めるものとする。特に、経営環境の悪化や住宅密集地域におけるクリーニング所の立地の困難化及び営業者の高齢化が進む中で、組合や経営方針を同じくする営業者間でクリーニング工場の共同化、自店では特定の分野の商品の処理に特化し、それ以外の商品は各々の分野に特化した他の営業者へ依頼を行う方式（マシン・リング方式）についての指導に努めるものとする。また、公害防止用設備及び付帯設備の導入においても、営業者間での協業化の推進及び指導に努めるものとする。

#### (7) 取引関係の改善に関する事項

共同購入等取引面の共同化の推進、クリーニング機械業界、資材業界等の関連業界の協力を得ながらの取引条件の合理的改善及び組合員等の経済的地位の向上に努めるものとする。また、関連業界と連携を深め、情報の収集及び交換の機会の確保に努めるものとする。

#### (8) 従業員の福祉の充実に関する事項

従業員の労働条件整備、作業環境の改善及び健康管理充実のための支援、医療保険（国民健康保険又は健康保険）、年金保険（国民年金又は厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の加入等に係る啓発、組合員等の大多数の利用に資する福利厚生の実施並びに共済制度（退職金、生命保険等）の整備及び強化に努めるものとする。

さらに、男女共同参画社会の推進及び少子・高齢化社会への適切な対応に配慮した従業員の福祉の充実にも努めるものとする。

#### (9) 事業の承継及び後継者支援に関する事項

事業の円滑な承継に関するケーススタディ及び成功事例等の経営知識の情報提供の促進を図るために必要な支援に努めること。

## 2 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上

### (1) 都道府県指導センター

組合との連携を密にして、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア 営業者に対する経営改善の具体的指導、助言等の支援

イ 消費者からの苦情及び要望の営業者への伝達

ウ 消費者の信頼の向上に向けた積極的な取組

エ 都道府県（保健所）と連携した組合加入促進に向けた取組

### (2) 全国指導センター

都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努める

ことが期待される。

ア 営業者の経営改革の取り組みに役立つ情報の収集・整理・情報提供

イ 危機管理マニュアルの作成

ウ 苦情処理マニュアルの作成

エ 標準営業約款の登録の促進

オ クリーニング師研修及び従事者講習の充実、受講しやすい環境の整備

カ 効果測定の実施及び政策提言機能の強化

キ 公衆衛生情報の提供機能の強化

### (3) 国及び都道府県

クリーニング業に対する消費者の信頼の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

ア クリーニング業法等関係法令の施行業務等を通じたクリーニング師研修及び従事者講習の実施、研修内容の充実、受講しやすい環境の整備、指導監督

イ 安全衛生に関する情報提供その他必要な支援

### (4) 日本政策金融公庫

営業者の円滑な事業実施に資するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア 営業者が利用しやすい融資の実施

イ 生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び情報提供

ウ 災害時等における速やかな相談窓口の設置

## 第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

クリーニング業においては、他の生活衛生関係営業と同様に、衛生水準の確保と経営の安定のみならず、営業者の社会的責任として環境の保全や省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進に努めるとともに、時代の要請である人口減少・高齢化等への対応、地域との共生、東日本大震災への対応といった課題に応じていくことが要請される。個々の営業者の取組が中心となる課題と、関係者が営業者を支援することで推進が図られる課題とがある。こうした課題に適切に対応することを通じて、地域社会に確固たる位置づけを確保することが期待される。

### 一 環境の保全及び省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進

#### 1 営業者に期待される役割

(1) 公害防止用設備の導入、産業廃棄物の適正処理

(2) 省エネルギー対応のボイラー機器、空調設備、太陽光発電設備、低公害（ハイブリッド）

- 車、電気自動車等の導入
- (3) 節電に資するLED照明、蓄電設備等の導入
- (4) 温室効果ガス排出の抑制
- (5) ハンガー、ポリ包装資材等の3R（廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化）の推進

## 2 組合及び連合会に期待される役割

- (1) 公害防止、省エネルギー、リサイクルの各取組方法の構築・普及啓発
- (2) 業種を超えた組合間で相互に協力

## 3 日本政策金融公庫に期待される役割

融資の実施等による営業者の支援

## 二 少子・高齢化社会等への対応

### 1 営業者に期待される役割

営業者は、高齢者や障害者、子育て・共働き世代が住み慣れた地域社会で安心かつ充実した日常生活を営むことができるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

- (1) バリアフリー対策の積極的な取組
- (2) 集荷・配達サービスの実施
- (3) 身体障害者補助犬を同伴する身体障害者等への適切な対応
- (4) 従業員に対する教育及び研修の充実・強化
- (5) 従業者の育児支援
- (6) 地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進

### 2 組合及び連合会に期待される役割

高齢者、障害者等の利便性を考慮した店舗設計やサービス提供に係る研究の実施

### 3 日本政策金融公庫に期待される役割

融資の実施等による営業者の支援

## 三 地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））

### 1 営業者に期待される役割

営業者は、地域住民に対してクリーニング業の存在、提供する商品やサービスの内容及び営業の社会的役割・意義をアピールするとともに、地域で増加する生活弱者（高齢者、障害者、子育て・共働き世代）の新たなニーズに対応し、地域のセーフティネットとしての役割や地域コミュニティの基盤である商店街における重要な構成員としての位置づけが強化されるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことで、地域コミュニティの再生・強化や商店街の活性化につなげること。

- (1) 地域の街づくりへの積極的な参加
  - ア 祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加
  - イ 商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」の創出

- (2) 「賑わい」、「つながり」を通じた豊かな人間関係（ソーシャル・キャピタル）の形成
- (3) 商店街の空き店舗の有効的活用（子育て支援施設、高齢者交流サロン、地域ブランド品販売等へ利用）
- (4) 共同ポイントサービス事業、スタンプ事業の実施
- (5) 地域の防犯、消防、防災、交通安全、環境保護活動の推進に対する協力

- (6) 災害対応能力及び危機管理能力の維持向上

## 2 組合及び連合会に期待される役割

- (1) 地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導・援助ができる指導者を育成
- (2) 業種を超えた相互協力の推進
- (3) 地域における特色ある取組の支援
- (4) 自治会、町内会、地区協議会、NPO、大学等との連携活動の推進
- (5) 商店街役員へのクリーニング業の若手経営者の登用

## 四 東日本大震災への対応

東日本大震災は未曾有の国難であり、被災地域における営業再開及び被災営業者の生活の再建と活力ある地域の再生のため、総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興への取組を進めていくこと。

### 1 営業者に期待される役割

- (1) 被災営業者のみならず営業者全体による相互扶助と連携の下での役割発揮
- (2) 被災営業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの充実や地域コミュニティの復元
- (3) 節電・省エネへの適切な対応

### 2 組合及び連合会に期待される役割

- (1) 同業者による支え合い（太い「絆」で再強化）
- (2) 節電啓発や節電行動に対する支援
- (3) 節電に資する共同利用施設（共同蓄電設備等）の設置

### 3 国及び都道府県

東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災営業者及び被災組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

- (1) 被災営業者の営業再開のための施策
- (2) 東日本大震災を教訓とした緊急に実施する必要性が高く、即効性の高い防災、減災等の施策

### 4 日本政策金融公庫に期待される役割

被災営業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融資等の実施

## 5-3. クリーニング事故賠償基準

### 第1条（目的）

この賠償基準は、クリーニング業者が利用者から預かった洗たく物の処理または受取および引渡しの業務の遂行にあたり、職務上相当な注意を怠ったことに基づき法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、大量のクレームを定型的に処理するための合理的基準を設定し、これにより公平かつ効率的にトラブルを解決するとともに、利用者の簡易迅速な救済を図ることを目的とする。

#### (1) クリーニング業務の範囲

(イ)利用者から洗たく物を預かってからお返しするまでの間は、その洗たく物はクリーニング業者の支配圏にあります。配送中、保管中を含めて利用者の手を離れている間は、クリーニング業者には下記の注意義務並びに賠償責任があります。

(ロ)宅配業者や保管業者、あるいはクリーニング処理の下請け業者など、履行補助者の業務委託先を含めて、すべてクリーニング契約を結んだクリーニング業者の支配圏にあることから、クリーニング業者が賠償の義務を負うこととなります。

#### (2) 「職務上相当な注意を怠ったこと」とは…

クリーニング業者は、利用者との間で洗たく物を預かって保管した上で返却すること（寄託契約）と、クリーニング処理を施すこと（請負契約）の2つを約束しています。

このことからクリーニング業者には次のような注意すべき義務が存在します。したがって、これらの注意義務のいずれかを怠った場合に「職務上相当な注意を怠ったこと」となります。

(イ)利用者からクリーニングの依頼を受けた洗たく物の機能、汚れの質と量、汚れの放置期間、染色の堅牢度などを的確に把握すること（洗たく物の状態把握義務）。

- (ロ)イの義務を尽くした上で、その洗たく物についてクリーニング処理が不可能な場合はクリーニングの引受けを断り、クリーニング処理が可能な場合には、最も適正なクリーニング処理方法を選択すること(適正クリーニング処理方法選択義務)。
- ハ)本基準第2条の2に規定されている通り、洗たく物の受取及び引渡しに際して利用者と品物の状態について可能な限り相互確認をし、(イ)、(ロ)の履行に必要な内容に関して説明を行うこと(処理方法等説明義務)。
- (ニ)ロで選択し、ハ)で説明したクリーニング処理方法を完全に実施すること(クリーニング完全実施義務)。
- ホ)利用者から預かった洗たく物を適正な状態で引き渡すこと(受寄物返還義務)。

### (3) 「法律上の損害賠償責任を負うべき場合」とは…

- (イ)クリーニング業者は、職務上必要とされる注意義務、すなわち「洗たく物の状態把握義務」、「適正クリーニング処理方法選択義務」、「処理方法等説明義務」、「クリーニング完全実施義務」「受寄物返還義務」のいずれかを怠り利用者に損害を与えた場合には、請負契約上の債務不履行に該当し、利用者にと与えた損害を賠償しなければなりません。
- (ロ)クリーニング業者は、(イ)で述べた注意義務を尽くし、従って請負契約不履行の賠償責任を負わない場合であっても、洗たく物に損傷等の過失が発生した場合には、利用者に対し賠償責任を負わなければなりません(民法第634条第2項)。
- ハ)クリーニング業者が、不注意により利用者から預かった洗たく物を紛失、損傷などした場合には、利用者に対して寄託契約(民法第657～665条)不履行を理由として賠償責任を負うこととなります。
- (ニ)クリーニング業者が、利用者から預かった洗たく物を故意または過失により紛失、損傷などした場合には、利用者に対して不法行為に基づく賠償責任を負うこととなります(民法第709条)。
- なお、上記(イ)ないし(ハ)の賠償責任と不法行為に基づく賠償責任は重複することがあります。

## 第2条（定義）

この賠償基準において使用する用語は、つぎの定義にしたがうものとする。

- (1) 「クリーニング業者」とは、利用者とクリーニング契約（寄託契約と請負契約の混合契約）を結んだ当事者をいう。
- (2) 「賠償額」とは、利用者が洗たく物の紛失や損傷により直接に受けた損害に対する賠償金をいう。
- (3) 「物品の再取得価格」とは、損害が発生した物品と同一の品質の新規の物品を事故発生時に購入するのに必要な金額をいう。
- (4) 「平均使用年数」とは一般消費者が物品を購入したその時からその着用をやめる時までの平均的な期間をいう。
- (5) 「補償割合」とは、洗たく物についての利用者の使用期間、使用頻度、保管状況、いたみ具合等による物品の価値の低下を考慮して、賠償額を調整するための基準であって、物品の再取得価格に対するパーセンテージをもって表示された割合をいう。

### (1) 「クリーニング業者」とは…

- (イ) 利用者とクリーニング契約を結んだ者が当事者となります。したがって、委託取次店はもとより宅配業者などが集配を行い、あるいは委託（提携）先がクリーニング処理を行うなどの業態であっても、事故が発生した際にはクリーニング契約当事者がクレーム処理の窓口として責任をもって解決にあたります。
- (ロ) 洗たく物の受取及び引渡しや保管を宅配業者等の第三者が行う場合であっても、これらの履行補助者はクリーニング契約の当事者ではないことから、事故原因が履行補助者にあっても、利用者に対しての賠償責任は契約当事者たるクリーニング業者が負います。

### (2) 「賠償額」について…

- (イ) 洗たく物の紛失や損傷に伴う事故のうち、一般的に損害賠償の対象となるのは、その洗たく物自体に生じた損害であることが明らかになった場合です。
- (ロ) 賠償額の算定に関連して、クリーニング代金の扱いが問題となり得ます

が、事故の原因がクリーニング業務にあるときは、クリーニング業者は、クリーニング代金の請求を放棄することとなります。

### (3) 「物品の再取得価格」とは…

- (イ) 「購入するのに必要な金額」とは、事故が発生した時のその物品の標準的な小売価格をいいます。ただし、例えば、時期遅れのためバーゲン品として売り出された物品やリサイクルショップ等で古着として購入した物品のように、事故発生時の標準的な小売価格と著しく異なる場合で、クリーニング業者または利用者が購入価格を明らかにした時は、購入価格を基準として再取得価格を定めます。
- (ロ) 物品購入時の価格が判らず、なおかつ事故発生時に物品が販売されていないため、再取得価格が不明な場合は、本基準第5条が適用されます。

### (4) 「平均使用年数」とは…

- (イ) 衣類などの使用開始から、その使用をやめるまでの平均的な期間をいいます。たとえば、衣服などの使用をやめる理由としては、流行遅れ、着飽きた、似合わなくなった、サイズが合わなくなったなどの理由も含まれているので、平均使用年数は単なる物理的に使用不能になるまでの期間（いわゆる耐用年数）とは異なります。
- (ロ) ただし、素材等の特性により耐用年数に限界が認められるものについては、品目に関わらず平均使用年数を設定しています（別表1「商品別平均使用年数表」No.1～5参照）。

## 第2条の2（説明責任）

クリーニング業者は洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗たく物の処理方法等を説明するとともに、この賠償基準を提示しなければならない。

2 クリーニング業者は、洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときは、洗たく物の状態を利用者とともに確認しなければならない。

### (1) 「説明」とは…

(イ) クリーニング業者は、クリーニング業法第3条の2（平成16年施行）の規定に基づき、利用者擁護の観点から、処理方法等の説明や苦情の申し出先の明示が求められています。加えて、本基準を適用するクリーニング業者は、万が一事故が発生した際に本基準に基づき賠償する旨をあらかじめ利用者に提示することを求められます。

(ロ) 「説明義務」は膨大な洗たく物すべてに掛かるものではありません。クリーニング業法並びに本基準が求めているのはあくまでも《クリーニング事故防止＝利用者利益の擁護》です。日常的に扱うワイシャツ1点1点にまで説明義務は及ぶものではないと解釈されます。

(ハ) 説明が必要となる洗たく物としては、扱ったことのない素材や取扱い表示のない製品、事故が頻発している素材を用いた衣類、完全に落ちるか不明な汚れが付いた衣類、特殊クリーニングが必要な衣類など、プロの目から見てリスクを伴う可能性の高い品物が該当します。利用者は、自分の衣類にこれらのリスクが内在することを知らないのが普通です。どのようなリスクが内在し、プロとしてどう処理するのかについて、あらかじめ説明が必要となります。

(ニ) クリーニング処理工程において万が一事故が発生した場合であっても、原因を究明したうえで、できるだけ早く利用者に連絡し、必要な説明と対処を行うことが必要となります。

(ホ) 洗たく物の受取及び引渡しについては、宅配業者が行う場合や、ロッカー等対面方式に拠らない方法もありますが、その場合にあっても、洗たく前に検品を行ったうえで、電話やインターネット等を通じて品物の状態や処理方法等について事前に説明し、了解を得ることが必要です。

(ヘ) これらの説明を怠った場合、クリーニング業者は、本基準第3条の「利

用者またはその他の第三者の過失により事故の全部または一部が発生したこと」、または「職務上相当の注意を怠らなかったこと」の立証が困難になることがあります。

## (2) 「洗たく物の状態を利用者とともに確認しなければならない（相互確認）」とは…

(イ)前項の「説明」をしっかりと行うためにも、またクリーニング事故を未然に防止するためにも、洗たく物の状態を相互確認することが不可欠です。洗たく物に穴があく事故が発生した場合、鑑定等で原因が虫食いと判明しても、それがいつ生じたかについては特定できません。預かる前なのか、預かっている間なのか、返却後なのかは、受取及び引渡し時に相互確認をしていなければ特定することはできません。

(ロ)前項の「説明」同様、店頭で1点1点細かくチェックすることは困難です。しかも、非対面方式による受け渡し方法さえ行われています。しかし、それらの場合であっても、洗たく前の検品でリスクが明らかになった場合は、必要に応じて品物の状態について相互確認を行うことが必要です。

(ハ)これらの相互確認を怠った場合、クリーニング業者は、本基準第3条の「利用者またはその他の第三者の過失により事故の全部または一部が発生したこと」、または「職務上相当の注意を怠らなかったこと」の立証が困難になることがあります。

### 【参考】

クリーニング業法第3条の2（平成16年施行）

営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。

2 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。

### 第3条（クリーニング業者の責任）

洗たく物について事故が発生した場合は、クリーニング業者が被害を受けた利用者に対して賠償する。ただし、クリーニング業者が、その職務の遂行において相当の注意を怠らなかったこと、および利用者またはその他の第三者の過失により事故の全部または一部が発生したことを証明したときは、その証明の限度において本基準による賠償額の支払いを免れる。

2 クリーニング業者は、利用者以外のその他の第三者の過失により事故の全部または一部が発生したことを証明したときは、その他の第三者により利用者への賠償が迅速かつ確実に行われるよう、利用者を最大限支援しなければならない。

#### 基準3条第1項について

(1)クリーニング業者の賠償責任は、第1条およびこれに関連する運用マニュアル中の解説に示されている『職務上相当な注意を怠ったこと』を理由とする過失責任です。いわゆる無過失責任ではありません（本条ただし書により、十分な証明を行うことによって、クリーニング業者も賠償責任を免れることができます）。

もっとも、洗たく物について事故が発生した場合には、専門家としてのクリーニング業者に比し利用者の知識・情報が著しく劣っていることから、利用者の救済を促進するため、証明がなされるまでは一応クリーニング業者に過失が存在し、その過失と損傷との間に因果関係が存在するものと推定することにしました（過失の推定）。

(2)ただし書に基づくクリーニング業者の『証明』に利用者が納得しない場合は、利用者およびクリーニング業者は、第三者機関の鑑定を求めることができます。なお調査費（＝鑑定料等）については、最終的には過失の割合に応じて該当者が負担することが望まれます。

(3)クリーニング業者が証明するために必要な相当の期間が経過するまでは、本条による賠償の履行期は到来しないものとします。

- (4)どのような場合でも、クリーニング業者が自らの賠償責任を免れるためには、まず、自身が職務上相当な注意を怠らなかったことを証明しなければなりません。
- (5)現代ではクリーニング業者の業務内容が複雑化しているため、洗たく物の預かり過程（取次店等を含む）、保管過程および配送過程など、厳密な意味でのクリーニング作業以外の工程において事故が発生することがあります。しかし、たとえばこれらの業務が外部者に業務委託されている場合でも、とくに利用者との関係においては、その工程にクリーニング業者の支配が及ぶものとみなし、業務委託先の過失もクリーニング業者自身の過失と同視することが、利用者保護の観点からは望ましいことです。
- したがって、クリーニング業者の業務上の支配圏にある者は、本条ただし書の「その他の第三者」には含まれません。たとえクリーニング業者が自身の支配圏に属するこれらの者の過失を証明できたとしても、監督責任の見地から、クリーニング業者は賠償責任を免れることはできません（たとえば配送事故等）。
- (6)衣料品には、クリーニングの利用者自身の扱いが原因で事故が発生することも予想されます。この場合には、当然に過失相殺が適用されますので、クリーニング業者の賠償金額は利用者の過失の割合に応じて減免されます。事故の一部についての利用者の過失については、迅速な賠償を行うために、その過失割合を3割または5割とします。
- もっとも、クリーニング業者が、利用者がいつでもどのように衣料品を損傷させたかというような個別的・具体的事情を正確に証明するのはほとんど不可能です。したがって、『利用者の過失により事故の全部または一部が発生したこと』の証明は、当該事故の原因が通常は利用者の衣料品の使用方法等にあると合理的に推測できるような客観的・一般的な事情を証明することで足りません。
- (7)衣料品の素材や加工技術等が奇抜化するとそれに反比例する形で衣料品の耐クリーニング性が低下し、事故が発生しやすくなります。また、衣料品の販売までの間の展示・保管等の不適切な処理によって、事故が発生することもあります。その場合に賠償責任を負担するのは、衣料品メーカーや

衣料品販売店等、クリーニング業者の支配の及ばない「その他の第三者」です。

このようなその他の第三者の過失をクリーニング業者に立証させるのは、利用者と比べて、クリーニング業者が衣料品の素材・製造過程やその流通過程について豊富な知見・情報を有しているからです。本条ただし書の立証責任の転換によって、利用者は、クリーニング業者以外のその他の第三者の責任を追及すべき場合にも、立証の負担をクリーニング業者に転嫁することができます。この点でも、本条は利用者保護の立場を徹底しています。

- (8)クリーニング業者自身にも事故の一部について過失があるときは、その他の第三者との過失の割合について争いが生じると、利用者への迅速な賠償が妨げられるおそれがあります。クリーニング業者とその他の第三者の両者に過失がある場合は、原則として、賠償額（利用者の過失がある場合には過失相殺を行った後の額）を5割ずつ賠償するものとします。

### **基準 3 条第 2 項について**

- (1)前項で述べたとおり、クリーニング業者は自身の責任を免れるために、『その他の第三者の過失』を立証しなければならないことがあります。

クリーニング業者に一切の責任がないことを立証できたときは、その他の第三者がその過失に応じて利用者に対して事故の全部または一部について賠償責任を負うこととなります。その場合、たしかに法的責任としてはクリーニング業者はもはや賠償の当事者ではなくなりますが、しかし、クリーニング業者の立証の過程・手段などは、利用者がその他の第三者に対して賠償を請求する際に、大変有効な資料となることは明らかです。

そこで、クリーニング業者は、その他の第三者の過失を証明する際に用いた資料等を利用者へ提供するなど、利用者の賠償請求を十分にサポートしなければなりません。

- (2)クリーニング業者自身にも事故の一部について過失があるときは、その他の第三者は残りの部分について責任を負います。その場合、利用者は、クリーニング業者とその他の第三者の双方に対して賠償を請求することになります。しかし、利用者へ直接的に接しているクリーニング業者のほうが、

利用者にとっては身近な存在であることも多いでしょう。したがって、クリーニング業者は、その他の第三者と話し合った上で、クリーニング業者とその他の第三者の事故の負担分の合計額について賠償をすることが望まれます（クリーニング業者からその他の第三者への求償を妨げません）。

- (3)クリーニング業者自身に事故の一部について過失があり、その他の第三者に残りの部分の責任がある場合、その第三者が倒産するなどクリーニング業者との話し合いが事実上できない状況にあるときは、クリーニング業者は、自身の負担部分についてのみ賠償をすれば足ります。

### 【参考－事故の種類と責任分類例】

この基準は、大量のクレームを迅速かつ定型的に処理する目的で作られています。したがって、賠償基準3条の規定の運用において事故発生の原因がいずれにあるかを迅速に確定する必要があります。このため、数多い事故を類型化し、責任所在別に分類したものを下表の通り例示します。

ただし、事故の原因はきわめて多様であり、個々のケースについては必ずしもこの通りでない場合がありますので、実情に即した慎重な判断を要します。

責任主体	事故原因例
利用者	①利用者がつけた食べこぼし、香粧品、泥ハネなどのシミで、正常なクリーニング処理技術で除去できないもの ②利用者がつけた汗ジミで、正常なクリーニング処理技術で除去できないもの。また、クリーニングの熱処理で浮き出たものも含む ③利用者の着用摩擦による自然消耗が、クリーニング処理で目立ったもの ④利用者がつけたタバコの火や、利用者がストーブに触れたための焼け焦げ、収縮、変色、損傷 ⑤利用者の保存中における虫くいによる穴あき ⑥利用者の保存中にガスやカビによって変退色したもの ⑦利用者の行ったシミ抜き、漂白、糊付、洗たくなどが原因で、クリーニングで脱色、変退色、収縮、硬化、損傷が目立ったもの

責任主体	事故原因例
アパレルメーカー・ 販売業者等	①著しく染色不堅牢なために発生した脱色、色なき、移染、変退色 ②汗の付着による変色が、適正な取り扱いにも拘らずクリーニングで浮き出たもの。ただし、薬剤の服用による特異な汗を除く ③プリーツ加工が弱いために、プリーツが消えたもの ④不適当な縫製のためにほつれたり、サイズ不適のため着用により糸ずれになったものが、クリーニングで拡大したもの ⑤その製品の機能に不適合な素材を用いたために発生した事故 ⑥付属品、装飾品、裏地、組み合わせ布地などの組み合わせが不適切であったために発生した事故 ⑦誤表示が原因で発生したクリーニング事故
クリーニング業者	①一般繊維製品のドライクリーニングによる再汚染。ただし、ドライクリーニングをしなければならない製品であって、ドライクリーニング溶剤で粘着性を帯び、汚れが吸着しやすくなるようなものは当然除かれる ②クリーニング業者が行ったシミ抜きや漂白による脱色、変退色、損傷 ③クリーニング機械による裂け、穴あき、脱落、すれ ④クリーニング中にファスナー、ホック、バックルなどに引っかかって生じた裂け、穴あき、すれ ⑤ドライクリーニングにおける洗浄液中の水分過剰、タンブラー温度の高すぎ、洗浄及び乾燥処理時間の長すぎによる毛製品の縮充収縮。ただし、半縮充製品や利用者の着用による縮充部分の、ドライクリーニングによる縮充の促進事故を除く ⑥ウェットクリーニングのミスによる緩和収縮事故で、正常なクリーニング処理技術で修正不可能なもの。ただし、生地の地詰め不十分に起因する緩和収縮事故を除く ⑦取扱い表示を無視して、表示よりも強いクリーニング処理をしたために発生した事故 ⑧その製品に適した標準的クリーニング処理をしなかったために発生した事故

#### 第4条（賠償額の算定に関する基本方式）

賠償額は、つぎの方式によりこれを算定する。ただし、利用者とクリーニング業者との間に賠償額につき特約が結ばれたときは、その特約により賠償額を定める。

$$\text{賠償額} = \frac{\text{物品の再取得価格}}{\text{物品の購入時からの経過月数}} \times \text{対応して別表に定める補償割合}$$

(1)この規定は、事故を起こした洗たく物が着用することができない状態（全損またはみなし全損）にあつて、クリーニング業者がその品物を引き取る場合の賠償額を定めるものです。事故の程度が軽く、利用者が品物を引き取り、引き続き使用するものの品物の価値が減じている場合は、部分損としてその割合に応じて賠償することとなります。

#### (2)賠償額算定の特例

(イ)背広上下など、2点以上を一对としなければ着用が困難な品物については、片方（一部）に事故が生じた場合でもその全体に対して賠償しなければなりません。ただし、利用者が一对のもののうち1点だけをクリーニングに出し、かつクリーニング業者が一对のものの一部であることを知らされていない場合は、クリーニングに出された一部のみの賠償でよいとされています。

なお、このケースで、一对の全体の価格がわかっているものの1点ごとの価格が不明の場合、下記の比率を目安とします。

○ツーピース 上衣 60% ズボン（スカート）40%

○スリーピース 上衣 55% ズボン（スカート）35% ベスト 10%

(ロ)①約束した引渡し日に洗たく物が利用者に引き渡されない場合で利用者が代替品を賃借した時の料金、

②利用者が損害賠償請求にあつて、あらかじめ、クリーニング業者などの同意を得て負担した調査費（ただし調査費は最終的には過失割合に応じて該当者が負担することが原則になります）、

③その他特別の事情による費用の支出を利用者が行っている場合、などは、この基準で定める賠償額に上乘せしてもよいものと解釈されます。

(ハ)物品購入時の価格がわかっても、事故発生時に物品が販売されていないため、事故発生時の標準的な小売価格が不明のときは、「購入時の価格×消費者物価指数（表参照）」の算式で算出します。

(3)該当品の製造元が既に存在しない等の事由で確認できず、かつ客も領収書等の控えがなく、販売（購入）価格が判明しない場合は、本基準第5条を準用します。

(4)特約を結ぶことが望ましい例…

(イ)かたみの品、記念品などの主観的価値の高い品物

(ロ)ビンテージ物、骨とう品など、希少的価値の高い品物

(ハ)海外での購入品などの代替性のない品物

(ニ)取扱い表示、縫い付けタグ等がない品物、切り取られている品物

(5)経過年数とは…

物品の購入日（贈与品の場合は贈り主の購入日）から、クリーニング業者がクリーニングを引き受けた日までの月数をいいます。この間、着用しないで保管していた期間も含まれます。

## 消費者物価指数の推移

総務省統計局発表

[全国総合指数] 年平均の換算値（※平成22年を100として算出）

平成12年(2000)	101.9	平成22年(2010)	100.0
13年(2001)	101.2	23年(2011)	99.7
14年(2002)	101.0	24年(2012)	99.7
15年(2003)	100.7	25年(2013)	100.0
16年(2004)	100.7	26年(2014)	102.8
17年(2005)	100.4	27年(2015)	
18年(2006)	100.7	28年(2016)	
19年(2007)	100.7	29年(2017)	
20年(2008)	102.1	30年(2018)	
21年(2009)	100.7	31年(2019)	

※2014年（平成26年）最新版／総務省統計局の発表に合わせて基準値を平成22年に改定

### 第5条（賠償額の算定に関する特例）

洗たく物が紛失した場合など前条に定める賠償額の算定によることが妥当でないときと認められる場合には、つぎの算定方式を使用する。

- (1) 洗たく物がドライクリーニングによって処理されたとき  
…………… クリーニング料金の40倍
- (2) 洗たく物がウェットクリーニングによって処理されたとき  
…………… クリーニング料金の40倍
- (3) 洗たく物がランドリーによって処理されたとき  
…………… クリーニング料金の20倍

(1) 洗たく物が紛失した場合でも、物品の再取得価格、購入時からの経過月数に対応して別表に定める補償割合が明らかであるときは、本条によるクリーニング料金基準の賠償額算定をするのではなく、本基準第4条に定める原則的な賠償額算定をしなければなりません。

(2) 「紛失した場合など」の「など」に該当するものとして、次のような場合があります。

(イ) 盗難

(ロ) 自家出火による火災、クリーニング業者の過失を伴う自然災害等により洗たく物が滅失した場合

(ハ) 特殊品で「商品別平均使用年数表」が適用しにくいとき

(ニ) 洗たく物が原形をとどめない位に破損したため、「物品購入時からの経過月数に対応する補償割合」が適用しにくいとき

(3) 特殊クリーニングによる処理の場合の賠償額は、ランドリーと同様、クリーニング料金の20倍となります。

(4) ここでいうクリーニング料金とは、消費税を抜いた金額をいいます。消費税は預り金なので、それを20倍、40倍にはせず、消費税を除いた本体価格から算定します（損害賠償には、「消費税」の概念はありません）。

## 第6条（賠償額の減縮）

第3条の規定に関わらず、以下の各号については賠償額を減縮することができる。

- (1) クリーニング業者が賠償金の支払いと同時に利用者の求めにより事故物品を利用者に引き渡すときは、賠償額の一部をカットすることができる。
- (2) クリーニング業者が洗たく物を受け取った日より90日を過ぎても洗たく物を利用者が受け取らず、かつ、これについて利用者の側に責任があるときは、クリーニング業者は受け取りの遅延によって生じた損害についてはその賠償責任を免れる。

(1) クリーニング業者が洗たく物の価値の全額を賠償した場合、事故品の所有権はクリーニング業者に移ります。賠償金を受け取った利用者が、その事故品の返還を希望する場合は、両者合意の金額に賠償額を減額することができます。

(2) 「受け取りの遅延によって生じた損害」とは…

利用者が品物を引き取りに来ない間に、クリーニング業者の責任でない理由で損害が発生した場合を指します。具体的には次のようなケースが該当します。

- (イ) 受け取りが遅延している間にクリーニング店が類焼（自家以外からのもらい火）した場合の損害
- (ロ) 受け取りが遅延している間に生じた変退色・虫食い

### 第7条（基準賠償額支払い義務の解除）

利用者が洗たく物を受け取るに際して洗たく物に事故がないことを確認し異議なくこれを受け取ったことを証する書面をクリーニング業者に交付した時はクリーニング業者は本基準による賠償額の支払いを免れる。

2 利用者が洗たく物を受け取った後6ヶ月を経過したときは、クリーニング業者は本基準による賠償額の支払いを免れる。

3 クリーニング業者が洗たく物を受け取った日から1年を経過したときは、クリーニング業者は本基準による賠償額の支払いを免れる。ただし、この場合には、次の日数を加算する。

(1)その洗たく物のクリーニングのために必要な期間をこえて仕事が完成した場合には、その超過した日数。

(2)特約による保管サービスを行った場合には、その保管日数。

(3)その洗たく物のクリーニングのために必要な期間をこえて仕事が完成したのち、継続して特約による保管サービスを行った場合には、超過日数と保管日数を合算した日数。

4 地震、豪雨災害等、クリーニング業者の責めに帰すことのできない大規模自然災害により、預かり品が滅失・損傷し、洗たく物を利用者に返すことができなくなったときは、民法の規定に基づき、クリーニング業者は預かり品の損害の賠償を免れる。

(1)第1項は、第2条の2第2項で規定されている相互確認を行っていたとしても、それだけでは後日クレームが発生しても賠償責任は免れず、利用者が確認書にサインすることが必要であるとしています。

(2)第2項では、利用者が品物を受け取った日から半年以上経過して苦情を申し入れた場合、クリーニング業者は賠償の責任がないとしています。現実的には半年以上経過した後に持ち込まれた苦情に対しても賠償する事例が多数見受けられますが、第2条の2に規定されている説明責任を果たし本基準に基づき賠償する旨を事前に伝えていれば、本項に基づき賠償義務は解除されます。

- (3)クリーニング業者が洗たく物を受け取った日から1年を経過したものはクリーニング業者は賠償責任を免れますが、これに利用者の責任外の日数や特約による保管期間等があった場合は、利用者が不利益を被らないよう、該当日数が加算されます。
- (4)第2項の「6ヶ月」、第3項の「1年」という日数について、いずれも長すぎるという声がある一方、妥当だとする意見も同等にあります。本基準第2条の2第2項で規定する相互確認を行い、本条第1項に規定する書面を交付することで期間の制約は解除されますので、可能な限り実行することが望まれます。
- (5)一方で、利用者の多くが受け取った洗たく物の検品をせず、ポリ包装がかったままの状態での着用時まで放置しているケースが大多数を占めています。このため、「6ヶ月」という規定となっています。受け渡し時に、収納前の検品や包装材の取り外しについて、クリーニング業者はしっかりと説明することが求められます。
- (6)地震や豪雨災害等、クリーニング業者の責めに帰すことのできない大規模自然災害によって預かっている洗たく物が滅失・損傷した場合、民法の規定に基づきクリーニング業者はその賠償責任は免れます。ただし、クリーニング業者が災害保険等に加入しており、滅失・損傷した洗たく物について補償を得ているときは、利用者はその代償の譲渡を請求することができます。
- (7)大規模自然災害による洗たく物の滅失・損傷の際のクリーニング料金の取り扱いについて
- (イ)通常の場合、クリーニング業者は洗たく物の返還債務を免れますが、この際反対給付（クリーニング料金）を受ける権利は失います。既に料金を受領しているときは、返還しなければなりません。
- (ロ)引き取りを催告したにもかかわらず利用者が受け取りに来なかった洗たく物が滅失・損傷した場合  
クリーニング業者は、預かり品が滅失した場合は債務の履行義務を免れ、損傷した場合は、損傷した物を返還すればよいとされます。一方、

利用者はこの場合であっても、クリーニング料金を支払う必要があります。

### 〔参考〕

#### 受取完了確認書（例）

下の書面は、クリーニング品の返却時の相互確認の際に用いることが望まれる受取完了確認書の一例です。

お客様に書面を提示しながら必要事項を説明し、その都度、チェックボックスに☑を入れていく方法です。

チェック（説明）が完了したら、お客様にサインをいただくとよいでしょう。

また、複写式にしてお客様控えをお渡しできると一層効果的です。

<b>受取完了確認書（例）</b>
_____ クリーニング店殿
<input type="checkbox"/> 〃年 〃月 〃日に依頼したクリーニング品 _____ 点について、なんら異状ないことを確認し、受け取りました。
<input type="checkbox"/> 特記事項
<input type="checkbox"/> 後日、経時的な変化により異状が顕在化した際は、お申し出ください。
<input type="checkbox"/> ただし、クリーニング事故賠償基準に基づき、本受領日より6ヶ月が経過した品物については、事故原因が当店にあった場合であっても賠償には応じられませんのでご了承ください。
上記内容について説明を受け、了承しました。
平成 年 月 日
お客様署名欄 _____

## 第8条（クリーニング事故賠償審査委員会）

この賠償基準の適用に関して、利用者とクリーニング業者との間に争いを生じたときは、当事者の一方からの申出にもとづきクリーニング事故賠償審査委員会がその判断を示すこととする。同委員会の構成等は、別に定めるところによる。

「判断」とは…

- (イ)一審にあたる都道府県に設置した審査委員会は、賠償責任に関する判定、賠償額に関する算定等を行います。
- (ロ)二審にあたる中央に設置した審査委員会は、賠償基準の運用・解釈等に関する疑義への回答、ならびに都道府県審査委員会の審査結果に対する是非の判断を行う機関です。
- (ハ)両審査委員会においても、原則としてあつせん、調停、仲裁の機能は有しません。

別表1

商品別平均使用年数表

分類	商品区分			備考	使用年数	処理方法			
	品目	No.	品種・用途等 素材			特殊	ドライ	ウェット	ランドリー
加工品	特殊加工品	1	ウレタンフォーム貼り製品、ボンディング加工品		2		○	○	
		2	コーティング品（透湿性防水加工布、カラーコーティング、パラフィン加工布、オイルクロス等）		2		○	○	
		3	ゴムコーティング品	ゴムコーティング製品、ゴム裏貼り製品、気泡性ゴム引布製品コーティング部分にのみ適用	3	○		○	
		4	エンボス加工品	加工部分にのみ適用	2		○	○	
		5	プリント加工品、フロック加工品	加工部分のみに適用	2	○	○	○	
繊維製品 洋装品	羽毛製品 (羽毛ふとんは除く)	6	絹・毛	ダウンジャケット、 ダウンコート等	3		○	○	
		7	その他		4		○	○	
	絹紡品	8			2	○	○		
	背広 スーツ ワンピース 類	9	夏物	絹・毛		3		○	○
		10	//	その他		2		○	○
		11	合冬物			4		○	○
	ジャケット ブレザー ジャンパー	12	夏物			2		○	○
		13	合冬物	獣毛高率混		3		○	○
		14	//	その他		4		○	
	スラックス 類	15	夏物		替ズボン、スラックス、 ジーパン、パンタロン、 カジュアルパンツ等	2		○	○
		16	合冬物			4		○	
	スカート	17	夏物		タイトスカート、フレア スカート、キュロット、 プリーツスカート、 ジャンパースカート等	2		○	○
		18	合冬物			3		○	
礼服	19	礼服		モーニング、タキシード、 えんぴ服、シマズボン等	10		○		
	20	略礼服			5		○		

分類	商品区分			備考	使用年数	処理方法				
	品目	No.	品種・用途等 素 材			特 殊	ド ラ イ	ウ ェ ッ ト	シ ン ド ー	
繊維製品 洋装製品	ドレス類	21			イブニング、アフタヌーン、カクテル、ウェディングドレス等	5	○			
	コート	22		獣毛高率混	オーバーコート、半コート、レインコート、ダスターコート、ポンチョ、ライナー等	3		○	○	
		23		その他		4		○	○	
	室内着	24		毛	ラウンジウェア、ナイトガウン、キルティング、バスローブ等	5		○	○	
		25		その他		2		○	○	○
	制服	26	作業衣		白衣、看護衣、理美容衣、作業衣等	1				○
		27	事務服			2		○	○	
		28	学生服		学生服、セーラー服等	3		○	○	
	セーター類	29		獣毛高率混	セーター、カーディガン、ベスト等	2		○		
		30		その他		3		○	○	
	シャツ類	31			Tシャツ、ポロシャツ	2			○	○
	ワイシャツ類	32		絹・毛	ワイシャツ、カッターシャツ	3		○	○	
		33		その他		2				○
	ブラウス	34				3		○	○	○
	下着類	35	ファンデーション及びランジェリー				2			○
		36	防寒下着	毛			3		○	○
		37	肌 着	絹			2		○	○
		38	//	その他			1			○
	洋装用品	手袋	39				1		○	○
		スカーフ	40		絹・毛		3		○	○
41				その他		2		○	○	
マフラーストール		42		絹・毛		3		○	○	
		43		その他		2		○	○	
ネクタイ		44				2		○		
帽子		45		パナマ・フェルト		3	○			
	46		その他		1	○				

分類	商品区分			備考	使用年数	処理方法				
	品目	No.	品種・用途等 素材			特殊	ドライ	ウェット	ハンドリー	
スポーツ用品	スポーツウェア	47			トレーニングウェア スポーツ用ユニフォーム、水着、剣道着、柔道着、スキーウェア、ゴルフウェア、スポーツシャツ、レインウェア、ウィンドブレーカー等	2			○	○
	特殊スポーツ用品	48			剣道防具等	3	○			
繊維製商品 和装用品	礼服 礼装品	49		絹	打掛、留袖、振袖、喪服、男紋服、紋付羽織、はかま、帯（丸帯、袋帯）等	15	○			
		50		その他		10	○			
	外出着	51		絹	訪問着（付下げ・色無地・小紋・お召）、本紬、絵羽織、和装コート、道行、はかま、帯（名古屋）等	10	○			
		52		その他		5	○			
	普段着 家庭着	53			普段着（紬・ウール着物・木綿着物）、茶羽織、帯（半巾帯・つけ帯）、室内着、網羽織等	4	○	○		
	長じゆばん	54				3	○	○	○	
	丹前	55				4		○		
	ゆかた	56				2			○	○
	ショール	57		絹・毛		5		○		
		58		その他		2		○	○	
	和装肌着 小物	59			和装用スリッパ、帯あげ、帯じめ、羽織ひも等	2	○	○		
	足袋	60				1				○
	乳幼児着	乳幼児着	61		祝い着		5	○	○	
62				遊び着		1		○	○	○
63				その他		2		○	○	
寝装用品	毛布	64		毛		5		○	○	
		65		その他		3		○	○	
	タオルケット	66				2				○

分類	商品区分			備考	使用年数	処理方法						
	品目	No.	品種・用途等 素材			特殊	ドライ	ウェット	シンドリー			
寝装製品	ふとん	67	羽ふとん			10	○					
		68	羊ふとん			10		○	○			
		69	こたつふとん			3		○	○			
		70	その他のふとん		洋ふとん、肌掛ふとん、掛敷ふとん、夏掛ふとん、キルトケット、座ぶとん等	4		○	○			
	シーツ	71				2				○		
	かや	72				5		○				
	寝着	73			ねまき、パジャマ等	2		○	○	○		
	カバー類	74	ふとん類		マットレスカバー、まくらカバー、シーツ、座ぶとんカバー、こたつカバー等	2				○	○	
	ベッド用品	75	ベッドスプレッド			3				○	○	
	室内装飾品	カーテンのれん	76	薄地	ポリエステルを除く		1		○	○		
			77	その他			3		○	○		
		床敷物	78	カーペット	毛		10	○				
			79	//	その他		5	○				
			80	簡易敷物		三笠織、平織、菊水織等	2	○				
		カバー類	81	レースしゅう品		ピアノカバー、いすカバー、シートカバー、テーブルクロス等	5			○	○	
			82	その他		ピアノカバー、いすカバー、シートカバー、テーブルクロス等	2			○	○	○
特殊業務用衣類		リース貸衣裳及び営業用接客用舞台衣裳等	83		絹・毛		2	○	○			
		84		その他		1	○	○	○			
その他	幕、のぼり	85				5		○	○			
	クッションぬいぐるみ	86				3		○	○			

分類	商品区分			備考	使用年数	処理方法				
	品目	No.	品種・用途等 素材			特殊	ドライ	ウェット	シンナー	
毛皮製品	外衣	87	うさぎ、チンチラ		2	○				
		88	オポッサム、ラム類、 キャット類		5	○				
		89	リンクス、フォックス 類、ビーバー、ウィーゼル 類、ヌートリア、ムートン、 ミンク、セーブル類		10	○				
	インテリア	90	うさぎ		2	○				
		91	ムートン		5	○	○			
		92	その他		10	○				
	その他	93	うさぎ		2	○				
		94	その他		5	○				
	皮革毛皮状製品	人造毛皮	95	合成毛皮、 ハイパイル		2		○	○	
		外衣	96	ぶた、爬虫類		3	○			
			97	その他		5	○			
		バッグ	98			5	○			
		靴	99			2	○			
			その他	100	爬虫類	財布等	5	○		
101				その他		3	○			
人造皮革		外衣	102	人工皮革		3		○	○	
			103	合成皮革（塩化ビニル、 コルクレザー）		2			○	
			104	合成皮革（ポリウレタン 樹脂）		3		○	○	
	バッグ	105			3	○				
	靴	106			1	○				
		その他	107			2	○			

註1. 商品区分、商品例に入っていない商品については、最も品質の近い商品の平均使用年数を適用する。

註2. 処理方法欄における○印は、通常行われる商品別のクリーニング処理方法を示したものである。なお、特殊欄の○印は、品目・素材に応じた専門のクリーニング処理方法をいう。

註3. 商品区分の素材において

「絹・毛」とは、表地に80%以上の絹または毛が使用されているものをいう。

「獣毛高混率」とは、アンゴラなど脱毛しやすい獣毛を60%以上含有するもの（表示のあるものに限る）をいう。

別表2

## 物品購入時からの経過月数に対応する補償割合

使用 年 数均	1	2	3	4	5	10	15	補償割合(%)		
								A級	B級	C級
購入 時 か ら の 経 過 月 数	1ヶ月 未満	2ヶ月 未満	3ヶ月 未満	4ヶ月 未満	5ヶ月 未満	10ヶ月 未満	15ヶ月 未満	100	100	100
	1～2月 未満	2～4月 未満	3～6月 未満	4～8月 未満	5～10月 未満	10～20月 未満	15～30月 未満	94	90	86
	2～3月 未満	4～6月 未満	6～9月 未満	8～12月 未満	10～15月 未満	20～30月 未満	30～45月 未満	88	81	74
	3～4月 未満	6～8月 未満	9～12月 未満	12～16月 未満	15～20月 未満	30～40月 未満	45～60月 未満	82	72	63
	4～5月 未満	8～10月 未満	12～15月 未満	16～20月 未満	20～25月 未満	40～50月 未満	60～75月 未満	77	65	55
	5～6月 未満	10～12月 未満	15～18月 未満	20～24月 未満	25～30月 未満	50～60月 未満	75～90月 未満	72	58	47
	6～7月 未満	12～14月 未満	18～21月 未満	24～28月 未満	30～35月 未満	60～70月 未満	90～105月 未満	68	52	40
	7～8月 未満	14～16月 未満	21～24月 未満	28～32月 未満	35～40月 未満	70～80月 未満	105～120月 未満	63	47	35
	8～9月 未満	16～18月 未満	24～27月 未満	32～36月 未満	40～45月 未満	80～90月 未満	120～135月 未満	59	42	30
	9～10月 未満	18～20月 未満	27～30月 未満	36～40月 未満	45～50月 未満	90～100月 未満	135～150月 未満	56	38	26
	10～11月 未満	20～22月 未満	30～33月 未満	40～44月 未満	50～55月 未満	100～110月 未満	150～165月 未満	52	34	22
	11～12月 未満	22～24月 未満	33～36月 未満	44～48月 未満	55～60月 未満	110～120月 未満	165～180月 未満	49	30	19
	12～18月 未満	24～36月 未満	36～54月 未満	48～72月 未満	60～90月 未満	120～180月 未満	180～270月 未満	46	27	16
18～24月 未満	36～48月 未満	54～72月 未満	72～96月 未満	90～120月 未満	180～240月 未満	270～360月 未満	31	14	7	
24ヶ月 以上	48ヶ月 以上	72ヶ月 以上	96ヶ月 以上	120ヶ月 以上	240ヶ月 以上	360ヶ月 以上	21	7	3	

備考 補償割合の中におけるA級、B級、C級の区分は、物品の使用状況によるものであり、次のように適用する。

A級：購入時からの経過期間に比して、すぐれた状態にあるもの

B級：購入時からの経過期間に相応して常識的に使用されていると認められるもの

C級：購入時からの経過期間に比して、B級より見劣りするもの

(例) ①ワイシャツの場合、エリ、袖等の摩耗状態で評価する。

②補修の跡のあるもの、恒久的変色のあるもの等は通常C級にする。

## 5-4. 連合会の歩み

## 昭和24年(1949)

2月10日 「クリーニングニュース」の前身「クリーナー・ランドリー」創刊

## 昭和25年(1950)

5月27日 「クリーニング業法」制定

## 昭和26年(1951)

全国クリーニング協同組合連合会設立

## 昭和28年(1953)

8月15日 クリーニング業法 第1次改正（地方自治法関係）

## 昭和29年(1954)

1月 日本ドライクリーニング協会設立  
6月15～20日 第1回全日本クリーニング研究大会・機械資材展示会（東京都）（当時の名称は「全日本ドライクリーニング研究大会」。以下「研究大会」）

## 昭和30年(1955)

9月10～14日 第2回研究大会（大阪府）

## 昭和31年(1956)

10月14～18日 第3回研究大会（愛知県）

## 昭和32年(1957)

5月19日 「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（以下「環衛法」）成立（第26回通常国会）  
6月3日 環衛法公布（法律第164号）  
9月2日 環衛法施行  
10月14～18日 第4回研究大会（東京都）

## 第1期

昭和33年3月3日～昭和34年2月21日

会 長：赤羽長一郎

副 会 長：山田 利一・高橋 成治

### 昭和33年(1958)

12月31日現在組合員数 23,195

- 3月3日 全国クリーニング環境衛生同業組合連合会設立総会(静岡県)
- 4月18日 全国クリーニング環境衛生同業組合連合会設立認可(厚生省)  
※設立時 組合数 38、組合員数 20,785
- 6月24日 昭和 33 年度臨時総会 (静岡県)
- 7月1日 「クリーニング業に関する適正化基準」を認可申請
- 10月10～14日 第 5 回研究大会 (神奈川県)
  - 火災共助、遺族共助、災害共助事業実施
  - 非イオン系ランドリー洗剤国産化

### 昭和34年(1959)

2月21日 第 1 回定時総会 (愛媛県)

#### 【参考】都道府県組合設立認可日

組合名	設立年月日	組合名	設立年月日	組合名	設立年月日
北海道	32.12.27	神奈川県	32.12.31	島根県	○ 33.03.18
青森県	33.02.13	静岡県	32.12.25	広島県	○ 32.11.22
岩手県	33.01.31	愛知県	33.01.23	山口県	32.12.25
秋田県	33.03.06	三重県	32.12.18	香川県	32.12.26
山形県	○ 33.01.21	岐阜県	33.06.23	愛媛県	32.12.26
宮城県	33.01.25	富山県	○ 33.01.30	徳島県	33.06.13
福島県	○ 32.12.28	石川県	32.11.26	高知県	32.12.26
茨城県	33.02.17	福井県	○ 33.03.04	福岡県	32.12.28
栃木県	32.12.28	滋賀県	○ 32.12.16	佐賀県	33.03.07
群馬県	32.12.03	京都府	33.02.28	長崎県	32.12.03
埼玉県	33.02.26	奈良県	33.03.01	熊本県	33.02.17
千葉県	32.12.26	和歌山県	33.12.26	大分県	32.11.12
新潟県	33.01.27	大阪府	33.01.21	宮崎県	○ 33.01.06
長野県	33.01.30	兵庫県	33.01.10	鹿児島県	33.02.19
山梨県	○ 33.01.01	岡山県	32.12.07	沖縄県	47.10.31
東京都	○ 32.12.27	鳥取県	○ 32.12.20		

○は非出資組合

## 第2期 昭和34年2月22日～昭和35年2月16日

会 長：赤羽長一郎 副 会 長：山田 利一・高橋 成治  
専 務 理 事：小島長兵衛

### 昭和34年(1959)

- 6月24～26日 第1回国際クリーニング生産性会議（東京）  
9月25日 昭和34年度臨時総会（静岡県）  
10月10日 クリーニング業法施行10周年並びに適正化基準設定記念「クリーニング業営業者全国大会」（大阪府）  
10月10～13日 第6回研究大会（大阪府）  
10月 「クリーニング業に関する適正化基準」厚生大臣より認可
- 業法型洗濯機の指定、斡旋、普及
  - パークドライ機（パーマック、スペンサー社製）輸入始まる
  - 塩ビ、テトロン出回る

### 昭和35年(1960)

- 1月4日 クリーニング業法 第3次改正  
・業務用洗濯機及び脱水機の設置義務  
・クリーニング師の必置義務  
2月16日 第2回定時総会（静岡県）

#### アイロンの歌

作詞 荒木 正 榮  
作曲 市川 正 榮

- 一、いざや我等の夜あけと共に  
わたり来つたアイロンもつて  
流れる汗もここに百年  
おいらアイロンだてには持たぬ
- 二、時は流れて文化は進む  
うでを自慢のきれいな仕事  
明日の希望に未来をかけて  
おいらアイロンだてには持たぬ
- 三、衣服さつぱり衛生文化  
科学技術で社会に奉仕  
共に栄えん我等の願い  
おいらアイロンだてには持たぬ

（クリーニングニュース

昭和34年6月号より抜粋）

## 第3期 昭和35年2月17日～昭和37年3月12日

会 長：赤羽長一郎 副 会 長：山田 利一・高橋 成治  
専 務 理 事：小島長兵衛

### 昭和35年(1960)

- 10月6～9日 第7回研究会（愛知県）  
12月10日 昭和35年度臨時総会（静岡県）
- フッ素ドライ機輸入
  - 回転プレス機国産化

### 昭和36年(1961)

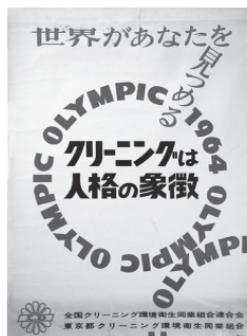
- 2月16日 第3回定時総会（石川県）  
3月10～12日 九州クリーニング研究大会・機材展示会（福岡県）  
5月 第一号認可「東京都クリーニング業に関する適正化規程」施行  
8月 全国クリーニング衛生普及運動実施  
11月16日 環衛法 第1次改正
- ・非組合員に対する改善勧告制度の創設、組合事業に福利厚生を追加
  - ・組合に対する出資制度（出資組合）の創設
  - 自動ワイシャツプレス機、万能プレス機国産化
  - ポリプロピレン繊維普及

### 昭和37年(1962)

12月31日現在組合員数 29,583

- 2月27日 環衛法改正期成推進大会（東京都）  
3月8～12日 第8回研究会（神奈川県）  
3月12日 第4回定時総会（静岡県）

東京オリンピック（昭和39年）当時の  
全ク連作成ポスター。  
この頃は「クリーニングは人格の象徴」  
というコピーが用いられていた。



## 第4期 昭和37年3月13日～昭和39年2月25日

会 長：赤羽長一郎 副 会 長：市川米三郎・栗本 友安  
専 務 理 事：安久 健一（期中就任）  
研究所所長：東 昇（S37.12月就任）

### 昭和37年(1962)

12月31日現在組合員数 29,583

- 4月16日 中小企業基本法制定促進全国総連合大会（東京都）
- 5月4日 家庭用品品質表示法施行
- 8月20日 環衛法改正期成全国総決起大会（東京都）
- 8月24日 全国クリーニング関係業種懇談会（静岡県）
- 9月15日 クリーニング業法 第4次改正（行政不服審査法の施行関係）
- 9月29日 環衛法 第2次改正 ⇒適正化規程の創設
  - 全自動ランドリー機国産化
  - パークドライ機国産化、普及
  - 不当景品類及び不当表示防止法施行

### 昭和38年(1963)

12月31日現在組合員数 29,523

- 2月24日 クリーニング総合研究所落成
- 2月25日 第5回定時総会（静岡県）
- 3月19日 「LDマーク」意匠登録
- 4月2日 環衛法（第3次）改正全国総決起大会（東京都）
- 12月23日 環衛業者生活擁護臨調答申反対、環衛法第3次改正促進総決起大会（東京都）
  - 大型綿プレス機国産化
  - ポリウレタン繊維登場

### 昭和39年(1964)

12月31日現在組合員数 29,626

- 2月8日 厚生省「クリーニング業の改善事項」告示
- 2月25日 第6回通常総会（三重県）

## 第5期 昭和39年2月26日～昭和41年5月20日

会 長：市川米三郎  
専務理事：中村 壽一

副 会 長：岡田 茂久・太田 利夫  
研究所所長：東 昇

### 昭和39年(1964)

12月31日現在組合員数 29,626

4月 5月26～6月12日	中小企業設備近代化資金の貸付対象業種の指定を受ける 米国商業用ランドリー及びドライクリーニング機器展 (東京都)
6月30日	環衛法 第3次改正 ・非組合員との組合協約締結 ・大企業との組合特殊契約締結
6月30日	クリーニング業法 第5次改正 ・取次店並びにリネンサプライ業が業法規制対象に追加
8月8日	クリーニング総合研究所 2階増築落成式
9月12～15日	第9回研究大会(愛知県)
9月22日	日本クリーニング性研究協議会発足 ※現=日本繊維製品・クリーニング協議会
9月30日	「全国クリーニング営業者等死亡共助会」を発展的解消
10月1日	「全ク連・生命共済制度」発足 ●コインランドリー始まる

### 昭和40年(1965)

組合員数：暦年から年度に移行のためデータなし

2月11日	第7回通常総会(大分県)
6月10日	昭和40年度臨時総会(静岡県)
8月10日	社団法人全国環境衛生同業組合中央会設立
8月27日	第1回全国事務局長会議開催
10月19～21日	第7回国際クリーニング生産性会議(東京都)
11月30日	環境衛生金融公庫設立全国決起大会(東京都) ●フッ素ドライ機国産化

### 昭和41年(1966)

3月31日現在組合員数 29,642

4月	「中小企業近代化促進法」の業種指定を受ける
4月1日	沖縄クリーニング組合連合会が全ク連の準会員として加入
5月20日	第8回通常総会(福島県)

## 第6期 昭和41年5月21日～昭和43年5月23日

会 長：市川米三郎 → 菊池 勇 (41.8.19 付就任)  
 副 会 長：岡田 茂久・木全末三郎・菊池 勇 (41.8.19 付辞任)  
 専 務 理 事：中村 壽一 研究所所長：東 昇

昭和41年(1966) 3月31日現在組合員数 29,642

- 6月 環衛業の特別融資制度が発足
- 10月11日 全国環境衛生業総決起大会 (東京都)
- 12月5日 環境衛生公庫設置要求総決起大会 (東京都)
  - クリーニング処理基準の研究に着手

昭和42年(1967) 3月31日現在組合員数 29,724

- 4月11日 クリーニング百年謝恩「全国クリーニングまつり」実施
- 5月17日 第9回通常総会 (京都府)
- 7月1日 生命共済制度改正 (積立制度導入等)
- 9月2日 環境衛生金融公庫設立 (初年度予算：300億円)
- 10月2日 環衛法施行10周年記念全国大会 (東京都)
- 11月2日 昭和42年度臨時総会 (兵庫県)
- 11月3～5日 第10回研究大会 (兵庫県)

昭和43年(1968) 3月31日現在組合員数 29,837

- 1月22～27日 「業務用クリーニング機械展」(東京都)
  - 米国商務省海外通産局、米国大使館共催による
- 5月23日 第10回通常総会 (岐阜県)

昭和42年4月11日に「全国クリーニングまつり」の一環として東京体育館で行なわれた「クリーニング歌の祭典」の会場に掲げられた看板。当日の出演者は、西郷輝彦、朝丘雪路、水前寺清子、Wけんじなどの一流豪華メンバーが顔をそろえ、TBSテレビを通じて全国にも放映された。





## 第8期 昭和45年5月21日～昭和47年5月24日

会 長：菊池 勇  
副 会 長：円入 芳美・川村 義栄・東 喜伝  
専 務 理 事：山口 三幸 研究所所長：東 昇  
技術部会幹事：中村 壽一 (S46.4月)  
青年部会長：中野 篤 (S46.9月)

### 昭和45年(1970) 3月31日現在組合員数 31,017

10月11～13日 第12回国際クリーニング生産性会議 (京都府)  
10月22日 職業訓練業種にクリーニング業が指定を受ける  
10月23日 昭和45年度臨時総会 (東京都)  
11月27日 「クリーニングの処理基準」完成

### 昭和46年(1971) 3月31日現在組合員数 31,647

2月25日 (社)日本リネンサプライ協会発足  
※3月4日付で全ク連と協定書締結  
4月1日 クリーニング技術部会発足  
4月 経営相談員制度発足  
5月18日 第13回通常総会 (東京都)  
6月 水質汚濁防止法施行、クリーニング業も対象業種となる  
7月1日 環境庁発足  
9月16日 中央青年部会発足  
12月29日 クリーニングと細菌問題発生

### 昭和47年(1972) 3月31日現在組合員数 31,795

2月18～20日 第12回研究大会 (大阪府)  
2月19日 第1回全国クリーニング青年会議 (大阪府)  
5月24日 第14回通常総会 (静岡県)

## 第9期 昭和47年5月25日～昭和49年5月23日

会 長：円入 芳美 副 会 長：大倉 達雄・小森 重松  
専 務 理 事：山口 三幸 研究所所長：東 昇  
技術部会幹事：中村 壽一 青年部会長：中野 篤

### 昭和47年(1972)

3月31日現在組合員数 31,795

- 10月 日商岩井（エーデルワイス）クリーニング業に参入  
10月27日 全国環衛業総決起大会（東京都）  
11月22日 昭和47年度臨時総会（東京都）  
12月18日 「日本クリーニング公害予防センター」発足  
※現=日本クリーニング環境保全センター
- 溶剤管理指導を開始
  - 第一次オイルショックがクリーニング業界にも波及

### 昭和48年(1973)

3月31日現在組合員数 33,547

- 2月16日 第2回全国クリーニング青年会議（東京都）  
5月16日 日英クリーニング業界交流会（東京都）  
5月21日 第15回通常総会（長崎県）  
5月21日 全国クリーニング業者大会（長崎県）  
5月29日 クリーニング用機械設備の法定耐用年数が「7年」に短縮  
10月22日 「クリーニング業発祥の地」碑完成  
11月21～22日 全国一斉「クリーニング業界で使用する石油製品の確保に  
関する陳情」活動を展開  
11月26日 昭和48年度臨時総会（東京都）
- 「クリーニング処理基準」発表
  - 大手資本による業界進出が顕著化
  - 「小規模企業設備改善資金制度」創設
  - 人体型ワイシャツプレス機開発

### 昭和49年(1974)

3月31日現在組合員数 33,742

- 1月12日 クリーニング業が石油製品供給優先第2種に指定される  
2月16日 第3回全国クリーニング青年会議（愛知県）  
2月15～17日 第13回研究大会（愛知県）  
5月23日 第16回通常総会（長野県）

## 第10期 昭和49年5月24日～昭和51年5月28日

会 長：円入 芳美      副 会 長：大倉 達雄・石黒政太郎  
 専 務 理 事：山口 三幸      研究所所長：東 昇  
 技術部会幹事：中村 壽一      青年部会長：高野 一助

昭和49年(1974) 3月31日現在組合員数 33,742

6月 銀座7丁目、毛利ビルに事務所移転  
 7月 業界ビジョンの策定に着手（ビジョン策定委員会の設置）  
 10月5日～ 溶剤管理講習会（全国10ブロックで順次開催）  
 10月17日～ クリーニング問題懇談会（10消費者団体等との懇談、年度内3回実施）  
 11月22日 昭和49年度臨時総会（東京都）  
 12月 クリーニングと公衆衛生に関する研究委員会正式発足

昭和50年(1975) 3月31日現在組合員数 33,929

2月14～15日 第4回全国クリーニング青年会議（京都府）  
 5月25日 第17回通常総会（秋田県）  
 7月25日 クリーニング関連産業懇話会発足  
 8月15日 中小企業分野確保促進協議会設立  
 10月22日 環衛中央会10周年記念全国大会  
 11月24日 昭和50年度臨時総会（東京都）  
 ●組合員数がピークに達する  
 ●エタンドライ機輸入

昭和51年(1976) 3月31日現在組合員数 33,765

2月 第1回クリーニング国際会議（東京都／参加12ヶ国）  
 2月20～22日 第14回研究大会（東京都）  
 2月21～22日 第5回全国クリーニング青年会議（東京都）  
 3月10日 全共済10周年記念祝賀会  
 3月23日 中小企業事業分野確保法制定実現業者大会  
 5月28日 第18回通常総会（東京都）

**第11期**

昭和51年5月29日～昭和53年5月26日

会 長：中村 壽一      副 会 長：朝羽 圭史・水野 梅吉  
 専 務 理 事：森 貫一      研究所所長：東 昇  
 技術部会長：山口 三幸      青年部会長：岩間 健一

**昭和51年(1976)**

3月31日現在組合員数 33,765

- 6月2日 クリーニング業法 第6次改正  
 ・取次所従事者に対する講習措置
- 11月1日 公正取引委員会の指導により標準料金を破棄
- 12月8日 第一次「業界ビジョン」作成・発表
- 12月8日 昭和51年度臨時総会（東京都）
- クリーニング業法の都道府県条例制定促進運動
  - クリーニング施設数 10万軒突破

**昭和52年(1977)**

3月31日現在組合員数 33,566

- 2月11～13日 第6回全国クリーニング青年会議（福岡県）
- 3月24日 中小企業事業分野確保法即時実現総決起大会
- 5月27日 中小企業事業機会確保法（分野法）成立
- 5月27日 第19回通常総会（東京都）
- 6月 「全連情報」発行開始
- 8月5日 分野協創立総会
- 9月15～17日 国際クリーニング生産性会議（東京都）
- 11月23日 昭和52年度臨時総会（東京都）
- 11月23日 全ク連創立（環衛法施行）20周年記念式典
- 11月24日 環衛法施行20周年記念式典
- 12月 「日本クリーニング問題連絡会議」発足
- 都道府県における「自主基準」制定・指導
  - エタンドライ機国産化

**昭和53年(1978)**

3月31日現在組合員数 33,407

- 2月18～19日 第7回全国クリーニング青年会議（大阪府）
- 2月18～20日 第15回研究大会（環衛法20周年記念／大阪府）
- 3月 クリーニング賠償問題協議会発足  
 ⇒クリーニング事故賠償基準の策定に着手
- 5月26日 第20回通常総会（東京都）

**第12期** 昭和53年5月27日～昭和55年5月29日

会 長：中村 壽一      副 会 長：朝羽 圭史・水野久満治  
 専 務 理 事：宮坂 功      研究所所長：林 喬  
 技術部会長：山口 三幸      青年部会長：三橋喜久雄

**昭和53年(1978)**      3月31日現在組合員数 33,407

9月22～24日      第8回全国クリーニング青年会議（北海道）  
 ●技術教育システム・カリキュラム策定の研究に着手

**昭和54年(1979)**      3月31日現在組合員数 33,312

2月8日      一般消費税を阻止する国民総決起中央大集会（東京都）  
 2月10～12日      第16回研究大会（東京都）  
 4月11日      環衛法 第8次改正（10月11日施行）  
 ・振興指針の策定、組合による振興計画の作成  
 ・都道府県及び全国環境衛生営業指導センターの設置  
 ・標準営業約款制度の創設  
 ・法の目的に「経営の健全化を図るとともに、利用者又は消費者の利益の擁護に資すること」を追加 等  
 4月13日      一般消費税創設反対決起集会（東京都・日比谷公会堂）  
 5月29日      第21回通常総会（東京都）  
 6月      業界基本問題研究委員会発足  
 10月1日      厚生省認定「アカデミー通信講座」スタート  
 10月2日      一般消費税の導入を絶対に許さない国民総決起集会（東京都）  
 11月17～19日      第9回全国クリーニング青年会議（愛知県）  
 12月6日      昭和54年度臨時総会（東京都）  
 12月      「クリーニング事故賠償基準」制定（前基準は廃止）  
 ●米国でパークの発がん性が問題になる  
 ●第2次オイルショック

**昭和55年(1980)**      3月31日現在組合員数 32,900

2月23～25日      第17回研究大会（大阪府）  
 3月5日      クリーニング総合研究所テストプラント竣工式  
 3月12日      財団法人全国環境衛生営業指導センター設立  
 5月29日      第22回通常総会（東京都）  
 5月29日      クリーニング総合研究所テストプラント落成記念祝賀会

**第13期**

昭和55年5月30日～昭和57年5月29日

会 長：中村 壽一  
専務理事：宮坂 功  
技術部会長：森 貴一

副 会 長：守屋 辰蔵・水野久満治  
研究所所長：林 喬  
青年部会長：安久 正夫

**昭和55年(1980)**

3月31日現在組合員数 32,900

- 7月 分野法による協定、第一号成立 (→タカケンサンシャイン)  
7月6～7日 第1回全日本クリーニング関連業者大会 (千葉県)  
7月 第1回中級クリーニング技術者スクーリングを実施  
8月22日 「クリーニング業の適正化基準」が改訂・認可  
8月 行政改革 (クリーニング師の許認可制度) で反対運動  
11月15～18日 第1回上級クリーニング技術者セミナー実施 (77名合格)  
11月28～29日 第10回全国クリーニング青年会議 (東京都)  
11月29～1日 第18回研究大会 (東京都)  
12月11～12日 業務用洗濯機等にかかる物品税課税に反対、全面非課税を勝ち取る

**昭和56年(1981)**

3月31日現在組合員数 32,182

- 3月 「環同組合組織論」発表  
5月29日 第23回通常総会 (東京都)  
6月中旬～下旬 「クリーニング業法存続運動」を展開  
7月5～6日 第2回全日本クリーニング関連業者大会 (兵庫県)  
7月15～17日 消費者意識調査始まる (第1回テーマ「学生服」)  
9月12～13日 第11回全国クリーニング青年会議 (兵庫県)  
10月 「さわやかグループ」設立認可に関する反対陳情  
10月23～25日 第19回研究大会 (愛知県)  
●研究所テストプラントにランドリー設備を設置  
●大阪・栃木で第一号「適正化規程」認可

**昭和57年(1982)**

3月31日現在組合員数 31,527

- 3月31日 厚生省通達「クリーニング所の衛生管理要綱」  
4月1日 「クリーニング業の振興指針」公示  
5月 需要拡大運動及び不良衣料品追放運動がスタート  
5月29日 第24回通常総会 (東京都)  
「クリーニングの日」「クリーニングデー」制定  
5月29日 「全国クリーニング業政治連盟」設立総会

## 第14期 昭和57年5月30日～昭和59年5月29日

会 長：守屋 辰蔵      副 会 長：水野久満治・佐々木武二  
 専務理事：宮坂 功      研究所所長：林 喬  
 技術部会長：森 貫一      青年部会長：小笠原 進

### 昭和57年(1982) 3月31日現在組合員数 31,527

7月11～12日 第3回全日本クリーニング関連業者大会（神奈川県）  
 8月23日 「白服着用テスト」スタート  
 9月11～12日 第12回全国クリーニング青年会議（福島県）  
 11月6～8日 第20回研究大会（東京都）

### 昭和58年(1983) 3月31日現在組合員数 30,850

3月26日 「クリーニング業の標準営業約款」認可・告示  
 3月 厚生省通達「コインオペレーション営業施設の指導要綱」  
 4月12日 山中通産大臣に不適衣料品追放に関する陳情書「クリーニング事故防止に関する陳情」を提出  
 5月27日 第25回通常総会（東京都）  
 5月27日 全ク連創立25周年及びクリーニング総合研究所設置20周年祝賀会  
 8月7～8日 第4回全日本クリーニング関連業者大会（兵庫県）  
 9月25日 「クリーニングの日」キャンペーン始まる  
 11月1日 標準営業約款(Sマーク)制度スタート(初年度登録3,646件)  
 11月4～6日 第21回研究大会（大阪府）  
 11月15日 長野県で振興計画認定第一号  
 11月19～20日 第13回全国クリーニング青年会議（千葉県）

### 昭和59年(1984) 3月31日現在組合員数 29,835

3月 「パークロルエチレン取り扱いマニュアル」作成  
 4月4日 クリーニング衛生運動推進協議会(現・クリーンライフ協会)設立  
 5月29日 第26回通常総会（東京都）

**第15期****昭和59年5月30日～昭和61年5月29日**

会 長：守屋 辰蔵  
 専務理事：小川 巖  
 技術部会長：宮坂 功

副 会 長：橘 正太郎・後上庄一郎  
 研究所所長：林 喬  
 青年部会長：黒丸 四郎

**昭和59年(1984)**

3月31日現在組合員数 29,835

- 7月8～9日 第5回全日本クリーニング関連業者大会（長野県）  
 7月30日 小型貫流ボイラーの安全対策に関する規制強化の反対陳情  
 9月11日 渡部恒三厚生大臣に白ブレザー贈呈  
 9月18～21日 第25回国際クリーニング会議東京大会開催  
 11月8日 全国環衛業代表者大会  
 11月17～18日 第14回全国クリーニング青年会議（広島県）  
 11月23～25日 第22回研究大会（東京都）  
 ●地下水汚染問題→パーク排出規制始まる

**昭和60年(1985)**

3月31日現在組合員数 29,067

- 5月29日 全組合理事長等、総理公邸に中曽根総理大臣を表敬訪問  
 5月29日 第27回通常総会（東京都）  
 6月10日～ 「白ブレザー」斡旋開始  
 6月11日 国鉄・埼玉県川口駅構内にクリーニング店オープン、即時  
 反対申し入れ、以後の出店凍結を勝ち取る  
 8月5日 道交法改正もクリーニング集配中の「シートベルト着用免除」勝取る  
 9月1日 「クリーンライフみのりの箱募金」が厚生大臣認可  
 9月1～2日 第6回全日本クリーニング関連業者大会（愛知県）  
 9月 全国環衛業代表者大会（東京都）  
 11月23～25日 第23回研究大会（大阪府）  
 11月30～1日 第15回全国クリーニング青年会議（東京都）  
 ●エタン研究会発足

**昭和61年(1986)**

3月31日現在組合員数 28,346

- 4月 「活性炭吸着方式排液処理装置」斡旋開始（1台75,000円）  
 5月1日 「クリーニング事故賠償基準」第一次改訂  
 5月29日 第28回通常総会（東京都）

## 第16期 昭和61年5月30日～昭和63年5月27日

会 長：小川 巖 副 会 長：後上庄一郎・嶋崎 忠夫  
 専 務 理 事：山本 和也 研究所所長：三石 芳通  
 技術部会長：吉田 米造 青年部会長：小黑 一彦

昭和61年(1986) 3月31日現在組合員数 28,346

- 7月13～15日 第7回全日本クリーニング関連業者大会（岩手県）
- 9月13～15日 第16回全国クリーニング青年会議（北海道）
- 9月21日 クリーニング業の改善促進決起大会（埼玉県・400名）
- 9月28日 大阪・御堂筋パレード初参加（平成18年まで継続）
- 10月1日 環境衛生金融公庫に「運転資金貸付制度」が新設される
- 11月7～9日 第24回研究大会（東京都）
- 12月1日 「クリーニングギフト券」事業スタート

昭和62年(1987) 3月31日現在組合員数 27,598

- 4月21日 クリーニングアカデミー制度正式発足
- 4月28日 JR各社への「クリーニング業進出反対」要望書を提出
- 5月25日 テトラクロロエチレン、化審法の指定化学物質の指定
- 5月29日 第29回通常総会（東京都）
- 6月16日 指導課長通知「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の適正な使用管理及び処理の徹底について」
- 7月19～20日 第8回全日本クリーニング関連業者大会（京都府）
- 9月5～6日 第17回全国クリーニング青年会議（大阪府）
- 10月14日 クリーニング総合研究所25周年記念式典
- 10月23日 環衛法施行30周年記念式典
- 11月6～8日 第25回研究大会（愛知県）
- 11月12日 JR東日本駅との覚書の調印
- 12月15日 セブン-イレブン進出、即時中止申し入れ  
 ●各地で組合創立30周年式典開催

昭和63年(1988) 3月31日現在組合員数 27,059

- 3月17日 カネタシャツ(株)製ワイシャツを「全ク連推奨品」に指定
- 4月15日 全ク連とJR東日本が「標準協定」で調印
- 5月27日 第30回通常総会（東京都）

**第17期****昭和63年5月28日～平成2年5月29日**

会 長：小川 巖 副 会 長：嶋崎 忠夫・吉田 米造  
 専 務 理 事：山本 和也  
 研究所所長：三石 芳通 → 山本 和也 (S63.12～元年5月) →  
 砺波 宏明 (H元年6月～)  
 技術部会長：後上庄一郎 青年部会長：田中 昭一

**昭和63年(1988)****3月31日現在組合員数 27,059**

- 5月31日 クリーニング業法 第10次改正(平成元年4月1日施行)  
 ・クリーニング師研修・業務従事者講習の制度化
- 6月 全ク連・全国クリーニング協議会共同声明発表  
 「クリーニング業法の一部改正によせて」
- 7月16日 JR四国との「覚書」調印
- 7月17～18日 第9回全日本クリーニング関連業者大会(青森県)
- 8月1日～ 第一期クリーニングアカデミー総合講座開講
- 10月1日 クリーニングギフト券換金額引上げ(440円⇒450円)
- 10月15～16日 第18回全国クリーニング青年会議(神奈川県)
- 12月2～4日 第26回研究大会(東京都)
- 12月27日 JR西日本との「覚書」調印

**平成元年(1989)****3月31日現在組合員数 26,646**

- 4月1日 消費税スタート
- 5月29日 第31回通常総会(東京都)
- 7月23～24日 第10回全日本クリーニング関連業者大会(岡山県)
- 7月 第1回クリーニング研究者会議開催
- 10月 テトラクロロエチレンが有害物質に指定(水濁法)
- 11月3～5日 第27回研究大会(大阪府)
- 11月25～27日 第19回全国クリーニング青年会議(福岡県)
- 12月13日 中元クリーニングとの協定締結

**平成2年(1990)****3月31日現在組合員数 26,218**

- 3月9日 初代マスタークリーニング技術者誕生(9名)
- 4月 国民生活センターから事故防止に関する要望書
- 5月29日 第32回通常総会(東京都)

**第18期** 平成2年5月30日～平成4年5月29日

会 長：小川 巖  
 副 会 長：嶋崎 忠夫・山本 昭三・柴田 力男  
 専 務 理 事：山本 和也 研究所所長：砺波 宏明  
 技術部会長：柴田 力男 青年部会長：杉山 友治

**平成2年(1990)** 3月31日現在組合員数 26,218

8月26～28日 第11回全日本クリーニング関連業者大会(北海道)  
 「クリーニング師研修・従事者講習」制度スタート  
 9月15～10月31日 クリーニングギフト券の全国キャンペーン開始  
 10月1日 クリーニングギフト券換金額第2次引上げ  
 (450円⇒460円)  
 11月23～24日 第20回全国クリーニング青年会議(東京都)  
 11月23～25日 第28回研究大会(東京都)  
 \*クリーンライフ型店舗発表

**平成3年(1991)** 3月31日現在組合員数 25,785

2月 日本鉱業製「ドライチェッカー」販売開始  
 2月16～17日 技術部会発足20周年特別企画全国技術交流会  
 4月1日 労働基準法改正(法定労働時間短縮へ)  
 3月30日 オゾン層保護法公布  
 5月22日 クリーニング環境保全推進大会の開催  
 →「日本クリーニング環境保全センター」に改称  
 5月29日 第33回通常総会(東京都)  
 6月 雲仙普賢岳噴火(長崎県)に対して義援金支援を実施  
 7月 石油系溶剤残留防止を厚生省が通知  
 7月16日 「日本繊維製品クリーニング連絡会議」発足  
 7月21～22日 第12回全日本クリーニング関連業者大会(千葉県)  
 11月2～3日 第21回全国クリーニング青年会議(京都府)  
 11月1日 JR九州との覚書調印  
 12月13～15日 第29回研究大会(愛知県)

**平成4年(1992)** 3月31日現在組合員数 25,402

5月29日 第34回通常総会(東京都)

**第19期**

平成4年5月30日～平成6年5月27日

会 長：小川 巖

副 会 長：嶋崎 忠夫・山本 昭三・柴田 力男

専 務 理 事：山本 和也 研究所所長：奥山 春彦

技術部会長：柴田 力男 青年部会長：杉山 友治

**平成4年(1992)**

3月31日現在組合員数 25,402

- 7月1日 小川会長が社団法人全国環境衛生同業組合中央会理事長に選任
- 7月4日 改正・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行  
→テトラクロロエチレン等が特別管理産業廃棄物に指定
- 8月9～10日 第13回全日本クリーニング関連業者大会(広島県)
- 8月16日 クリーニングギフト券発券枚数100万枚突破
- 10月3～4日 第22回全国クリーニング青年会議(埼玉県)
- 10月8日 全国クリーニング業国民年金基金設立(認可)
- 11月27～29日 第30回研究大会(東京都)
- 第4回モントリオール議定書締約国会合で、フロン、エタンとともに1995年に生産全廃が前倒しとなることが決定

**平成5年(1993)**

3月31日現在組合員数 25,011

- 1月27日 第1回ドライクリーニング溶剤等特別対策検討会
- 4月14日 第2回ドライクリーニング溶剤等特別対策検討会
- 5月28日 第35回通常総会(東京都)
- 8月 鹿児島県大水害への義援金等支援実施
- 9月18～19日 第14回全日本クリーニング関連業者大会(静岡県)
- 10月30～31日 第23回全国クリーニング青年会議(石川県)
- 11月26～28日 第31回研究大会(大阪府)

**平成6年(1994)**

3月31日現在組合員数 24,709

- 5月27日 第36回通常総会(東京都)

## 第20期 平成6年5月28日～平成8年5月29日

会 長：小川 巖  
 副 会 長：山本 昭三・富田 茂吉・上田 辰雄  
 専 務 理 事：山本 和也 研究所所長：奥山 春彦  
 技術部会長：富田 茂吉 青年部会長：安藤 逸夫

平成6年(1994) 3月31日現在組合員数 24,709

6月1日～ クリーニングギフト券委託販売方式スタート  
 9月3～4日 第24回全国クリーニング青年会議(宮城県)  
 10月2～3日 第15回全日本クリーニング関連業者大会(埼玉県)  
 11月25～27日 第32回研究大会(東京都)  
 ●「溶剤転換マニュアル」「廃棄物処理マニュアル」発刊

平成7年(1995) 3月31日現在組合員数 24,284

1月17日 阪神淡路大震災発生  
 1月26日 阪神淡路大震災による被災組合員等への支援を実施  
 2月24日 パークを使用するコイン施設に対する厚生省生活衛生課長  
 通知発令  
 4月1日 特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務スタート  
 5月26日 第37回通常総会(東京都)  
 6月 アカデミー通信講座テキスト全面改訂  
 6月 文化放送株と「災害情報ネットワーク」を構築  
 9月30日 第25回全国クリーニング青年会議(東京都)  
 10月27～30日 '95国際クリーニング会議横浜大会  
 11月3～5日 第33回研究大会(大阪府)  
 11月26～28日 第16回全日本クリーニング関連業者大会(沖縄県)

平成8年(1996) 3月31日現在組合員数 23,862

2月6日 第三次業界ビジョン「クリーンライフビジョン21」策定  
 5月29日 第38回通常総会(東京都)

**第21期**

平成8年5月30日～平成10年5月29日

会 長：山本 昭三  
 副 会 長：小林 登・高橋 留吉・村瀬 健一  
 専 務 理 事：柴田 健吉  
 研究所所長：奥山 春彦 → 門脇 武博 (H8.10月～)  
 技術部会長：村瀬 健一 青年部会長：安藤 逸夫

**平成8年(1996)**

3月31日現在組合員数 23,862

7月1日 全国クリーニング環境衛生同業組合厚生年金基金設立認可  
 7月7～8日 第17回全日本クリーニング関連業者大会 (三重県)  
 7月末 病原性大腸菌 O-157 発生、組合員に感染予防法を通知  
 10月5～6日 第26回全国クリーニング青年会議 (広島県)  
 11月1～3日 第34回研究大会開催 (東京都)

**平成9年(1997)**

3月31日現在組合員数 23,261

2月1～2日 CLV21九州('97九州クリーニング機械資材展) (福岡県)  
 4月1日 消費税率5%に引き上げ  
 5月29日 第39回通常総会 (東京都)  
 5月31日 高齢者生命共済規約廃止  
 6月1日 有効期限付きクリーニングギフト券発行  
 6月22～23日 第18回全日本クリーニング関連業者大会 (山梨県)  
 9月27～28日 第27回全国クリーニング青年会議 (北海道)  
 10月 「テトラクロロエチレンの適正管理マニュアル」作成  
 10月28～11月1日 国際クリーニング研究者会議を日本で開催  
 10月31日 平成9年度第1回臨時総会 (大阪府)  
 11月1～3日 第35回研究大会開催 (大阪府)

**平成10年(1998)**

3月31日現在組合員数 22,426

1月27日 平成9年度第2回臨時総会 (東京都)  
 4月 クリーニング総合研究所売却/全国クリーニング会館取得  
 5月29日 第40回通常総会 (東京都)  
 5月29日 創立40周年並びに会館取得記念式典開催  
 ●東急電鉄との「覚書」調印

**第22期** 平成10年5月30日～平成12年5月30日

会 長：山本 昭三  
 副 会 長：小林 登・村瀬 健一・壺坂 佳嗣  
 専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博  
 技術部会長：村瀬 健一 青年部会長：大澤 勲

**平成10年(1998)** 3月31日現在組合員数 22,426

7月18～19日 第19回全日本クリーニング関連業者大会（福岡県）  
 8月3日 セブンイレブンが再び神奈川県下に進出  
 9月19～20日 第28回全国クリーニング青年会議（栃木県）  
 11月4日 「石油系溶剤残留」に掛かる2度目の課長通知  
 11月27～29日 第36回研究大会（東京都）

**平成11年(1999)** 3月31日現在組合員数 21,612

2月12日 マシーンリング・システム提唱  
 3月18日 「クリーニングボックス設置基準（案）」とりまとめる  
 3月29日 クリーニング事故賠償基準改正  
 4月1日 フィガロ技研と新型ドライチェッカーを開発・発売開始  
 4月15日 新名称「厚生労働省」に決定  
 5月11日 「石油系溶剤残留」に掛かる3度目の課長通知  
 5月28日 第41回通常総会（東京都）  
 7月3～4日 第20回全日本クリーニング関連業者大会（愛媛県）  
 10月1日 環境衛生金融公庫と国民生活金融公庫が合併  
 10月29～31日 第37回研究大会（大阪府）  
 11月1日 全ク連ホームページ立ち上げ  
 11月9日 初の「衛星通信セミナー」実施  
 11月20～21日 第29回全国クリーニング青年会議（鹿児島県）  
 12月19日 「商業ウェットクリーニング評価基準」構築

**平成12年(2000)** 3月31日現在組合員数 20,679

3月27日 日本エアシステム（JAS）とクリーニングギフト券委託取扱  
 扱い契約締結  
 5月29日 クリーニング史料展示室オープン  
 5月30日 第42回通常総会（東京都）

**第23期** 平成12年5月31日～平成14年5月29日

会 長：山本 昭三  
 副 会 長：浅井 英二・沖 隆義・小泉 進  
 専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博  
 技術部会長：沖 隆義 青年部会長：大森 雄治

**平成12年(2000)** 3月31日現在組合員数 20,679

10月13日 平成12年度臨時総会（東京都）  
 10月13～15日 第38回研究大会（東京都）  
 10月14日 クリーンライフ・スーパーサミット2000  
 （第21回関連業者大会並びに第30回全国クリーニング  
 青年会議）  
 ●技術部会、青年部会設立30周年を迎える

**平成13年(2001)** 3月31日現在組合員数 19,667

1月 ユニクロ・エアテック製品問題発生  
 1月1日 ヤマト運輸とのギフト券提携スタート  
 1月6日 生衛法改正に伴い「環境衛生」から「生活衛生」に名称変更  
 5月29日 第43回通常総会（東京都）  
 5月29日 全国クリーニング会館取得記念誌『明日への礎』発刊  
 6月24～26日 第22回全日本クリーニング関連業者大会（山形県）  
 6月27日 山本会長、(社)全国環境衛生同業組合中央会理事長に就任  
 8月 ノニルフェノールが環境ホルモンとして問題化  
 9月1～2日 第31回全国クリーニング青年会議（愛知県）  
 10月26～28日 第39回研究大会（大阪府）

**平成14年(2002)** 3月31日現在組合員数 18,743

3月 「エコロジカル・クリーンライフ」提唱  
 3月 「クリーニング業におけるPRTR算出システム」構築・公開  
 4月1日 消費税法改正（総額表示義務化、免税点の引き下げ等）  
 5月29日 第44回通常総会（東京都）  
 5月29日 公衆衛生委員会発足30周年記念パーティ

**第24期** 平成14年5月30日～平成16年5月28日

会 長：山本 昭三  
 副 会 長：佐野 明・青山 亨・立川 定男  
 専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博  
 技術部会長：若子 鈴雄 青年部会長：萩原 昭浩

**平成14年(2002)** 3月31日現在組合員数 18,743

6月1日 クリーニング事故品鑑定業務のオープン化  
 6月 『クリーニング・ハンドブック』作成・頒布  
 7月14～15日 第23回全日本クリーニング関連業者大会（大阪府）  
 9月21～22日 第32回全国クリーニング青年会議（秋田県）  
 11月20日 日本繊維製品・クリーニング協議会設立  
 11月29～12月1日 第40回研究大会（東京都）

**平成15年(2003)** 3月31日現在組合員数 17,870

2月15日 土壌汚染対策法施行  
 4月1日 「クリーニング事故防止システム」会員登録開始  
 5月29日 第45回通常総会（東京都）  
 9月7～9日 第24回全日本クリーニング関連業者大会（富山県）  
 10月31～11月2日 第41回研究大会（大阪府）  
 11月23～24日 第33回全国クリーニング青年会議（香川県）  
 ●パート労働者への厚生年金適用拡大問題発生

**平成16年(2004)** 3月31日現在組合員数 16,924

4月16日 生衛法 第24次改正  
 ⇒現にクリーニング業法に規定するクリーニング業を営む者が、改正クリーニング業法の施行日以降において取次店を営む者となった者を当分の間法第2条第1項第7号に掲げる営業（クリーニング業）を営む者とする改正  
 4月16日 クリーニング業法 第19次改正（10月1日施行）  
 ・法の目的に「利用者の利益の擁護」を追加  
 ・苦情の申し出先の明示を義務化  
 ・洗濯物の受渡しの際の必要な説明を（努力）義務化  
 ・無店舗取次営業に対する規制の明確化 等  
 5月28日 第46回通常総会（東京都）

**第25期****平成16年5月29日～平成18年5月26日**

会 長：山本 昭三

副 会 長：佐野 明・青山 亨・佐藤 栄

専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博

技術部会長：皆本 政常 青年部会長：萩原 昭浩

**平成16年(2004)**

3月31日現在組合員数 16,924

- 6月2日 生衛法 第26次改正（破産法の施行関係）
- 9月18～20日 第25回関連業者大会・第34回全国クリーニング青年会議（大分県）
- 11月26～28日 第42回研究大会（東京都）  
●全組合にIP電話網を整備

**平成17年(2005)**

3月31日現在組合員数 16,247

- 3月 国内外大規模自然災害への義援金拠出、日赤を通じて  
→新潟中越地震等国内災害に422万円、スマトラ沖地震に300万円
- 4月1日 個人情報保護法全面施行
- 4月 ポリ包装資材自主回収システム構築を決議
- 5月25日 第47回通常総会（東京都）
- 7月16～17日 第26回関連業者大会・第35回全国クリーニング青年会議（愛知県）
- 10月28～30日 第43回研究大会（大阪府）  
※業界シンボルマーク「洗太くんとカゴちゃん」制定

**平成18年(2006)**

3月31日現在組合員数 15,357

- 5月26日 第48回通常総会（東京都）

**第26期** 平成18年5月27日～平成20年5月29日

会 長：青山 亨  
 副 会 長：小岩 政次・山田 昭治・古谷 一  
 専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博  
 クリーニング技術部会長：角田 行雄 青年部会長：秋月 修

**平成18年(2006)** 3月31日現在組合員数 15,357

7月 国民生活センターから「クリーニングサービスに関する消費者トラブルの防止について」要望書  
 8月4日 厚生労働省課長通知  
 「クリーニング業法第3条の2に規定する利用者に対する説明義務等の徹底について」  
 9月10～12日 第27回関連業者大会・第36回全国クリーニング青年会議  
 (新潟県)  
 11月23日 平成18年度臨時総会(東京都)  
 11月24～26日 第44回研究大会(東京都)

**平成19年(2007)** 3月31日現在組合員数 14,423

5月18日 ㈱日本政策金融公庫法成立  
 ※附帯決議に「生衛業者」への配慮が盛り込まれる  
 5月30日 第49回通常総会(東京都)  
 7月7～8日 クリーニング・フレンドシップ・サミット07 神奈川(神奈川県)  
 10月5日 第1回日織ク協交流会議(東京都)  
 10月31日 生衛法施行50周年式典が厚生労働省等の主催で開催される  
 11月23～25日 第45回研究大会(大阪府)

**平成20年(2008)** 3月31日現在組合員数 13,665

1月 第4次業界ビジョン策定に着手  
 3月8日 マスタークリーニング技術者終身資格記念講座  
 3月 全国クリーニング会館にAEDを設置  
 5月29日 第50回通常総会(東京都)  
 5月29日 全ク連創立50周年記念式典

**第27期** 平成20年5月30日～平成22年5月29日

会 長：青山 亨  
 副 会 長：小岩 政次・山田 昭治・古谷 一  
 専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博  
 技術部会長：山田 昭治 青年部会長：片岡 芳規

**平成20年(2008)** 3月31日現在組合員数 13,665

7月～ 全国一斉原油価格高騰に対する陳情活動  
 8月 原油価格高騰に伴う価格転嫁に理解を求める店頭ポスターを15万枚政府が作成、機材商等を通じて全クリーニング事業者に配布  
 10月1日 国民生活金融公庫が「株式会社日本政策金融公庫」に改組  
 10月18～19日 クリーニング・フレンドシップ・サミット2008 in 東京(東京都)  
 11月～ 『ファブリーズで洗おう』のキャッチコピーに対し不当表示にあたるとして公正取引委員会に申告  
 12月～ 携帯電話専用 無料クリーニング情報サイトスタート  
 12月5～7日 CLV21-2008 東京展示会(第46回研究大会)(東京都)

**平成21年(2009)** 3月31日現在組合員数 12,837

2月23日 クリーニング業の振興指針 第6次改正告示  
 5月25日 第51回通常総会(東京都)  
 7月～ 建築基準法問題顕在化  
 7月～ エコポイント制度スタート。クリーニングギフト券の交換対象に  
 7月11～12日 第1回全国クリーニング大会 in 神戸(兵庫県)  
 11月13～15日 CLV21-2009 大阪展示会(第47回研究大会)(大阪府)

**平成22年(2010)** 3月31日現在組合員数 12,035

1月 第4次クリーニング業界ビジョン構築・発表  
 5月24日 民主党政権による「事業仕分け」→クリーニング師研修等「廃止」判定  
 5月29日 第52回通常総会(東京都)

## 第28期 平成22年5月30日～平成24年5月29日

会 長：青山 亨  
 副 会 長：高田 健・佐藤 栄・小池 広昭  
 専 務 理 事：柴田 健吉  
 研究所所長：門脇 武博 → 小野 雅啓 (23.11月～)  
 技術部会長：古谷 一 青年部会長：片岡 芳規

### 平成22年(2010) 3月31日現在組合員数 12,035

- 6月10日 行政事業レビュー（省内仕分け）で都道府県センターへの補助金制度「廃止」判定
- 7月10～11日 第2回全国クリーニング大会 in 下関（山口県）
- 7月31日 全国クリーニング会館取得借入金完済
- 9月10日 国土交通省より建築基準法問題に関し「技術的助言」が発出
- 12月3～5日 CLV21-2010 東京展示会（第48回研究大会）（東京都）

### 平成23年(2011) 3月31日現在組合員数 11,334

- 3月11日 東日本大震災発生
- 4月1日 全ク連生命共済制度、独自収支から総合収支に移行
- 5月27日 第53回通常総会（東京都）
- 12月2～4日 CLV21-2011 大阪展示会（第49回研究大会）（大阪）
- 12月20日 大船渡－陸前高田地区復興支援クリーニング工場認可
  - 福島県郡山市で開催を予定していた第3回全国クリーニング大会 In 郡山は東日本大震災の発生を踏まえ中止

### 平成24年(2012) 3月31日現在組合員数 10,600

- 2月4日 大船渡－陸前高田地区復興支援クリーニング工場 披露式典
- 3月31日 クリーニング事故防止システム運用終了
- 5月29日 第54回通常総会（東京都）

**第29期****平成24年5月30日～平成26年5月29日**

会 長：小池 広昭  
 副 会 長：伊澤 勝令・石田 泰山・村上 英男  
 専 務 理 事：柴田 健吉      研究所所長：小野 雅啓  
 技術部会長：溝口 悦夫      青年部会長：小黑 一也

**平成24年(2012)**      3月31日現在組合員数 10,600

9月29～30日    第4回全国クリーニング大会 in 徳島（徳島県）  
 11月30～  
 12月2日    CLV21-2012 東京展示会（第50回研究大会）（東京都）  
 12月～    クリーニング総合補償制度（総合賠償責任保険）スタート

**平成25年(2013)**      3月31日現在組合員数 9,864

3月    ドライチェッカー製造終了  
 5月29日    第55回通常総会（東京都）  
 7月～    クリーニング業 安全・安心対策指導員制度  
 10月5～6日    第5回全国クリーニング大会 in 札幌（北海道）  
 11月15～17日    CLV21-2013 大阪展示会（第51回研究大会）（大阪）

**平成26年(2014)**      3月31日現在組合員数 9,170

3月13日    クリーニング業の振興指針 第7次改正告示  
 4月1日    消費税率引き上げ（5% → 8%）  
 5月29日    第56回通常総会（東京都）

## 第30期 平成26年5月30日～平成28年5月29日

会 長：小池 広昭  
 副 会 長：伊澤 勝令・石田 泰山・村上 英男  
 専 務 理 事：柴田 健吉      研究所所長：小野 雅啓  
 技術部会長：溝口 悦夫      青年部会長：小黑 一也

平成26年(2014) 3月31日現在組合員数 9,170

9月 全国ご当地キャラへの感謝状贈呈セレモニースタート  
 10月12日 第6回全国クリーニング大会 in 東京（東京都）  
 10月20日 洗濯表示記号に掛かる新 JIS 規格制定（移行は平成 28 年 12 月～）  
 11月 生活衛生同業組合活動推進月間スタート  
 11月28～30日 CLV21-2014 東京展示会（第 52 回研究大会）（東京）

平成27年(2015) 3月31日現在組合員数 8,520

3月5日 国民生活センターが「インターネットによる宅配クリーニング」に対する注意喚起資料を公表  
 4月1日 改訂・クリーニング事故賠償基準 公示  
 クリーニングギフト券専用ホームページ開設  
 5月28日 エステー株式会社「ムシューダ」を推奨品として認定  
 5月29日 第 57 回通常総会（東京都）  
 10月1日 改訂・クリーニング事故賠償基準 施行  
 厚生年金基金が全国クリーニング業企業年金基金に制度移行  
 10月11～12日 第 7 回全国クリーニング大会 in 鹿児島（鹿児島県）  
 11月13～15日 CLV21-2015 大阪展示会（第 53 回研究大会）（大阪）

平成28年(2016) 3月31日現在組合員数 —

1月 マイナンバー制度スタート

## 5-5. 関連データ（施設数、クリーニング需要等推移）

### 【クリーニング施設数／組合員数】

年度	一般クリーニング所		組合員数	
	施設数	対前年比	組合員数	対前年比
2	53,980	—	26,218	△428
3	53,477	△503	25,785	△433
4	52,315	△1,162	25,001	△784
5	51,669	△646	24,709	△302
6	51,229	△440	24,284	△425
7	50,699	△530	23,862	△422
8	49,954	△745	23,261	△601
9	49,563	△391	22,426	△835
10	49,215	△348	21,612	△814
11	48,103	△1,112	20,679	△933
12	47,324	△779	19,667	△1,012
13	46,595	△729	18,743	△924
14	45,848	△747	17,870	△873
15	44,505	△1,343	16,924	△946
16	44,041	△464	16,247	△677
17	42,664	△1,377	15,357	△890
18	41,998	△666	14,423	△934
19	40,638	△1,360	13,665	△758
20	39,632	△1,006	12,837	△828
21	38,165	△1,467	12,035	△802
22	37,393	△772	11,334	△701
23	35,330	△2,063	10,600	△734
24	34,767	△563	9,864	△736
25	33,106	△1,661	9,170	△694
26	32,005	△1,101	8,850	△320
27	30,371	△1,634	7,952	△568

※施設数は厚生労働省「衛生行政報告例」による

※ただし、施設数の変動はクリーニング事業者の保健所への届出が基礎となるが、廃業時に届出をしない事業者の存在が散見することが指摘されている。実態は記載数字より低いものと推定される。

**届出事項の変更（特にクリーニング師の異動）、  
廃業時には保健所への届出を忘れずに！！**

## 【クリーニング需要／苦情相談件数】

年度	クリーニング需要（円）		苦情相談件数	
	一世帯当たりの 年間クリーニング代	対前年比	相談件数	対前年比
2	17,240	—	10,358（1）	—
3	18,716	1,476	10,310（1）	△48
4	19,243	527	10,334（1）	24
5	18,834	△409	9,612（2）	△722
6	17,883	△951	9,452（2）	△160
7	17,103	△780	8,960（2）	△92
8	16,304	△799	9,681（2）	△219
9	15,429	△875	11,694（4）	2,013
10	14,361	△1,068	11,460（5）	△234
11	13,778	△583	11,184（5）	△276
12	12,456	△1,322	10,828（6）	△356
13	11,029	△1,427	11,429（16）	601
14	10,825	△204	11,025（17）	△404
15	10,069	△756	11,281（17）	256
16	9,941	△128	10,550（18）	△731
17	9,485	△456	10,434（19）	△116
18	9,063	△422	10,118（19）	△316
19	8,890	△173	9,533（19）	△585
20	8,881	△9	8,891（19）	△642
21	8,116	△765	8,497（20）	△394
22	7,836	△280	7,626（20）	△871
23	7,236	△600	6,745（19）	△881
24	7,426	190	6,620（19）	△125
25	6,992	△434	6,129（19）	△491
26	7,164	172	5,993（19）	△136
27	6,601	△563	—	—

※一世帯当たりの年間クリーニング代→総務省「家計支出調査」

※クリーニング苦情相談件数：（ ）内の数字は業種別件数ランク

## ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査結果（平成26年度）

### ドライ溶剤使用施設数・ドライ機台数

厚生労働省健康局生活衛生課

	平成26年度				平成24年度			
	施設数	%	台数	%	施設数	%	台数	%
テトラクロロエチレン	2,171	8.7	2,491	8.6	2,522	9.2	2,882	9.1
石油系溶剤	22,226	89.4	25,850	89.6	24,389	89.0	28,140	89.1
HCFC類 (平成9～11年度は) HCFC225である)	119	0.5	148	0.5	160	0.6	186	0.6
HFC-365mfc (平成26年度からの 新規項目)	105	—	123	—	—	—	—	—
1,1,1- トリクロロエタン	27	0.1	33	0.1	35	0.1	36	0.1
CFC-113	39	0.2	42	0.1	67	0.2	76	0.2
合計 (その他を含む)	24,854	—	28,853	—	27,400	—	31,574	—

※すべての溶剤で、シミ取り用として使用されているものを除く

※「%」は、総施設数（台数）に対して各溶剤が占める割合を表す

### 平成26年度石油系溶剤の使用管理状況

石油系溶剤使用施設数		22,226	
内訳	乾燥機設置施設	溶剤蒸気回収装置あり	5,063
		溶剤蒸気回収装置なし	15,017
	ドライチェッカー保有施設		6,430
石油系ドライ機台数		25,850	
内訳	洗浄脱液機 (コールドタイプ)	処理能力30kg以上	776
		処理能力30kg未満	23,196
	洗浄脱液乾燥機 (ホットタイプ)	処理能力30kg以上	277
		処理能力30kg未満	1,256
	その他		338

**傾 向****テトラクロロエチレン**

- 使用施設数および台数は、平成元年度以降減少傾向が続いている
- 廃液処理装置の設置施設は、1,766施設（81.3%）、設置台数は2,081台（83.5%）である
- 活性炭吸着式排気回収装置の設置状況は、ドライ機の処理能力の合計が30kg以上の施設397施設中307施設（77.3%）となった

**石油系溶剤**

- 使用施設数および台数は、平成12年度以降減少している
- ドライチェッカーを導入している施設は6,430施設（28.9%）

**HCFC類（フッ素系／代替フロン）**

- 使用施設数および台数は、平成18年度以降減少している
- 代替フロンとして利用されているが、オゾン破壊係数が0でないことから、政府の削除スケジュールが立てられており、2020年までに全廃される

**HFC-365mfc（フッ素系）**

- 1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンのことで、ソルカンの通称で知られる。平成26年度から新設項目となった

**1,1,1-トリクロロエタン**

- 使用施設数および台数は、平成12年度以降減少している

**CFC-113（フッ素系）**

- 使用施設数および台数は、平成12年度以降減少している
- 1,1,1-トリクロロエタンと同様に、オゾン層保護法により平成7年末で生産が全廃されているため今後も減少し、将来は使用されなくなると考えられる

**その他の溶剤**

- 平成26年度の使用施設数および台数は、167施設（0.7%）・184台（0.6%）となる

**平成26年度テトラクロロエチレンの使用管理状況**

	平成26年度	平成24年度
施 設 数	2,171	2,522
台 数	2,491	2,882
廃液処理装置設置施設数	1,766	2,012
	81.3%	79.8%
廃液処理装置設置台数	2,081	2,393
	83.5%	83.0%
ドライ機の処理能力の合計が 30kg以上の施設のうち活性 炭吸着式排気回収装置を設置 (設置施設数／対象施設数)	307/397 (77.3%)	326/441 (73.9%)

## 5-6. 都道府県クリーニング組合名簿

- 北海道クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎011-731-6700  
〒065-0014 札幌市東区北十四条東 12-1-3
- 青森県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎017-781-0886  
〒038-0003 青森市大字石江字三好 120-13
- 岩手県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎019-637-1344  
〒020-0839 盛岡市津志田南 2-4-31
- 秋田県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎018-893-5722  
〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館 6階 2
- 山形県クリーニング業生活衛生同業組合 ————— ☎023-641-5128  
〒990-0032 山形市小姓町 4-17
- 宮城県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎022-361-0163  
〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷 1-4-1
- 福島県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎024-593-0570  
〒960-8166 福島市仁井田字前林川原 18-1
- 茨城県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎029-221-8343  
〒310-0912 水戸市見川 2-60-6
- 栃木県クリーニング業生活衛生同業組合 ————— ☎028-622-7527  
〒320-0032 宇都宮市昭和 1-3-10-405
- 群馬県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎027-231-1690  
〒371-0027 前橋市平和町 1-4-22
- 埼玉県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎048-622-0674  
〒331-0061 さいたま市西区西遊馬 1270-1
- 千葉県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎043-246-7722  
〒261-0001 千葉市美浜区幸町 2-19-21
- 新潟県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎025-229-1941  
〒951-8111 新潟市中央区北浜通一番町 390番 8
- 長野県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎026-267-4050  
〒380-0834 長野市問御所町 1241-1 信越ビル 701
- 山梨県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎055-252-9072  
〒400-0025 甲府市朝日 1-9-10
- 東京都クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎03-3813-4251  
〒112-0004 文京区後楽 2-3-10 白王ビル 2階
- 神奈川県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎045-201-7544  
〒231-0003 横浜市中区北仲通 2-20
- 静岡県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎054-252-0455  
〒420-0858 静岡市葵区伝馬町 20-11
- 愛知県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎052-741-5334  
〒464-0854 名古屋市千種区大久手町 5-11
- 三重県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎059-227-5016  
〒514-0026 津市新東町塔世 826
- 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合 ————— ☎058-273-7727  
〒500-8289 岐阜市須賀 4-8-4
- 富山県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎076-461-3733  
〒930-0039 富山市東町 3-2-17 富山県浴場会館 3階
- 石川県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎076-233-1241  
〒920-0016 金沢市諸江町中丁 467-2

- 福井県クリーニング業生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎0776-23-4044  
〒910-0006 福井市中央 1-6-22 大丸ビル 4階
- 滋賀県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎077-522-3824  
〒520-0806 大津市打出浜 13-22 生衛会館内
- 京都府クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎075-313-0380  
〒601-8301 京都市南区吉祥院西ノ庄西浦町 77
- 奈良県クリーニング業生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎0742-33-2180  
〒630-8123 奈良市三条大宮町 1-12 生衛会館内
- 和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎073-432-2817  
〒640-8045 和歌山市ト半町 33
- 大阪府クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎072-923-0988  
〒581-0061 八尾市春日町 2-1-25
- 兵庫県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎078-322-2121  
〒650-0021 神戸市中央区三宮町 1-9-1-1308
- 岡山県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎086-224-8530  
〒700-0861 岡山市北区清輝橋 2-1-6
- 鳥取県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎0857-26-9431  
〒680-0801 鳥取市松並町 2-160 城北ビル 109号
- 島根県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎0852-21-4652  
〒690-0882 松江市大輪町 414-9 県職員宿舍 4号棟 413号室
- 広島県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎082-234-1755  
〒730-0856 広島市中区河原町 1-26
- 山口県クリーニング業生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎083-922-3190  
〒753-0044 山口市鰯石町 3-25
- 香川県クリーニング業生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎087-861-3296  
〒760-0080 高松市木太町 2区 1793-1
- 愛媛県クリーニング業生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎089-922-1912  
〒790-0811 松山市本町 7-2 愛媛県本町ビル 2階
- 徳島県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎088-668-5281  
〒770-8074 徳島市八万町下福万 5-1
- 高知県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎088-831-1327  
〒780-8015 高知市百石町 1-16-1
- 福岡県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎092-436-2688  
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南 2-8-16-706
- 佐賀県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎0952-23-7245  
〒840-0054 佐賀市水ヶ江 5-3-13
- 長崎県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎095-814-8252  
〒852-8103 長崎市緑町 7-6 松浦ビル 3階
- 熊本県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎096-326-1281  
〒860-0001 熊本市中央区千葉城町 3-21 千葉城ビル 2階
- 大分県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎097-574-9318  
〒870-0022 大分市大手町 2-5-15 文化堂ビル 1階
- 宮崎県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎0985-26-5450  
〒880-0802 宮崎市別府町 3-1 宮崎日赤会館 1階
- 鹿児島県クリーニング生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎099-251-4466  
〒890-0051 鹿児島市高麗町 27-22
- 沖縄県クリーニング業生活衛生同業組合 \_\_\_\_\_ ☎098-880-2349  
〒901-1111 島尻郡南風原町兼城 677-6 エーエムマンション 101

## 5-7. 都道府県衛生主管課名簿

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課	☎011-204-5260 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
青森県健康福祉部保健衛生課	☎017-734-9213 〒030-8570 青森市長島1-1-1
岩手県環境生活部県民くらしの安全課	☎019-629-5360 〒020-8570 盛岡市内丸10-1
宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課	☎022-211-2645 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
秋田県生活環境部生活衛生課	☎018-860-1592 〒010-8570 秋田市山王4-1-1
山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課	☎023-630-2329 〒990-8570 山形市松波2-8-1
福島県保健福祉部食品生活衛生課	☎024-521-7243 〒960-8670 福島市杉妻町2-16
茨城県保健福祉部生活衛生課	☎029-301-3418 〒310-8555 水戸市笠原町978-6
栃木県保健福祉部生活衛生課	☎028-623-3110 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20
群馬県健康福祉部食品安全局衛生食品課	☎027-226-2445 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
埼玉県保健医療部生活衛生課	☎048-830-3613 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
千葉県健康福祉部衛生指導課	☎043-223-2627 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課	☎03-5320-4385 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課	☎045-210-4950 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
新潟県福祉保健部生活衛生課	☎025-280-5208 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
富山県厚生部生活衛生課	☎076-444-3229 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
石川県健康福祉部薬事衛生課	☎076-225-1441 〒920-8580 金沢市鞍月1-1
福井県健康福祉部医薬食品・衛生課	☎0776-20-0355 〒910-8580 福井市大手3-17-1
山梨県福祉保健部衛生業務課	☎055-223-1488 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
長野県健康福祉部食品・生活衛生課	☎026-235-7153 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
岐阜県健康福祉部生活衛生課	☎058-272-8281 〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1
静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課	☎054-221-3281 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
愛知県健康福祉部保健医療局生活衛生課	☎052-954-6299 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

三重県健康福祉部食品安全課	☎059-224-2359 〒514-8570 津市広明町13
滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	☎077-528-3641 〒520-8577 大津市京町4-1-1
京都府健康福祉部生活衛生課	☎075-414-4757 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府健康医療部環境衛生課	☎06-6944-9180 〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22
兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課	☎078-362-3254 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
奈良県くらし創造部消費・生活安全課	☎0742-27-8674 〒630-8501 奈良市登大路町30
和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課	☎073-441-2620 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	☎0857-26-7185 〒680-8570 鳥取市東町1-220
島根県健康福祉部薬事衛生課	☎0852-22-6529 〒690-8501 松江市殿町1
岡山県保健福祉部生活衛生課	☎086-226-7335 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
広島県健康福祉局食品生活衛生課	☎082-513-3097 〒730-8511 広島市中区基町10-52
山口県環境生活部生活衛生課	☎083-933-2970 〒753-8501 山口市滝町1-1
徳島県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課	☎088-621-2264 〒770-8570 徳島市万代町1-1
香川県健康福祉部生活衛生課	☎087-832-3178 〒760-8570 高松市番町4-1-10
愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課	☎089-912-2394 〒790-8570 松山市一番町4-4-2
高知県健康政策部食品・衛生課	☎088-823-9671 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
福岡県保健医療介護部保健衛生課	☎092-643-3279 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
佐賀県健康福祉本部生活衛生課	☎0952-25-7077 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
長崎県県民生活部生活衛生課	☎095-895-2363 〒850-8570 長崎市江戸町2-13
熊本県健康福祉部健康局業務衛生課	☎096-333-2245 〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1
大分県生活環境部食品安全・衛生課	☎097-506-3055 〒870-8501 大分市大手町3-1-1
宮崎県福祉保健部衛生管理課	☎0985-44-2628 〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
鹿児島県保健福祉部生活衛生課	☎099-286-2784 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
沖縄県保健医療部生活衛生課	☎098-866-2055 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

## 5-8. 都道府県生活衛生営業指導センター名簿

- (公財) 北海道生活衛生営業指導センター ————— ☎011-615-2112  
〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階
- (公財) 青森県生活衛生営業指導センター ————— ☎017-722-7002  
〒030-0812 青森市堤町2丁目16番11号 理容会館1階
- (公財) 岩手県生活衛生営業指導センター ————— ☎019-624-6642  
〒020-0883 盛岡市志家町3番13号 岩手県美容会館内
- (公財) 宮城県生活衛生営業指導センター ————— ☎022-343-8763  
〒980-0011 仙台市青葉区上杉5丁目1-12 後藤コーポ107号
- (公財) 秋田県生活衛生営業指導センター ————— ☎018-874-9099  
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館6階
- (公財) 山形県生活衛生営業指導センター ————— ☎023-623-4323  
〒990-0032 山形市小姓町4番17号 山形県生活衛生会館内
- (公財) 福島県生活衛生営業指導センター ————— ☎024-525-4085  
〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階
- (公財) 茨城県生活衛生営業指導センター ————— ☎029-225-6603  
〒310-0011 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎内
- (公財) 栃木県生活衛生営業指導センター ————— ☎028-625-2660  
〒320-0027 宇都宮市埜田1-3-5 砂川ビル内
- (公財) 群馬県生活衛生営業指導センター ————— ☎027-224-1809  
〒371-0025 前橋市紅雲町1丁目7番12号 群馬県住宅供給公社ビル4階
- (公財) 埼玉県生活衛生営業指導センター ————— ☎048-863-1873  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-4-17 食環センター2階
- (公財) 千葉県生活衛生営業指導センター ————— ☎043-307-8272  
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-15-7 千葉県森林会館内
- (公財) 東京都生活衛生営業指導センター ————— ☎03-3445-8751  
〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内
- (公財) 神奈川県生活衛生営業指導センター ————— ☎045-212-1102  
〒231-0005 横浜市中区本町3-24-2 ニュー本町ビル9階
- (公財) 新潟県生活衛生営業指導センター ————— ☎025-378-2540  
〒951-8106 新潟市中央区東大畑通1番町490-13 理容美容福祉会館2階
- (公財) 富山県生活衛生営業指導センター ————— ☎076-442-0285  
〒930-0855 富山市赤江町1番7号
- (公財) 石川県生活衛生営業指導センター ————— ☎076-259-6510  
〒921-8105 金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎B館3階
- (公財) 福井県生活衛生営業指導センター ————— ☎0776-25-2064  
〒910-0003 福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル3F
- (公財) 山梨県生活衛生営業指導センター ————— ☎055-232-1071  
〒400-0863 甲府市南口町4-8 山梨県理容会館2階
- (公財) 長野県生活衛生営業指導センター ————— ☎026-235-3612  
〒380-0872 長野市南長野字宮東426-1 長野県建築士会館3階301号
- (公財) 岐阜県生活衛生営業指導センター ————— ☎058-216-3670  
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3F
- (公財) 静岡県生活衛生営業指導センター ————— ☎054-272-7396  
〒420-0034 静岡市葵区常磐町3-3-9 静岡市衛生会館1階
- (公財) 愛知県生活衛生営業指導センター ————— ☎052-953-7443  
〒461-0001 名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 愛知県東大手庁舎6階

- (公財) 三重県生活衛生営業指導センター ————— ☎059-225-4181  
〒514-0005 津市鳥居町251番地の5 2階
- (公財) 滋賀県生活衛生営業指導センター ————— ☎077-524-2311  
〒520-0806 大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内
- (公財) 京都府生活衛生営業指導センター ————— ☎075-722-2051  
〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町90番地
- (公財) 大阪府生活衛生営業指導センター ————— ☎06-6943-5603  
〒540-0012 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル801号
- (公財) 兵庫県生活衛生営業指導センター ————— ☎078-361-8097  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
- (公財) 奈良県生活衛生営業指導センター ————— ☎0742-33-3140  
〒630-8123 奈良市三条大宮町1番12号
- (公財) 和歌山県生活衛生営業指導センター ————— ☎073-431-0657  
〒640-8045 和歌山市卜半町33 生衛食肉会館2階
- (公財) 鳥取県生活衛生営業指導センター ————— ☎0857-29-8590  
〒680-0801 鳥取市松並町2丁目160番地 城北ビル109号
- (公財) 島根県生活衛生営業指導センター ————— ☎0852-26-0651  
〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階
- (公財) 岡山県生活衛生営業指導センター ————— ☎086-222-3598  
〒700-0813 岡山市北区石関町2-1 岡山県総合福祉会館7階
- (公財) 広島県生活衛生営業指導センター ————— ☎082-532-1200  
〒730-0856 広島市中区河原町1番26号 広島県環衛ビル
- (公財) 山口県生活衛生営業指導センター ————— ☎083-928-7512  
〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目1番1号
- (公財) 徳島県生活衛生営業指導センター ————— ☎088-623-7400  
〒770-0933 徳島市南仲之町4丁目18番地 鳥獣センタービル1階
- (公財) 香川県生活衛生営業指導センター ————— ☎087-862-3334  
〒760-0018 高松市天神前6番34号 村瀬ビル3階
- (公財) 愛媛県生活衛生営業指導センター ————— ☎089-924-3305  
〒790-0811 松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2階
- (公財) 高知県生活衛生営業指導センター ————— ☎088-855-5100  
〒780-0822 高知市はりまや町3丁目7番6号 パームサイドビル2階
- (公財) 福岡県生活衛生営業指導センター ————— ☎092-651-5115  
〒812-0044 福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館3階
- (公財) 佐賀県生活衛生営業指導センター ————— ☎0952-25-1432  
〒840-0826 佐賀市白山1丁目2番13号 諸永ビル3階
- (公財) 長崎県生活衛生営業指導センター ————— ☎095-824-6329  
〒850-0033 長崎市万才町10番16号 パーキングビル川上3階
- (公財) 熊本県生活衛生営業指導センター ————— ☎096-362-3061  
〒862-0959 熊本市中央区白山1-4-9 末永ビル2階
- (公財) 大分県生活衛生営業指導センター ————— ☎097-537-4858  
〒870-0023 大分市長浜町1丁目12-3 今田ビル3階
- (公財) 宮崎県生活衛生営業指導センター ————— ☎0985-25-1466  
〒880-0802 宮崎市別府町3番1号 宮崎日赤会館2階
- (公財) 鹿児島県生活衛生営業指導センター ————— ☎099-222-8332  
〒892-0846 鹿児島市加治屋町11-2 鶴丸技芸ビル2階
- (公財) 沖縄県生活衛生営業指導センター ————— ☎098-891-8960  
〒901-0152 那覇市宇小禄662番 沖縄県生活衛生研修センター内

## 5-9. 関連官公庁・関連機関等電話帳

### 官庁・国会・消費者団体等

厚生労働省	03-5253-1111
総務省	03-5253-5111
経済産業省/中小企業庁	03-3501-1511
環境省	03-3581-3351
中小企業庁	03-3501-1511
日本政策金融公庫	03-3270-1361
全国中小企業団体中央会	03-3523-4901
国民生活センター	03-3446-0999
(一財)日本消費者協会	03-5282-5311
(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	03-3718-4678

### 福利厚生関係

全国クリーニング業国民年金基金	03-3351-2181
全国クリーニング業企業年金基金	03-5362-7401
(一財)全国中小企業共済財団	03-3264-1511
社会福祉法人中央共同募金会	03-3581-3846

### クリーニング関連団体

クリーンライフ協会	03-5362-7201
日本クリーニング環境保全センター	03-5362-7201
日本繊維製品・クリーニング協議会	03-5362-7201
(一社)日本リネンサプライ協会	03-3666-6571
(一社)日本病院寝具協会	03-5623-0321
(一財)洗濯科学協会	03-3756-0019
全国クリーニング協議会	03-3493-2130
日本クリーニング生産性協議会	03-3750-3455
(公社)全国ハウスクリーニング協会	03-5802-7031
全国おしぼり協同組合連合会	052-565-8168
全国ふとんクリーニング協会	03-3726-0872
日本ファー・スエードライフ協会	042-368-6182



---

## クリーニング ハンドブック 2016

---

(非売品)

発 行 日／平成 28 年 3 月 28 日

編集・発行／全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

〒160-0011 東京都新宿区若葉 1-5

全国クリーニング会館

---

※発行者の許可なく、本書内容を複写、転載することを禁じます